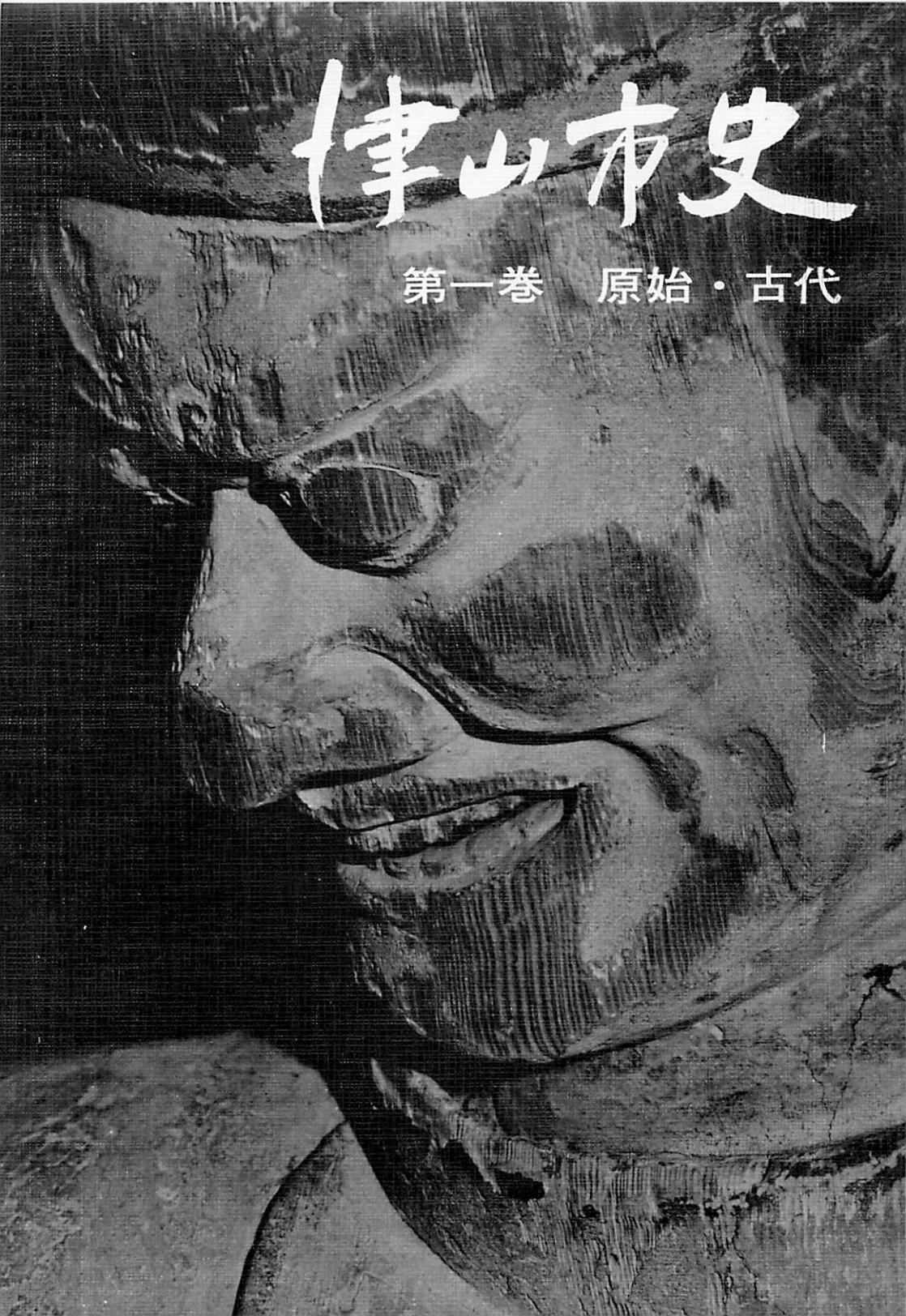


津山市史

第一卷 原始·古代



国指定重要文化財
表紙写真 図1 高野神社隨身立像
(山崎治雄氏写)
題 字 津 山 市 長

津山市史第一巻 原始・古代

目次

。発刊のことば

。まえがき

序章 津山の概観

盆地周辺の山地 三

盆地の丘陵と平地 五

集落地と森氏の集落対策 六

城下町の人口推移 一〇

津山と交通路 一四

第一章 原始社会から古代国家の成立へ

一、狩猟と採集生活の時代

人類の発生 一七

狩猟と採集の生活 一九

津山市内の縄文時代遺跡 二二

二、農業の開始と発展

農業の開始

.....二五

美作での農業生産の開始

.....二六

農業の発展と美作の谷水田

.....二七

政治的地域集団の発生

.....二九

三、王と大王の時代

古墳の発生と首長権の卓越

.....三二

美作の前期古墳

.....三三

津山市内の前期古墳

.....三五

群集墳の成立

.....三八

群集墳の盛行

.....四五

陶棺

.....四九

專業集団の成立と生産の発展

.....五二

古墳の消滅

.....五五

屯倉の設置

.....五六

四、国家の成立

条里制の展開

.....五七

中央集権国家の成立

.....五九

美作国府と国分寺

.....六一

第一章の参考文献

.....六八

第二章 律令時代

一、美作国の成立

成立の事情	七三
美作の国名	七五
律令制度	七六
美作の郡郷	九八

二、律令政治の展開

徴税	一〇三
税の貢納状況	一〇六
兵制	一一〇
農民の窮乏	一一二
地方政治の展開	一一四

三、荘園制と武士

初期荘園の成立	一一六
貴族寺社の特権	一一七
封戸	一一九
地方豪族の台頭	一二三
寄進地系荘園の展開	一二六
国司制度の変質	一三八
武士の台頭	一四一

四、古代の産業

農業生産	一四七
牧畜	一四九
狩猟	一五〇
鉄の採鉱	一五一
銅の採鉱	一五三
製紙と紡織	一五四
窯業	一五五
その他の採集植物など	一五五
その他の手工業生産など	一五六

五、古代の文化

三穗太郎の幻影	一五六
天降る神々	一五八
服属の儀礼	一六九
官寺と私寺	一七二
隨身立像―転換期の文化	一七九
第二章の参考文献	一八三

第一卷 年表

第一卷 表一 表

。市史編さん委員会規定・関係者名

発刊のことば

昭和四十年に市史編さん委員会が設置されてから、七年の歳月を経ました。この間、関係者の懸命のご努力により、ここに津山市史（第一巻）が発刊の運びとなりましたことは、大きな喜びであります。関係者に対し衷心より謝意を表する次第であります。

わが郷土津山は、古くから岡山県北の中心地として発展してきました。したがって、市史を通じて豊かな歴史の内容が、広く市民各位に紹介されることにより、郷土に対する認識と愛情が一新され強化されるものと確信いたします。また、今日を生きる私達市民は、郷土の伝統と歴史を十分に認識し理解することなくして、さらに発展した津山を、後世に引き継ぐことはむずかしいと思ひます。このような意味において、市史がより多くのかたがたに愛読され、新しく豊かな郷土を築く心の糧かてともなればと願うものであります。

なお、市史は今後引き続き分冊刊行する計画であります。関係者の皆さんの一層のご協力を切にお願い申し上げます。発刊のことばといたします。

昭和四十七年三月

津山市長 生 末 敏 夫

まえがき

一、津山町ほか五か町村が合併して津山市が誕生したのは昭和四年二月十一日である。当時、間もなく市史刊行の声があつたが、事変、戦争とうち続くきびしい情勢に流されて具体化するに至らず終戦をむかえた。幸いに直接の戦火からは免れたが、戦後の混乱の中で、もろもろの文化財や文書資料等が破壊されたり、散逸してゆくものも少なくなかつた。

たまたま昭和二十五年、元の平沼騏一郎氏別邸が市に譲与されたのを機に、市立津山郷土館が設置され、市史編さんに備えて史料室を併置し、諸資料の収集、整理、保管に当ることとなつた。以来松平家を始めて、各方面から町方、村方を含む藩政資料、庶民資料等が次々と寄せられてその整理に力を重ねて来た。

一、昭和四十年七月、いよいよ市長を会長とする津山市史編さん委員会が発足して、市政四十周年記念事業の一つとして刊行の目標を樹立、分担執筆の方法で踏み出した。しかしながら、中途、企画推進の中心であつた元の国政郷土館長、寺坂委員の訃ふに会うの厄やくがあり、また、執筆担当者がそれぞれ忙しい本務をもつているため、膨大な資料の整理も思うにまかせず、刊行は遷延を重ねたが、ここによりやく軌道にのつて第一巻を公にするに至つた。

一、この市史は、最終的には通史、各説、資料とまとめて冊を整えるが、広く一般市民から親しんでもらうために、取扱いやすい普及版の形とし、まず通史を時代別の分冊として刊行する方針をとり、以後続いて巻を

重ねることにした。

一、編さんに当たっては常に客観性を失わないように、妥当性のある資料による方針を堅持したが、もとより学術報告や研究論文ではなく、あくまで一般市民を対象とするものとして、われわれの郷土が日本の歴史の中で、また美作の歴史の中でどのような位置をしめて来たかを明らかにすることにつとめた。

一、記述表現にあたってはなるべく親しみやすいように心がけたが、最少限の歴史用語や固有名詞、一部原典の引用等はやむを得なかった。また当用漢字音訓表等の範囲をこえるものについては、各項目での初出のときふりがなをつけ、地名、人名等については念のために、ふりがなを多くつけるようにした。

一、最後に本史編さんについては、顧問の先生方をはじめ、関係各方面からいろいろと指導、助言をいただき、且つお手を煩わしたことが大変多い。また、郷土先学の貴重な著述や記録に負うところが大きく、資料その他について特に協力を賜わった方々も少なくない。この機会に深甚なる敬意と感謝を捧げ、さらに今後のご指導を懇願してやまない。

昭和四十七年三月

津山市史編集協議会編集長
津山市教育委員会教育長

木村岩治

序
章
津
山
の
概
観

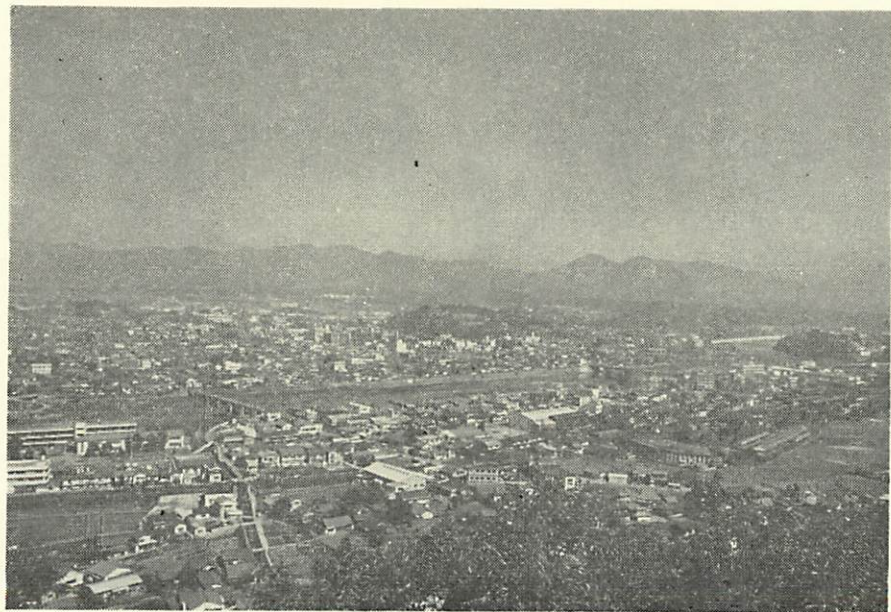


図2 津山市大観

序章 津山の概観

津山市街の南縁にある神南備山(三五六m)に登って北を望むと、足もとに東西に長く津山の町並が横たわり、その背後には、遙かに視界をさえぎる山波があり、この手前には、幾筋もの丘陵と、水田低地帯とが、あたかもしま模様のように交互に南北に走っているのが目に映るのである。

中国地方のほぼ中央を東西に長く連なる盆地列に含まれ、岡山県北部の山間盆地の一つ、東西約二〇数Km、南北約一〇Kmのこの空間が私たちの津山盆地である。

鳥取県境、上齋原地区かみさいに源を求めて南流する吉井川よしの本流は、盆地西縁の山麓を洗い、盆地南縁の山地に突き当ると東に転じ、盆地の中央地区を南流してくる加茂川と合流して、再び南に転じて視界から消えてゆく。そし

て、この吉井川は盆地南縁の山地を突き破って南下しながら、盆地東部の水を集めて南流する吉野川を吸収して瀬戸の海に注ぐ。

まず、盆地の自然から筆を進めてゆこう。

盆地周辺の 盆地北縁の山地は、**榊形山** **①**・**黒沢山**
地 **②**・**天狗寺山** **③**・**山形仙** **④**など、古

生層からなる高さ六〇〇m〜八〇〇mの山地と、これらの山地の東に続く、**爪ヶ城山** **⑤**・**滝山** **⑥**・**那岐山** **⑦**など安山岩、花こう岩類の火成岩からなる高さ一、〇〇〇m級の山地との、二つの部分からできている。

以上述べた山地と、津山盆地とは断層によってくぎられており、特に那岐山から山形仙に続く断層は、津山盆地に見事な急崖きゅうがいを向け、津山市街からでも遙かに望むこ

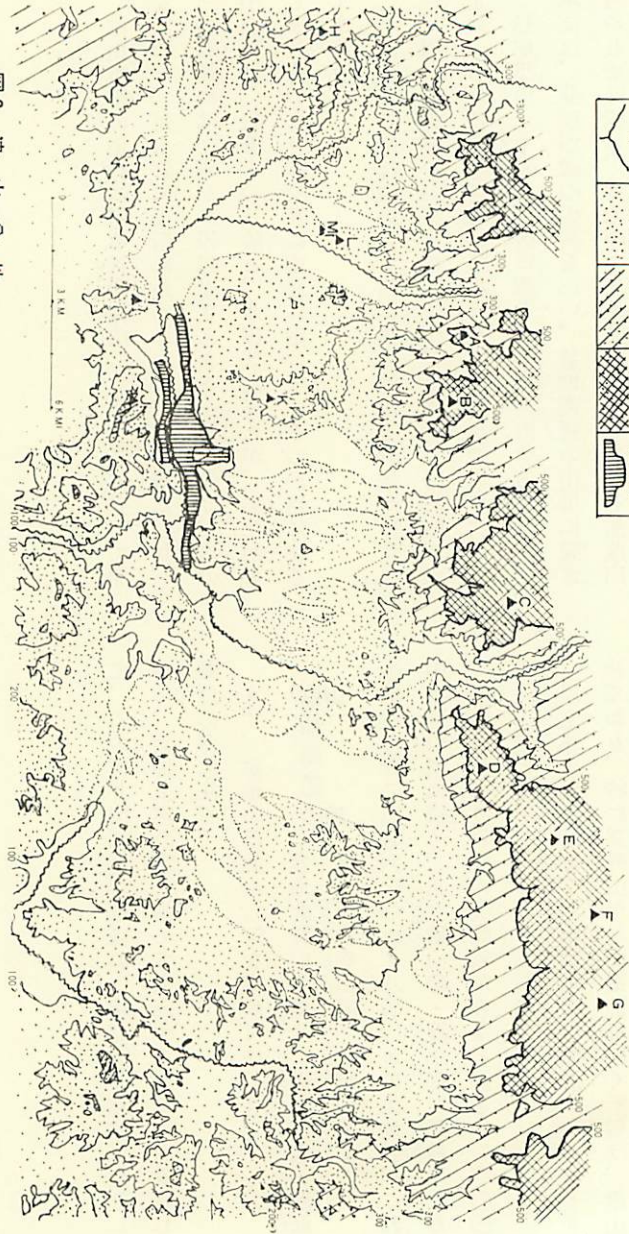


図3 信州

とができる。

この断層崖下には、中国地方にはあまり無い扇状地が
だんそうが
 できている。また、断層崖はちょうど盆地の北に屏風の
びょうぶ

ように突っ立つ形になり、ことに、最高峯である那岐山
 (一二四〇m)は、盆地住民のシンボルとなり、歌にも
 よまれ、幾多の伝説をも生んだのである。

東縁の山地は、古生層とその下から顔をだした各種の火成岩からできていて、主として三〇〇m〜五〇〇mの低い山地である。この山地は東に延びて兵庫県境の山地になるが、この間に発達している集落には、兵庫県との交流の色が濃くなっているものがある。

西縁の山地はほとんど古生層からできていて、高さは東縁山地と同じ位で三〇〇m〜六〇〇m前後である。代表的な山に妙見山^{みょうけん}があるが、この山から盆地をながめてもその地形をよく観察することができる。

南縁山地は、周辺の山地の中では一番低く、嵯峨山^{さか}①、神南備山^{かんなび}①など、三〇〇m前後の高さにすぎない。それに、噴出岩である流紋岩が多く分布していることも特色である。この流紋岩は、古生層とか中生層を貫いて噴出していて、津山盆地では生成の新しい岩石の一つで、特に、森氏の城下町建設以来津山にとってなじみの深い石材である。

盆地と丘陵と平地

この盆地の特徴は、
①、高さ一五〇m〜三〇〇m、比高五〇m前後のごく低い丘陵が、幾筋も並んで南北に走っていて、その丘陵と丘陵との間には、樹枝状の

水田低地帯が深く入り込み、丘陵と平地とがちょうどしま模様のようになっていること。

②、これらの丘陵はほとんど(盆地の西部と南部との一部を除いて)第三紀層(第三紀の中期)からできていること。

である。

この第三紀層は、中に含まれている化石からみて、浅海に堆積されたもので、中には湖沼に堆積されたものもあるといわれる。すなわち第三紀の中期には、中国を東西に走る中央低地帯には海が入り込んでいて、ちょうど津山盆地のところは、いわゆる「津山海」といわれるひととき幅広い海が形成されていたということである。

盆地の西部から南部の地域には、古生層と中生層の地質をもった山地や丘陵が点在している。一番高いのは神楽尾山(古生層、三〇八m)⑤で、古生層の日上・国分寺丘陵、中世層の丹後山・鶴山、河辺・山畑の一部などの各丘陵は一五〇m〜二〇〇mの高さにすぎない。

盆地の西部、鏡野町の男山(二六〇m)①、女山(二〇〇m)④は、新世代第四紀に第三紀層を貫いて噴出した玄武岩からできている。この岩石は、津山盆地では一

番新しく生成されたもので、男山、女山は「握り飯」をおいたような玄武岩特有の美しい姿をして地域民に親しまれている。

このような盆地の生成に重要な役割をした中国中央低地帯は、南北に流れる吉井川とともに、古来、津山盆地と外界との主要交通路として利用されてきた。

まったく本通りから離れ、隔離されたような環境のこの空間に、私たちの歴史は息ぶき、数少ない交通路によつてわずかに外界と接触しながら生長してきたのである。

城下町建設以後は、一段と広さと多様性を増し、更に深さと独自性をすら持つにいたったけれども、この盆地のもつ風土的性格は、この歴史の上にどこことなく影を落している。

集落立地と 森氏の集落対策

私たちの生活の拠点である集落は、一体どこにつくられ、どう変化してきたのであろうか。更に私たちは、それをどのようにしてゆこうとしたのであろうか。

盆地内に広く分布しているあの第三紀層からできた高さ一五〇m〜三〇〇mの丘陵が、実は、原始時代から古代にかけては最適の集落立地の場所となっていたのである。

る。洪水の心配も無く、高みの所で、じめじめしないで乾燥していて、平地にも山地にも便利がよく、生活をするのに好都合な所という意味においてそうであった。

当時の遺物の出土地や居住遺跡——河辺天神原や沼などの弥生住居跡、国府・総社・国分寺などの遺跡——はほとんどこれらの丘陵に発見され、ここは、まさに美作史発生のゆりかごであった。これからも、遺跡はこれらの丘陵から次ぎから次ぎにと発見されてゆくことであろう。

時代がたつに従って、集落立地は平地に移動するのが一般の傾向である。「美作は往古から御一統まで、頭となるような武士、大身もなく、皆自分自分で小城とか、土を盛りあげたりして構をつくり、所々に五人三人と住んでいた」とか、「慶長以前は、所々合戦があつて、山の手にある人家は戦災にあうので、村民などは山の手の人家をきらい、平地に人家を移していた」という意味のことを記した江戸時代の文書があるが、当時の集落立地の傾向を推察することができるであろう。

「土を盛りあげたりして構をつくり」という意味の文を前に挙げたが、中世にできた集落の地名に「構」と

いうのがあり、この地名に防備的な意味を汲みとることもでき、当時の乱世にふさわしい集落地名ではある。津山盆地のあちこちにもこの地名は分布しているが、津山付近の水田地帯から著名なものをあげてみよう。

加茂川の南岸に位置する河辺の低地には、「構」という地名の周圍に、「築地」という土塁のなごりを留める部分があり、さらに、「門」という地名すら残している。旧河辺部落数十戸の集落はここにあつて、中世の防備的な姿をしていたのである。

院庄構は歴史的には最もよく知られているもので、中世美作国の州府として政治の拠点であつた。商家もかなり集まっていたといわれる。

一方、吉井川の河岸には富川宿（戸川宿、戸川駅とも書かれている）ができていて、交通的な役割や、物資集散の経済的な役割をしていた。また、鶴山山麓には八子町といわれた町並もできていたのである。

このように地名や文書によって調査してみると、政治の中心舞台は平地に移っており、経済的な役割をもった集落も発生することがわかる。

以上のようながめてみると、時代の推移に伴って集

落立地は移動してきているし、一方、新しい機能をもつた集落がしだいに発生して、町場も数多く出現してくるのである。

このような集落の変化推移してゆく方向を場所としてとらえると、それは、外界からの交通路の結合地域である鶴山—院庄—日上国分寺丘陵を結ぶ低地帯である。いうならば、津山盆地の一番低いこの地域に水が集まってくるように、集落の推移がここに凝集されて、次ぎの時代がくるのを待つということであろうか。

慶長八年、森忠政は美作に入国した。翌年、鶴山を津山としてここに築城をし、盆地の要の低地をとりいれて城下町の建設を決定した。美作の名は和銅の昔にできたけれども、名実ともに美作ができてくるのは慶長からであり、津山は名実ともにここに始まる。かくて津山は美作の中に生まれ、津山は美作とともにその歴史を作ったといえる。

森氏が美作を一國として掌握するという統制力は、集落面には次ぎのような政策となつて行なわれた。

(一) は、平坦地（水田地帯）にある農家を山の手に移転させるという、百姓屋敷替えの達し—慶長一〇年（一

辺崎山方村城田原枝原 戸川中北沢
 A 河川横一北古暮吉宗森 原
 B C D E F G H I J K L M N O P
 瀬古小山末

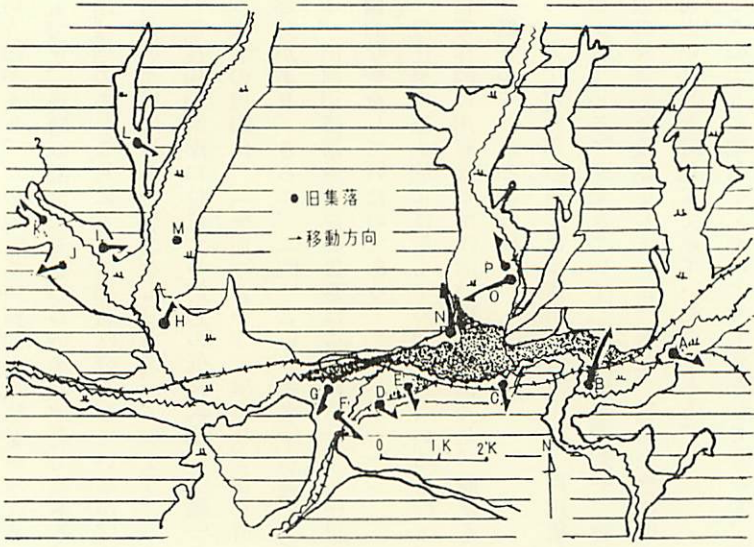


図4 集落移転図

六〇五) である。これは、集落立地が丘陵から平地に
 変わってきたという、いわゆる「集落の山下り」の傾向
 を、逆に「山上り」させることである。

(二) は、城下町の建設である。鶴山に築城し、山麓の
 八子の町並は城下の外に移転させ、戸川宿は吸収し、城
 下の町造りの完成を期したのである。

この二つの政策は、はからずも前者は農村、農民に対
 してとられたものであり、後者は都市、町人に対してと
 られたものであることは興味深い。しかし、何れにして
 も、人々は強大な力というものを始めて目の前に見たの
 である。

まず、集落移転からふれてみよう。

移転した集落は、寛文四年(一六六四)の河辺村五七
 戸、貞享二年(一六八五)の川崎村四〇戸など数多くの
 例が見られる。

ところで、河辺村の記録によると、農民側は、

- 1 丘陵上に移転すると耕地に遠くなる
- 2 出雲街道の街道筋に出るので迷惑だ
- 3 丘陵上にあがると自分たちの草刈場をつぶすこと
になる

などをあげて反対し、森氏は、

- 1 耕地の拡張
- 2 往來の御用のため

を主張し、移転の代償として、

- 1 移転先の屋敷地の免税
- 2 他所に草刈場を与える

3 集落移転費用の弁償

などの恩典を与えて、加茂川河岸の水田地帯から現在位置の丘陵上に、川崎村は野介代のけだいに移転している。このような場合、神社は村と共に移転し、寺は城下町の周辺部に移転している。

さて、この川崎村の移転の時点でも、さきの通達以来すでに一世紀が経過しようとするのであるから、ずいぶん息の長い大事業であったのである。

次の、城下町の建設については、戸川宿が立地していた氾濫原はんらんげんが城下にとり入れられたのであるから、何よりも先ず河水への防御が重要なことになる。誰でも見てわかることは堤防である。ことに城下の西部は三重の堤防によって囲まれているのである。すなわち、一番内側が藪田川筋いだがわの堤防、その外側が鉄砲町てつぱうち、西寺町にしじらまちをつつん

で安岡町やすおかまちの北側を通る堤防、一番外側が、安岡町、茅町かやまち、

新茅町しんの南側の堤防と、この三条の堤防は当初の城下町から、順次外に向かつて伸びてゆくたびに脱皮していった、城下町発展の痕跡こんせきでもあるし、またそのつど築いていった防水対策の年輪でもある。

東は勝間田町かつまなまちから西は坪井町つぼいまちまでの初期城下の町々は、だいたい慶長から元和年間げんにかけて成立したと考えられる。

次々に町が成立してゆき、形の上では城下の町造りもだいたいできあがる頃、内容的に整備し、仕上げをしようとしたのが、元和八年（一六二二）の『工商人屋敷替之事こうしょうにんやしきがえのじ』の達しで、つまり町人を同職、同業、同町に居住させようとしたものであり、この趣旨にそっていない町人には家敷替えをさせるのである。

そこで、屋敷の広いものと狭いもの、土地が便利な所と不便利な所、いろとりどりであるから、折り合わない者もあり、中には立ちのかないため入牢らうさせられる者もあったという。

これが落ち付いたのが寛永三年（一六二六）頃といわれるから、城下町の形と内容がひとまず整ったのがこの

表1 城下町地区の人口推移

年号	町方人口	武家人口	計	備考
寛永11 (1634)	14,849	14,020	28,869	以下18万石時代 (ア)は主卒、神職 僧など推定
元禄10 (1697)	16,445	8,000(ア)	24,445	
元禄11 (1698)	16,579			以下10万石時代
元禄16 (1703)	11,957			
宝永4 (1707)	11,499			
正徳4 (1714)	10,746			
享保11 (1726)	9,981			
宝暦10 (1760)	8,222			以下5万石時代
明和4 (1767)	7,511			
安永3 (1774)	7,270			
安永9 (1780)	7,024			
天明6 (1786)	6,878	4,000(イ)	10,992(イ)	(イ)推定 (ウ)神職、僧含む
寛政4 (1792)	6,775			
寛政10 (1798)	6,882			
享和4 (1804)	6,600			
文化7 (1810)	6,728			
文化13 (1816)	7,131			
文政9 (1826)	7,126			以下10万石時代
天保4 (1833)	6,734			
天保11 (1840)	7,527			
弘化3 (1846)	7,884			
元治元 (1864)	8,037			
明治2 (1869)	8,111	5,945	14,056	神職、僧含まず
明治5 (1872)			10,570	廃藩後
明治9 (1876)			14,290	
明治17 (1884)			15,575	
明治32 (1899)			16,175	
明治37 (1904)			17,532	
明治42 (1909)			15,484	
大正4 (1915)			17,426	
大正9 (1920)			16,716	
大正14 (1925)			17,604	
昭和4 (1929)			17,639	
昭和25 (1950)			22,886	
昭和31 (1956)			24,843	
昭和34 (1959)			25,401	
昭和40 (1965)			22,752	
昭和45 (1970)			19,922	

頃ということになり、したがって津山城下の町造りには二〇数か年かかったことになる。

以上述べた集落移転と城下町建設の二つのことは、その目的とすると、ころが現代とは異なるであろうが、江戸時代初期における地域開発と都市計画であるといってい

い。更に、米の増産のためには集落移転をすやらなければ

ばならなかったという美作の風土性、そして城下町建設の中にとり入れられた防水対策にみられる地域性をしめ

じみと知ることができる。

城下町人口推移

初期城下町成立以後、東には新町、西には今町、茅町など拡大し、初期城下区域では、空白地に新町を設立して充実させてきた。

そして、明治代に分離合併、昭和代には数度の合併をし

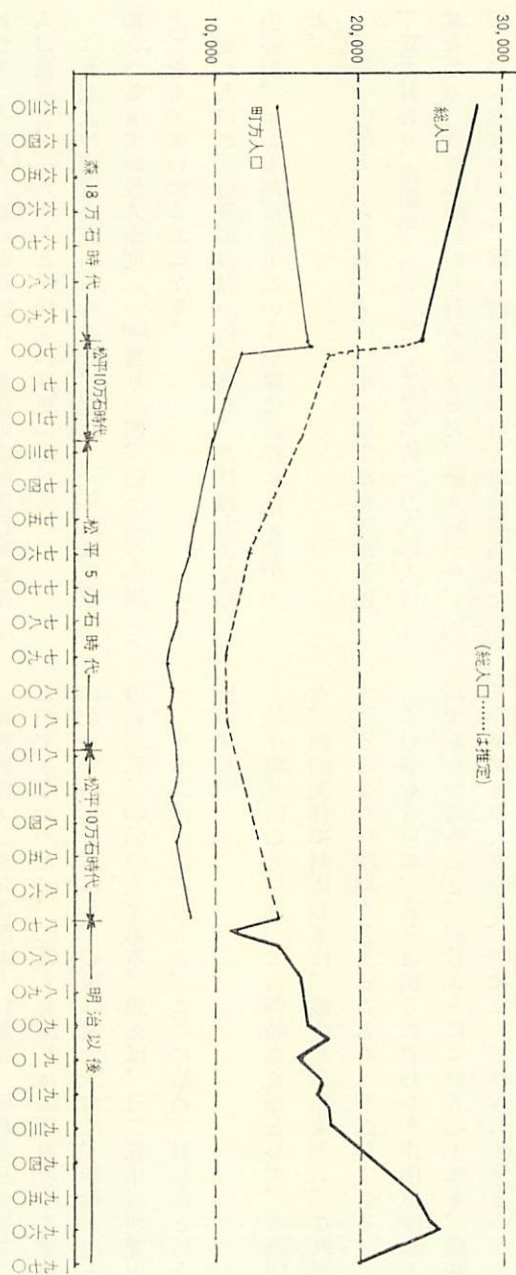


図5 城下町地区の人口推移グラフ

ている。

人口は、分離すれば少なくなり、合併すれば多くなるのが一般である。ここでは津山の総人口というのではなく、完成された時点での城下町に区域を限定し、その人口推移を見ようとしたのである。というのは、この城下町は、現在の津山市街の中心地区であるから、この両者を人口面から三百数十年間を一貫して見ようとしたの

で、そうすることによって、城下町をよりよく知ることができ、また中心街の特質をうかがうこともできると考えたからである。

表1は、城下町地区の人口、つまり明治二年までは城下町の人口を、これ以後は城下町と同じ地域の人口数を算出したものである。時代と出典の性格上、多少の誤差はやむをえないが大勢をうかがうことはできる。

図5は、表1の数をグラフにしたものである。この二つの表によって、人口推移を考えてみると、

一、城下町の人口変化は、政治的変動と密接に関係している。

城下町に吸収された中世集落は富川宿とがわのしゆくだけであることと、寛永かんえい十一年（一六三四）には二八、〇〇〇人をこす人口があったことからみると、城下の建設に着手以来二〇〜三〇年の間に、昼気楼しんきやうのように都市が出現したことになる。この人口数は昭和四年、津山の市制施行時の全人口数三三、三六一人と比較すれば更に感が深い。

これを人口密度の点からみると、寛永十一年には現在にいたるまでの最大密度（一km²当り一四、〇〇〇人以上）をもっていたことになる。

更に人口の社会移動の点からみると、これ程大きな社会移動、しかも都市集中という現象は美作にはなかった。

元禄げんく一〇年（一六九七）〜十一年、領主は森氏から松平氏に替わり、所領が一〇万石になると、約一万人の人口減となる。さらに所領が五万石になると、総人口一一、〇〇〇人前後になり、城下町時代最少の人口停滞期とな

っている。これは人口最大時の約三分の一である。

文化年間ぶんか、所領が一〇万石になると、武家も町家も増加傾向となって、一三、〇〇〇人〜一四、〇〇〇人となつている。

版籍奉還、廢藩置県後の明治五年には再び一万人前後に急減し、この変動がすむと一六、〇〇〇人〜一七、〇〇〇人と直ちに回復し、昭和四年市制施行時までほとんどそのまま停滞を続けている。

昭和四年〜二五年の間の人口数は、資料不足で知ることができなかったが、二万人を越したのはおそらく戦後になってからであろう。戦後の最大人口は、昭和三四年の約二五、〇〇〇人である。想えば、三二五年以前寛永十一年の二八、〇〇〇人と、ここに始めて対したという感がする。

城下町地区の人口は、この両時点を極として、この間を、政治変化に対応しては、減少しまた復元し、これがすぎるとまた停滞期を迎えることをくり返している。

この事をさらに、表2と図6に表わした津山市の総人口でしらべてみると、同じようにこの表の上にも、昭和二〇年前後の大事件と、昭和二九年の編入合併という大

序章 津山の概観

この事情について特に指摘したい一つは、中心地区の都市機能の変化によって起こったことである。言いかえると、仕事場と住居の分離である。

二、ところが、昭和三五年頃から急激な人口減少が現われた。この人口減少は、表1と図5、つまり津山市街の中心地区に現われている。

大きな政治変動の時以外は、前述の停滞型が現われているのである。

表2 津山市の人口推移

年度	人口数	合併形式
昭和4	33,361	津山町, 津山東町, 西苦田村, 二宮村, 院庄村, 福岡村合併, 市制施行
5	34,159	
10	36,092	
15	35,111	
16	39,400 (推定)	東苦田村, 佐良山村編入合併
22	51,571	
23	52,139	
25	51,645	
27	52,208	
28	52,884	
29	80,616	田島, 一宮, 高田, 神庭, 高倉, 高野, 河辺, 大崎, 広野, 滝尾 10か村編入合併
30	80,883	勝加茂村のうち酒, 高取村のうち堂尾・池ヶ原編入合併
35	78,549	
40	76,007	
45	76,368	

津山では従来、政治的変動などの外的条件によって起こっていた人口変化が、自らの機能変化によって自律的

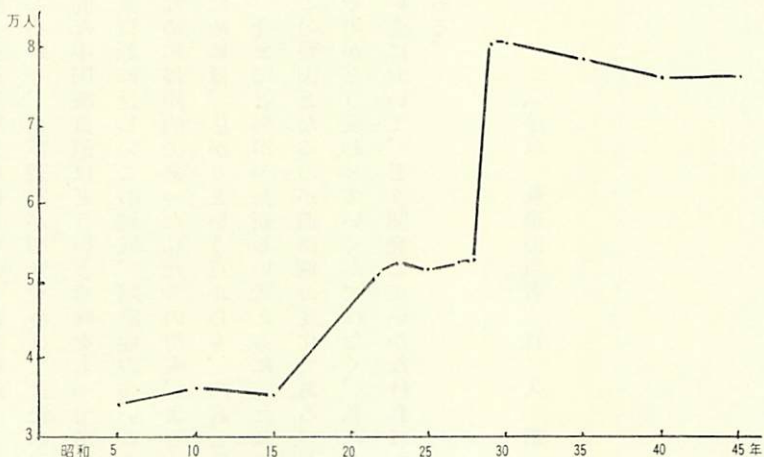


図6 津山市人口推移グラフ

に起こってきたのである。その現われの一つは、中心地区の人口が周辺部の住宅地区に移動しはじめたことで、その結果、中心が疎で周辺が密になるといふ、人口のドーナツ型現象が起こりはじめた。一つの新しい変化として見のがすことができない。

津山と 総社、国府——国分寺——院庄の三角
地域の集落発生を再度考えてもらえは

よい。

新しく城下ができてから、後に市街地に編入されたのは、寛永三年の東新町と西新町、寛文年間の茅町と安岡町など、いずれも城下を東西に走る出雲街道にそった部分であった。

明治以後、明治三年には津山口と岡山間に中国鉄道が開通し、大正一二年には津山駅と院庄駅が開業され、昭和三年には東津山駅が開業された。そして昭和十一年までには津山を中心とした現在の鉄道網が完成され、津山口、津山、東津山、院庄の各駅周辺には、新しい集落の発生が促された。

しかし文明開花の代表的交通機関である鉄道も、この地域の産業構造を変え、津山の産業機能を大きく変える

にはいたらなかった。それにしても、津山に変化が起るとすれば、三百数十年の歴史が示すように、それはやはり陸上交通路以外には無いのではないか。

ところが今、再び道路が脚光を浴びてきたのである。代表的な中国縦貫道はどういう意味をもってあろうか。工業資源に乏しいこの地域、隔離性の強いこの地域、そのために停滞的であった私たちの町も、よりよい町にするためには、広がりという点からも、内容という点からも、今までとちがった新しい考え方に立たねばならない。この要因となるのが道路網の変化である。私たちの地域や町がどう変わっていくかではなく、私たちが、望ましい姿において、どう開発していかなければならないかである。

(序章 執筆担当者 竹久順一)

第一章 原始社会から古代国家の成立へ

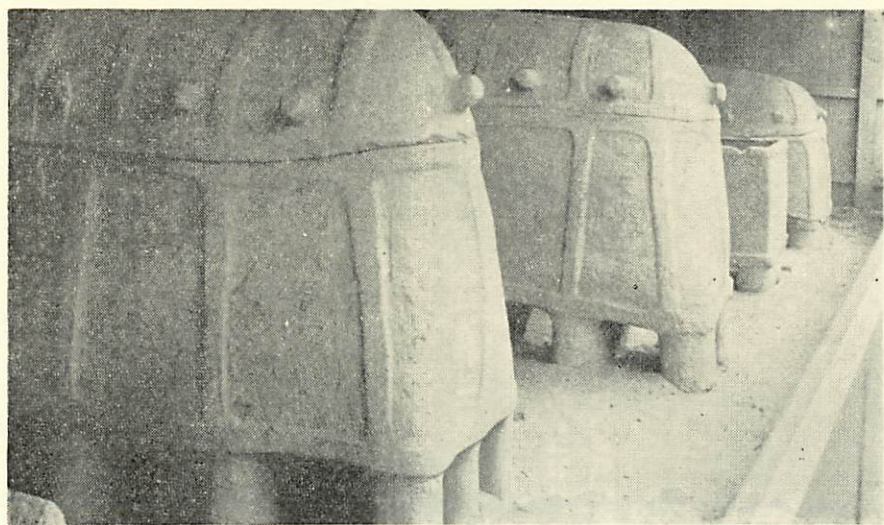


図7 津山市内出土の陶棺

第一章 原始社会から古代国家の成立へ

はじめに

人類が発生してから、奈良時代（古代後期）に入るまで、文字による記録はきわめてまれである。そのわずかな記録も、書かれた内容がごく限られており、また、その内容は当時の支配者にとって都合のよいように、伝承が書き改められている。そのため、八世紀前半に書かれた古事記・日本書紀に一部の記述がある場合でも、原始時代や古代前期の日本歴史については、当時の人々の残した遺跡・遺物を資料として研究を行なう考古学の成果をもとに記述するほかはないのである。すなわち、長い年月を経て今日まで生きながらえてきた遺跡・遺物は歴

史を明らかにする基礎資料である。また、それは同時に歴史教育の生きた教材でもある。であるから、遺跡・遺物を破壊することなく、大切に保存することが、日本の歴史、ひいては津山の歴史を明らかにするために、この上なく必要なのである。

一 狩猟と採集生活の時代

人類の発生

サル仲間である高等猿類さるから、人類が分化独立したのは、今から約二百万年前のことといわれる。温暖な生活条件のもとで樹上において生活していた高等猿類は、やがて地上に降り、身を守り食物を手に入れるために、前足を手にかえ、道具を

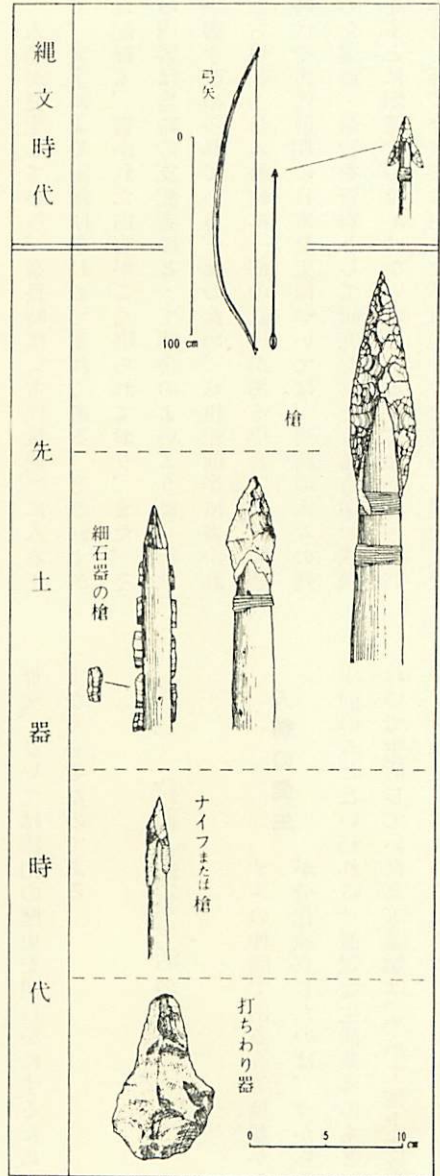


図8 狩猟用石器の発展

使用することを始めた。

初期の道具は、石ころや木切れなどを簡単に加工しただけのものであった。石器はすべて打ち欠いて刃をつけた「だせいせつき打製石器」と呼ばれるものであった。野獸にくらべてひ弱な人間は、つねに共同で身を守り、働いて、みんなで分け合わなければ生きて行けなかった。共同で労働し生活する必要から、はじめは単なる叫び声であったものからことばを生み出し、また火を利用することによって生活を高めた。人類は道具をつくり、道具をもって生

活資料を得ること、すなわち労働によって知恵を高め、進化していった。

人類は、ゆるやかなテンポではあったが、しだいに道具を改良し、シカやゾウやイノシシなどの大形・中形の動物を、より効果的に狩るようになった。手でにぎって使用する石器から柄をつけたやりやりをうみだし、こうせきせい洪積世の終り頃、約一万年前には弓矢を発明するまでに進歩した。

洪積世には、今の日本列島は、朝鮮と陸橋で結ばれ、

また本州から北海道・サハリン・シベリヤへと陸つづきになっており、アジア大陸の一部分であったので、動物も、それを追う人々も、かなりの行き来があったと思われる。こうした時代—先石器時代または旧石器時代と呼ばれる—に、日本人が住み、生活していたことが明らかになったのは戦後のことであるが、すでに全国で千をこえる遺跡が知られるようになった。これらの遺跡のほか、この頃の化石人骨が、石灰岩地帯など保存条件のよい所から五例発見されている。彼らは少人数の集団を単位に狩猟や採集をおこなっていたが、自然物の獲得に終始していたから、いつも飢餓の恐怖に悩まされつづけ、その生活は極端に貧しかった。

石器を出土する地層の研究によれば、この日本の旧石器時代は、数万年も続いたらしい。初めは打撃用の石器と切り削りのための小形石器しか持たなかったが、やがて石材の加工技術が進み、切る・削る・突くなどの機能に応じた分化した石器を量産できるようになった。後には木や骨にはめこんで使う極小の石器（細石器）や、狩猟用の石器（やちり）も現われるようになった。

津山では、この時代の人類の足跡を示す資料として旧

河辺村（かわなべ）日土（ひかみ）から出土したものをあげることができる。それは硬い砂岩を打ち欠いて刃をつけた長さ約四cm、幅約三cmの万能石器である。これが確実に旧石器時代後期のものとすれば、今から二—三万年前、少なくとも約一万年以前に人類が津山の地に現われたことになる。ただ、その資料は偶然的な発見によるものであり、また他に類例もないので、この時代の津山の歴史は、今日なお暗やみの中にある。

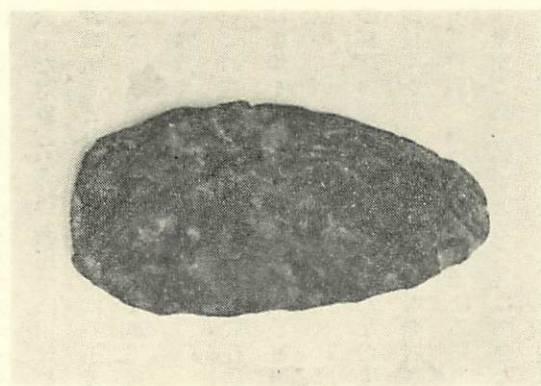


図9 津山市河辺出土の旧石器

狩猟と採集の生活

いまからおよそ一万年ほど前、地球上に温暖な気候がおとずれ、氷河がとけはじめた。その結果、海水が上昇し、日本は大陸から切

り離され、それに伴ってこれまで重要な食糧資源であった大形草食性群棲動物は、自然条件の変化と人間による乱獲も加わって絶滅に瀕した。

いっぽう気候の温暖に伴って、水禽類をはじめとする鳥類や、イノシシ・シカ・タヌキ・ウサギなど中小獣類が増加したが、森の中でこれらを捕獲するのに、従来の道具では不十分であり、やがて軽快で命中率の高い弓矢が誕生するにいたった。海や川に住む魚類を食料とするところがこの頃から始まり、磨製石斧によって作られた丸木舟が使われた。さらに、植物の実や根、貝類などが食料となったが、その大量処理のために、煮沸用の土器の使用が始まった。土器の利用によって、熱処理を受けて殺菌され消化のよくなった食物をとるようになった。また、貝類を大量に処理することができ、堅果類や球根類の食用が拡大するなど、タンパク質、デンプン質等の栄養が豊かになり、健康と寿命に影響を与えたにちがいない。これ以後、米作りが始まるまでの間を、使われていた土器の文様から縄文時代と呼んでいる。

縄文時代には、狩猟・漁撈・採集の三生産部門が、旧石器時代に比べていっそう発達した。弓矢による狩猟で

は、シカ・イノシシ・アナグマ・タヌキ・ウサギなどがおもな対象となり、漁撈では川魚や沿岸の魚だけでなく沖の魚もとリ、貝類としてはハイガイ・カキ・アサリ・ハマグリなどの海産貝類のほか、シジミやカワニナなどの淡水産貝類も捕食された。

この時代の人々はふつう堅穴住居に住んでいた。集落は広場を中心に数軒ないし十数軒の堅穴住居群から成り立っていた。先石器時代に比べれば、縄文時代には労働の経験の蓄積によって、石器など生産用具を改良し、生産技術を進歩させ、生産力を発展させていった。けれども、狩猟・漁撈・採集にたよる限り、年々自然が生み出す量をこえて物をとることはできないという限度があった。採集経済の社会では、恒常的に剰生産物を蓄積することは不可能であったので、ある個人の手し富を集中することはできなかった。それは階級支配を生み出すことのない社会であった。事実このことは、集落の中の住居や集団墓地の埋葬のなかに、特定の集団や個人の富や権力を示す何ものも見いだされないことから明らかである。労働は集落ごとに共同で行なわれ、獲得物は公平に分配されるという、全員が貧しい平等の社会であった。

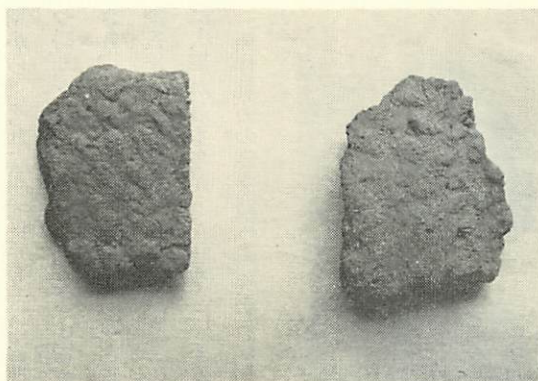


図10 真庭郡中和村金山出土の押型文土器片

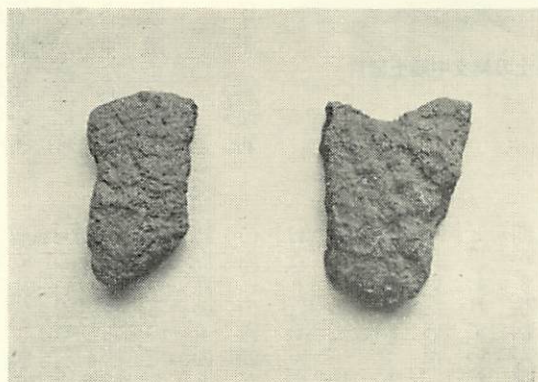


図11 真庭郡中和村向山遺跡出土の羽状縄文土器片

抜歯の風習や土偶・石棒など、呪術を示す遺物が後期・晩期に多く見られるのは、集団内部を規制し、自然を保護することによってのみ生活し得た当時の社会の特徴を示している。

美作地方で縄文時代の遺物が発見されたのは戦後のことであった。蒜山原や勝央町で縄文時代の土器が見いだされたが、数年前までは、わずかに数片、一〜二個体分の

土器が見いだされたことから、瀬戸内または山陰に住む人々が獲物を追って美作に姿を現わしたにすぎないと考えられていた。今日では、美作地方に縄文時代の遺跡・遺物出土地が五十八箇所発見され、中和村別所や加茂町青柳のように、百余の土器片と、石斧・石匙・石鏃など多種類の石器と、原石が出土し、集落遺跡と思われるものさえ知られるようになった。

縄文時代は早・前・中・後・晩の五期にわけられている。これまで美作には後期のものが多いとされてきたが、最近の研究によって、かえって早期・前期の遺跡が多く、遺物量もまたこの時期に多いことが明らかになってきた。縄文時代早期後半から前期前半の時期にかけては、気候が暖かく、海進によって海面が若干高くなり、今日の海岸平野に海水が侵入してきた時期である。尖底深鉢型の土器に楕円の押型文がつけられた時

期から、それが粗大になり、口縁部内側に斜行沈線しやこうちんせんをもつ時期を経て、平底深鉢型の土器に羽状縄文が全面に施され、胎土たんどに植物繊維を混入した時期まで、すなわち早期後半から前期前半までが、縄文時代全体を通じて美作に人影が最も多かった時期といえる。

美作地方の縄文時代遺跡からは、サヌカイトさぬか（讃岐岩さぬま）

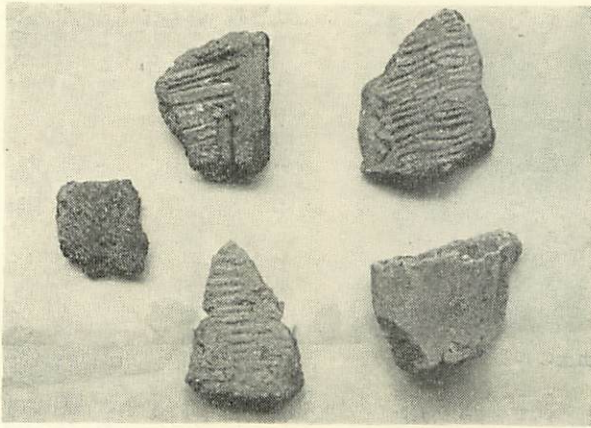


図12 真庭郡美甘村森谷遺跡出土の縄文中期土器片

質安山岩）製の石器とともに、黒曜石製の石斧・石鏃などの石器や石片が出土する。蒜山原を中心に、東は加茂川流域から那岐山麓、南は津山・久世の盆地列まで分布しているのである。これらの黒曜石はこれまで島根県隠岐島産のものと考えられてきたが、中国山地にも黒曜石の原石の露頭があるのだから、そのような速断をしてはならない。むしろ、広島県東部の帝釈峽たしやくなどと共通の特徴として、中国山地型のあり方を示しているものとして理解すべきであるかもしれない。

長いあいだ、美作では縄文時代の資料は無いに等しいと思われていたが、津山でも美作全体でも、縄文時代早期から生活が連続しており、縄文時代早期末から前期には集落の存在も推定されるなど、狩猟と採集の生活、平等な社会の存在が明らかになり、その変遷のあとをたどることができるようになった。

津山市内の〔穴田遺跡〕市内綾部あやべ字穴田の加茂川くまがわ縄文時代遺跡 岸の自然堤防が大雨で決壊した時に、

弥生時代遺物に混入して、縄文時代早期の鍬形石鏃くわがたせきざくと楕円押型文のある尖底深鉢型土器片せんていふかぼらがたが出土した。また燃糸もんいとによる文様が施された波状口縁の土器も採集された

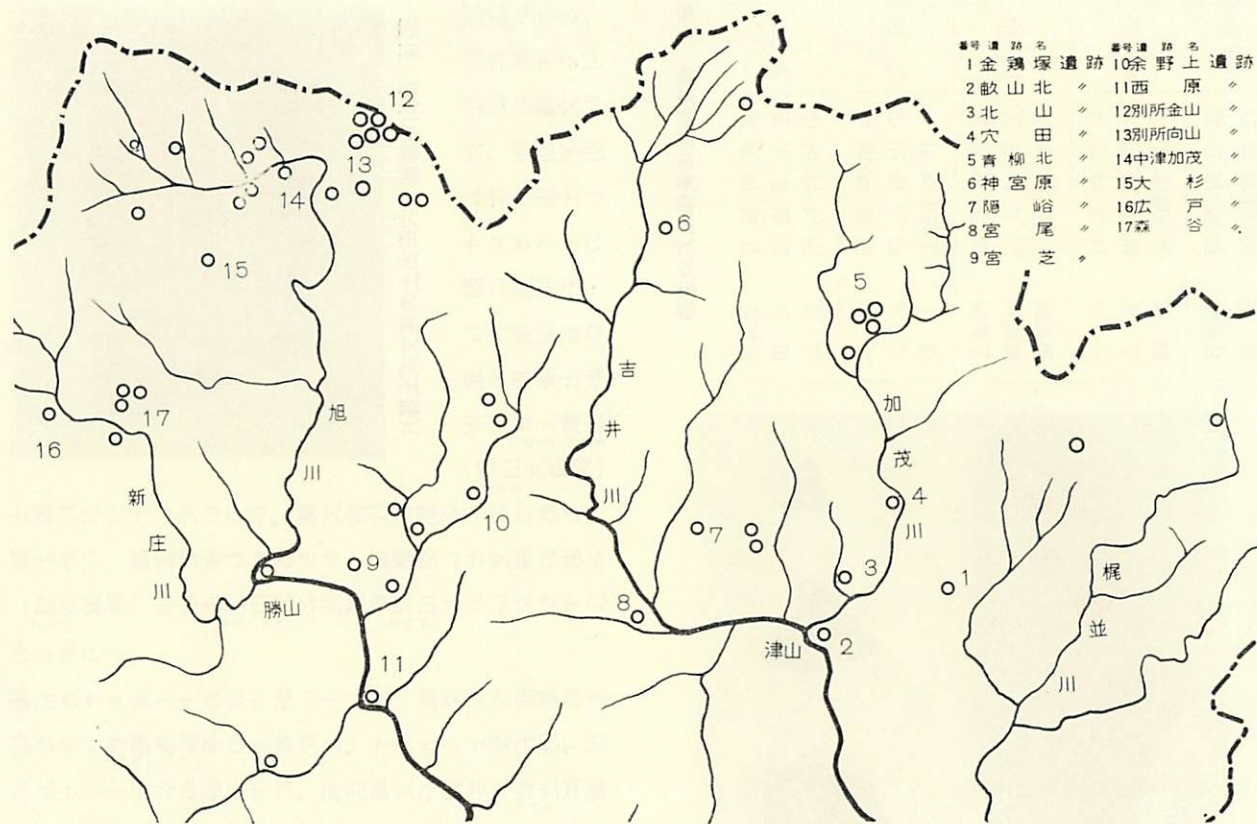


図13 美作地方縄文遺跡分布図

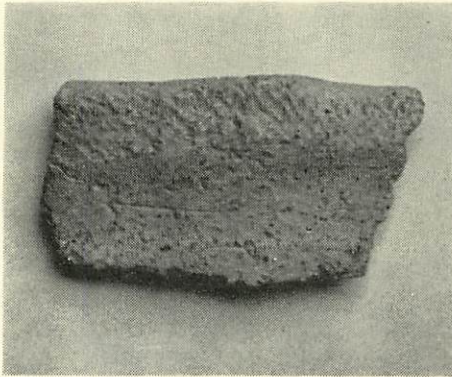


図14 津山市綾部 穴田出土の縄文式土器片

が、これは縄文時代後期のものである。
 「北山遺跡」市内高野本郷と高野山西との境界の丘陵上にある弥生集落の調査中に、羽状縄文が施され胎土に纖維を含む明褐色厚手の土器片と、サヌカイト製石鏝、黒曜石とサヌカイトの破片が出土した。縄文時代前期のものであろう。

〔隠峪遺跡〕津山市上田邑と鏡野町沢田との境をなす丘陵上から、縄文を施したあとを一部磨消した文様のある土器片が出土しているが、縄文時代後期のものである。

〔敵山北遺跡〕市内日上敵山北の丘陵上から古墳調査の際に黒曜石・サヌカイトの石片が出土した。時期不明ながら縄文時代に属する可能性がある。

表3 縄文時代の美作地方の遺跡

早期	勝津中	中央山和	町和村	植綾別所	月部	金鶏塚穴金山
前期	中津久	和山	村市	別高野上	所野上	向山北野上
中期	落美八	合甘東	町村	西森村	原谷境	西原A 姫笹原 稲荷橋
後期	新久津	庄世山	村町	本久世鏡野	村世境	戸宮隱 芝峪
晚期	落八	合東	町村上	西上長田	原盛	西原B 飯盛

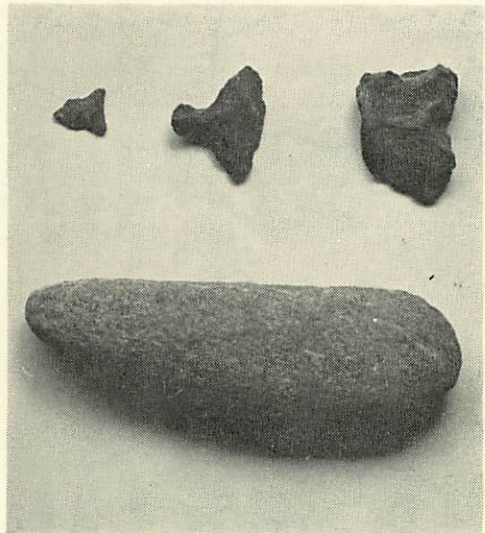


図15 美作地方出土の縄文時代石器

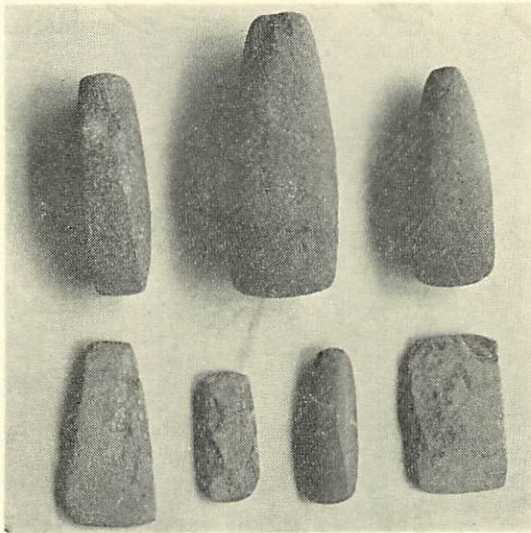


図16 津山市内出土の石斧類

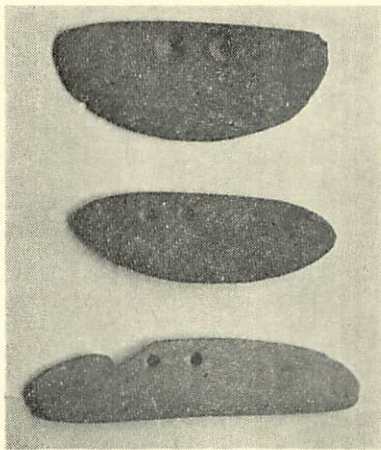


図17 津山市内出土の石庖丁類

日本列島で狩猟と採集の生活を数千年も続けていた人々は、生産用具や技術の発達と生産対象の枯渇という矛盾をもち、同時に植物の生育についての知識をもっていたことから、人々の

〔中山神社西遺跡〕市内一宮^{いちのみや}中山神社西方の丘陵上から故玉井伊三郎氏によって縄文式土器が採集されている。後期のものであろう。

その他、今後の開発によって縄文時代の遺物が新しく発見されることが多いと予想される。

二 農業の開始と発展

農業の開始

狩猟・漁撈^{ぎようろう}・採集の縄文社会は、やがて大陸の先進文化に触れることよって質的に変化をとげる。九州の人々が、朝鮮南部から米作りと鉄器の生産・使用を学んでから、まず急速に西日本へ、ややおくられて東日本にもひろがっていった。

渡来を含めて、米作りという新しい技術を積極的に受け入れた。今からおよそ二二〇〇年ないし二三〇〇年前のことである。

米作りとともに、鉄器や青銅器の技術もとり入れられた。水田を耕すくわ・すき・スコップなど木製の農具は石の斧と小形の鉄の刃物によって作られた。後には、これらのうち耕具の刃先に鉄器が装着されるようになった。収穫は石庖丁いしばうちょうと呼ばれる石の穂つみ具によって行なわれた。この頃の土器は、煮たきするもの・貯蔵するもの・物を盛るものというふう用途によって定まった形のものを作られるようになった。農業の開始以降の時代を、この種の土器が最初に注目された東京都文京区弥生町遺跡の名をとって「弥生時代」と呼んでいる。

このように、狩猟や漁撈の生活から農業の生活へ、石の道具から鉄の道具へと変化し、急速に生産が進み、始めて土地と用水の管理が重要な意味をもってきた。米作りが始まると、人々は湿地帯を控えた低地に住居をもつようになる。岡山市津島遺跡や倉敷市岩倉遺跡のように、岡山県最古の農業生産遺跡は海岸平野の低地にある。水稻耕作が開始されると、狩猟や漁撈・採取に代わ

って、これが生産の中心になり、基本的な生活手段となる。

弥生時代前期中葉には、類似した立地を求めて、美作にも急速に集落がひろがってくる。

水稻栽培が主体であっても、畑作もまた行なわれたらしいことは、邑久郡門田遺跡出土の土器に稗もみの圧痕あつこんのほか、小豆・黍きび・粟あわと思われるものの圧痕がついていることから知られる。また、椎しいその他の木の木の実の圧痕もあるので、これらを食料に供したこともあったろう。山陽町西高月地区の遺跡から桃の種が出土しているから野桃も食用に供したらしい。津山市総社北からは、うり・ひょうたん等の種子も出土しており、畑作も考えられる。

水稻耕作開始後の人々の生活は、その生産のための水利灌漑かんがいの発達、共同労働、種籾こめの管理、豊作のための祭りを中心に歴史が進展する。

美作での農業生産の開始

美作最古の弥生時代の遺跡は、津山市河辺天神原遺跡であり、ここから

弥生前期中葉の甕形・鉢形かめの土器が出土している。口縁部に刻み目のある凸帯とつたいをもった土器で、手描てがきき沈線が頸部直下に三条走っている。この地は眼下に加茂川東岸

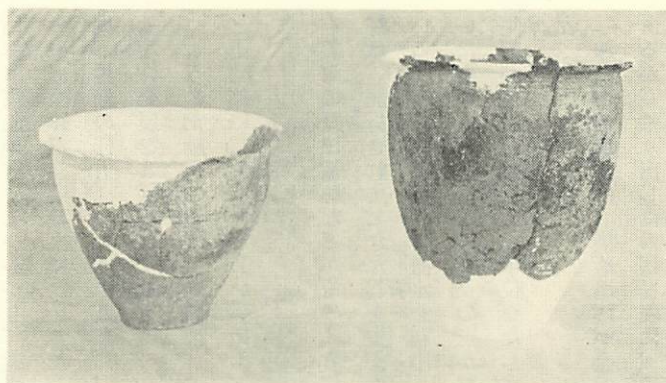


図18 津山市河辺天神原出土の弥生前期土器（甕，鉢）



図19 津山市野介代 竪穴住居址

の低湿地である初期水稲耕作の適地を控えている。津山市山北一丁目遺跡は、宮川西岸の氾濫原を控えた低い段丘上にあつて、ここから弥生前期後半の壺・甕等が出土している。このほか美作では久世町五反などからも水稲

耕作の開始後間もない頃の土器が出ており、水稲による農業生産が急速にひろがり始めたことを教えている。これらが、美作各地での農業開始を示すものである。この弥生前期の農業生産の技術では、人工をあまり加えないで水を容易に得られる地域、すなわち湿地帯しか利用できなかった。

このようにこの時期の水稲栽培はまだ限られた地域しか利用できず、また低い生産技術であつたけれども、狩猟や採集のもつ比重はしだいに小さくなり、美作もまた農業生産を中軸とした社会にはいつた。

農業の発展と 水稲農業は、採

美作の谷水田 集や狩猟にくら

べて、はるかに大きい生活の安定をもたらした。人口は増加し、弥生中期には大平野周辺だけでなく、山間の小盆地にも集落が作られ、

稲作は東北地方までひろがり、北海道を除いて日本列島のほぼ全体が農業社会にはいった。農業生産の技術や道具、労働の仕方は少しずつ進歩し、社会の生産力はたゆみない発展をとげるのである。

こうした動きの中で、勝田郡日本原^{にほんばら}一帯や津山盆地など山間部に、おびただしい弥生中期後半の集落が作られる。津山市内の沼遺跡^{ぬま}・下横野畝遺跡^{しもよこのうね}・大崎中原西遺跡^{なかばら}・奈義町の野田遺跡^{なぎ}などがその代表例である。これらの遺跡は、開析^{かいせき}されてできた谷を控えた低丘陵上に位置している。ここでは谷間の湧水^{わきみず}を利用した水田がひらかれていたものと思われる。種々の点から、これら一つ一つの集落が生産と分配の小単位をなしていたことは明らかである。

津山市沼遺跡は、集落遺跡が全掘された数少ない例であるが、張り出した舌状丘陵に、溝^{みぞ}に囲まれて五軒の竪穴^{あな}住居址と作業場があり、溝の東方に二軒の高床倉庫などがある小集落である。当時は付近に谷水田^{たにすいでん}がのびていたと考えられる。ここから石斧^{せきこ}・すり石^{すりいし}・石庖丁^{いしぼうちよう}・石鏃^{せきせく}などの石器と、鉋^{やりがんな}と呼ばれる木を細部加工する鉄器、ガラス小玉^{つぼ}、壺^{かめ}・甕^{かめ}・器台^{たかつき}・高杯^{たかつき}・鉢^{はち}などの弥生式土器

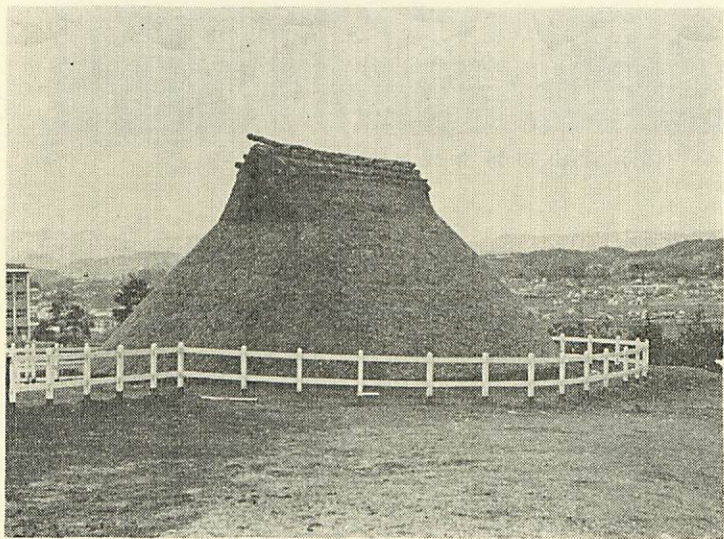


図20 津山市沼の弥生住居復原

が出土した。この弥生時代集落の一住居は火事にあって放棄されたもので、建物木材や屋根をふいたカヤが炭化して、よく残っていた。これをもとに、材質・大きさが

組み立て方ともに学術的根拠のある弥生式住居が復原されている。ここでは、倉庫と作業場とを共有した五軒の人々の一団が明らかにされ、私有財産の発生直前の姿が浮きぼりになった。こうした生産と分配の単位をなしている集落が一〜二Kmおきに点在し、それらがいくつか集まって一つの農業集団としての結びつきをもっていたものと思われる。このような農業集団が河辺でも大崎でもたしかめられている。沼西弥生遺跡から出土した土器には、粉の圧痕が残っており、それを見ると、現在の米よりやや細長いものであったことがわかる。積年の労働によって米の品種も改良されて今日のようなものに進歩してきたのである。

政治的地域集団の発生

弥生時代後期には、農業生産はきわだって進んだ。開田や水路などの土木工事には、刃先に鉄をつけた木製具が使われるようになる。石器はほぼ消滅する。岡山市津島遺跡などでは湿地から半乾田ないし乾田に変わり、用水路もさかんにほられた。水田には青草などの肥料も使われ、収穫には鉄鎌による穂首刈りも行なわれる等、農業生産の発展にはいちじるしいものがあつた。



図21 弥生時代後期の土器（高杯、壺）

こうした農業生産の発達のおかげで、人口は増加し、平野地帯では、ムラの数が増加するだけでなく大規模なムラも作られるようになった。このような生産の発達とともに

に、水と土地はますます重要なものになった。用水は一つのムラの水田だけでなく他のムラの水田に關係を及ぼし、また新しい水田の開発にはムラムラの協力が必要であった。そこで、有力なムラが中心となり、付近のムラとともに地域的な集団を作った。その地域集団は共同して用水をひき、銅鐸^{どうたく}などを用いて豊年の祭を行なった。

また他の地域集団と交易したり争ったりした。地域集団の首長は、全体をまとめて發達させるために生産・祭り・交易・戦いなどの権限をゆだねられ、戦いのたびごとに首長権は強くなっていった。

このような地域集団間の争いは弥生中期から始まっていたが、後期にはいっそう激しくなり、集団の統合も進んでいた。福岡市志賀島^{しかのしま}から出た金印や、中国史書に記されている「奴国^な」や「伊都国^{いよ}」は、こうして作られた「政治的地域集団」の中で進んだものである。

この政治的地域集団は、かつての郡程度の大きさであったと思われる。北九州では、この頃の政治的地域集団の首長は、一般の集団員と同じように甕棺^{かめ}などに入られて集団墓地に埋められたが、中国製の鏡、朝鮮製の銅劍・銅鐸^{はこ}・銅戈^かや日本製の装身具などが副葬されていて

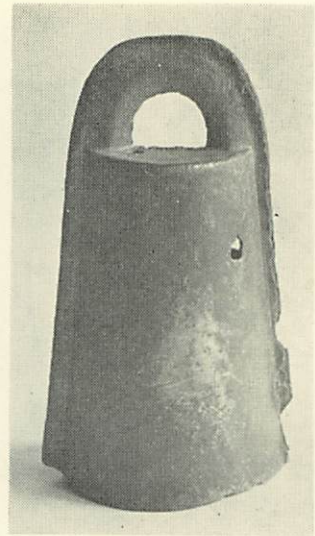


図22 勝央町植月念仏塚出土の銅鐸

た。集団間の争いと統合が大規模に進んだ結果、有力集団は従属集団から生産物や労働力を貢納させ、支配の基礎を固めていった。こうして有力集団の首長は、多くの分野で大きな権限をもつようになった。

支配集団の内部では首長と一般集団員との間に、全体としては支配集団と従属集団との間に、利害の対立がはつきりあらわれるようになった。これが日本での最初の階級対立の姿であった。北九州や岡山県南部・近畿地方^{きんぎょ}などには、このような政治的地域集団の中でも特に強力なものが生まれていた。

美作地方^{みまさか}でも弥生後期などには、宮川^{みやがわ}・加茂川^{かもの}・吉井川^{よしかい}・久米川^{くくめ}・皿川^{さらがわ}・広戸川^{ひろと}・滝川^{たき}などの沖積平野に集落

1. 沼 遺 跡
 2. 一 丁 田 遺 跡
 3. 野 介 代 遺 跡
 4. 天 神 原 遺 跡 群
 5. 綾 部 穴 田 遺 跡
 6. 飯 網 西 遺 跡
 7. 下 横 野 畝 南 遺 跡
 8. 二 宮 大 東 遺 跡
 9. 畝 山 西 遺 跡
- A. 上 原 弥 生 墳 墓 群
 B. 下 道 山 墳 墓 群
 C. 桶 内 池 西 遺 跡
 D. 飯 網 西 土 抔 墓 群
 E. 天 神 原 土 抔 墓 群
 F. 大 平 山 土 抔 墓 群

×印 弥生集落
 ●印 弥生墳墓



图23 津山市内弥生遺跡分布图

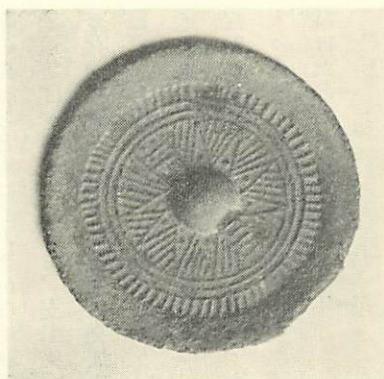


図24 津山市大篠桶内池西出土の細線文鏡

表4 津山市周辺の弥生時代遺跡

前期	(岡山市津島) 津山市河辺 津山市山北	天神原一丁
中期	鏡野町 津山山市 津山山市	新中原西沼 美原代沼 香々野
後期	奈勝津 義央山 町山市	野屋原B道山 御皮神社 常月天 久植河総

は、この頃の日本製かと考えられる鏡が出土し、総社下道山からは大陸製の内行花文鏡が出土しており、政治的地域集団間の広範囲の交易と交渉はすでに始まっていたことを教えている。水稲農業と鉄器の使用によって、狩猟・採集の生活から脱却した日本列島の人々は、農業者

が作られていた。二宮鉄橋下方の沖積地である津山口から、弥生時代後期の土器とともに木製の船が発見されている。用水権をめぐるムラムラが統合され、政治的地域集団が生まれる条件のひとつを示している。勝央町植月から発見された銅鐸などは、こうした地域集団の祭祀に使われたものである。

この銅鐸は、青銅製で高さ三〇cm、底の長径約一七cm、短径一一cmの比較的小形品で、袈裟襷文銅鐸と呼ばれるもので、比較的古式の銅鐸である。久米南町別所から出土した銅剣は利器であるが、装飾土器とともに祭祀に用いられたのであろう。

数年前まで、美作地方の弥生時代の遺跡といえ、すべて集落だと考えられていたが、最近になって津山市内の上横野上原・総社下道山・国分寺大平山などから弥生時代の集団墓地が発見されている。いずれも水田地帯に見える高い山の尾根に作られているが、丹を塗り文様の発達した土器が多く、「特殊器台」、「特殊壺」と呼ばれる祭祀専用の土器を供えている。上原では一つの集団墓地に三七の埋葬設備（三六の土壙墓と一基の箱式棺）が発見された。中には玉を副葬したものや、鉄器を副葬したものもある。この上原遺跡は、地域集団の中でも有力な集団の共同墓地であったろう。津山市大篠桶内池西からは、この頃の日本製かと考えられる鏡が出土し、総社下道山からは大陸製の内行花文鏡が出土しており、政治的地域集団間の広範囲の交易と交渉はすでに始まっていたことを教えている。水稲農業と鉄器の使用によって、狩猟・採集の生活から脱却した日本列島の人々は、農業者

産の発展とともに、ムラから地域集団へ、さらに政治的地域集団への歩みの中で、支配集団と首長権の強化への変化を経験し、社会的分業の発展を経験してきた。こうして、中国の人々が見聞したような「**国**」くには政治的地域集団が各地にあらわれ、戦争・動乱を経て、首長は民衆に卓越した存在となっていた。津山盆地に住んだ人々もまた、この動きの中に生き続け、生産を発展させ続けたのである。

三 王と大王の時代

古墳の発生と首長権の卓越

政治的な地域集団が水系を単位に日本列島各地に生まれていたが、余剰生産物を生むほど高まった農業生産力を背景に、生産物・土地・労働力を奪いまたは守るための争乱がいたるところで行なわれた。

この中で勝ち抜いて強大となった集団の首長は、生産と分配・祭祀・軍事すべての面で民衆から卓越した存在となり、ついに、その死にあたり民衆を動員して巨大な墳墓を作らせるようになる。それ以降を、社会的・政治

的意義をあらわした墓のもつ意義から「古墳時代」と呼んでいる。円い墳丘かみきゅうに方形の丘を付加した、日本独特の形である前方後円墳ぜんぽうごえんふんが作られたことから、正しくは「前方後円墳の時代」というべきであろう。

こうした古墳が発生したのは三世紀後半の頃のことであり、初期のものは中部瀬戸内・近畿・九州東部などに作られたが、やがて九州各地から東北地方にまで及んでいた。この前方後円墳のほかには前方後方墳・円墳・方墳も作られた。巨大な墳丘ふみきいしに、葺石ふきいしのほかに円筒埴輪はたけや、家・楯たて・甲冑かちゆうなどの形象埴輪けいしやうが立てられ、鏡や勾玉まがたま・管玉たまなどの装身具、碧玉製の腕飾り、剣・刀・鏃やじり・甲冑な

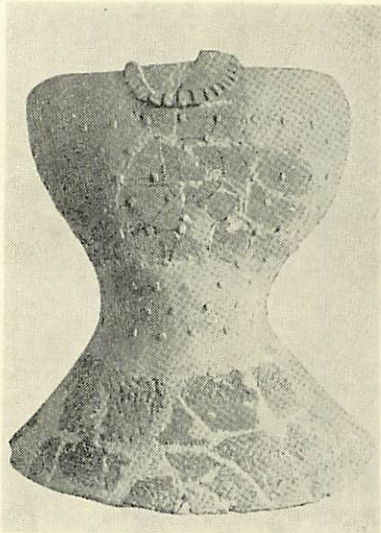


図25 榊原町月の輪古墳出土の短甲形埴輪

第一章 原始社会から古代国家の成立へ

どの武具、鉄製の各種農工漁具等が副葬される。これらは、首長権がいっそう強化されたことを示している。

岡山県南部では、まず岡山市備前車塚・庭瀬車塚などの古墳が初期のものとして作られるが、間もなく美作にも及んでくる。

美作地方の主要水田地帯は

吉井川・旭川の各支流が山間平野につくりあげた沖積平地であるが、自然地形によっていくつかに区分される。こうした自然地形によって区分される諸地域の多くは、用水をそれぞれの地域内で利用できたと考えられる。首長墓としての大形古墳が世代を追って作られたのは、このような地域である。

主な地域をあげれば、

(柘原、豊国地域) 柘原寺山古墳(前方後方墳) 五四m、緑青塚(以下前方後円墳) 三六m、上経塚四八m、

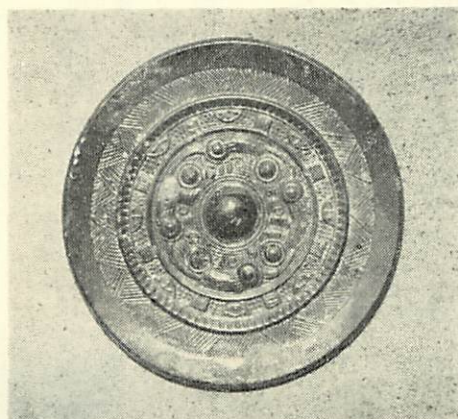


図26 美作町柘原寺山古墳出土の変形四獣鏡

金焼山古墳三四・六m。
 (吉井川吉野川合流点) 王子中古墳三四m、王子上古墳三〇m、月の輪古墳六六m、釜上古墳五〇mで、い

表5 美作地方の前期古墳編年表

時代	古			墳			名		
四世紀	鏡野町	下原	観音山古墳	勝央町	岡	岡高塚	柘原町	飯岡	王子中古墳
	鏡野町	土居	赤峪古墳	久米町	油	木高塚			
	鏡野町	竹田	斎藤丸古墳	津山市	山	西正仙塚			
五世紀	鏡野町	下原	大山古墳	津山市	下田邑	丸山1号墳	美作町	柘原	寺山古墳
	鏡野町	土居	妙見山古墳	津山市	中	原根山古墳	柘原町	飯岡	月の輪古墳
	久米郡	宮尾	大日塚	津山市	下田邑	丸山2号墳	柘原町	飯岡	釜上古墳

ずれも円墳に造出しがついている。

〔勝間田地域〕岡高塚古墳六五m、殿塚古墳四八m、琴平山古墳四八m、よつみ礼古墳二三m、前二者は前方後方墳である。

〔植月、吉野地域〕美野高塚六八m、植月寺山古墳八五m、田井高塚三六m、美野中塚四五mで、はじめ一基は前方後円墳、他は前方後方墳である。ほかに、金塚もあつたらしい。

〔倭文地域〕油木高塚六五m、油木西塚四〇m、桑村ひょうたん山古墳四八m、油木畝塚二三mで、すべて前方後円墳。

〔久米地域〕川南孤塚五四m、岡大塚五四m、岡西塚二七m、三成古墳三〇m、大日塚（方墳）三〇m。

〔鏡野町大野地区〕赤峪古墳四八m、竹田妙見山古墳三六m、土居妙見山古墳二七m、土居天王山古墳二三mで、すべて前方後円墳。

このように、各地での差は著しくない。全長五〇〜六五mの前方後円墳・前方後方墳が多く、政治集団間の差はそれほど大ではない。美作最大の古墳は津山市二宮美和山岡塚で、全長九二mの前方後円墳であり、これにつ

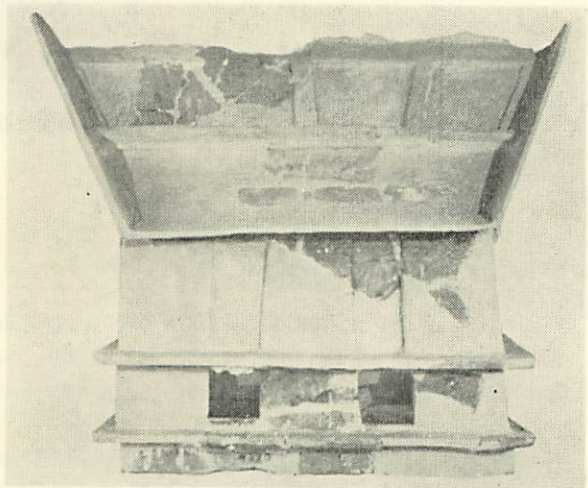


図27 柵原町月の輪古墳出土の家形埴輪

ぐのは勝央町植月寺山古墳（前方後方墳）で全長八五mである。

津山市大崎地区には全長二七m前後の前方後円墳四基があり、津山市田邑丸山地区には径三〇m級の円墳四基があるなど、背景となる水田地帯がやや小さい場合には、首長墓もまた小さいのが一般である。

津山市内の
前期古墳

津山市内にも、四、五世紀に作られたいくつかの首長墓の系列がある。市内

の前期古墳一覧表が示すように、大崎地域・旧河辺村地域・加茂川西岸・一宮地域・二宮地域には、それぞれ前方後円墳を中心とする首長墓が世代ごとに作られていた。佐良山地域のそれは五世紀後半からの首長墓の一系列であり、ここでは古墳建造の開始はややおくれた。このほか、市内の戸島、下田邑平尾には直径三〇m前後の円墳が、その地の首長墓としてつくられた地域である。

また、直径または一辺が二〇mを越す方墳や円墳が、東西の交通路に沿って点在している。たとえば河面丸山一号墳、椿高下十六夜山古墳、二宮水源池上古墳らであるが、これらは五世紀代のものである。こうした前期古墳は、一様に見晴らしのよい丘陵あるいは尾根上に立地している。

市内の前期古墳は数が多いが、学術的発掘例は皆無に近く、古い盗掘によって構造や遺物の一部がわかる若干例を除いて、未発掘のものが多い。若干例について説明しよう。

〔高野山西字正仙塚、竹塚古墳〕丘陵最高所を利用した



図28 津山市田邑丸山2号墳出土の仿製三角縁神獸鏡

全長六五mの前方後円墳である。古墳斜面には河原石による葺石があり、埴輪はない。後円部頂に、流紋岩を加工し精巧に組合わせた長持形石棺があり、粘土で巻いていた。棺の内部には朱がみとめられ、ここから鏡二面と勾玉・管玉・鉄斧・土師器が出土した。鏡は「半円方形帶神獸鏡」と呼ばれる直径一一・八cmの舶載鏡であり、他の一面は変形四獸鏡、径一〇cmのものである。土師器が細片であるため、時期を明らかにすることは困難であるが、四世紀末葉頃の加茂川西岸に君臨した首長の

墓であるといえよう。

〔下横野植田山古墳〕 共和中学校の東の丘陵上にあつた古墳で、削平されて墳丘は消滅したが、明治の盗掘の際に柳葉形銅鉄六〇が出土した。これと、付近に残る豎穴式石室の石材だけの資料であるが、四世紀末頃のものと考えられている。

〔下田邑平尾丸山一号墳〕 平尾、戸島の谷水田地帯の丘

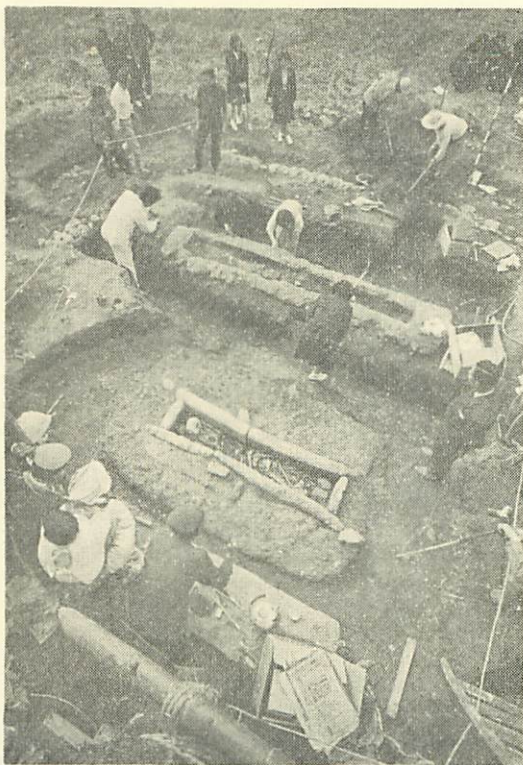


図29 津山市沼6号墳発掘状況

陵尾根に立地する直径三〇m、高さ五・五mの葺石をもつ円墳である。墳頂中央に、山石を割って板状にし、それを小口積みにした内法の長さ三・六mの豎穴式石室がある。この中から乳文鏡径九・八cm・鉄斧二・鉄剣一・



図30 津山市押入飯網神社3号墳

表6 津山市内の前期古墳（4世紀—5世紀中葉）円墳・方墳

所在地	墳名	径または 辺	備考	墳形
津山市下田邑	丸山1号墳	径 30m	竪穴式石室・鏡・玉・銅器	円墳
"	" 2号墳	径 28m	竪穴式石室2・鏡4他	"
"	" 6号墳	径 30m	葺石	"
" 国分寺	飯塚古墳	径 30m	葺石・埴輪	"
" 戸島	金刀比羅山古墳	径 35m	周溝・葺石	"
" 二宮山西	美和山3号墳	径30~35m	周溝・葺石	"
" 下横野	植田山古墳	今なし	竪穴式石室・銅鏡60	" 推定
" 沼	沼6号墳	辺 14m	粘土槨・石棺・鉄器	方墳
" 河面	丸山1号墳	辺 24m	石棺・鏡・土師器	"

車輪石形銅器二などが出土した。この車輪石形銅器は腕輪であり、長船町御山丸山古墳からは同形の碧玉製品が

出土している。車輪石形銅器二つは同じ鑄型で作られており、今のところ全国唯一の例である。連接する丸山二号墳も似た規模の古墳であるが、二つの竪穴式石室があり、二面の仿製（ほうせい）、三角縁神獸鏡など計四面の鏡が出土している。背景となる水田の広さがそれほどでないのに、

四基の三〇m級の円墳が集中して营造され、しかも銅製品が豊富である。この点を、近くの中山神社や珍敷神社の主神が鏡作命であること、位置が香々美に接することなどと合わせ考えると、鑄銅技術者集団を支配下におさめた首長墓であった可能性が大きい。時期は四世紀末から五世紀前半のものと推定される。

〔河面丸山一号墳〕丘陵上に営まれた辺二一mの、葺石のある方墳である。内部には、組合わせ石棺があり、鏡・土師器の出土が知られているが、中央部が古く盗掘されているために全容は不明である。

〔沼六号墳〕一辺一三・八mの方墳で、斜面中腹に葺石をめぐらしている。大形の墓壙の中に粘土槨（中に入れて木棺を粘土で包む）と組合わせ石棺があり、鉄剣一と鉄鉤一が出土した。石棺内の東・西端にそれぞれ円礫二個を用いた枕があり、東頭の人骨と西頭の人骨が二体とも完全な形で残っていた。棺上を粘土で厚く被覆していたためらしい。西頭人骨を片寄せてのち、東頭人骨を埋めたものである。五世紀代には、この古墳や河面丸山一号墳のような方墳が美作では作られていたが、中規模のものが多いのが一つの特徴である。

日上天王山古墳や近長四塚二号墳のように前方部が低く細い古墳で、全長五〇mに達するものの中には、四世紀代に作られたものもあると推定される。二宮美和山一号墳^{どう} 胴塚は美作最大の前方後円墳（全長九二m）で、津山盆地の支配的首長を葬ったものと推定されるが、未発掘のため、その内部の構造や副葬品については明らかでない。

以上のように、津山市はもとより美作各地において、政治的地域集団の首長は支配者として、その首長権を内外に誇示するかのよう大形の前方後円墳や前方後方墳などを築造した。それらの古墳は、数や分布の状況からみて、それぞれの地域で世代ごとの首長墓として作られたものと考えられる。

群集墳の成立

西暦五世紀中葉から後半にかけて、鉄製の農具の改良と発展、朝鮮南部からの技術者集団の渡来などによって、農業生産と手工業の専門的生産が飛躍的に発展した。このことは、首長のもとで生産に従事していた民衆の中にもある程度の余剰をもたらし、その中に階層差を生んでいった。かつては首長層だけが古墳を作っていたが、今や古墳を作り得る広汎

な人々を生み出したのである。

こうして比較的小規模な古墳がおびただしく作られる時期^{||}「群集墳」の成立期を迎える。

美作では、早くも五世紀後半から、こうした群集墳の営造が開始されるが、それは津山盆地周辺の沖積地^{ちゅうせき}の農業生産における先進地帯から始まる。

典型的なのは市内の日上叡山



図31 津山市日上高祖神社裏古墳出土の古式須恵器 左から 罍・卍・高坏・坏

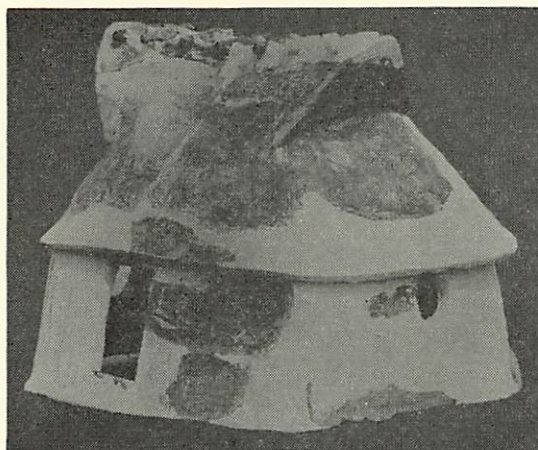


図32 真庭郡八束村四塚13号墳出土の家形埴輪

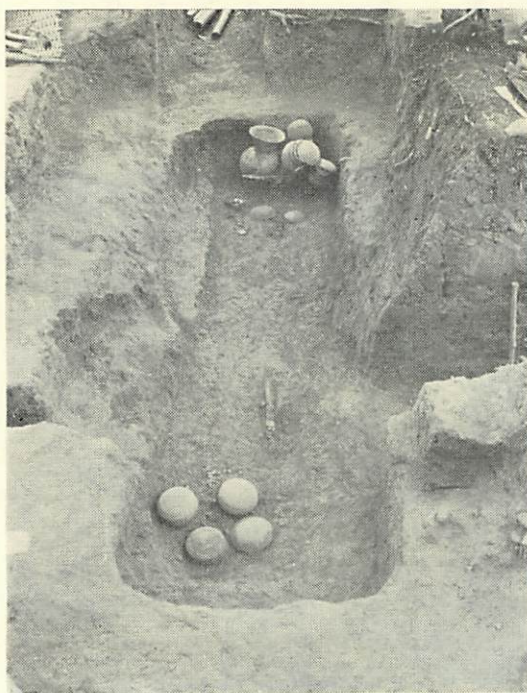


図33 津山市川崎六塚1号墳木棺直葬状況

古墳群である。吉井川本流と加茂川が合流する沖積地を望む丘陵上に、もと六十数基の古墳があったが、現存するものは四十余基である。それらは、日上天王山古墳・日上古塚古墳を除いて、径一〇m～二五mの円墳ばかりで、群にわかれて群在する。横穴式石室はまだ採用されず、小形竪穴式石室・組合わせ石棺・木棺直葬などと葬り方はいろいろあるが、美作最古または次の時期の須恵器を

出土するものに限られ、五世紀後半～末葉の群集墳である。堅い焼きで稜線にアクセントのある、よく整形された大小の罍・壺・高杯・杯などが、首飾りや農具・武器とともに出土する。小墳にもかかわらず、墳丘には葺石や円筒埴輪をもつものが多く、同時代の前方後円墳である日上八〇号墳では、鏡・大量の直刀・玉・鉄鋤・鉄斧が出土し、墳丘からは、家・櫛・きぬがさ・人

物の埴輪が発見されている。

これにつづく時期には津山市内の皿寺山A古墳群五基や、国分寺長畝山古墳群・川崎六塚古墳群などが作られた。ともに、直径二〇m〜三〇m前後の古墳敷基が一群をなしている。埋葬方法としては、小形竪穴式石室と組合わせ石棺・礫柳（木棺を礫で包む）もあるが、木棺直葬が一般化する。これは、美作では六世紀初頭から前半にかけての一般的な現象である。

こうした木棺直葬の形をとる群集墳は、そのうちに敷基のやや大形のものを含んでいる。他の類例としては、津山市内では押入飯綱神社支群・野村狐塚古墳群・河辺天神原西古墳群・国分寺長畝山北古墳群・川崎飯綱古墳群など、市外では勝央町の富塚古墳群・狐塚古墳群、八束村の四塚古墳群などがあるが、出土する須恵器からみて、六世紀後半に下るものはない。美作の群集墳は横穴式石室の採用にさきかけて発生したものであり、一般的には木棺直葬の形で、五世紀後半から六世紀前半にかけて、水田地帯の主要地域のほとんどに現われた。これはかつての政治的地域集団の内部に、それを構成する家父長的世帯共同体が広汎な自立的動きを開始したことを



図34 津山市川崎六塚5号墳礫柳内部

示すようである。

この時期の古墳で発掘されたものが五例ある。その大

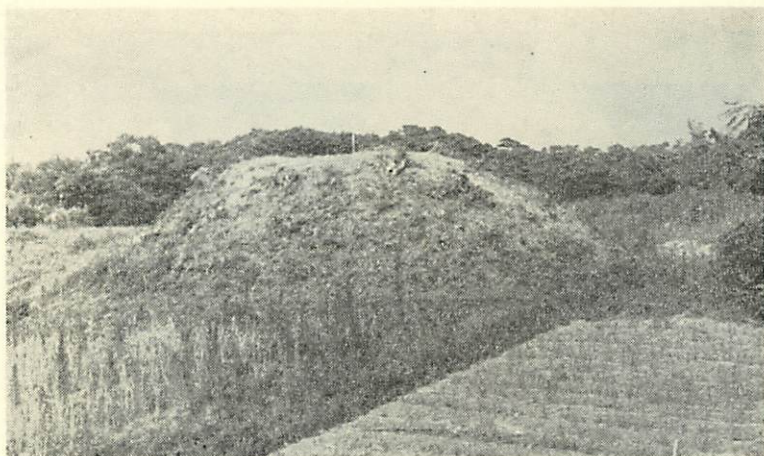


図35 津山市川崎六塚3号墳外形

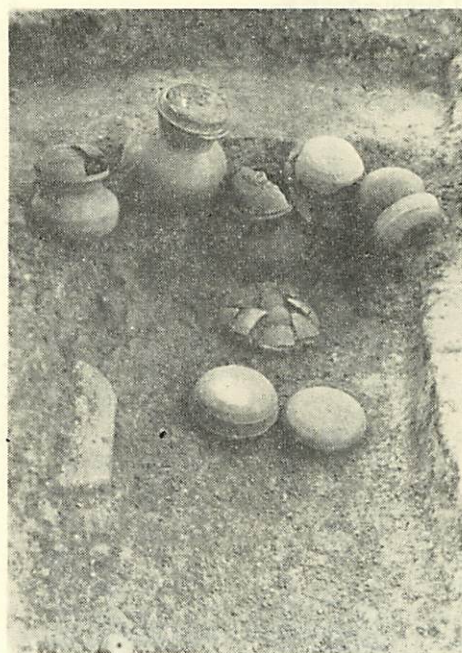


図36 津山市川崎六塚3号墳木棺直葬状況

要を紹介しよう。

〔津山市川崎六塚^{むつづか}一号墳〕他の六基とともに丘陵上にあ

る円墳群中最大のもの。造出しのある全長二一mの円墳で鉢巻状^{はちまき}の葺石と円筒埴輪、家・人物・馬の埴輪をもっていた。墳丘域の整地後に地表に掘込んで埋葬し、その上に高さ三mの盛土をし、その上に二つの埋葬用の棺を置き、造出し部にも埋葬を行なっていた。墳頂の二つの棺からは、それぞれ馬具^{こんどう}（金銅製鏡板付くつわ・杏葉^{ぎようよう}など）・鉄鍬^{てつじり}多数・鎌^{かま}・斧^{おの}・剣^{けん}・刀^{たぎ}・純金製装身具^{じゆんごんせいさうしんぐ}・鉄滓^{てつさい}・須恵器多数と土師器^{はじき}があり、中央北棺からは水晶切子玉三六・滑石製紡錘車^{ぼうしゆ}（糸をよる道具）も出土した。こ

れに対して墳下主体は土器だけ、造出し主体からは玉と

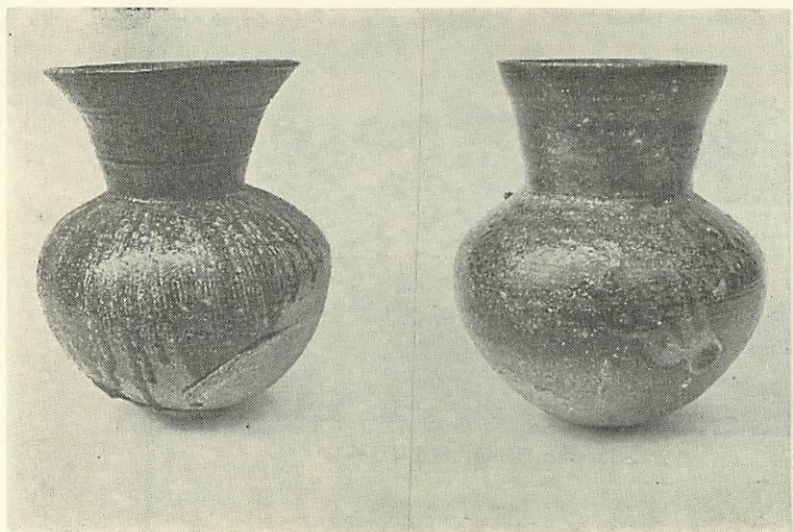


図37 津山市川崎六塚1号墳出土の須恵器

土器だけしか出土しなかった。

〔川崎六塚五号墳〕径約一五mの円墳で、葺石と埴輪があり、平板組合せ木棺のまわりを礫で固めた礫塚があり、馬具一式・一万三百個の玉・鉄鏃・鉄滓・土器類が出土した。このほか埴輪円筒棺があったが、その中には遺物はなかった。

〔川崎六塚三号墳〕径約一四mの円墳で、三つの棺が順に浅く作られていた。最も深い第一号が最も入念に作られていたが、馬具・農工具・玉類・鉄鏃・鉄滓・須恵器・土師器・滑石製紡錘車が副葬されていた。

〔国分寺長畝山一号墳〕径約一四mの円墳であるが、三つの木棺直葬と組合せ石棺一があり、最も深い木棺直葬の埋葬施設が入念に作られていた。農工具・玉類・紡錘車・鉄鏃・須恵器・土師器多数が出土した。

〔国分寺長畝山二号墳〕径約一七m弱、高さ三mの円墳であるが、埴輪の円筒・馬があり、周隍内には、もと墳丘にあった器台・壺・高杯が落ち込んでいた。上下二段に木棺直葬の埋葬施設があり、上部のものは土器類などだけであったが、深いものは礫床をもち、鏃・斧・紡錘車・鉄鏃・玉・須恵器・土師器のほか鉄滓と鍛冶具が出

土した。鍛冶具はヤットコバサミ・タガネ・ツチである。

六塚古墳群、長畝山古墳群を通じて、各古墳の中心的被葬者の棺は入念に大きく作られ、棺外に段をつけてそこに遺物を置くなど、一墳内での階層差のあること、群中の最大の古墳の中心的被葬者の優越性が明らかになり、殉死させられる家内奴隸の存在が推定されるなど、六世紀初めの階層差が明瞭に現われている。

また、鉄滓や鍛冶具の発見によって、鉄器の生産、加工にこれらの被葬者が関与していたこと、津山市内での広汎な鉄器生産が西暦五〇〇年前後にさかのぼることが明らかになった。どの群中からも必ず紡錘車が出土することは、日用衣服の生産が、こうした群にまとまった単位ごとに自給されたことを示しているともいえよう。

群集墳の成立について、以前には、一単位の家族が世代ごとに新しく墓を作ったものと考えられていた。しかし副葬品等による最近の研究によって、一古墳内の最初の埋葬と最後の埋葬の時期差よりも、各古墳築造の時期

表7 津山市内の主要後期古墳

時代	位置	古墳名	形式
五世紀	上辺 日河	高祖神社裏古墳 井口車塚古墳	円墳 帆立貝式古墳
	上 皿	畝山80号墳 寺山A1号墳	前方後円墳 円墳
六世紀	崎崎 川川	六塚5号墳 六塚1号墳	円墳 造出し付き円墳
	崎田 川福	六塚3号墳 中宮1号墳	円墳 帆立貝式古墳
	尾野 高下横	ズリ谷1号墳 大野木塚	円墳 帆立貝式古墳
	田面 福河兼	劍戸東塚 丸山2号墳 能満寺E号墳	円墳 円墳 円墳
七世紀	保井	十二足古墳	円墳

差の方が幅が狭いことがわかった。つまり、この時期の群集墳は、ほとんど同時期に築造された古墳によって成り立っていることが明らかになったのである。

また、これらの古墳のうち特に大形のものには、墳頂などに須恵器器台・壺・甕・高杯が多量に置かれていて、遺体埋葬後、墳丘完成後に盛大な送葬儀礼が行なわれた

表8 美作地方の五・六・七世紀の古墳要素変化表

○あり ×なし

世紀	時期	墳形		外部		内部		構造		遺物					
		前方	円墳	埴輪	葦石	竪穴	粘土槨	箱式棺	木置棺	横穴式石室	鏡	馬具	須恵器	農工具	武器
五世紀	0	○	○	○	○	○	○	○	?	×	×	○	○	○	○
	I	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
	II	○	○	○	○	○	?	?	○	×	○	○	○	○	○
	III	○	○	○	○	?	?	○	○	?	?	○	○	○	○
	IV	○	○	○	○	×	×	○	○	?	?	○	○	○	○
	V	○	○	?	×	×	×	○	?	○	?	○	○	○	○
	VI	×	○	×	×	×	×	?	×	○	○	○	×	○	○
	VII	×	○	×	×	×	×	?	×	○	×	△	×	○	×
七世紀	VIII	×	○	×	×	×	×	?	×	○	×	△	×	×	

時期は須恵器の編年区分による。 0は須恵器以前

ことを示している。このことは、世帯共同体の家父長権の継承儀礼がそこで行なわれたと推定できるのである。

飛躍的な発展を土台にして民衆が成長し、主要地域のすみずみに階層差をもちつつ群集墳が作られてゆく。

津山を含む美作各地に、五世紀中葉以来農業生産力の

この広汎な群集墳の形成は、やがて横穴式石室を採用



久米郡
中央

久米郡 桐原町

图38 津山市内主要古墳分布图

するにいたってピークに達する。横穴式の石室には、三
 四の棺が置かれるのが普通であり、一棺に二体以上埋
 葬されていることの明らかな例があるので、一石室内に
 は数人以上が埋葬されたと考えてよい。

群集墳の盛行

美作では、畿内・吉備中樞部・北九州
 よりおよそ半世紀ほど遅れて、横穴式

石室が採用されたらしい。横穴式の石室は、埋葬墓室で
 ある玄室と、通路にあたる羨道から成っているが、この
 羨道をふくめた石室内につきつぎと埋葬をおこなう。す
 なわち追葬のできる構造の石室である。この横穴式石室
 は、美作ではまず大形古墳にとり入れられるが、津山市
 中宮一号墳・中央町錦織高塚・八束村四塚一号墳などが
 初期の例である。いずれも六世紀前半のものと考えてよ
 い。

初期の横穴式石室は、横長の石を送り積みにした構
 造で、石室床面が墳の裾よりも高い位置に作られ、短い
 羨道をもつものが多い。

柵原町飯岡丸山古墳、鏡野町土居天王山古墳、久世町
 蛇尾一号墳、津山市平福と中央町錦織との境にある嵯峨
 山高塚らは六世紀中葉のものと考えられ、この時期を最

後に埴輪は作られなくなる。

大きい石を用いた袖無型または片袖型の横穴式石室が
 広く採用されるのは、六世紀後半のことである。一般に
 火の釜と呼ばれるものは、そのほとんどがこの頃のもの
 である。津山市佐良山地区にある約一九〇基の古墳のう
 ちの多くは、こうした横穴式石室をもったものである。

こうした横穴式石室をもつ古墳の築造は、佐良山のほ
 か津山市田辺・小桁・金屋・広野の山あいにも及ぶ。
 そのほとんどは中に陶棺や木棺が置かれ、耳環（金環・
 銀環・銅環）・装身具（勾玉・管玉・切子玉・小玉な
 ど）・馬具（くつわなど）・武器（直刀・鎌など）、各
 種の須恵器・土師器が副葬される。

津山市福田の小屋谷一号墳には横穴式石室の中に大小
 七つの陶棺があったと伝えられており、加茂町万燈山古
 墳には、石棺・陶棺・木棺計九つの棺があり、二〇人を
 越す埋葬が知られている。

これら六世紀後半の古墳は、墳丘の規模、横穴式石室
 の広さ、副葬品の種類と量、中でも武器の種類と量によ
 って五つの類型に分けられる。岡山県下でも、真備町箭
 田大塚（前方後円墳全長八〇m）・総社市三須編蝠塚

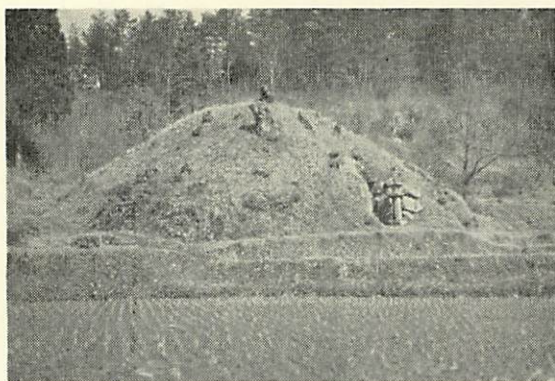


図39 津山市福田剣戸東塚古墳

(前方後円墳九二m)・赤坂町鳥取高塚(前方後円墳七〇m)・岡山市牟佐大塚(円墳径三五m)などは、石室全長一五m〜二〇mの横穴式石室を持ち、玄室の幅二・五m、高さ三m以上のもので、巨大な石材を用い「巨石墳」と呼ばれる支配者の墓である。これにつづくものが、岡山市八幡大塚・同市宮山西塚・同賞田唐人塚・総社市久大塚などで、玄室の容積が四〇m³を越え、しばしば、

くり抜きの家形石棺がおさめられている。これらも当時の支配者の墓と考えられ、甲冑などの防御用の武器や垂飾・付耳飾りなどをもっている。この級の古墳は、県南部で知られているのみで、今のところ

美作では発見されていない。

これらに次ぐのは、小形前方後円墳(二三m〜四八m)・大形円墳(径二〇m以上)で、美作主要部では旧郡ごとに二〜三基が作られており、津山市福田高野山根二号墳・落合町日名高塚・津山市福田剣戸東塚・西塚などが代表例である。この級のものは、六世紀前半ないし中葉の津山市中宮一号墳・八束村四塚一号墳・鏡野町土居天王山古墳とともに、美作での第一級の古墳である。

これらの古墳には、鏡板付くつわ・杏葉・雲珠を含む金銅張り装飾付き馬具、鉄斧・鉄鉞のみ・鉄鎌・鍛冶具など工具や農具、多数の太刀と鉄鐙の束が副葬されており、また装身具や多量の須恵器をもっている。これらの古墳の主な被葬者は、飾馬に乗った武将であり、同時に生産を管理した支配者であるという両面をもっていたものといえよう。

後期古墳の多くは径一五m以下の小円墳であるが、その中にも馬具や太刀(直刀)をもつ類と、刀子・鉄鏃数本・須恵器若干をもつ類とのちがいがあがる。市内の群集小古墳の九割は、この二つの型のどちらかであるといつて過言ではない。古代家父長的大家族の上層が、古墳を

表9 美作地方の後期前方後円墳
I～VIは須恵器の形式編年分類

世紀	築造時期	位置・古墳名	墳長	埋葬形式
五世紀	I	津山市河辺井口車塚	36m	粘土槨
		鏡野町下入笠松古墳	30m	粘土槨
	II	津山市日上畝山80号墳 美作町檜原中金焼山古墳 津山市福田高野山根1号墳	31.4m 34.6m 30m	竪穴式石室? 竪穴式石室2, 箱式棺1 竪穴式石室
六世紀	III	津山市川崎玉琳大塚	36m	礫槨
		久米町錦織高塚	36m	横穴式石室
	IV	津山市福田中宮1号墳	23m	横穴式石室, 箱式棺
		勝央町植月中富塚1号墳	28m	木棺直葬?
	V	津山市福田高野山根2号墳	36m	木棺直葬?
		津山市下横野大野木塚	23m	横穴式石室?
鏡野町土居天王山古墳		23m	横穴式石室	
VI	落合町日名稲荷山古墳	21m	横穴式石室	
	落合町日名ムスビ山高塚	21m	横穴式石室	
	久米町油木畝大塚	21m	横穴式石室	

作るまでに成長した姿であるが、こうして古墳の中にも、階層差が厳然と存在するのである。

津山市内の横穴式石室をもつ古墳の若干を紹介しておく。

〔津山市福田中宮^{なかみや}一号墳〕佐良山地区にある四つの方後円墳の一つで、全長二三m、短小な前方部のある帆立貝式の古墳で、葺石^{ふきいし}は無いが、埴輪円筒列がめぐっている。後円部の中段に、主軸に直交する横穴式石室がつくられていゝる。広い玄室に短い羨道部がつく片袖式の石室で、横に長い石を送り積みにして作られ、石室全長七・八m、玄室全長四・二五m、奥幅二・六二m、高さ二・一mをはかる。三体が埋葬されており、馬具(鏡・轡・雲珠・杏葉等一式)・鉄斧のみ・鉄鍬三種・直刀・刀子・小玉・丸玉・土師器・須恵器多数が出土した。玄室袖に須恵器台・広口壺・礫・土師器埴が四つ重ねて出土し、注目された。前方部には組合せ小石室があり須恵器坏^{つぼ}二が出土したのみ

である。美作最初の学術的調査（岡山大学・昭和二六年）が行なわれた古墳であり、六世紀前半～中葉のもの。

〔津山市福田剣戸東塚^{ツケ}〕山裾にある円墳で、径一九m高さ四m。袖無型の横穴式石室が開口しており、奥壁には巨大な鏡石が使われている。石室現長九・八m、幅一・八m、高さ一・九mで

土師系亀甲陶棺片と須恵器が出土している。六世紀後半の代表的なもの。この古墳は江戸中期にはすでに開口しており、宗教弾圧をうけた日蓮宗不受不施派の人々が殉難、息を引きとった遺跡でもある。

〔津山市平福祇園^{ぎおんうね}二号墳〕山腹に立地する円墳で径六mし七m・高さ一m弱で、小横穴式石室内に陶棺二個がある。金環二・丸玉・土師器・須恵器が出土した。須恵器には高坏・罍^{ひつじか}・平瓶^{ひらびん}・台付壺^{たいけい}・埴^{まじ}・坏^{くわい}・甑^{そう}等完形品二四点が出土した。六世紀後半～末の小形古墳の典型的なものである。

〔津山市高尾ズリ谷古墳〕山腹斜面にある径一一m・高さ二mの小古墳であるが、横穴式石室中に木棺二を置き



図40 津山市中宮1号墳出土の四つ重ね高杯



図41 津山市高尾ズリ谷古墳出土の子持ち高杯

たと推定される。石室内から銅環・玉・刀・鉄鏃・刀子、土師器高坏、須恵器壺・高坏・罍^{ひつじか}・坏^{くわい}等が出土

した。石室入口
外方から子持高
坏・壺が出土
し、石室外での
送葬儀礼の遺物
として注目され
るものである。

六世紀中葉と考
えられる。

〔津山市兼田能
満寺古墳群〕も

と二四基の古墳
があったが、橋

本塚を除くすべては後期の群集小古墳である。調査され
たE号墳は小横穴石室内に陶棺二があり、金環・管玉・
直刀片・土師器と多数の須恵器が棺の脚下に副葬されて
いた。六世紀後半から末葉にかけての群小墳の代表であ
る。

〔津山市河面丸山二号墳〕山腹にある円墳で、径一三m
・高さ三m、高い方には、掘りあとが周溝としてのこっ

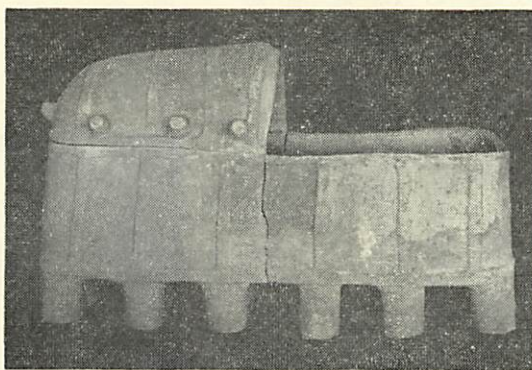


図42 津山市河面丸山2号墳出土の陶棺

ている。長さ約七mの横穴式石室内に陶棺二と木棺一が
あった。石室は地山を掘り込んで作られており、棺と石
室の間や陶棺の脚間から刀子・鉄鏃・提瓶・平瓶・高坏
・坏・はそう・壺・甕等須恵器多数が出土した。二個の
陶棺のうち奥のものは頑丈な作りであり、前のは細
型のもので、棺の新旧を決める基準となった。また、奥
の陶棺内に人骨二体が埋葬されていたことは、一陶棺内
の多埋葬を示す資料として貴重であった。六世紀後半か
ら末葉にかけてのものである。

〔津山市紫保井十二足古墳〕山腹に墳丘も著しくない小
墳があり、横穴式石室の積み方をした小石室があって、
中から、台付長頸壺など若干の須恵器を出土したのみで
ある。群集墳の盛行期を過ぎた七世紀には、辺地に副葬
品も少ないこうした小墳が作られるだけになってくる。

津山の主要部で追葬はされても、もはや新しく古墳を作
ることは終わったのである。

陶

棺

津山地方の後期古墳から、粘土で焼い
た棺Ⅱ陶棺が発見されることが多い。

数が多いために軽視されがちであるが、実は地域的特色
を示す品として注目すべき遺物なのである。全国の陶棺

出土の過半数が美作から出土しており、備前・美作を合わせれば全国出土数のほぼ九割にも達するだろう。陶棺は山梨・滋賀を東限に山陰・北四国・山口まで分布しているが、山城・大和・河内・摂津の一部や、岡山県に隣接した兵庫県西部の千種川流域に多いという特徴ある分布を示している。そして、奈良市歌姫のように土師氏と関係のある所とか、大阪府豊中市横谷のように須恵器の窯跡のある所とかから集中的に出土することはあっても、地域全体から出土するわけではない。ところが、岡山県東部の吉井川・旭川流域や、兵庫県の部の千種川流域では、後期古墳に使われる棺として陶棺が普遍的に見られる。この点から、陶棺は後期古墳時代における地域的特色のある棺として、日本古代史の上でも注目されているのである。

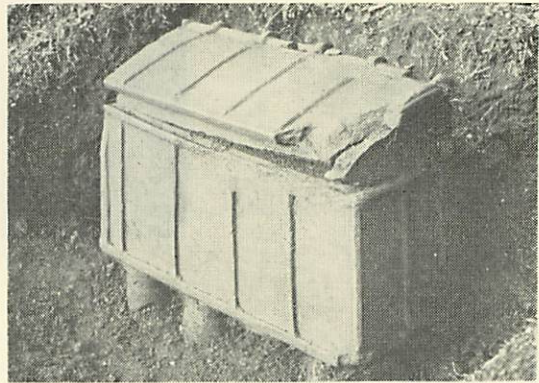


図43 真庭郡久世町檜東古墳出土の切妻屋根形陶棺

表10 陶棺分類表

焼き方	蓋の形	製作法	推定時期
土師質	亀甲型(太型)	輪積み	6C中~6C後
"	"(細型)	"	6C後~6C末
"	"(退化型)	{輪積み 板作	6C末~7C初
"	"(小型)	"	7C初~
"	家型(切妻式)	"	7C初~
"	"(四注式)	"	7C後半
須恵質	亀甲型(細型)	{輪積み 板作	6C末~7C
"	家型(切妻式)	板作	7C初~後半
"	"(四注式)	"	"

一口に陶棺といっても、別表のように幾つかに類別される。棺の作り方、焼き方からいえば粘土を輪積みにして作った素焼で赤褐色を呈するもの || 土師系陶棺と、粘土板をつないで作り、堅くて、ねずみ色を呈する須恵系陶棺がある。形からいえば、棺の蓋が亀甲の形をした亀

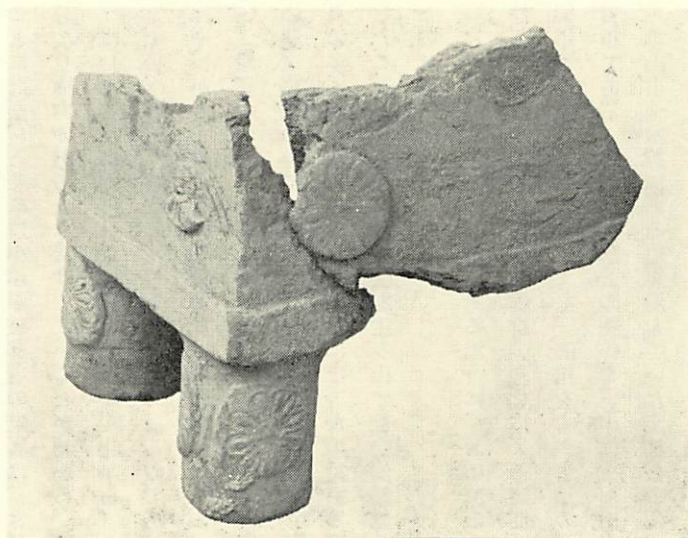


図44 真庭郡落合町下一色2号墳出土の瓦当文陶棺

甲型陶棺が多いが、切妻型または四注式などの家型のものもある。大きさは、大形のもので全長2m強・幅70cm・高さ1m位で、この半分位の小形のものもある。陶棺の大部分は六世紀後半から七世紀初頭にかけてのもの

である。中には奈良時代の瓦当文のついた陶棺（落合町下一色二号墳）や白鳳時代の瓦当文のある陶棺（邑久町本坊山古墳）のように七世紀後半から八世紀にまで下るものもあるが、群集墳の築造の盛行期の終末とともに陶棺の盛行は終わる。

石室の中に木棺が用いられた場合、多くは棺が腐朽しているうえに人骨が残りにくいので、何人がそこに葬られたかわからないことがしばしばであるが、陶棺の場合には腐朽しないため三棺あれば少なくとも三人以上が葬られたことが容易にわかる。もっとも、津山市河面丸山二号墳では一つの陶棺から二体の人骨が発見されているので、必ずしも一棺一人の埋葬とは限らないのである。このようにみていくと、横穴式石室の中には三体以上の埋葬が普通であることが知られる。

津山市佐良山地区の場合は、約一九〇基の古墳の被葬者のうち約八割が百年以内の期間に葬られたと推定されているから、四五〇人〜六〇〇人以上の人がおよそ五〇年〜一〇〇年間に葬られたことになる。このような点から見て、後期古墳に葬られた人々は、豪族や首長だけでなく、古代大家族の上層部の人々の多くが葬られ

たことになり、とくに群小墳の被葬者の階層は、さして身分なり権力のある人々だけでないことがわかる。このようにして古墳に葬られた被葬者の数の変化から、この六世紀後半という時代の特色も明らかになるのである。もはや、かつてのように首長層だけが墓を作ったのではない。農業をいとなむ津山周辺の人々についても、かつての農業集団の中に古代家父長制大家族が分立し、その成員の多くが古墳に葬られるようになったのである。こうしたことが後の律令制社会を生み出す社会的基盤となつたのである。

横穴式石室の中に棺が多くある場合に、おのおのの棺に伴う土器群があるので、土器群の変化による時期区分(編年)ができるという点でも、陶棺をもつ古墳の資料は貴重である。それは集落との関係や、津山市福田小屋(編年)谷・津山市金屋等にある須恵器を焼いた窯跡との関係などが、時間的同時性の点ではっきりした形でとらえ得るからである。

專業集団の成立と生産の発展

『古事記』や『日本書紀』によれば、天皇の皇子や后の名をとつて御名代・御子代を設置したことが記されている。市内神

庭地区にある草加部(日下部)は「仁徳天皇」の皇子大日下王・若日下王のために設置されたものとされている。津山市周辺では、御津町建部(「日本武尊」・勝田郡矢田部(「仁徳天皇」皇后八田若郎女)・勝田郡真加部(「清寧天皇」)などもこうして設置された部が地名となつて残つたものとされている。

かつて、これらはそのまま史実とされて来たが、日本武尊は伝説上の人物であり、仁徳天皇や清寧天皇も実在が疑われているうえに、天皇という用語も七世紀に入つてはじめて使用され、それ以前は大王と呼ばれていたことがたしかであるから、記紀の記述をそのまま史実とすることはできない。

また、特定の職業集団を部に組織したことを示すような地名も現存している。市内綾部(織物)・久米郡倭文(織物)・中央町錦織(にしきおり)織物)・久米町久米(軍事)・久米南町弓削(弓作り)軍事)などがそれである。

八世紀中葉に作られた『備中国大稅負死亡人帳』によれば、姓に部をもつものが多いから、美作でも六世紀には部民が広く置かれていた可能性が強い。さきあげた

第一章 原始社会から古代国家の成立へ

部は、六世紀には存在し、王民として大王の子女の生活をまかない、あるいは特定の職業をもって生活する「專業集團」が美作にも存在したことを示しているといえよう。

五世紀後半頃に朝鮮南部からの移住者集團が、新しい農具（深耕用の鋤や鋤、根刈り用の内彎した鎌）や、堤防や溜池作りの技術、馬具を作る技術、金属工業の技術、堅い割れにくい須恵器の技術を日本に伝えた。それまでの農業生産の発達を基礎に、これを受け入れることによって農業生産は飛躍的に高まり、民衆にもたくわえをもたらしした。このことが、一方では專業生産を生み出す社会的背景となり、他方では農業生産をともした共同体の中に、古代家族の分立をもたらし、群集墳が作られる基盤ともなったのである。

津山市日上畝山八〇号墳から出土した鉄鋤や津山市六塚古墳群などから出土した鎌は、こうした新しい農具の初期の一例である。

美作において農業以外の諸生産を示すもののうち、主なものは次のとおりである。

〔須恵器の生産〕美作各地の古墳や集落地その他から出

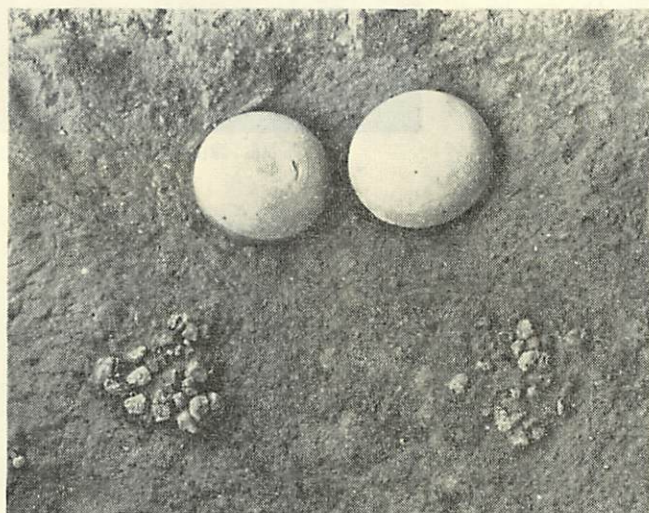


図45 津山市川崎六塚3号墳鉄滓出土状況
(上の丸く見えるのは須恵器)

土する膨大な須恵器を製作した技術は、朝鮮南部から日本に伝わったもので、山腹に穴窯を築いて還元炎で焼く技術であり、專業集團によってはじめて可能なものであった。津山市内では、福田宇小屋谷、瓜生原宇小屋、一宮の於路ヶ嶋、宇金星等にある須恵器の窯跡は六世紀後

半々末頃のものであり、勝北町甲田池北の窯跡は六世紀前半のものである。五世紀代のもは今のところ見だされてないが、市内河辺地区などから見だされる可能性はあるかもしれない。

〔鉄生産〕農工具や武具の製作に必須である鉄生産については、五世紀前半の月の輪古墳の墳頂から鉄滓が出土したほか、五世紀以降の古墳の副葬品として鉄滓の出土が多いことから、被葬者が鉄生産に何らかの形で関与していたことはたしか

であろう。この鉄生産は河原に堆積する砂鉄を利用したことが、その立地からして想定されている。鉄滓だけでなく、鍛冶用のかなはし・たがね・つち・かなとかが市内国分寺長畝山二号墳や、八束村上長田四塚一号墳から発見されている。これらの古墳はそれぞれ五世紀末、六

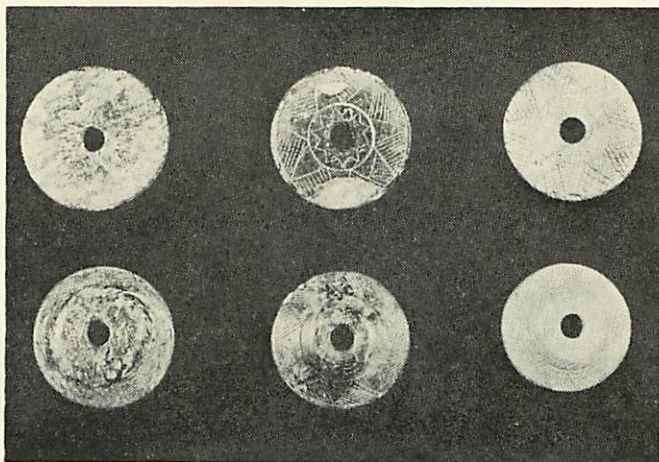


図46 津山市川崎六塚古墳群出土の紡錘車

が、津山市域をはじめ美作で多量に生産されていたことは確かである。

〔玉の生産〕後期古墳から装身具としての玉類の出土例はおびただしい。この生産も在地で行なわれた可能性が強いが、製作跡は明らかでない。落合町西部は蛇紋岩を

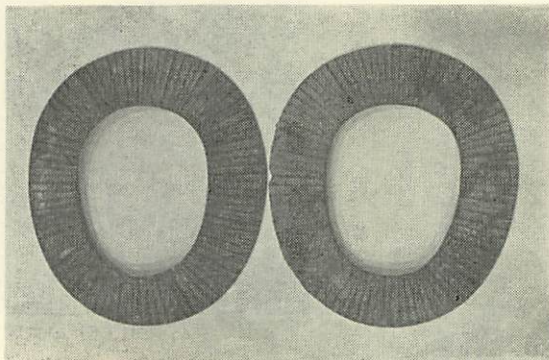


図47 津山市田邑丸山1号墳出土の車輪石型銅器

産するので著名であるが、その石材を用いた紡錘車や玉類（丸玉）がその周辺だけから出土する。このことは落合町日名谷周辺で攻玉が行なわれたことを示している。

そこには同時に水晶の露頭があり、勾玉・管玉・切子玉・丸玉も水晶製のもがその周辺に濃密に分布することが知られており、水晶を原料とした攻玉も併せ行なわれた可能性が大きい。

〔織物生産〕織物については、專業集団が上級織物生産にたざさわった可能性もあるが、六世紀の群集墳のうち、各群の中でやや大きいものからほとんど紡錘車が出土しているから、群集墳の基盤となった各集団ごとに日用の織物生産が行なわれた可能性は高い。

〔鏡の生産〕四～五世紀に権威の象徴となっていた鏡の生産について、根拠は薄いが津山西部で鏡作りが行なわれていた可能性が強い。美作一宮である中山神社の主神である鏡作命をまつる神社が、鏡野町下原の珍敷神社・鏡野町香々美の大美弥神社をはじめ多く見られるだけでなく、市内下田邑丸山一号墳からは、ふつう碧玉で作られる車輪石と呼ばれる腕輪一對を銅で作った全国唯一の例もあり、同二号墳も径三〇m級の円墳でありながら鏡

四面が出土するなどの点から見て、鏡作りが行なわれた可能性が強いのである。

古墳の消滅

六世紀後半から七世紀にかけて、おびただしい古墳が、美作の山野に作られが、その多くは葺石も埴輪もなく、規模も小さく、古墳本来の姿を失ったものである。それは、もはや消滅に向かう直前の姿であり、津山市内だけでも六百を越える古墳に推定千八百人以上の人物が埋められること自体、権威のシンボルとして、また政治的社会的記念物としての意義は失われ、単なる墓に転化しつつあったことを示しているのである。

津山市内では、六世紀後半には埴輪を立てることも終わり、市内下横野の大野木塚や、福田の高野山根二号墳を最後に、前方後円墳は作られなくなる。美作全域を見ても、落合町日名の二つの前方後円墳、久米町油木の畝大塚、鏡野町土居の天王山古墳を最後に、前方後円墳はまったく作られなくなる。かって四世紀のはじめ頃には、農業生産の発展を基礎に、政治的地域集団の首長が小地域の王として集団をとりこんだという状態の、墓制

のうえでの表現として、また、首長権の継承にともなう事業として前方後円墳が作られたのであった。それが消滅するということは、首長が地域集団の規制から抜け出して、もはや完全に支配者に転化したことを示すものであった。

おびただしく作られていた古墳も、六世紀末葉を境として、新たに作られることはまれになった。七世紀代と考えられる土器が古墳から出土することはあるが、その大部分は、六世紀後半または末葉に作られた古墳に追葬された際の遺物である。津山市紫保井十二足古墳など七世紀に入ってから作られた古墳は、もはや群集せず、副葬品も少なく規模も小さいものであり、数はきわめて少ない。落合町下一色古墳のように奈良時代に入ってから作られたと考えられるものもあるが、これが古墳として最も新しい一例である。

屯倉みやけの設置

『日本書紀、欽明紀十六年条』には、六世紀後半と推定される時期に、吉備の五郡しらいに白猪みやけの屯倉みやけを置いたことが記されている。十数年後には蘇我そが一族を派遣して、白猪の屯倉の田部たべの名籍みょうせきが作られたことが記されている。この白猪の屯倉の位置

については、いまだ定説がないが、真庭郡を含む美作に置かれたことはたしからしい。屯倉というのは、本来は稲穀を収納する官倉そのもののことであったが、のちにはその官倉に収める稲の耕地、そこで働く耕作民を含めて言うようになっていた。白猪の屯倉の田部の名籍を作ったことは、中央政府が屯倉の耕作民を直轄に移し、中央の下部組織として、在地の首長から切り離したことを示している。その官には大庭臣おほのぼのが任命されている。七世紀中葉に中央集権的な公地公民の制がしかれて、郷ごうや、里り・正倉しやうぞう（みやけ）に収納する租税の制が定められるが、白猪の屯倉の例はその先駆をなすものであった。

美作に、このような中央直轄の屯倉が作られることは、その体制を整備しつつあった畿内きない（大和南部）飛鳥あそ地方の政権のもとに、美作も直接に支配される端緒となったことである。当時は、畿内の最高権力者は大王おおきみと呼ばれていたが、このように日本各地に屯倉を設定し、経済的収奪の体系を作ったことは、官僚機構の整備や、大王直属の軍隊の成立とあわせて、やがて日本列島全体を直接に支配する中央集権国家の成立に道を開くものであり、七世紀に初めて現われる天皇制の成立の基礎とな

ったのである。

四 国家の成立

古墳の消滅は、こうして中央政府に直接収奪される事態のもとで、古墳築造に要する膨大な労働力もまた収奪されることに起因しているのである。こうして、美作を含む地方に古墳が作られなくなるころ、大和地方の一部などには、巨大な切石を用いた横穴式の石室が、支配の頂点に立つ高級官人層の墓としてのみ作られていた。

この頃仏教を受け入れた支配者は、高くそびえる塔や巨大な金堂を中心とした建造物群をもつ寺院を建立しはじめる。このような寺は、瓦葺き・朱塗りの柱をもったもので、宗教的色彩よりも、むしろ政治的な記念物であり、飛鳥寺や、法隆寺・四天王寺などがその代表例である。こうした寺院建立の動きは各地にひろがり、岡山市賞田寺跡や総社市秦原寺跡は、県下での初期の寺院の例である。

日本列島に、はじめての中央政権が作られ、古墳時代（王と大王の時代）は終わりをづけ、はじめて天皇とい

う称号が使われる。この頃、美作も中央集権的な国家体制に組み入れられ、民衆は租と呼ばれる田の税や、調と呼ばれる特産物をさし出す被支配者に転化してゆくのである。

条里制の展開

大化の政変後に、政府は、六年毎に戸籍を作って、すべての人民を登録し、班田收授の法をしいて、六歳以上の男子には二反、女子にはその三分の二を口分田として耕作させ、田の税を貢納させた。

この班田制の行なわれた土地には、条里制による大土木工事が施行された。これは日本最初の統一的土地制度であり、土地を縦横三六〇歩（六町一六四八m）の正方形に区切り、その一辺を条、他辺を里と呼び、この三六〇歩四方の土地を、六〇歩四方の三六の坪に分ける制度で、各坪ごとに何の坪という名称がつけられ、その境は溝や畦で区分した。美作各地の平野に残る、直交する溝と小路はその名残であり、その区画間の長さは一〇八m余り（一町）である。この条里制の遺構は、一町の中を長く十等分して一反とした長地割りのものと、南北を二等分したものを更に東西に五等分した半折型と呼ばれる

ものとの二種類がある。また、基準線がやや西に傾いたものと、正しく東西南北を指すものがある。前者がより古いものといわれており、美作では勝央町の美野・田井・植月にかけてのものが、前者の一例である。

津山市内にも、条里制の地割りが今日もなお残っている。津山市山北・総社・小原・上河原にかけてのものを

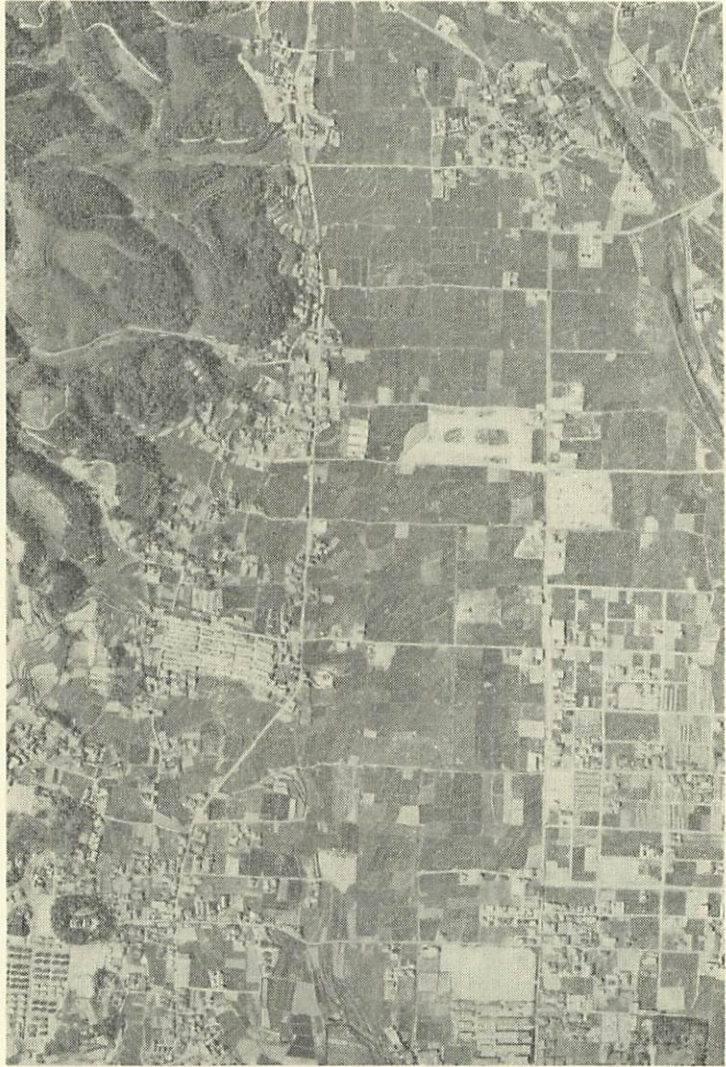


図48 津山市山北・小原周辺の条里制の名残り

はじめ、旧一宮村一帯のもの、院庄・戸島地区、旧河辺地区、高野地区、旧東吉田の勝部・志戸部地区の平野部などがその例である。

今日、こうした遺構が最もよく残っているのは鏡野町の
大野地区・香々美地区・郷地区と津山市の西苦田地区
である。西苦田地区を山北から北上すれば、県道線に直
交する溝と小路が一〇八mおきに七〇八本見いだされる
のである。

こうした条里制の遺構のある地域には、小字名などと
して条里制関係の地名が残っていることが多い。市内を
例にとると、西苦田地区には、市の坪・湯の坪・一丁田
・二反田・三反田・八反河原・二ツ黒・大坪の地名があ
り、河辺地区には、二反田・五反田・白坪・井の坪・半
田などの地名が残り、院庄地区には五反田・八反田・八
ヶ坪・柿ヶ坪・柳ヶ坪の地名がある。これらはすべて条
里制に関係のある地名の名残と思われる。このほか、津
山市周辺で見られる三十六・坪尻・大畦などの地名もそ
うである。

こうして津山市周辺の民衆も、中央集権的国家の統一
した制度のもとに組み入れられたのである。

中央集権国家の成立

六七二年に天智天皇の死後その弟と子
との間に、天皇位をめぐって壬申の乱
と呼ばれる争乱が起こった。勝利をえて皇位についた天



図49 真庭郡久世町五反廃寺址出土の白鳳時代の丸瓦

武天皇とその後継者は、八色の姓を定めて氏姓の秩序を
作り、中央に神祇官・太政官等の官制をしき、全国を畿
内と七道に分け、さらに国、評(後に郡)、里に分ける地
方制度をしいて、行政組織を作っていた。農民を収奪
し、国家の経済的基盤を強固にするために、租や調のほ
かに、年十日間上京して政府のための労役に服する庸
や、年六〇日以内を地方で国司のために働く雑徭や、義
倉・出挙などもあり、農民の負担は多かった。兵役の制

度もしかれたが、それは徴兵制で、各地の軍団に配備され、装備や食料の一部は兵士の負担であった。人民は公

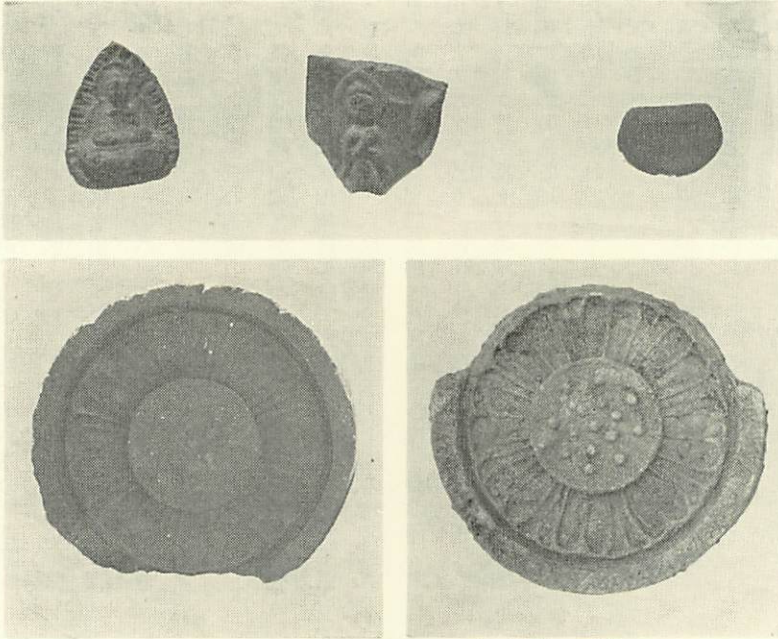


図50 久米廃寺址出土の遺物
上 磚物・石帯
下 丸

民と呼ばれる良民のほかには五種の賤民が設けられ、分裂差別の支配を受けることになった。支配者を構成する中央高級官人は、大規模な都城である藤原京に住ん

だ。こうして日本古代国家が成立し、古代天皇制も確立された。諸法が律令としてまとめられ、各種の刑罰も定められ、やがて天皇神格化のために『古事記』・『日本書紀』など、伝承と系譜を改編した神話が作られていく。「咲く花の匂うが如き奈良の都」に住む貴族たちの生活を支えた民衆は、雨まじり風まじりの粗末な草葺きの家に住み、飢えに苦しむ生活を送ったことが知られている。社会は完全に支配者階級と多数の被支配者階級に分かれ、固定化されたのである。

この時代の資料は、美作にはほとんど残っていない。須恵器の窯跡や、一部の寺院跡が残るのみである。

古代国家の成立過程で、地方官人たちは、中央の貴族にならって寺院を建立しはじめた。美作で、この白鳳時代とも呼ばれる時期に建立された寺院は、久世町五反廢寺・久米町久米廢寺・久米

南町弓削廢寺・大原町今岡廢寺等である。いずれも三重、五重の塔や巨大な金堂をもち、僧坊などの付属建物をもち、方一町(約一〇〇m四方)をもこえる寺域に築地塀を建て、中門や大門をもち、瓦葺きの屋根や朱塗りの太い柱をもつ壮大なものであったと推定されている。こうしたことは発掘された久米寺跡の調査で明らかである。ここには丈六の佛像や、焼物の「埴仏」があり、多数の土器も残されている。各地の寺跡に残る塔の巨大な心礎と、金堂・塔の礎石は、学術的発掘は行なわれていないとはいえ、出土する多量の瓦とあいまって、かつて巨大な寺院が存在したことを示している。久米廢寺の寺域は一部は岩盤を削り大部分はたたきしめて敷地を造成し、とくに塔の基壇にはそれが著しく、造寺にあたって膨大な労働力が投入されたことを示している。

こうした寺院は、たびたび建て替えられたが、それは奈良・平安時代にも行なわれ、そのたびに新しい瓦が追加された。だから、奈良時代以降の瓦しか現在見いだされていない場合でも、最初の造寺は、奈良時代よりも以前にさかのぼる可能性もある。

津山市一宮中山神社地・津山市下横野共和国中学校敷地

・津山市椿高下東・津山市高野本郷夜半廢寺址などが、このような寺院跡である。このうち夜半廢寺址は、大きな平坦部と土塁を残しており、遺跡が破壊されずに残った例であり、他のものは一部がこわされて遺構の一部を残すものであろう。津山市高尾長岡廢寺は、これらよりやや遅れて作られたようである。

高くそびえる巨大な寺院をながめながら、民衆は営々と農業生産を行ない、一部の人々は瓦焼き・土器作り・鉄作りの手工業生産にも従事したが、その人名はいうまでもなく、住居や工房のあとも、その多くはこんにちなお知られていない。

美作国府と国分寺 津山を含む美作地方は、かつて吉備と呼ばれた範囲に含まれていた。確かに

ではないが、六〜七世紀に吉備は上道国・大伯国・御野国など多くの国に分かれていたらしい。七世紀後半には、吉備地方は、備前・備中・備後に分国されていた。和銅六年(七一三)四月に、備前国からその北部六郡(英多・勝田・苦田・久米・大庭・真島)を割いて美作国が置かれ、その国府は現在の津山市総社字幸畑周辺に置かれた。当時、諸国には国分寺と国分尼寺が置かれた

表11 美作地方の古代廃寺址など地名表

名 称	所 在 地	遺 構	推 定 復 原 で き る も の	遺 物	字 名	時 期	和名抄
今岡 <small>し</small> 廃寺址	英田郡大原町今岡	礎石		丸瓦2種 軒平瓦2種 平瓦	塔前	白鳳奈良	讃甘郷
大海 <small>し</small> 廃寺址	英田郡作東町山手薬師谷	心礎	塔	丸瓦2種 軒平瓦2種 平瓦		奈良平安	吉野郷
閻武 <small>し</small> 廃寺址	英田郡作東町藤生	礎石		丸瓦2種 軒平瓦(重弧文)平瓦		奈良平安	閻武郷
土居 <small>し</small> 廃寺址	英田郡作東町土居茶屋元			丸瓦3種 軒平瓦(〃)平瓦		奈良	〃
竹田 <small>し</small> 廃寺址	英田郡作東町竹田才ノ堂			丸瓦2種 平瓦	堂ノ元・ 釈迦堂	奈良平安	〃
檜原 <small>し</small> 廃寺址	英田郡美作町檜原中寺池	礎石もと心礎あり		丸瓦2種		奈良平安	檜原郷
久米 <small>し</small> 廃寺址	久米郡久米町宮尾・唐臼	心礎礎石塔	塔・金堂 僧坊	丸瓦4種 軒平瓦5種	唐臼	白鳳奈良	久米郷
弓削 <small>し</small> 廃寺址	久米郡久米南町弓削蓮久寺	礎石心礎		丸瓦4種 軒平瓦4種・土器		白鳳奈良 平安	弓削郷
夜半 <small>し</small> 廃寺址	津山市高野本郷西	土塁	土塁 塔?	丸瓦2種 平瓦		奈良 平安	高野郷
下 <small>横野</small> 廃寺址	津山市下横野共和中学校	もと土塁		丸瓦2種 平瓦		奈良	横野郷
長岡 <small>し</small> 廃寺址	津山市福田	不明		丸瓦1種 平瓦		平安	長岡郷
五反 <small>し</small> 廃寺址	真庭郡久世町三崎五反	もと心礎礎石	塔 金堂	丸瓦6種 軒平瓦3種 平瓦3種	観音堂・ 塔鼻仏堂	白鳳奈良 平安	大庭郷
国分 <small>し</small> 寺址	津山市国分寺	礎石	大門塔金堂	丸瓦4種 軒平瓦3種 平瓦3種	塔田・大 門	奈良平安	河辺郷
国分尼 <small>し</small> 寺址	津山市国分寺・日上人神	礎石		丸瓦3種 平瓦2種	塔ノ窟	奈良平安	〃

参 考

名 称	所 在 地	遺 構	推 定 復 元 で き る も の	遺 物	字 名	時 期	和名抄
美作国府址	津山市総社・幸畑他	石敷列・柱穴	建物3・塀・ 井戸	丸瓦3種 軒平瓦3種 平瓦 土器・硯・木簡 丸瓦2種 平瓦2種	幸畑・下 道田等	奈良平安	苦田郡
久米郡家址?	久米郡久米町宮尾	不明(寺址?)				奈良	久米郷
中山神宮寺址?	津山市一宮中山神社	不明		平瓦2種		奈良	田辺郷
椿高下遺跡?	津山市椿高下東	寺址又は窯跡		平瓦2種		平安	田中郷
八子谷遺跡	英田郡美作町中山八子谷	窯跡		丸瓦1種 平瓦		平安	監湯郷
久米西遺跡	久米郡久米町宮尾・中北下	窯跡?		丸瓦 平瓦		奈良	久米郷
沖 遺 跡	苫田郡鏡野町沖	柱穴列	郡衙?	須恵器 勾玉 平瓦		奈良	香香美郷
勝田郡家址	勝田郡勝央町勝間田	柱穴	郡衙?	須恵器・丸瓦・平瓦		奈良平安	勝田郷
大東遺跡	津山市二宮大東	不明		丸瓦1種		飛鳥様式	田中郷

が、国分寺は津山市国分寺金古から大門付近に、国分尼寺は津山市日上字人神から国分寺のあたりに置かれた。美作国司のもとに、各郡司が置かれ、郡には郡衙が置かれた。久米郡衙は久米町宮尾（久米郷）に、苫田郡衙は鏡野町沖（香々美郷）に、勝田郡衙は勝央町勝間田（勝田郷）に置かれたと推定される。

美作国府は、ほほ方六町（約六〇〇m四方）と推定され、高台を利用して土地を平坦にならして作られ、その中央やや北寄り（北幸畑・南幸畑・幸畑町）に政庁としての国衙の建物が立ち並んだと推察される。この地点を深掘りした際に円礫の列（建物の雨落ち溝）が見いだされ、周辺から出土したおびただしい瓦は奈良平城宮のものにきわめてよく似た文様（丸瓦は複弁十六蓮華文、軒平瓦は均正唐草文）をもち、明らかに八世紀前半のものである。また出土した須恵器は、かめ・つぼ・坏・高坏など種類も量も多い。そのうち、高坏の脚の内側に、墨書で「厨」と書かれているものがある。これは厨房であることを示し、食堂的な建物の存在を予想させるものである。これは今のところ、美作最古の墨書文字である。なお国府北東部から墨書で「大」の字や、

へら書きの「惣」らしい文字のある土器が出土したことも付記しておこう。国府の全容は明らかでないが、径三六cmの木柱が出土するなど、数多くの建物群の存在が推定される。中国縦貫道が美作国府の西北隅を通るために発掘調査がなされたが、西北隅には堀を伴った築地堀があり、その内側に二間と七間の建物など数棟があり、井戸もいくつか掘られていたことが知られた。ここからは、おびただしい瓦や土器片が出土したが、それとともに蹄脚硯や円面硯と呼ばれる硯が多数出土しており、書院か記録所的な建物のあった可能性が大きい。また緑釉のある土器や青磁などの陶器や鉄滓なども出土している。美作の政治中枢として瓦葺の建物群の立ち並んだ偉容をほうふつとさせる。なお美作国府の建物も何回か建て替えられたらしく、平安時代の瓦も見いだされる。なお、旧出雲街道は、この国府の南側を東西に走っていたと推定されている。

各地の郡衙にも郡の政庁としての建物群があったと推定され、やや広い平坦地に作られている。勝田郡の郡衙から出土した土器と同型の土器の窯跡である勝央町豊久田鎌谷窯跡から「郡」という刻印を焼成前に押した土器

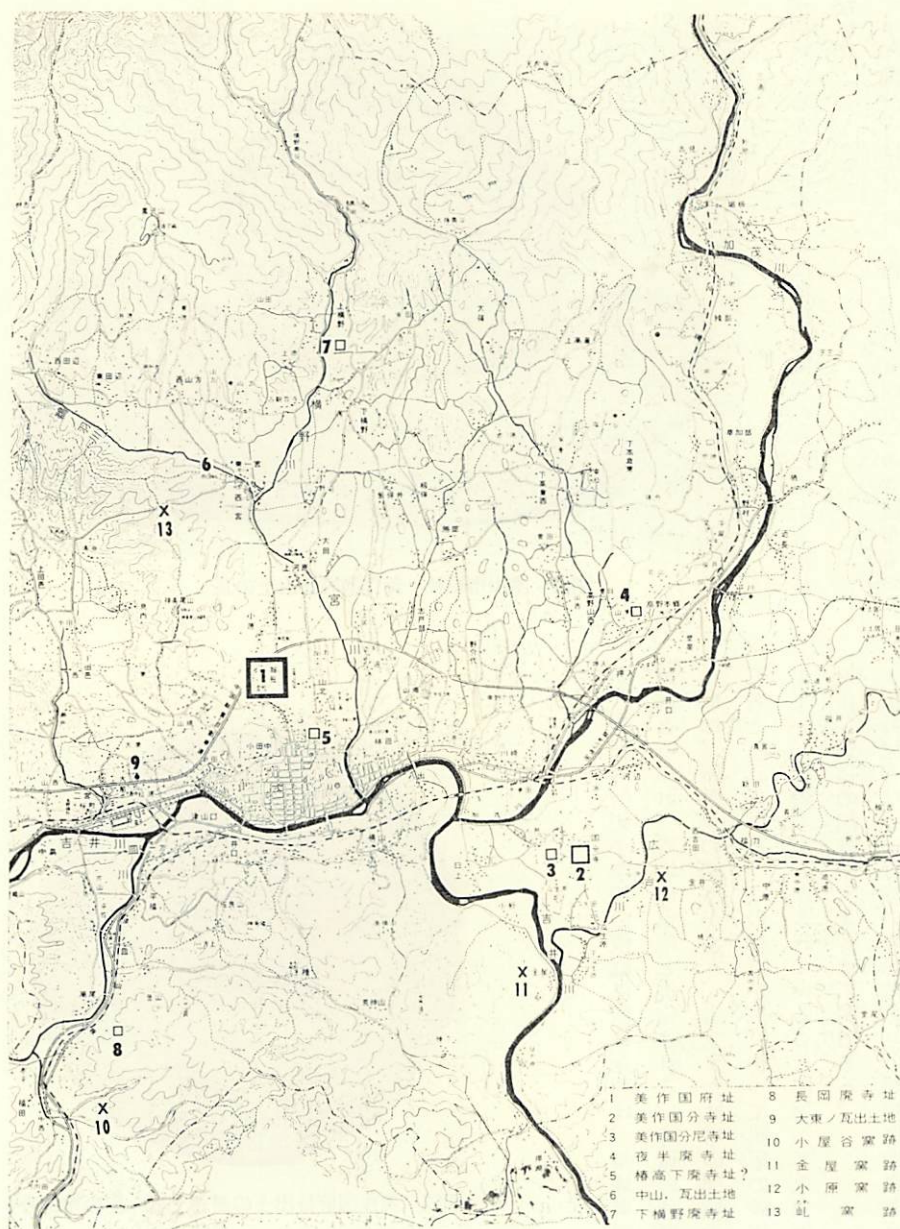


図51 津山市内の白鳳・奈良・平安時代遺跡分布図

が出ているから、あるいは郡衙用に作られたのかも知れない。

美作国分寺は方二町（約二〇〇m四方）の寺域をもつ

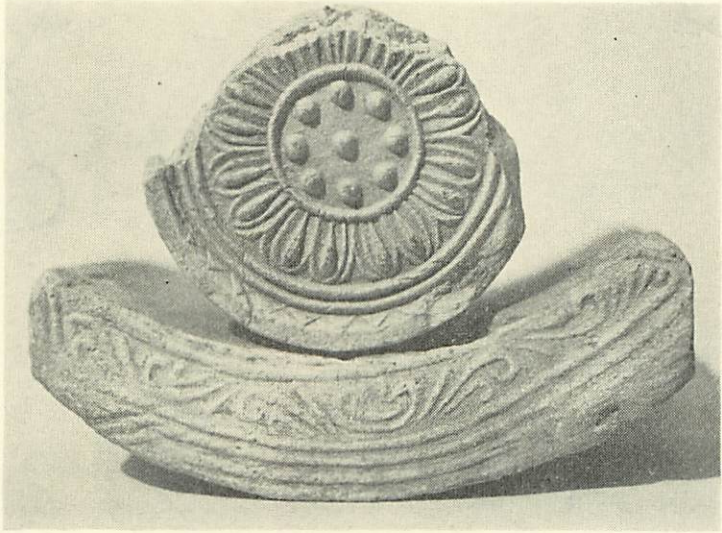


図52 津山市総社 美作国府址出土の瓦

が、現在の河辺小学校の校庭に残る瓦列は、築地塀の基壇部とみられ、寺域の東限と推定される。寺域のほぼ中央には、磚敷きの基壇があり、金堂または塔の建物の跡と考えられている。この付近から、かつて鴟尾の破片が出土した。礎石が動かされていることに加えて未発掘の現在、建物の配置や大きさは不明である。

国分尼寺は、国分寺の真西にあり、規模は地形と瓦の

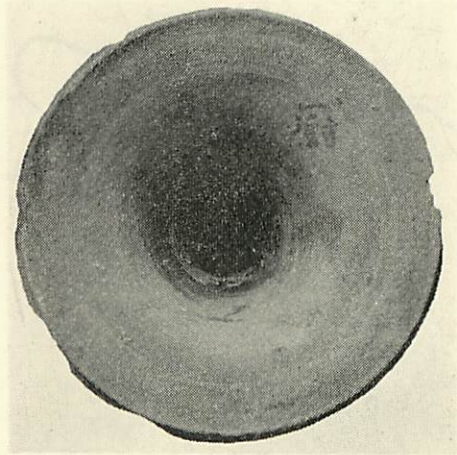


図53 美作国府址出土の墨書土器 厨の字あり

第一章 原始社会から古代国家の成立へ

ものに似た特徴をもつ丸瓦などを焼いた瓦窯が、すでに破壊されているが、美作町奥大谷で知られており、あるいは、これらの瓦の一部がここで焼かれた

出土範囲から見て方一町（約一〇〇m四方）と推定される。ここでは、かつて建物の礎石として使われた石が多数知られており、径七五cmの柱の受けを示す、厚さ七〇cm×八〇cm、長径二mの礎石が発見されている。

国分寺・国分尼寺の瓦は、美作国府から出土するものと酷似していて、両者があいついで作られたことを示しているかもしれない。また両者の瓦が共通の瓦窯で焼かれた可能性も考えられる。

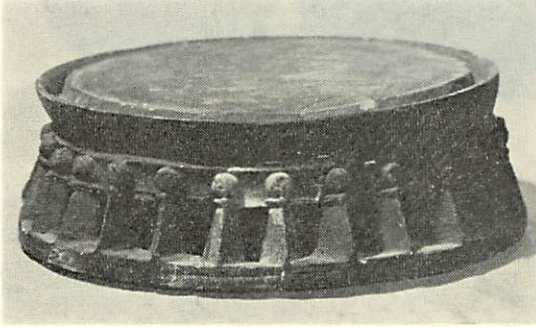


図54 美作国府址出土の蹄脚礎

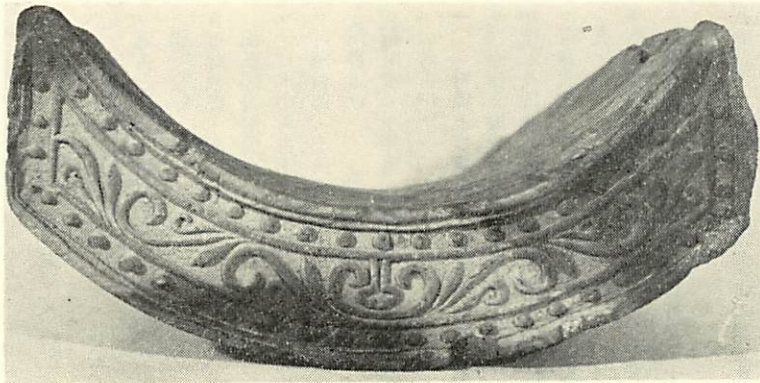


図55 美作国分寺址出土の瓦

のかも知れない。

この時期の遺跡として、上記のもの以外に須恵器窯跡

がある。津山いぢのみや・田邑たのむら市一宮・田邑境のものや、勝央町田井別べつ所窯跡群などがそれである。また、津山市金屋・小桁の丘陵高所にあるものの中にも、この時期のものがある可能性が大きい。

英田町福本などでは、奈良末期〜平安時代の製鉄遺跡



図56 美作国府尼寺址出土の瓦

が知られてい
る。この例から
見て、津山市内
でも一宮・二宮
・田邑など、か
んな流しを伴わ
ないで鉄滓が出
土する地域に
は、古代の鉄生
産跡が存在する
ものと推定され
る。但し未発掘
なので確認はで
きていない。

第一章の参考文献

◎ 全体を通じるもの

○ 考古学研究会編『新らしい日本の歴史』原始・古代〈考古学研究会〉

○ 近藤義郎・西川宏『原始から古代へ—岡山県の考古学』〈岡山県図書館協会〉

○ 『日本の考古学』I~VII〈河出書房〉

○ 近藤義郎・上田正昭編『古代の日本』IV(中・四国編)〈角川書店〉

○ 西川宏・今井堯「山陽地方考古学の現状と問題点」『私たちの考古学』一〇~一二号

一、「狩猟と採集生活の時代」に関するもの

○ 杉原壮介編『日本の考古学』I(先土器時代)〈河出書房〉

○ 鎌木義昌編『日本の考古学』II(縄文時代)〈河出書房〉

○ 近藤義郎「狩猟民の足跡」—『蒜山原……その考古学的調査』

○ 御船恭平「美作の縄文土器」『古代学研究』一八号

○ 近藤義郎「美作金鶏塚出土の押型文土器」—『瀬戸内考古学』二二号

○ 潮見浩・間壁忠彦「縄文文化の地域性—中国山地」—『日本の考古学』II

○ 潮見浩「瀬戸内のあけぼの」『古代の日本』四巻

○ 今井堯・植月壮介・河本清「美作の縄文時代研究の現状と課題」—『古代吉備』八集掲載予定

二、「農業の開始と発展」に関するもの

○近藤義郎・渋谷泰彦編『津山弥生住居址群の研究』△津山郷土館報告第二集▽

○近藤義郎「共同体と単位集団」―『考古学研究』二五号

○近藤義郎「弥生文化論」―『講座日本歴史』△岩波書店▽

○和島誠一編『日本の考古学』Ⅲ（弥生時代）△河出書房▽

○植月壮介「津山市山北一丁田遺跡」―『津山弥生住居址群の研究』

○近藤義郎「美作国植月念仏塚出土の銅鐸」―『吉備考古』八三三号

○御船恭平「美作における弥生時代の墳墓について」―『古代学研究』二一・二二合併号

○神原英朗「美作国久米南町別所出土の銅剣」―『古代吉備』六集

○河本清「美作国津山市作陽高校出土の弥生式土器について」―『古代吉備』五集

○河本清「美作考古学の現状と課題」―『古代吉備』七集

○河本清・橋本惣司・柳瀬昭彦・下沢公明「天神原遺跡の調査」―『岡山県埋蔵文化財報告』二集

三、「大王と王の時代」に関するもの

○近藤義郎・藤沢長治編『日本の考古学』Ⅳ・Ⅴ（古墳時代上・下）△河出書房▽

○近藤義郎編『月の輪古墳』△月の輪古墳刊行会

○近藤義郎編『佐良山古墳群の研究』△津山郷土館▽

○今井堯・近藤義郎「群集墳の盛行」―『古代の日本』四巻

○西川宏・今井堯他「古墳文化の地域的特色」―『日本の考古学』四巻

○土居徹・河本清「美作の方墳」―『古代吉備』七集

○西川宏・今井堯「吉備地方須惠器編年資料集成一」―『古代吉備』二集

以下は個々の遺跡の報告

○梅原未治「美作郷村観音山古墳」―『古文化調査報告』三集

○土居徹「美作国鏡野町土居妙見山古墳」―『古代吉備』六集

○今井・渡辺・神原「津山市沼六号墳調査報告」―『古代吉備』六集

○近藤義郎「門ノ山一号墳調査報告」―『佐良山古墳群の研究』

○渡辺健治「美作国津山市瓜生原隠里の石棺」―『古代吉備』三集

○今井堯・渡辺健治「美作国津山市日上高祖神社裏古墳出土の古式須惠器」―『貝塚』七一号

○河本清「美作国津山市皿寺山A一号墳調査報告」―『古代吉備』五集

○近藤義郎「中宮一号墳調査報告」―『佐良山古墳群の研究』

○今井堯・鷲田重郎「美作国勝央町狐塚二号墳調査報告」―『古代吉備』一集

。近藤義郎「美作津山市紫保井十二足古墳」―『古代吉備』二集
 。鏡野町教育研究所「観音山古墳と赤峪古墳」『鏡野町の歴史』八鏡野町教育委員会

四、「古代国家の成立」に関するもの

- 。三上次男・植崎彰一編『日本の考古学』六七卷△河出書房
- 。間壁葎子「官寺と私寺」『古代の日本』四卷
- 。今井堯・河本清「美作出土の瓦当文陶棺の一資料」―『考古学研究』六九号
- 。河本清「美作考古学の現状と課題」―『古代吉備』七集
- 。伊藤晃・泉本知秀他「美作国府の調査」―『岡山県埋蔵文化財調査報告』二集
- 。西川宏「吉備地方古瓦発見地名表(備前・美作)」―『古代吉備』二集
- 。岡山県教委『古代の美作』(展示説明パンフレット)

図版の出版

- 。津山郷土館資料七・四〇・四一・四六
- 。『新しい日本の歴史』(考古学研究会編)八
- 。『古代の美作』(岡山県教委文化課編)一八・一九・五〇・五四
- 。『月の輪古墳』(近藤義郎編)二五・二七
- 。北沢広氏提供 二九
- 。岡山県教委文化課中国縦貫道路埋蔵文化財調査班提供三〇
- 。近藤義郎氏提供 三二
- 。土居徹氏提供 四七・四九

。津山市提供 四八
 。間壁忠彦氏提供 五五・五六
 。他は今井堯作成

・表は今井堯作成
 ・分布図は近藤・植月・渡辺・神原・土居・河本各氏の資料をもとに今井・河本清が作成した。

あとがき

本稿において挿図にはすべて写真を用いた。実測の資料は、資料編刊行の際に公にされる予定である。

本稿をまとめるに当たっては、近藤義郎先生から指導と援助を受けた。不十分な草稿に何度も手直しを加えていただき、また貴重な教示と激励を受けてどうにかまとめたものである。本来ならば連名にすべき性質のものである。厚く御礼を申しあげる。また『新しい日本の歴史』(考古学研究会編集及び刊行)の貴重な見解によった所が多い。

さらに、植月壮介・渡辺健治・神原英朗・土居徹・河本清各氏からは教示と助言をえたほか共同調査した未公表資料を使用させていただき、特に河本清氏には分布図の作成・提供をいただき感謝にたえない。また北沢広氏・間壁忠彦氏・岡山県教委文化課中国縦貫道路埋蔵文化財調査員各位・津山市などから、写真図版の提供をえた。記して謝意を表す。

(第一章執筆担当者 今井 堯)

第二章
律令時代



図57 津山市総社 美作国府址の発掘

第二章 律令時代

一、美作国の成立

成立の事情

和銅六年（七一三）四月、備前国六郡を分割して美作国が置かれた。鎌倉時代に成立した『伊呂波字類抄』によると、備前守百濟南典と備前介上毛野堅身などの上申によって、実現されたものといわれている。備前国守百濟南典は、和銅元年に任官となり、上毛野堅身は文武朝、慶雲四年（七〇七）に従五位下を賜った中央の貴族である。『伊呂波字類抄』では『美作国風土記』の記事を引用して、この年、上毛野堅身が美作の国司に任命されたとある。ただし翌和銅七年十月には津守連通が美作守に任ぜられている。

分割された六郡とは英多・勝田・苫田・久米・大庭・真嶋（以下、真島と記す）である。

和銅六年といえば、奈良時代の中央政治の基本になる大宝律令が成立した一二年後、平城宮に遷都した三年後であり、奈良朝の政治が本格的に展開しはじめたころである。このことは、和銅六年の前後において、国の行政区画の新設改変が大々的に行なわれているのを見てもいえる。すなわち、和銅五年には越後の国の一部を分割して出羽国が置かれ、六年には美作国の新設とともに丹後国・大隅国が置かれ、養老二年（七一八）には、能登国・安房国・石城国・石背国が設置された。美作国の新設も、中央政府の全国的な見地からのそれであって、一国のみの特殊な理由があったとは考えられない。中央

政府の一連の行政区画施策の結果であつた。

美作国の成立が、美作一国のみの特殊事情ではないことをのべたが、しかし備前六郡を割いて美作国を置いたことは、それなりに理由のあることであつた。古来から吉備地方は、山陰の出雲と並んで、大和朝廷に対立する一大強国であつたことはよく知られている。五世紀後半以来、吉備氏一族は中央政府に対してしばしば反乱を起こしたことが『日本書紀』

に見られ、くだつて六世紀中頃から吉備氏の支配する地域に屯倉みやけがおかれた。屯倉は、豪族の支配している土地人民を、豪族の支配から切り離して、国家が直接支配する機構である。欽明天皇十六年（五五五）、吉備五郡に白猪屯倉を置き、次の年に備前児島郡に屯倉をおき、同天皇三〇年（五六九）白猪屯倉の田部たべの丁籍よほのせきを定めるなどが、吉備にみえる屯倉の設置の主な経過である。吉備五郡に置かれた白猪屯倉の位置が現在のどこにあたるかは判明しないが、のちに白猪氏おほほのおみに大庭臣しせいの賜姓があつた

表12 和名抄に見られる郡郷

郡		郷					
英多 (英田)	英栗讚 多井甘	閻大	武井原	吉檀巨	野原勢	大林川	野野会
勝田	勝香新鷹 田美野取	飯吉加和	岡野茂氣	塩広広	湯岡野	壺豊河	月国辺
苦東 (苦田)	苦賀	田和	高賀	野茂	綾林	部国	美和倉
苦西 (苦田)	田能	中鶏	田大	辺野	田香	邑美	布原 (吉)
久米	大賀	井美	倭弓	文削	錦久	織米	長岡
大庭 (真庭)	大田	庭原	美布	和勢	河	内	久世
真島 (真庭)	真栗井	島原	垂美高	水甘田	鹿健	田部	大月井田

()内は後の郡名

ところから、その一地点が真庭郡久世町五反付附近に比定されてきた。美作国は出雲と播磨はりま、ひいては山陰と畿内きんないを結ぶ東西の路線上に位置し、五反の地はそのなかで西作州の重要な立地を示すものであつた。南に旭川周辺あさひがわに広がる田地を望み、北は美和みわの山々を背にする台地上にあり、古代地方官衙かんがの建設地としては、経済的にも軍事的にもふさわしい立地条件を示すもので、白猪屯倉が、この地点に設置されたであろうと考えることは、それほど不都合なことではない。

中央の政府にとつて白猪屯倉のもつこのような意味は、美作全土にわたつて普遍することのできるものであり、奈良朝の中央政府が、出雲と吉備の間に美作国を新設したことは、百数十年前の白猪屯倉設置の意義を継承したものであろう。

美作の国名

美作は「ミマサカ」とよまれた。一〇

世紀のはじめに編さんされた『和名類聚抄』(『和名抄』と略す)によると「美万佐加」と訓ぜられ、「貞観王基風俗」と注する『催馬楽』の久米の皿山の歌も「美万左可」と訓じている。「貞観王基風俗」とは「貞観年間に行なわれた大嘗会の風俗歌」のことであり、このことは『古今集』のこの歌の後注に「水尾の御嘗の美作の国の歌」とあり、水尾は清和天皇のこゝとであるから九世紀中頃の成立の歌詞としてよい。「美万佐加」の「美」は「ム」に近い「ミ」音で発音されていた。古代日本語の仮名を表現するにあたっては、特定の仮名について二種類の発音があり、「ミ」についていえば純粹に「ミ」の発音と、「ミ」と「ム」の中間の発音になる「ミ」があり、「美」の音は後者に使用される漢字であるわけである。「美作」を「ウマサカ」と訓じ

た時期があるという説もあるが、すくなくとも平安時代当初には「ミマサカ」とよまれており、このことは奈良時代までさかのぼると考えてよいのではないだろうか。ただ「ミマサカ」は「ウマサカ」に近い発音であったということはいえよう。「ミマサカ」の「ミマ」の意が

明瞭ではないが、「ミ」も「マ」も美称を表現する語で、「ミ」は「美」「マ」は「真」であり、のちに国名を二文字で表現するようになってから「美」を「ミマ」と訓じたものとおもわれる。「サカ」は坂・境である。酒とする説もあるが、酒を「サカ」とよむ場合は、「酒」の下に語句が付随した場合であり、「酒」を単独で「サカ」とよむのは無理である。美作はかつては吉備の坂国であったと考えたい。古代の日本人にとって村境や国境は、境外からの至福を招き寄せる場所であると同時に境外からの禍を防ぐ場所であった。村界に塞の神を祭るのは、こうした禍福に備えるためであり、平安時代初期に編さんされた『延喜式』に、備中と美作の境に比賣坂鐘乳穴神社が祭られていることは、その一例である。まことに美作は山陽道から出雲へ越すための、最前線の国であり、その最先端の地に神を祭る場所を意味す

る大庭郡おほばが置かれ、式内八社しきないが祭られていたのである。

律令制度

七世紀の中葉からはじまった大化改新たいかかいしんの政治は、皇室や豪族の私有地・私住民をすべて天皇のもとに集中して公地公民の制をうちたて、中央集権的な国家支配を行なうために戸籍計帳の作成、班田収授法による新税制の確立、国・郡・里の地方行政区画の設定と国司・郡司による地方官制の整備が計画された。幾多の変遷を経て、これらの制度が完成するのは八世紀初頭に成立した大宝律令たいほうりつりょうによってである。律令は中国の古代王朝の隋朝ずい・唐朝の中央集権的な国家支配の根幹となる法令を輸入して作りあげたものであり、大化改新以後近江令おうみりょう・飛鳥浄御原律令あすかのきよみはらを経て、大宝律令によって完成したといわれている。その後、奈良時代から平安時代の初頭にかけて幾度かの改変補修をみたが、古代国家の支配の基本的な法令として政治のよりどころとされた。

それによれば地方は七道に分けられ、道はそれぞれ国・郡・里の三段階の行政区画に分けられ、国は最高の単位として、中央政府の命令を直接にうけ、郡に伝え、

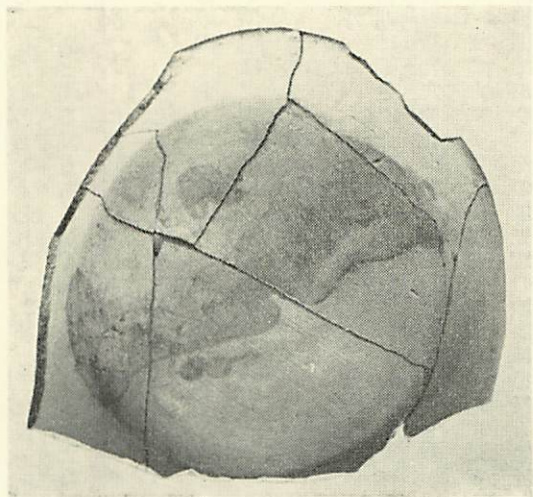


図58 美作国府址出土の墨書跡のある土器
(岡山県教育委員会保管)

郡は里に伝達した。国は地域の広狭・管内農民の多少によって大・上・中・下の四等級に分けられた。また都からの距離によって遠・中・近の三等に分けられた。美作国は『延喜式』によると上国であり、都からの距離は播磨・備前とともに近国に属している。都からの距離は、上るに七日、下るに四日の行程が標準として定められている。国の行政にたざさわる官吏は国司であり、それに



図59 美作国府址出土の土器に見える墨書跡一「厨」銘
一 図53の部分一 (津山郷土館蔵)

変貌へんぼうのなかで構成は大きく変わって行く。まず貞観じやうくわん一二年(八七〇)に「美作国に国掌二人を置き笏しやくを把とらしむ」という記事が現われる。貞観一二年の守は朝右王であり、国掌二人を置くという意味が、朝右王の他に別の守を置くという意味なのか、あるいは国司が二名増員になったという意味なのか、文面ではわからないが、従来の構成要員に何らかの改変があったものであろう。つづいて長徳二年(九九六)の国司任命の除目じゆもくによると、美作国には権守・介・権介・権掾・大目・権大目・少目・権少目の構成がな

は中央貴族の出身者をもってこれにあてた。国司は守・介・掾じやうざかん・目の四等官で、守は主として国の政務を統轄し、祠社・戸口・簿帳・百姓の養育・勸農・貢税・訴訟・徭役えき・兵士・郵駅・寺僧尼の名籍等めいせきを司り、介は守を補助し、掾は国内を糾判きゆうはんし非違を正し、目は事を受けて上請し、公文を讀申よみまをすることが分担されていた。更にその下に史生が置かれ事務にあたらせた。国の大小によって国

司の人員構成は増減があったが、上国である美作国では守一人(従五位下)、介一人(従六位上)、掾一人(従七位上)、目一人(従八位下)、史生三人が、その標準の構成人員であった。しかし実際に奈良平安の両時代を通じて、このままの構成であったということは考えられない。宝龜六年(七七五)に、美作国にはじめて大目・少目がおかれており、平安時代に入ると国司制度の弛緩しかん、

されていたことがわかり、嘉保元年（一〇九四）には守・権守・権介・大掾・少掾・大目・少目の構成になっていた。和銅年間より平安末期までの国司については「美作国司歴任一覽」（表13）にまとめたので参照されたい。国司が中央から地方へ赴任するにあたっては、中央政府より国印を帯して下ったようである。貞観一年（八五九）、美作国司が、旧来の国印の文字が磨滅して使用出来なくなったので中央から新鑄の国印を下賜されている。国司の任期は律令では六年であるが、その後四年に変更されている。国司の政庁は先章でのべたように国府であり、美作の国府は現在の総社付近にあったわけである。

このように国政の最高統制者は中央政府から派遣された中央の貴族による国司であったが、中央政府の諸機関は、国司とは別にそれぞれの国の担当者を設置していたところもあるようである。奈良時代の中期ごろの史料で『正倉院文書』のなかに見られる『播磨国正税帳』に中宮職美作国主稲无位錦部村主石勝なるものが従者三名を引きつれて往来し、その一行への接待として播磨国は正税のなから、食米一斗五合酒五升四合を支出している。錦部村主石勝は美作国主稲（当）とある



図60 美作国府址出土の墨書跡のある土器—「少目」とある。

（岡山県教育委員会保管）

から、中宮職の美作国の専任担当官で、無位であるところから舎人か使部の下級の地位にあたるものであろう。

表13

美作国司歴任一覽

。兼は他の官職と兼任の意であり、権は権官をあらわす。武家政権以後については省略した。

年号(西暦)	守	介	掾	目
和銅六(七三)	上毛野堅身			
〃七(七四)	從五位下 津守連通			
天平七(七五)	從五位下 阿部帶麻呂			
〃一〇(七八)	正四位上 大伴兄麻呂			
〃一三(八一)	外從五位下 大伴百世			
〃一七(八五)	從五位下 大原真人麻呂			
天平勝宝一(八九)	外從五位下 次田枚麻呂			
天平宝字一(七七)	從三位 藤原乙麻呂			
〃三(七九)		從五位下 梶犬養沙弥麻呂		
〃四(八〇)	參議正四位下 紀飯麻呂			
〃五(八一)				
〃六(八二)	中納言從三位 氷上塩焼	從五位上 甘南備伊香		

年号(西暦)	守	介	掾	目
天平宝字七 (七六三)	從五位下 淡海三船	外從五位下 上毛野真人		
" 八 (七六四)	左兵衛佐從四位上 大津大浦 (兼)			
天平神護一 (七六五)	從五位上 巨勢淨成			
神護景雲二 (七六六)	從五位下 藤原種繼	從五位上 息長丹生大國	正六位上 恩智人	
" 三 (七六九)		從五位下 中臣子老		
宝亀一 (七七〇)	土佐守從四位下 藤原乙細 (兼)			
" 三 (七七一)	右中弁正五位上 安倍淨成 (兼)			
" 五 (七七四)	大舍人頭從四位下 神王 (兼)			
" 六 (七七五)	從五位上 紀家守			
" 八 (七七七)	彈正尹從四位下 藤原弟細 (兼)			
" 九 (七七八)	從五位上 大中臣子老 從五位下 大原美氣	從五位下 大原美氣		

第二章 律 令 時 代

延 曆 (七三)	侍從從四位下 五百枝王 (兼)		
〃 二 (七三)	從五位下 藤原雄友	從五位下 笠雄宗	
〃 四 (七五)	兵部少輔從五位下 藤原雄友 (兼)		
〃 六 (七六)	中納言正三位 藤原小黒麻呂 (兼)		
〃 七 (七七)	全 右		
〃 八 (七八)	全 右	從五位下 高倉石麻呂	從五位下 清海惟岳 (權)
〃 九 (七九)	大納言正三位 全 右		
〃 一四 (七五)	從五位上 藤原末茂		
〃 一五 (七六)	內廐頭從五位上 三嶋名繼 (兼)		
〃 二四 (八五)	右兵衛督從四位下 紀梶長 (兼)		
大同 一 (八〇)	式部少輔從五位上 和氣広世 (兼)	左少弁從五位下 多治比今麿 (兼)	中内紀外從五位下 出雲広貞 (兼) 藤原三守 (兼)

年号(西暦)	守	介	掾	目
大同二(八七)	右中弁從五位上 藤原道雄(兼) 從四位下 藤原真夏			
" 三(八〇)	從五位上 安倍意比麻呂	從五位下 安倍清足		
" 四(八〇)	山陰道觀察使從四位下 藤原真夏(兼)	内藏助從五位下 藤原三守(權・兼)		
弘仁一(八二)	左衛士督從四位下 藤原冬嗣(兼)	右近衛少將從五位下 全右		
" 二(八二)	全右			
" 三(八三)	右衛門督正四位下 藤原緒嗣(兼) 參議正四位下 藤原冬嗣(兼)	從五位下 三国氏人		
" 四(八三)	全右		南 淵 弘 貞	
" 五(八四)	全右			
" 六(八五)	全右	式部大輔從四位下 藤原三守(權・兼) 縫殿頭從五位下 伊勢德嗣(權・兼)		
" 七(八六)	中納言從四位下 良峯安世(兼) 左衛門佐從五位下 橘氏公(兼)			
" 九(八八)	中務卿從三位 源定			

第二章 律令時代

弘仁一四 (八三)	天長四 (八七)	" 九 (八三)	" 一〇 (八三)	承和一 (八四)	" 二 (八五)	" 三 (八六)	" 五 (八八)	" 六 (八九)	" 七 (九〇)	" 八 (九一)	" 九 (九二)
但馬守從三位 百濟王勝義 (兼)	參議從四位下 藤原吉野 (兼)	參議從三位 源定 (兼)	全右	全右	全右	刑部卿正四位下 源弘 (兼)	從四位上 和氣真綱 (兼)	從四位下 清原滝雄	右大弁從四位上 和氣真綱 (兼)	全右	
			彈正少弼從五位下 小野篁 (兼)	大膳亮外從五位下 長岑高名 (權・兼)			從五位下 朝野貞吉				
				從五位上 藤原貞敏	少内紀從五位上 小野恒柯 (兼)						
											從五位下 百濟河成 (權)

年号(西暦)	守	介	掾	目
承和 一〇 (八四三)	右大弁從四位上 和氣真綱 (兼)	從五位上 藤原宗善		
" 一一 (八四四)	全 右			
" 一二 (八四五)	全 右			
" 一三 (八四六)	右近衛中将從四位下 藤原岳守 (兼)			
嘉祥 一 (八四〇)	右近衛中将正四位下 源融 (兼)	從五位下 橘高宗		
仁寿 一 (八五一)	參議從四位上 伴善男 (兼)	從五位下 藤原貞道		
" 二 (八五二)	全 右			
" 三 (八五三)	宮内卿從四位上 源多 (兼)	吉備全継		
齊衡 一 (八五四)	正五位下 藤原行道			
天安 一 (八五七)	左京大夫從四位上 源生 (兼)			
" 二 (八五八)	文章博士從四位下 菅原是善(權・兼)			
" 二 (八五九)	彈正大弼從四位上 正行 王(權・兼)	從五位下 大中臣真主		
貞觀 一 (八五九)	參議正四位下行 藤原氏宗 (兼)		右近衛將監從五位下 紀正守(權・兼)	

第二章 律令時代

<p>“ 一八 (六六)</p> <p>“ 一七 (七五)</p> <p>“ 一四 (七三)</p> <p>“ 一二 (七〇)</p> <p>“ 一一 (六九)</p>	<p>“ 八 (六六)</p> <p>“ 七 (六五)</p> <p>“ 五 (六三)</p>	<p>“ 四 (六三)</p> <p>“ 三 (六一)</p> <p>貞觀二 (六〇)</p>	<p>參議從三位 藤原氏宗 (兼)</p> <p>全 右</p> <p>右近衛中將從四位下 源 興 (兼)</p> <p>左近衛少將從四位下行 良岑清風 (兼)</p> <p>從三位中納言 藤原氏宗 (兼)</p> <p>兵部大輔從四位上行 藤原仲統 (兼)</p> <p>從四位上 源 光</p>	<p>從四位上 源 行有</p> <p>全 右</p> <p>從四位上 朝 右 王</p>	<p>從四位上 源 光</p>	<p>從三位中納言 藤原氏宗 (兼)</p> <p>兵部大輔從四位上行 藤原仲統 (兼)</p> <p>從四位上 源 光</p>	<p>參議從三位 藤原氏宗 (兼)</p> <p>全 右</p> <p>右近衛中將從四位下 源 興 (兼)</p> <p>左近衛少將從四位下行 良岑清風 (兼)</p> <p>從三位中納言 藤原氏宗 (兼)</p> <p>兵部大輔從四位上行 藤原仲統 (兼)</p> <p>從四位上 源 光</p>
<p>從五位下 橘 秋実</p> <p>侍從從五位下行 坂上貞野 (兼)</p>	<p>從五位下 源 矜 (權)</p> <p>左京亮從五位下 広階貞雄 (兼)</p>	<p>勘解由次官從五位下 家原氏主 (權・兼)</p>	<p>外從五位下 佐伯豐田麻呂</p>				
		<p>從六位下 秦子 上成</p>					

年号(西暦)	守	介	掾	目
元慶一 (六七)	從四位上 友王			
〃	從四位上 源行有	從五位下 櫻井貞相(權・兼)		
〃	從四位下 実行王(兼)	從五位下 橘秋実		
〃	治部卿從四位上行 源行有(兼)			
〃	從五位下 八多常永	全右		
仁和一 (八五)	從五位上 秀世王			
〃	彈正大弼從四位上行 雅望王(權・兼)	大納言從五位上行 橘春行(權・兼)		
延喜一 (九〇)	少納言 和葉貞世			
天曆二 (九四)	左馬頭從四位下 源重信(權・兼)			
天徳四 (九六)	内藏頭從四位下 藤原文範(權・兼)			
応和二 (九八)	參議正四位下 橘好古(權・兼)			
〃	全右(兼)			
〃	左中弁從四位上行 藤原文範(權・兼)			

第二章 律令時代

康保一 (九六四)	左中弁從四位上行 藤原文範 (兼)
〃 二 (九六五)	全 右 (權・兼)
安和一 (九六六)	左中將從四位上 藤原元輔 (兼)
天祿三 (九七三)	右中弁從四位下 菅原輔正 (權・兼)
天元二 (九七九)	從五位下 平 惟平 (權)
永觀一 (九八三)	右少將正五位下 藤原義懷 (權・兼)
〃 二 (九八四)	內藏頭從四位上 源 時中 (權・兼)
寬和二 (九八六)	參議正五位下 藤原佐理 (兼)
永延二 (九八八)	參議從四位下 藤原道兼 (權・兼)
永祚一 (九九九)	參議從三位 藤原佐理 (兼)
正曆一 (九九〇)	全 右 右中將從四位下 藤原齊信 (兼)
〃 三 (九九三)	參議從三位 藤原實資 (權・兼)
〃 四 (九九三)	全 右 從五位下 藤原時光

年号(西曆)	守	介	掾	目
正曆五 (九五四)	参議從三位 藤原実資(權・兼)			
長徳一 (九九五)	参議從四位上 藤原隆家(權・兼)			
" 二 (九九六)	参議從三位 藤原実資(權・兼)			
" 三 (九九七)	参議正四位下 扶義(兼)	從五位下 大中臣輔親	正六位上 布勢時枝(兼)	正六位上 播磨春本
長保一 (九九九)	從四位上 源伊行(權・兼)			
" 三 (九九七)	全右(權・兼)			
" 三 (一〇〇一)	大中臣輔親			
" 四 (一〇〇二)	右中將從四位下 藤原実成(權・兼)	外記從五位下 滋野善言(權)		
寬弘一 (一〇〇四)	内藏頭從四位上 源經房(兼)			
" 三 (一〇〇四)	正三位 藤原懷平			
" 三 (一〇〇四)	参議正三位 藤原行成(權・兼)			
" 三 (一〇〇四)	藏人從四位下 藤原公信(權・兼)			

第二章 律令時代

五 (1015)	四 (1015)	三 (1016)	二 (1016)	長和 一 (1011)	八 (1011)	七 (1010)	六 (1007)	四 (1007)	三 (1008)	寛弘 二 (1001)
全 右	全 右	全 右	全 右	全 右	全 右	全 右	全 右	全 右	全 右	全 右
		参議正三位 藤原公信(權・兼)	参議正三位 源道方(兼)			参議從三位 藤原實成(兼)	大藏卿從三位 藤原正光(權・兼)	参議從三位 藤原實成(權・兼)	左中將從四位上 源頼定(兼)	参議正三位 藤原行成(權・兼)
				左權少將正五位下 源朝任(權・兼)					右少將從四位下 藤原頼宗(權・兼)	
									正六位上 物部清武	

年号(西暦)	守	介	掾	目
寛仁一(1071)	参議正三位 源道方(兼) 参議正四位下 藤原公信(権・兼)			
" 二(1078)	侍従正四位下 藤原資平(兼)			
" 三(1079)	全右			
" 四(1080)	全右			
治安一(1081)	全右(権・兼)			
" 三(1083)	参議從三位 藤原通任(兼)			
万寿一(1084)	全右			
" 二(1085)	全右	大内記 菅原忠貞(権)		
" 三(1086)	全右	参議從五位上 藤原行経(権・兼)		
" 四(1087)	参議從五位下 藤原経季(権・兼)			
長元七(1084)	参議正三位 藤原通任(権・兼)			
" 八(1085)	全右			
" 九(1086)	正四位下 藤原経輔			

第二章 律令時代

天喜一 (1051)	"	"	"	"	"	"	永承一 (1046)	"	寬德一 (1044)	"	"	"	長久一 (1040)
	七 (1051)	六 (1051)	五 (1050)	四 (1049)	三 (1048)	二 (1047)	二 (1045)	一 (1044)	四 (1043)	三 (1042)	二 (1041)	一 (1040)	
全右	右中將正三位 藤原忠家(權・兼)	參議從三位 藤原經季(權・兼)	從四位下 藤原長房	全右	參議從三位 藤原經季(權・兼)	全右	全右	全右	參議正四位下 源經長(權・兼)	全右	全右	全右	參議正三位 藤原兼經(權・兼)
							左少將正五位上 藤原顯家(權・兼)				參議從四位上 源資綱(兼)		

年号(西暦)	守	介	掾	目
天喜二(1054)	右中将正三位 藤原忠家(権・兼)			
" 三(1055)	全右			
" 四(1056)	参議正三位 源資通(権・兼)			
" 五(1057)	全右			
康平一(1058)	全右			
" 二(1059)	全右			
" 三(1060)	右中将従二位 藤原忠家(権・兼)	左中弁正四位下 藤原資仲		
" 四(1061)	全右			
" 五(1062)	全右	右少将従五位上 藤原師兼(権・兼)		
" 六(1063)	全右	右少将従五位上 源俊実(兼)		
" 七(1064)				
治暦三(1065)		左少将正五位下 源師忠(権・兼)		
延久一(1067)		右少将正五位下 源家賢(権・兼)		
" 二(1068)	左京大夫正四位下 藤原実季(権・兼)			
承保一(1074)	右中将従三位 源隆綱(権・兼)			

第二章 律令時代

承保 三 (1076)	承 曆 二 (1078)	承 保 一 (1081)	永 保 一 (1081)	〃 二 (1081)	〃 三 (1083)	應 德 一 (1084)	〃 三 (1086)	寬 治 一 (1077)	〃 二 (1086)	〃 三 (1089)
正五位下 大江匡房 (兼)	左中将從二位 源師忠 (權・兼)	左中将正四位下 藤原公實 (權・兼)	左中将正四位下 藤原公實 (權・兼)	全 右	源 某	左中将正四位下 藤原公實 (權・兼)	左京大夫正三位 藤原公房 (權・兼)	全 右	全 右	正三位上 藤原忠教
右中将正五位下 藤原能実	左中将正四位下 藤原基忠 (兼)	右少將從四位下 藤原顯実 (權・兼)	右近衛權少將 藤原 某	左近衛少將從五位上 源 国信 (權・兼)	左近衛權中將從四位下 藤原能実	右少將正五位下 藤原宗忠 (兼)				

年号(西暦)	守	介	掾	目
寛治四(1090)	右中将正三位 藤原保実(権・兼) 藤原行家			
" 五(1091)	右中将正三位 藤原保実(権・兼)			
" 六(1092)	全 右	藏人從四位下 源 能俊(兼)		
" 七(1093)	全 右			
嘉保一(1094)	從五位上 藤原基隆(兼) 正四位下 源 国信(権・兼)	右近衛少將正四位下 源 顯雅(兼)	從七位上 文室季次(大掾)	從七位上 石作武延
永長一(1096)				
承德二(1096)	皇太后宮權大夫從三位 藤原公定(権・兼) 修理大夫從四位下 藤原顯季(兼)	右中将正四位下 藤原顯実(兼)		
康和二(1100)	參議從三位 源 能俊(権・兼)			
" 四(1101)		左中将從四位上 藤原宗輔(権・兼)		
" 五(1103)	參議正三位 源 能俊(権・兼)	左少將正五位下 藤原通季(兼)		
長治一(1104)	全 右	春宮亮正四位下 藤原實隆(兼)		

第二章 律 令 時 代

保 安 一 (一一〇)	從三位 源	雅 定 (權)	左中將正四位下 藤原忠宗(兼)
" 二 (一一九)	右中將正四位下 藤原信通(權・兼)		
元 永 一 (一二八)	中務權大輔正四位下 藤原顯輔(兼)		
" 五 (一二七)	全 右		
" 四 (一二六)	右中將正四位下 藤原信通(權・兼)		
" 三 (一二五)	全 右		
" 二 (一二四)	全 右		
永 久 一 (一二三)	左中將從三位 藤原家政(權・兼)		左中將正四位下 藤原宗輔(兼)
天 永 二 (一二二)	藏人從五位上 藤原実能(兼)		從四位上 源雅定(權・兼)
" 二 (一二〇)	左近衛少將 藤原通季(兼)		右近衛權中將 藤原信通(兼)
天 仁 一 (二〇八)	全 右		
嘉 承 二 (二〇七)	參議正四位下 藤原顯実(權・兼)		
	左少將正五位上 藤原通季(兼)		
	修理大夫從三位 藤原顯季(兼)		

年号(西暦)	守	介	掾	目
保安 四(一二三)	右兵衛督正四位下 藤原伊通(権・兼)			
天治 一(一二四)	全 右			
" 二(一二五)	全 右			
大治 一(一二六)	全 右			
" 二(一二七)	從五位下 藤原顯広	藏人從四位下 藤原公教(兼)		
" 三(一二八)		左中将正四位下 藤原成通(権・兼)		
" 四(一二九)	右中将從三位 源 師時(権・兼)			
" 五(一三〇)	全 右			
長承 二(一二三)	左大弁正四位下 藤原実光(権・兼)	少將從四位上 藤原忠基(権・兼)		
" 三(一二四)	全 右	藏人從四位下 藤原公能(兼)		
保延 一(一二五)	左大弁從三位 源 師俊(権・兼)			
" 二(一二六)	右中将正四位下 藤原忠基(権・兼)			
" 三(一二七)		左中将從四位上 藤原経宗(兼)		
" 六(一二八)	藏人正四位下 藤原経定(権・兼)			

第二章 律令時代

康治 二(二四)	左中将 藤原忠雅(權・兼)	
天養 一(二四)	全右 參議從三位 平實親(兼)	
久安 一(二五)	左中将從三位 藤原忠雅(權・兼)	
" 二(二四)	全右	
" 三(二四)	全右	
" 五(二四)	大藏卿從三位 藤原忠隆(權・兼)	從四位上 藤原光忠
" 六(二五)	全右	
仁平 二(二五)	左中将正五位下 藤原師長(權・兼)	
" 三(二五)	全右	
久壽 一(二五)	全右	
保元 一(二六)	參議從三位 藤原公通(權・兼)	
" 二(二七)	正五位下 藤原実守(兼)	
" 二(二七)	參議從三位 藤原公通(權・兼)	
長寬 一(二八)	左馬頭從五位上 平宗盛(兼)	
" 二(二八)	治部卿正三位 藤原光隆(權・兼)	右少將從五位上 藤原泰通(兼)

年号(西暦)	守	介	掾	目
仁安一(一二六一)	治部卿正三位 藤原光隆(権・兼)			
〃 二(一二六二)	左少将正五位下 源顯信(兼)			
嘉応二(一二七〇)	從四位上 藤原雅隆(兼)	從四位上 源通資(兼)		
安元一(一二七五)	全右	從四位上 藤原光範(権・兼)		
〃 二(一二七六)	右中将從三位 藤原基通(権・兼)			
〃 二(一二七八)	全右			
治承一(一二七九)	全右			
〃 二(一二八〇)	全右			

美作の郡郷

郡は『大^{たい}宝^{ほう}令^{りょう}』によれば、郡内の戸数を標準にして次のように分けられている。

五十戸を一里とし、二十里以下十六里以上を大郡、十二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡とすることとしている。郡には郡司がおかれるが、大郡には大領一人、少領一人、主政三人、主帳三人がおかれ、以下上中下小郡になるに従って、郡司の数と地位が漸次減少してゆく。性識清廉にして時務にたえる人をもって郡の大領・少領にあて、所部を撫養し、

郡事を檢察するのがその責務であり、主政・主帳は強幹聰敏にして書計にたくみな人物をあて、郡内を糺判し、文案を審署し、稽失を勾へ、非違を察することをその任とした。美作の郡は前に述べたように和銅六年の美作国設置の際に、英田・勝田・苦田・久米・大庭・真島の六郡が置かれ、その後、平安初期の貞観五年(八六三)に苦田郡を分けて苦東郡・苦西郡の二郡を置き、つづいて貞観九年に苦東郡に大領一名、苦西郡に少領一名を増置し、さらに貞観十一年に職田十町を、それぞれに増置し、

ていることがみられる。また、これよりさき、天平神護二年（七六六）、勝田郡塩田村の百姓が、遠近を理由に備前国藤野郡に転属される事態もみられ、郡の消長がながしかはみられるけれども、奈良時代から平安初期において、郡制は一応整備されたといえる。奈良県の平城宮跡出土木簡にも、真島郡・勝田郡・久米郡の郡名がみえ、当時これらの郡名が実際に使用されたことがわかる。今日の津山市に属する地域は、当時の苦田郡の一部、久米郡の一部、ならびに勝田郡の一部である。

里は郡の下部単位である。里は一応五十戸をもって一里とすることに『大宝令』では決められているが、十戸をもって一里をたてることもあり、地域の状況によったのが実情である。里は靈龜二年（七七一）のころ郷と改められ、以後、国・郡・郷の三段階の呼称がとられるようになった。もともと里（郷）の下に実際には村も存在し、先にのべた勝田郡塩田村は、備前国邑久郡香登郷、赤坂郡珂磨郷・佐伯郷、上道郡物理郷・肩背郷・沙石郷とならんで記されているところから見ると、里を構成し得ない村であったと思われる。里には里長一人が置かれ、里内の戸口の檢校、農桑の課殖、非違の禁察、賦役

の催駈にあたらされた。美作国の郷名で史料に見られるものは平城宮跡出土木簡に見られる真島郡建部郷・勝田郡豊田郷の二か所であり、これを除けば『和名抄』に平安時代の郷名を見ることができのみである。以下津山市近辺の郷名を参考までに現在の地点に比定して考えてみる。もとより苦田郡にみられるように郡の変遷などあり、郷が現在のどの範囲にあたるかはすべて後考をまたねばならないが、一応『作陽誌』等の見解を徴しながら私見を加えておく。

苦田郡

苦田郷

宮川の東側、二筋の水系の流域に成立している郷である。

『和名抄』高山寺本では「止万多」とみえ他の一本では「土毛多」とみえる。いずれの訓によっても「トマタ」と称すべきである。東一宮・大田・紫保井・靱保・勝部・志戸部・沼の地がこれにあたり考えられ、だいたいにおいて宮川以東の地である。

永山卯三郎氏は『岡山県通史』のなかで、苦田の郷名の起源を「鳥羽」||トバとしており、船泊地を指



図61 津山地域の郷名図

すものとしているが了承し難い。勝部・志戸部とよばれる部民制の開発地名を残存し、大田・初保・紫保井・沼というふうに農耕生産の展開を推測させる地名の構成から考えて、昔のおい茂っていた地と自然に解釈したいものである。

高田郷

横野川の水系の流域に成立している郷である。

『和名抄』の刊行本には高田郷の名称はなく、「高

山寺本」に見られるものである。旧高田村であり、現在の上横野・下横野・大篠がこれにあたるとされている。しかし、大篠の谷と横野の谷とは水系が異なり、むしろ大篠は東隣の高倉郷と考えたほうが妥当だとおもわれる。

高野郷

高倉より流入する水系と草加部より流入する水系の合致点に成立する郷である。

旧高野村、現在の野村・高野本郷・高野山西・押入の範囲で、加茂川の西岸部にあたる。高田・高倉とともに「高」の名称をもつのは、この地域が他の地域と異なって、古代における開発の特殊性を示しているのかも知れない。なお、この地に高野神が鎮座していたといわれるが、このことについては後にのべたい。

綾部郷

『和名抄』高山寺本に「安也倍」と訓まれている。

「アヤベ」である。旧神庭村に属し、加茂川の西岸に位置する吉見・綾部・草加部がこれにあたる。綾部も草加部も部をもつ地名であり、古くから開発さ

れた所である。

林田郷

野介代のけだからの水系と宮川の下流域、吉井川の北岸に成立した郷である。

『和名抄』刊本では「田」を「国」に作る。高山寺本では「波以多」||ハイダと訓じられているから「国」は「田」の誤りとみてよい。川崎・林田・野介代がこれにあたる。

高倉郷

大篠と上高倉の水系の合流点に成立する郷である。現在の高倉・下高倉を総称する。私見としては旧高田村に属していた大篠をこれに加えたい。「東作誌」においても大篠は高倉庄に記載されている。高倉の水田は大篠の谷から出る川水によって成立しているからである。のち大篠郷が独立する。

田中郷

宮川以西、吉井川以北の市街地がこれにあたる。山北・小田中・総社・小原・上河原である。

田辺郷

鷯うノ羽川はの流域に成立した郷である。西一宮・東田

辺・西田辺がこれにあたる。

田邑郷

湯谷から発する紫竹川しじくの水系に成立した郷である。

『和名抄』高山寺本によれば「多乃无良」||タノムラと訓じられている。現在の田田邑・下田邑の地がこれにあたる。

吉原郷

吉井川の北東岸一帯地である。『和名抄』刊本では「吉」が「布」に記されているので現在の布原とも考えられるが、高山寺本では「与之波良」||ヨシハラとあり、吉原が正しいと考えられる。津山市関係では、二宮にのみや・山西さんせい・神戸ごんご・院庄いんのしょう・戸島がこれにあたる。

久米郡

長岡郷

長岡郷は皿川まきおよび吉井川右岸流域と考えられているが、これまでに挙げた郷に比べて著しく郷域が広い。それは中央部に種たね・荒神山こうじんやまを中心とする山があり、その周辺の在郷をまとめているからである。皿川右岸部と吉井川右岸部が分離しているようにみえ

るけれども、押淵おしぶちから皿はらに抜ける道によって連絡を保たれており、いわばこの道を中心に形成された郷と考えるべきかもしれない。津山市関係では、福田・高尾・皿はら・平福ひらふく・一方いつぱう・井口いのくち・大谷・横山・八出いっで・金屋・押淵おしぶち・種ねがこれにあたる。この郷の郷域については後考をまちたい。

勝田郡

新野郷にいの

『和名抄』高山寺本では「迺比乃」||ニヒノと訓じている。加茂川東岸に成立した郷で、津山市の關係では三浦・妙原・堀坂がこれにあたる。

広野郷

『和名抄』高山寺本にはこの郷名は見当らない。しかし実在した郷と考えたい。加茂川東岸と広戸川の中流域に成立した郷であり旧広野村に属する。近長なち・櫛たのくま・田熊たのくま・河面こうも・福井がこれにあたる。

河辺郷かわなべ

加茂川下流域の東岸、吉井川の東岸、広戸川の下流域に位置する郷で、郷域は広大である。日上ひかみ・瓜生うりう原はら・国分寺くわぶんじ・河辺いのかち・井口いのくち・新田にいだ・福力ふくりき・西吉田さいきちだ・金

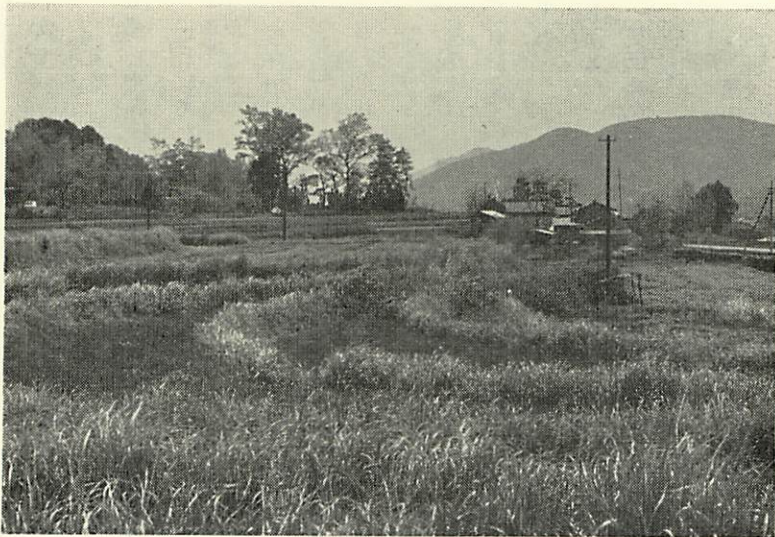


図62 久米郡衙推定地 久米町宮尾, 久米庵寺東側の隣接地

井・中原がこれにあたる。
鷹取郷たかとり

旧高取村のうち池ヶ原と堂尾どうのおが津山市関係である。

以上のべたように、現津山市に該当する郷名は三郡一五郷にわたるが、これらの郷名は苦田・高田・林田・田中・田辺・田邑というように、いずれも田畠に関係するものが多く、また高倉にみられるように豊かな生産物を象徴するものもあり、新野・高野・吉原にみられるように、やがて美田に化してゆく豊穰じょうじょうな原野を示すもの、河辺のように水にめぐまれた水辺の地をたたえるものがあり、古代の人々の国造りの願いがこめられているといえよう。まことに、現在の津山市の基礎は、東辺の広戸川、加茂川、高倉川、後川、中央部の横野川、鷓羽川、宮川、西の紫竹川、南の皿川の水系沿岸に水田を開拓した人々によって築かれたといつてよい。

二、律令政治の展開

徴 税

律令国家の民衆支配の実態は、その徴税の仕組みのなかに表現されているといつてよい。さきに律令政府が口分田くぶんでんとして農民に、男は田二反、女はその三分の二を給したことをのべたが、このように国家から田地を班給された農民を班田農民とよぶ。国家の支配の対象は、この班田農民が主たるものであったわけである。

律令制下の美作国の耕地については『和名抄』に一万一千町歩余と記されており、近国の状況と比較してみると、備前の一万三千町歩余の次に広い耕地をもっており、つづいて備中の一万町歩余、以下備後・安芸あき・周防すおうの一万町歩以下とつづく。山陽道の国々のなかでは耕地面積でいうならば上国であるといえよう。この耕地の大部分が口分田として農民に割り当てられたわけである。

班田農民が負担する税は、一般に租そ・庸よう・調ちようとよばれているが、実際にはそれ以外に多くの負担が課せられた。まさに班田農民は「徭役ようえきの民」であり「課役の民」

表14 『延喜式』にみえる美作国の貢納品目表

種 類	品 目	管 轄
租 庸 調	稻 30万束 白木韓櫃9合, 綿, 米 白絹10疋, 緋帛25疋, 緋絲30絢, 緑絲5絢 縹絲5絢, 皂絲5絢, 黄絲20絢, 橡絲20絢 練絲5絢, 絹, 鍬, 鉄	主 税 主 計 “ “
中 男 作 物	紙, 茜, 苫, 黒葛 搗栗子, 胡麻油, 櫻椒油	“
公 廨	稻 30万束	主 税
国 分 寺 料	“ 4万束	“
文 殊 会 料	“ 2千束	“
修 理 池 溝 料	“ 3万束	“
道 橋 料	“ 1千束	“
救 急 料	“ 8万束	“
俘 囚 料	“ 1万束	“
施 薬 院 料	“ 1千束	“
年 料 供 進	罌子4合	内 蔵 寮
年 料 別 貢 雑 物	筆60管, 紙麻70斤	民 部
貢 蘇	11壺(子, 午年のみ)	“
健 児	50人	兵 部 省
器 仗	甲3領, 横刀10口, 弓20張, 征箭20具, 胡籛20具	“
例 貢 御 贄	甘葛煎, 搗栗子, 鱈年魚	宮 内 省
貢 進 菓 子	搗栗7斗, 甘葛煎	大 膳
年 料 雑 菓	41種	典 薬 寮
年 料	鮓鮓	内 膳 司

であった。このうちの租は大宝令によれば一反につき稲二束二把、一町につき二束が賦課された。当時稲は一反につき五〇束が標準收穫高であり、一束を春^つげば米五升を得たと記されている。したがって一反につき二石五斗の玄米を得たわけである。当時の一升は今日の約四合にあたる^ととされているから、一反につき一石である。二束二把は標準收穫量の約三〇%にあたっており、租自体は低量の賦課であったといつてもよからう。租は三種類にわけられ、大税^{だいぜい}・^糶穀^{ぎやく}（^ざっ^こく）・^郡稻^{ぐんとう}になつていたが、その後まもなく正税^{しょうぜい}・^公廩^{くうりん}・^雑稻^{ざつとう}の三種に改められたようである。正税は国々の正倉に納められた官稲であり、地方の国政をまかなうものである。年中恒例の国の行事や臨時の費用にあてられる。公廩は主として国の官人の俸禄^{ほうろく}に充当され、雑稻は国分寺料・諸寺料・修理池溝料・救急料等の個別特定の費用にあてた。これら租稲のうち一部は春米として中央に送るが、そのほかすべては出^{すい}挙^{ぎよ}として農民に貸しつけその利息をもって国政の諸費をまかなつた。いわゆる国が行なう公出^{こうしゅ}挙は春の耕作播種^{はくしゅ}の時期に貸し付け、秋冬の收穫期に返報させ、一年を限度としたものである。年利五割である。すなわち稲

百束を借りたものは百五十束を返納するのである。はじめは困窮の農民を救済する目的のものであつたが、程なく租税の一種になり、重税となつていった。美作国の租稲出^{しゅ}挙の額は『弘仁式』によれば正税・公廩各三五万束、雑稲にあたる国分寺料は四万束であつたが、『延喜式』によると正税・公廩は各三〇万束、雑稲は国分寺料四万束の他に文殊会料二千束・修理池溝料三万束・道橋料一千束・救急料八万束・^か因^{いん}料^{りょう}一万束・^し薬^{やく}院^{いん}料^{りょう}一千束と規定され、総計すれば巨額に達した。『延喜式』によると中央へは年料春米として大炊寮へ白米千石・糯米十石を正税の内より貢納し、それは六月三〇日以前に完納するよう定められており、万一未進があれば郡司の職田^{しきでん}の稲から不足数をとり、さらに国司の俸禄に当てられる公廩の中からも徴収するというように厳しいものであつた。また年料租春米として、租稲全体のなかから一千石の春米を民部省に納めなければならず、この運送に要する費用は正税のうちをもつてあてると定められている。庸は元来歳役のことであり、成年男子が年間十日、京に赴いて無償で労役に従事することである。成年男子のうちでも二一歳から六〇歳までの正丁は十日、六一歳か

ら六五歳までの次丁は年間五日の定めになっている。しかし実際には労役の代わりに品物として納入するのが庸であり、庸は布二丈六尺を納めた。『延喜式』によると美作国は庸として白木韓櫃九合の他は綿と米を出すことになっている。

調も成年男子に課せられる人頭税であった。これは主として、それぞれの国の産物を賦課されるものであり、『延喜式』によると美作国では、白絹一〇疋・緋帛二五疋・緋絲三〇約・緑絲・縹絲・皂絲各五約・黄絲・椽絲各二〇約・練絲二百約、他は絹・緞・鉄を納入することになっている。絹・帛・絲ともに絹製品である。また調のうち一六歳より二〇歳の男子にかかる中男作物では、苧(染料)・苧・黒葛・搗栗子・胡麻油・櫻椒油が納入されている。

調・歳役(庸)の他に農民の労役を徴発するものとして雑徭がある。雑徭は調・庸と同じく成年男子にかけられるもので、年間六〇日を限度として国中の諸事の小を論せず、国司のもとで無償労働に従事するものであった。本来は国家の土木工事などにあてられたが、やがて国司の恣意のままに駆使されるようになった。

他に『延喜式』によれば、多くの賦課がなされており、以下『延喜式』の巻数を追って記してみる。

神祇官の管轄では但馬・因幡とともに神祇官の臨時祭被料として、神税をもつて調達するものとして太刀三柄(征矢五〇隻を、内蔵寮へは年料供進として檀子(酒器)四合・蜜・蘇(チーズ)を、民部省へは年料別貢雑物として筆六〇管・紙麻七〇斤を、正税をもって買いととめて貢納する交易雑物として絹四七五疋・油三石・猪脂一斗・檀子四合・鹿革一〇張・鹿皮二〇張・鹿角一〇枚・大豆六石・醬大豆二〇石を、さらに三年に一回醬大豆一五石を、宮内省へは例貢御贄として甘葛煎・搗栗子・鮎年魚を、貢進菓子としては搗栗子七斗・甘葛煎を内膳司などに、また典薬寮には年料雑薬として黄蓮以下四一種の薬種を進貢している。

税の貢納状況

以上のべたような律令農民に賦課された諸税が、『弘仁式』や『延喜式』のような律令国家制度の諸式によるだけでなく、現実にもどのような状態で貢納され、それが農民や地方政治にどのような影響を与えたかを具体的に知る史料はきわめて乏しい。

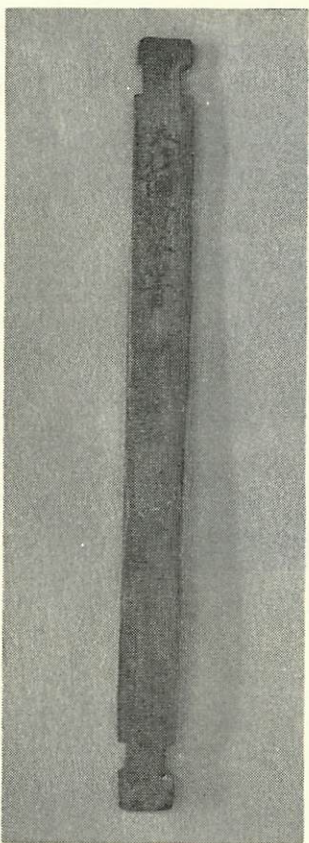


図63 平城宮跡出土の木簡1(模造)
(原物は奈良国立文化財研究所保管)
「美作国松木管」の文字が見える

近年、奈良の都、平城宮跡の発掘にともなうて多くの木の札に墨書でしたためた木簡が発見され、そのなかに明らかに貢納品に付された荷札用のあることが報告されている。それによると美作関係のものは現在までに数点を数える。そのうち一点は、墨書がほとんど判読できず、「美作国勝田郡云々」の記事を推測するに止まるが、他の数点は、全文または一部分が読解されている。「美作国真嶋郡建部郷……」は末尾の記事が消滅しているけれども、今日の真庭郡湯原町二川ふたかわの郷名にあたるものであり、美作の山間部にまで律令国家の支配の手が及んでいることが理解できる。「美作国松木管」とよまれる荷付札は、美作国が貢進した松木管に付されている

たものとおもわれ、管しょうとはすのこ状の板のことであろうとされており、松木管は農民の貢物というよりも、これまた山の民の貢納品であったと推測できる。また長方形の材の一端の左右に切り込みのあるものに「美作国勝田郡豊田郷中男……」とある札は、中男作物の貢納品を推測させ、明らかに札の一端の切り込みに荷札ひものついていたことが判明する。また、長方形の材の一端の左右に切り込みがあり、他方の端を尖らせている「美作国久米郡……」の札は、貢納品にさし込まれたものであろう。以上のように、中央政府への種々の貢納品がこれらの木簡から推測できるのである。

神龜五年(七二八)四月、美作国大庭・真島の二郡では、年間の庸米として八六〇石余を貢納していたが、運輸に大難であり、そのため人馬を勞すること甚しく、輸送の経費も多額にのぼるので、重量のある米にかわるに綿・鉄の軽きに換えるよう太政官に奏上して許可を得た記事が

『続日本紀』に記載されている。奈良時代の美作における徴税の姿をみることで、唯一の記録である。この記事からは、律令政治のもとの徴税について種々のこ

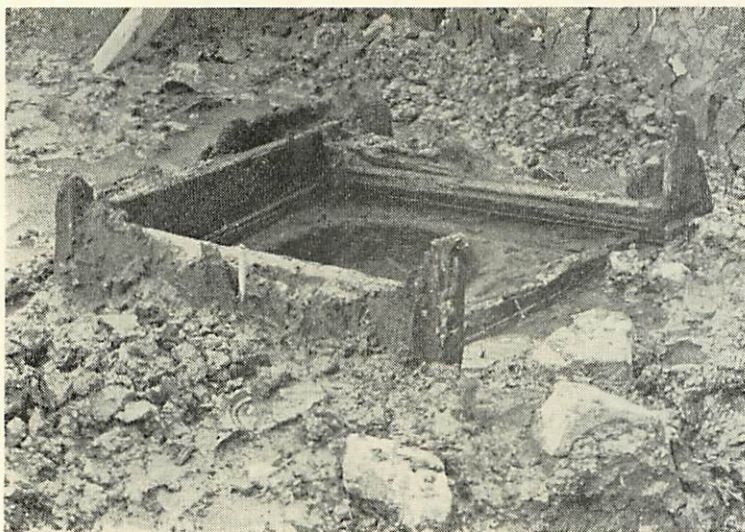


図64 美作国府址出土の井桁（岡山県教育委員会保管）

とを考えてみるができる。

まず、真島・大庭二郡では庸として太宝令に規定されている布のかわりに米を納入している。これは、庸が調と同じように郷土の産物にに応じて納入されているということである。

次に、その庸米の輸送は、「山川峻遠、運輸大難、人馬並疲、捐費極多」のため米にかわる他の産物に変更を希望するということである。年料・春米等は、運賃に正税を用いたり、運送徭夫に路糧を給した例が『延喜式』に見えるが、調・庸の運輸は、『太宝令』によると「運脚は庸調之家が均しく出す」ことに決められており、これは『令義解』に述べられるごとく「庸調之家、人毎に均しく物を出し、運脚之功食に宛てる也」とあるように、農民の負担とされてきたのである。『延喜式』によると美作から京へ貢品を登せる場合、平安時代の例でいうと国より備前方上津に運び、方上津より瀬戸内海を回漕して与等津（淀津）にあげ、与等津より車力にて京都に運んだとあり、奈良の場合もほぼ同様の内海コースを経ていたと考えてよい。方上津に回漕することが決められているから、貢納品は吉井川を下って送られたと

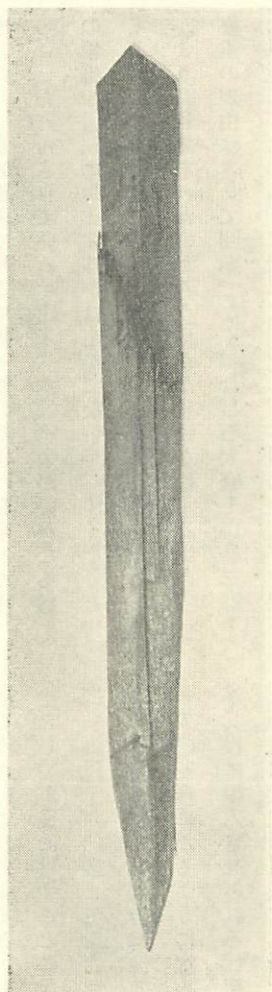


図66 美作国府址出土の
木簡。文字が記入してある
が判読しがたい
(岡山県教育委員会保管)

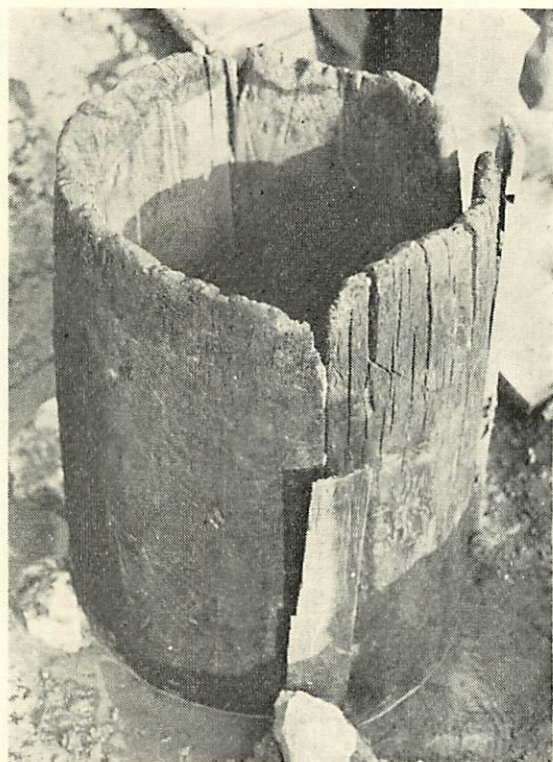


図65 美作国府址出土の井筒。丸太をくりぬいたもの
(岡山県教育委員会保管)

思われる。しかし陸路も取られていたらしく、同じく『延喜式』に「美作国廿一東」という記事があり、これは「播磨国陸路。駄別稻十五束」の記事と対応するところからそのことは明らかである。京に上るには人夫一人につき一日米二升・塩二勺が与えられ、下るにはそれぞれの半分が与えられたとある。国内の場合、貢納品はおそらく国衙の所在地に集結したのであろう。大庭・真島二郡が管内の旭川を回漕したかどうかは不明である。いずれにしる租舂米や年料舂米とともに

八六〇石余の
庸米を都に運
ぶことは農民
にとって苛酷
な負担であっ
たといわざる
を得ない。

第三にこの

申請は、「米の重きに換るに綿・鉄の軽き」をもつてすることを許可されている。庸米八六〇石余がいかなる量の庸綿・庸鉄に対比するかは定かでないが、すくなくとも運輸の便を総合的に考えた場合、後者に変更することがより有利であつたのだろう。ただし鉄を輸する場合、軽重の理由はさして問題でなく、むしろ大庭・真島二郡の鉄生産がこの時期に至って向上し、多量の生産が実現したと考へた方が、この問題の真意に触れることになるであろう。平安時代に入って、延暦二四年（八〇五）六月、近江等十一カ国とともに美作国が貢納していた彩帛さいいばくを、旧の如く絹を貢することに復した例がみえ、また延暦一七年（七九八）、伊勢とともに美作国が早栗を献ずることを停止している。わずかに二例であるが、平安時代に入るとともに租税の体系も崩れてゆくことになる。

兵 制

律令農民に課せられた義務のうちで重い負担となつたものの一つに兵役がある。国家にとって軍制は人民支配の貫徹・外敵の防御のため必要欠くべからざるものであつた。大化の改新においても、その当初から兵制の確立にはさまざまな施策がとられてきたが、『大宝令』の制定にいたつて一応の完

成をみた。これによると、一戸の内三丁ごとに一丁を兵士として軍役に付すことになっており、丁とは成年男子二二歳以上六〇歳までをさすことは前述したが、もし戸内に正丁が少ない場合は他の戸の者と合わせて、三人に一人の割合になるように定められ、一国の正丁の三分の一が兵役に編入させられる仕組になっていた。兵士となつた農民は近くの軍団に配属された。美作では苦田軍団とまたが所在していたが、その場所・機構等については不明である。今日、田邑たのむらの田神社たじんじやに合祀されている小社のうちに天劍社あまのつるぎのやしろが見られるが、この天劍社がかって祀られていた田邑の地に苦田軍団の所在を求める説もある。さて兵役に従事させられた農民は、一人につき備六斗・塩二升・ならびに戎具じゆうぐとよばれる武器類を私に調達しなければならなかつた。軍の地方での管轄者は国司であり、国司は中央の兵部省ひょうぶしょうの命によって毎冬兵士の武備を簡閲し、分番等を決定する。兵士は常に徴発されているのではなく、全員を一〇番にわけ一番を一〇日間として武事の練習や、倉庫・官衙の守備等にあたらせ、また上番として京や辺境に派遣された。そのかわりに庸・調は免ぜられた。

美作の苦田軍団の動静については不明であるが、奈良時代末期天応元年と、平安時代の初期貞観八年に兵庫の鳴動を知らせる記事が国史のなかに見える。兵庫の鳴動とは何か。

『続日本紀』の記事によると、「美作国言、今月（三月）十二日、未三点、苦田郡兵庫鳴動ス。又四点鳴動ス。先ノ如シ。其響ハ雷霆ノ漸動スル如シ。」とあり、天応元年（七八一）の三月十二日未の刻（午後二時頃）、苦田の兵庫が二度にわたって雷鳴のとどろくごとくに鳴動したという事件が、国より中央へ報告されているのである。この年は三月から四月にかけて、伊勢の鈴鹿関西中城門においても大鼓が自鳴し、中央の兵部省管轄下の兵庫も大石を投ずるように鳴っている。天応元年といえは奈良時代最後の年であり、前年の宝亀一年には兵制が改革され、農民の弓馬に堪え得るもののみを兵として、他は帰農させるといふ政策をとらざるを得なくなつた。また天応元年四月、光仁天皇から桓武天皇へ讓位が行なわれ、ついで一二月、光仁天皇は死没するという年であった。こうした政変を背景に地方中央の軍団に何らかの不穏な動きが見られたのであらう。苦田兵庫の鳴動

もこうした一連の全国的な動静として考えたい。中央政府はこのため、多治比真人三上を伊勢に、大伴宿禰継人を美濃に、藤原朝臣菅継を越前に派遣して関を固めさせている。

『三代実録』によると貞観八年（八六六）の美作の兵庫の鳴動は、「声、鉦鼓ヲ撃ツ如シ。」とあり、破れ鐘を鳴らす如くであったといわれている。貞観八年九月といえは、この年も中央において、応天門の火災に関して大納言伴善男が筑紫に配流されるという、いわゆる応天門の変が起きた月であり、伴善男はそれより十数年前に美作国司に任ぜられていたことがあるから、あるいはこの事件に関して軍団内で不穏な動きがあったのかもしれない。

なお、これらの兵制に関連したものとして節度使があり、天平四年（七三二）に初見されるが、その後天平字五年（七六一）新羅征討計画の一環として東海・南海・西海三道に節度使がおかれた。紀伊国以下美作国を含む十二万国の節度使として従三位百済王敬福が南海道使に任命され、検定船一二〇隻・兵士一二、五〇〇人・子弟六二人・水手四、九二〇人を統轄している。兵士数

を仮に十二カ国で均分すれば一国につき約千人の兵士が徴せられたことになる。

以上のように農民に課せられた兵役の義務は、他の徭役と同様苛酷なものであったので、軍団制はだんだん変更を余儀なくされた。天平勝宝九年（七五七）、美作国の兵士等に一年間の田租を免じた記録が『続日本紀』にみえるが、部分的な租税の減免のみで、農民の兵役負担の軽減をはかることはできなかった。やがて、軍団の兵士数を減じたり、軍団そのものを国によっては廃止したりし、ついに平安時代の初め延暦一一年（七九二）六月、諸国の兵士を辺境地以外はすべて停廢し、国の兵庫・国衙等は郡司の子弟等によって編成された健児をもつて守護させることにした。美作国は太政官の命ずるところによると備前・備中と同じく五〇人の健児が定められた。『延喜式』に於いても同様であり、器仗として美作国では甲三領・横刀一〇口・弓二〇張・征箭二〇具・胡籬二〇具を常備するよう決められている。

農民の窮乏

以上律令農民に賦課せられた諸種の負担について一応の例規に則して記したが、それ以外にもいくらかの賦課があったようである。

奈良時代のものとして『正倉院文書』に散見するものを挙げると、天平宝字五年（七六三）『造寺雑物諸用帳』

に「糸廿十綯伊勢 七月十一日」、「糸二百綯美作十月一日」なる記事が見え、また年月未詳の『写経勘紙解』

に「美作経紙一千張」の記事が見え、あるいは天平勝宝九年（七五七）『西南角領解』に「家部乙万呂 美作国久

米郡委文郷戸主家部年足戸口」の名がみえる。これは画師等の

歴史を記した文書の端に記されているものであり、おそらく画工司の使部として雑役にあたったもので、久米

郡倭文郷の戸主家部年足に課せられた課役であったと考えられる。あるいはまた年月未詳の『造東大寺司牒』に

東大寺造営のために美作国から引材役夫を徴した記事がみられる。これは美作国ほか因幡・伯耆・備前・備中・

備後の国司に命令して、東大寺造営のための材木運搬とその人夫賃にあてる米の納入を、農繁期に差し障るとして

停止したものである。平安時代に入って延暦一〇年（七九一）美作国等に平城宮の諸門を解体して長岡京へ運

搬することを命じ、また弘仁六年（八一五）美作国以下七

国から、国役夫一万九千八百人を徴し、宮中の朝堂院の

修理を命じ、その食料・往還の費用は正税を当てること

を決定している、一国平均約二八〇〇人の賦役となる。あるいはまた寛平九年（八九七）、全国から四七人の采女を買することが改定されている。采女は宮中での上級の官女であるが、美作国からも一人進貢することになっている。

このように律令制によって班田農民に課せられた幾多の重税や賦役は、生産力の低い農民の生活を破壊するものであった。国史のなかに記録された多くの賑恤の記事は、このことを端的に物語っている。以下ややや繁雑であるが年紀を追って記すことにする。

飢饉とその救済策としての賑恤の初見は、美作では奈良時代天平一九年（七四七）の記録である。この年二月、一五カ国が飢饉になり賑恤がなされている。つづいて天平宝字八年（七六四）四月、美作国飢饉、淡路国疫病のため賑給。平安時代に入って延暦八年（七八九）七月、下野・美作両国へ飢饉のため賑給。延暦九年（七九〇）三月、美作等六カ国へ飢饉のため賑給。特にこの年は三月三〇日に特に参河・美作に、四月二九日に美作以下一四カ国に再三賑給がなされているところをみれば飢饉の様相が深刻であったと思われる。延暦一八年（七九九）

五月には、前年の被害について「陰陽和ヲ失ヒ、去年登ズ、稼穡害ヲ被ル」とのべ「其被災尤甚所」として美作等一カ国があげられ、そのために去年の田租が全免されている。延暦二十一年（八〇二）八月には、美作等一カ国の百姓に課せられた損田の負税を免じている。損田とは何らかの事情で作付の行なわれなかった田地で、その田地に課せられたる租税は、当地の農民の負担であった。農民の耐えることの出来ない租税である。大同元年（八〇六）一二月、二十数カ国の庸を免じている。長びく平安京の造営と天災とが重なり農民の生活が極度に荒廃してゆき、公卿の奏議として決定されたものであった。すなわち「（平安京の）造営未だおわらず、黎民あるいは弊す。加うるに灾疫に遭う。すこぶる農桑を損す。いまだ業を復するを聞ず。」とあり、仕丁・衛門府衛士・左右衛士府・隼人・雅楽歌女等、農民の労役に該当する部処の人員を減じ、国役を減ずるといふ政策とともに、庸の免除が出されたものであった。承和四年（八三七）三月、美作国飢ゆ。これを賑給すとあり、貞観八年（八六六）閏三月も同じく、また貞観九年（八六七）七月には、大庭・真島両郡の農民が「山谷之間」にあつ

て「貧弱」であるという理由で、百姓の課役をもとの一年に復すという記事が見え、貞観一八年（八七六）七月、丹後・美作兩國が飢疫にあり、その救済として絶乏戸に賑給している。絶乏戸とは、租税賦課に耐えられないだけでなく、もはや戸としての再生産能力を失った、まさに没落寸前の農民の姿であろう。天禄元年（九七〇）一月、太政官は美作国司に命じて以後永く庸米のうち五〇石をもって賑給料にあてることを命じている。律令体制下の班田農民が苛酷な労働賦役のため度重なる飢饉に耐え得る回復力を失い、それが慢性的な絶乏戸化の増大となって現われ、そのため国家はそれに対して恒常的な対策を講じなければならなくなったのである。この記事を書いた後として飢饉と賑給の記事は見えなくなる。このことは飢饉がなくなったからではなく、逆に恒常化していったからである。

地方政治の展開

中央集権国家のもとでは、常に中央の政治の展開に対応して地方政治の動向が決定される。奈良朝における中央政府の支配が、税制を通して律令農民の一人一人を緊縛していたことはすでに述べた。国家に対して律令農民がどのように対応して

いったか。美作での具体的な対応の姿はわからないが、全国的に見るならば、それは偽籍・逃亡という農民の消極的な反抗となって現われ、律令国家の基盤である農民の存在形態を大きく変えていった。一〇世紀頃、備中国下道郡巡磨郷において、庸・調の対象になるべき課丁が皆無であるといった例、等外戸から絶乏戸への移行といった例は、いずれも平安初期の事象としてのものであるけれども、それへの経過は、奈良時代も中期頃から現われてくると見てよいであろう。こうした班田農民の没落は、中央政治の危機として反映し、いくつかの内乱をほつ発させたのである。苛酷な租税体制を基幹とする律令国家の地方政治は、美作においてはその資料に乏しいが、その記録が国司苛政の形でまず記されているのは、律令政治の本質をうかがうにたる。天平宝字五年（七六一）八月、美作介具犬養宿禰沙弥麻呂が、その行動に不正があったために、上級官である美作守紀朝臣飯麻呂に訴えられ失脚している。不正の内容は上級官である美作守を経ずして、ほしいままに国政を行なったこと、自己の屋敷内で公文書を作成したこと、時価によらずして人民の物資を強制的に買い上げたことの三カ条で

ある。前にのべたように律令制度上での国司は、中央政府の命を帯して中央貴族のなから任命されて国に派遣されたものであり、律令政府と農民との接点として、きわめて重要な責務をおびていた。しかも国政上での与えられた権限は、国内の徴税・勸農・撫民・治安等万般にわたるものであった。彼等は、その絶大な権限をしばしば自己の利益追求に利用し、この傾向は時代を追って拡大し平安時代に至って頂点に達するのである。奈良時代においても、班田農民に課せられた年間六〇日の雑徭は、本来地方の公共的な課役に徴せられたものであるが、やがて国司の私益に利用され、日数もしばしば延長された。また地方財政に充当される租も、公廩^{くがい}稲の制度ができることによって国司の私的な収入と化していったのである。美作介梶犬養沙弥麻呂の不正のうち、はじめの二つは、上級官美作守との施政上の確執としておくが、他の一つは、「時価によらず民物を抑買す」というのであるから、職権を利用して人民の財産を詐取^{さしゆ}し自己の私益をはかったことになる。平安時代のいわゆる「国司苛政」の萌芽がここにあらわれており、国司と人民との対立もこのような形で現われてくるのである。

美作の国司の事績として記録されているものに、神護景雲二年（七六八）十一月、美作掾正六位上恩智神主広人^{ひろひと}なる者が白鼠^{ねずみ}を献納している事実がある。古代の政治は「まつりごと」の名称が示すように、神意を聴聞^{もん}して行なうという伝統があり、したがって神祇^{かみ}の祭祀^しは国家の行事のなかで最も大切なものの一つであった。このような傾向は奈良時代のはじめに渡来した異国の神である仏教においてもみとめられた。神意は卜占^{ぼくせん}によって必要者の側から問われた場合もあったが、特異な自然現象として示される場合もあった。律令政治が班田農民の動揺と内乱によって深刻さを増してくると、その打開をこうした神助に依存する度合が強くなってくる。さきにあげた「天平宝字」という年号の制定も、蚕が桑の葉に瑞祥^{ずいしょう}の文字を示したという事件に由来するものであったのである。美作掾恩智広人の白鼠献上は、こうした施政者の心情に迎合したものと考えたい。この事件が具体的にどう取り扱われたかについては一切不明であるが、恩智広人は中央政府によって何らかの恩恵を与えられているはずであり、平安時代に入ると、このような傾向は美作において顕著になってくる。

美作の国司についてのいま一つの記録は、天平七年（七三五）九月、美作守阿部朝臣帶麻呂等が四人の者を故意に殺害した事件である。事件の内容もその後の処置も不明であるが、帶麻呂等とあるからには、国司の長官を中心とするグループと他の何らかのグループとの対立が殺人事件を引き起こしたのではないかと考えられる。参考までに記しておく。

これらの国司を検察するために養老三年（七一九）按察使なる官を設置した。按察使は「天皇の股肱、民の父母」といわれたように重視された職であり、一人三、四か国の国司を監督した。すなわち国司が非違を行ない百姓を侵害するようなことがあれば、独自に処断を下すという権限をもっていた。播磨国守鴨朝臣吉備麻呂が、備前・美作・備中・淡路の按察使となったが、この制度も間もなく名称のみとなったようである。

三、荘園制と武士

初期荘園の成立

養老七年（七二三）「墾田三世一身の法」、つづいて二〇年後の天平一五年

「墾田永世私財法」が發布された。「三世一身の法」とは、「百姓が最近多くなって田地が狭くなったので開墾を奨励したいとおもう。新しく溝池を造営して開墾をした場合、その墾田は、本人・子・孫（子・孫・曾孫の説もある）の三世にわたって私用を許可し、旧溝池を利用した場合は一代に限って私用を許す。」というものであり、「永世私財法」は、三世一身法の私用年限を撤廃して永代にわたって私用を許すというものである。三世一身の法には、このような土地政策の転換の理由として、人口の増加にともなう耕地の不足をあげているが、奈良時代も中期頃にいたると、律令の租税政策の重い負担に耐えかねて逃亡する農民が続出し、かえって戸籍人口は減少しており、人口増加の理由は表面的なものにすぎず、そのためにおこった租税収入の減少によって国家財政の状況が悪化したことがこの政策をうち出す真の理由であったと考えられる。しかも墾田私用の条件が、単に荒廢田・荒野の開墾ということよりも、溝池とよばれる灌漑施設の設営に重点がおかれていることからみると、開墾のための資材とその労働力を独占している中央の貴族・大寺社や、後世「殷富百姓」「力田輩」とよばれる地方

の富裕な郷戸主や郡司級の進出を期待しているものと思われる。かくして早くも奈良時代の中期において、律令国家の原則である土地国有制は、それ自身の内部矛盾のために大きく変更を余儀なくされ、大土地私有制の出現をもたらず結果になったのである。

宝亀一一年（七八〇）に作成された、南都西大寺の『西大寺資財流記帳』とよばれる財産目録によれば、雑書三九卷のうち『美作国解文聖田地文図』一卷がみられ、これは注記によると神護景雲二年（七六八）に作成されたことが判明する。この『聖田地文図』は今日は見存せず、内容については全く不詳であるが、白紙に描かれ黄表紙・綺繕をもって表装された絵軸であるとされており、美作の国印が捺されていたようである。美作の国衙よりの上進文書の形式をとった聖田図であるから、神護景雲二年までに完成し美作の国司により公認された聖田として成立したものであろう。ただこの聖田の所在場所・内容規模については全く不明である。また同じく『西大寺資財流記帳』に『田園山野図七十三卷』のうち『美作国五卷』がみられ、これは『大庭郡田地』図であることが判明する。この図にも美作の国印が捺してある

ところから国衙の公認を得た聖田と理解したい。五卷にわたる田地図であるところから、広い地域にわたって西大寺の聖田が経営されたことが想像され、田地図といけれども「田・園・山・野」を含めた一切の地域を包摂した、中央権力者の大規模な大土地私有政策をみることができる。このような中央寺院の聖田開発には、地方の有力土豪の支援を考えないわけにはゆかない。西大寺には吉備地方出身の吉備真備の女吉備由利が、父の功を願って一切経を奉納しているところから吉備氏と由縁のある寺院であり、また大庭郡には、和氣氏由縁の白猪氏（大庭臣）がおり、こうした豪族の力があって聖田が実現したと考えられないこともない。大土地所有者は、このような聖田の経営管理のために現地に荘とよばれる倉や屋を建造したのであるが、後には田地建物一切を含めて荘園とよぶようになった。初期荘園は、このように荘園の所有者である大寺院等が、自からの計画と労働力徴発によって実現したものである。

貴族神社 中央の貴族・社寺は、律令制下において種々の特権を国家から与えられてい

た。大化改新によって私有地・私有民を没収された貴族

社寺は、国家から位田・職田・功田・賜田・寺田・社田・位封・職封等の形で土地人民を与えられた。またしばしばこれらの階層は国家によって保護され臨時の恩典にあずかっていたのである。こうした特権が律令政治の弛緩にもなつて私有財産化していったことは想像に難くない。美作国内でおこなわれた数例をあげてみることにする。

神護景雲元年（七六七）十一月、美作国等の乗田が大坂の四天王寺に施入された。乗田とは口分田を班給したのち余った田地であり、一般には農民に貸し与えられていた。四天王寺は先に聖田二五五町を播磨国鎭磨郡内に経営していたが、何らかの理由で収公され百姓の口分田に班給されていた。その代りとして大和・山背・摂津・越中・播磨・美作六カ国の乗田が施入されている。平安時代に入って貞観二年（八六〇）六月、英田郡にあった皇太后宮の職田水田九町が、英田郡の地が狭少であるという理由で勝田郡の公田に変更されている。元慶五年（八八一）九月、美作国の稲二千束が、南都興福寺に施入された。興福寺の鐘樓・僧房の造営料ならびに三宝施料にあてるためである。元慶七年（八八三）二月、同じ

く稲四千束が造東寺塔料として施入されている。新しく造営された平安京の南の一角に教王護国寺として造寺された東寺の五重の塔が完成したのが元慶年間といわれているから、この五重塔造営の費用にあてられた一時的な支出であったわけである。また長徳四年（九九八）二月、南都秋篠寺に納入される予定の美作国米一八〇石・塩二〇籠が、輸送の途中で強奪された事件がおこっている。旭川筋を運ばれたこれらの品々は旭川河口の備前国鹿田庄別当渋河幸運の二百六十石船につんで水手・秦米・梶取佐伯吉永によって瀬戸内海を輸送されていたが攝津国武庫郡の小港にて大風にあうとともに、水手秦米・梶取佐伯吉永によって瀬戸内海を輸送されていたが、茂が悪心をおこして、その地の土豪と結託して船もろとも奪い取っている。旭川河口より船運されたこれらの米は、おそらくは久米郡が真庭郡あたりから出されたものではないだろうか。また塩は国の租稲等をもって交易されたものであり、あるいは鹿田庄あたりで調達されたものであろうか。また延久五年（一〇七三）より康和四年（一一〇二）に至る約三〇年間に、宮中真言院における孔雀經御修法料として美作国より米を納入している事実が判明している。すなわち、延久五年に六〇石、承暦三

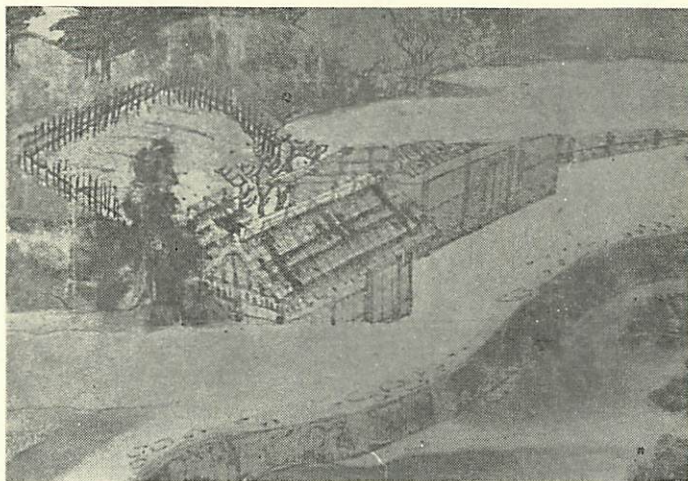


図67 法然上人絵伝(部分)―久米郡南福岡庄の農民の在家

(京都歎喜光寺蔵)

年(一一〇七九)に一〇〇石、同四年(一一〇八〇)に一〇〇石、永保六年(一一〇八一)には手作布六〇反・上紙四〇〇帳・油一石の代米として総計一六〇石の米を、嘉保元年(一一〇九四)より康和二年に至る七カ年間に年ごと

に米六〇石を納入している。この美作米の進上にあつたのは美作国雑掌久米成安であり、国雑掌であるところから国衙の下級の役人であり久米をなるところから久米郡の豪族であつたと考えられる。久米成安は国衙の役人を退いたのちも前雑掌としてこの仕事にたずさわつており、やがては米の納入される東寺の地方担当者として活躍するのである。なお久米成安の成安は仮名とされておき、のちにのべる東大寺封戸米の進貢にも美作前司雑掌秦成安の称がみえ、久米成安と同等の立場にあるものと考えられる。宮中真言院孔雀經御修法料は、それを担当する東寺の僧綱の収入になっており、この頃には東寺の私収入化しておるため本来の国衙の下級官吏が正式の名称をはばかったものであらうと考えられている。

封戸

位田・職田・寺田・社田等と同じように、大化改新によって私有地・私有民を失つた貴族社寺に対して食封が与えられた。食封にあてられる課戸を封戸といい、封戸の出す租の半分と調・庸の全部、仕丁を封主に給した。封物の徴収はすべて国司郡司によっておこなわれ、それらは京に送られ封主に納入された。封主が直接に封物の督促をすることは禁じ

られていた。しかし食封^{じきふ}も律令制度が変動してくるにつれて改変され、天平^{てんぴやう}十一年（七三九）には、封戸の出す租ならびに中男作物もすべて封主の収益になり、平安時代に入ると封主が直接封戸に対して封物の督促徴収をおこなうようになり、やがては封戸のもつ田畠を荘園化^{しやうえん}するようになってゆくのである。

美作国^{みまさか}におかれた封戸としては大同元年（八〇六）の牒^{ちやう}に見える『神事諸家封戸』が初見のものであるが、これによると、河内国^{かわち}恩智神^{おんち}の封戸三七戸のうちに美作一戸、天平神護二年（七六六）に大和国^{やまと}村屋神^{むらやがみ}の六戸のうちには美作三戸がそれぞれ封されている。寺封では、南都西大寺の封戸六三〇戸のうちに美作の封戸五〇戸がおそくとも延暦元年（七八二）までに、小治田寺^{おわりだ}五〇戸のすべてに美作封戸が天平宝字七年（七六三）に、山階寺^{やまなでら}（後の興福寺）一、二〇〇戸のうちに美作の封戸一〇〇戸が天平一〇〇年（七三八）に、東大寺封戸五、〇〇〇戸のうちには美作一〇〇戸が天平勝宝二年（七五〇）にそれぞれ納入され、毎年の安居会料^{あんごえ}や国忌^{くにいみ}・雑齋会料^{ざつさいえ}としてあてられている。また宝龜八年（七七七）八月、上野国^{こうずけ}群馬郡五〇戸とともに美作国勝田郡五〇戸が妙見寺^{みょうけん}な

る寺院に施入されており、封戸の事実は他にもあったと考えられるが不明である。

これらの封戸のなかで東大寺に施入された一〇〇戸の封戸について見ていきたい。

東大寺の封戸は『東大寺要録』によると二一カ国二、七〇〇戸にわたり、上政所^{かみまんどころ}・下政所^{しも}にそれぞれ所属していた。美作国百畑^{ひゃくえん}は下政所六カ国九百戸のうちに属し、その百戸から東大寺に進貢するものは次のようになっていた。

- 調絹 三六疋 代米五四石 疋別一石五斗
- 調綿 二九〇屯^{とん} 代錢二九貫文 屯別一〇〇文
- 調鉄 三三九延^{てい} 代米六七石八斗 延別二斗
- 調整^{ちやうぢやう} 二二五口 代米二二石五斗 口別一斗
- 庸米 五三石八斗五升
- 中男作物^{ちゆうなん} 油三斗五升 代米七石四斗 升別二斗一升二合
- 封丁 四人
- 養米 一六石 人別四石
- 功錢 八貫四九六文 人別二貫一二四文
- 租稲 四千束 代米一二〇石 束別二升

已上 三七八石六斗四升六合

この記録は東大寺の封戸についての天平勝宝二年(七五〇)のものであるが、この内容は平安末期の大治四年

(一一二九)、約四〇〇年後までも大差はない。ただ品目量の代米への換算率が高くなっており、したがって米の納入量が多くなっていること、すべての品目が代米に換算されていることが奈良時代と異なっている。ただ一世紀の終わりから塩代がみえてくる。美作に関して塩の記事の見えるのは寛治八年(一〇九四)の東大寺に関する『諸国御封文書上』のなかに、承保二年(一〇七五)一二月二九日までに仮納された米五〇石のうちから円舞なる者に塩代として給付がなされているところをみると、あるいはこの頃から美作封戸から塩を交易して納入する制がおこなわれたのかもしれない。康和五年(一一〇三)の『美作米結解状』によると東大寺御蔵に納入された正米一七三石一斗四升のうち塩三石分が含まれていることが記されており、長治元年(一一〇四)にいたってはじめて「美作御封蔵殘塩」の記事がみえ、また同年七月二〇日の『東大寺結解文』のなかに美作米^(欠字)□三六石五斗四升八合のうち、官米^(欠字)□九九石四斗二升八合、塩一

□石五斗六升(代官米三七石一斗二升)がみえ、同年の米切符によると美作米とともに美作塩が講堂導師供米等の要用に充てられていることが判明する。

これらの封米は東大寺から美作国衙に毎年弁済を催促しており、国での所務にあたったものは東寺の場合と同じく国の雑掌である美作前司雑掌秦成安であった。東寺の場合が久米成安であることから考えれば、同様に地方出身の豪族で国衙の下級官吏であったと思われる。またさきあげた『諸国御封文書上』のなかに、承保二年(一〇八二)五月美作国仮納米五二石のうちから「當国目代三郎別当」に給米する記事が見えるところから、国衙の下級官吏である目代で、おそらく地方出身者である三郎別当なるものも、封米進貢に一役をになつていたと思われる。また封米催促にあたっては東大寺からも美作国へ使者が派遣されており、承保二年(一〇七五)には使者として「小大丸」の名が見え、承暦二年(一〇七八)には「美作使慶増」の名が見え、同三年にも慶増等三人の者が美作に下向し、久安四年(一一四八)には使者が在国中であることが、いずれも『東大寺文書』の中に見える。

これらの封米はどのようにして東大寺に納入されたであらうか。天喜五年（一〇五七）美作国封米使陰陽允おんみょうのまげ行眞ぎょうしんの提出した報告によると、封米の高は淀津定めて四〇石で、その運賃料は一二石と決められている。このうち二石は「延喜式」主計の規定により備前方上津かたかみのつより淀津までの海漕料かそう一石につき五升で計算した船賃高であり、一〇石は一石につき稻五束（二斗五升）の陸路駄賃だである。この一〇石のうち三石は「国司留領」したとある。国司が正規の陸路駄賃のうままえをはねたものである。これらの封米は淀津に設けられた「美作納所蔵」に一旦は納められ、そこから用途に応じて支出されたか、あるいは東大寺付近の「美作納所」に納入されたかは判明し難い。そしてこの納所の管理が美作の国衙であったか東大寺であったか明確でない。いずれにしろ国雑掌が寺家雑掌を兼ねる事実がある以上、実際の納所の管理も同じような二元体制でおこなわれたのではないであらうか。こうした納所の関係者として「運法師丸」れんほうしまる、「造司」ぞうし、「下司」げす、「美作下司」の称が見える。納所は納所得分として封米のうちから一定額の米を与えられている。こうした納所米は淀津から東大寺へ運送される方法とし

て車力しやりきが使用された。康和五年（一一〇三）美作米二〇石の運送用の車力賃として、そのうちから米三七石一斗五升が支出されており、長治一年（一一〇四）、車五二両の賃料として米一〇石・塩二石八斗が下され、また同年、美作塩四斗五升の代米九斗が「泉水車力」いづみろ三両の賃料として支出され、この車力を操縦する「泉水車借」しやしやく三人の間食料として米三升が東大寺政所の命によって支出されている。「泉水車力」とは和泉国大津の車力のこととて、東大寺封米は淀津ばかりでなく泉大津にも陸揚あげされ、この地にも納所蔵があったと思われる。港湾には陸揚された物資の運搬にあたるものがあり、それに所属していたのが「泉水車借」とよばれるひとびとであった。東大寺封米は、このような方法によって運ばれていたと考えられる。

同様なことが、先にのべた真言院孔雀くじやく經御修法みしほの料米として、美作国雑掌ざつしょうくめのなりやす久米成安しゅうれきによって東寺にもたらされた米についてもみられる。承暦三年（一一〇七九）、正米三〇石につき車力一石五斗、同じく四〇石につき二石の車力賃料を支出していることは、おそらくは淀津から、京都への運輸料が米一〇石につき五斗と定められていた

のである。

地方豪族の台頭

律令制度に基づく過重な租税・労役の負担のため、多くの農民が窮乏化し、

絶乏戸が増大し、農民の偽籍や逃亡が続いた。平安時代の初期、備中の国司の経歴をもつ三善清行が『意見封事十二ヶ条』の中で、備中爾磨郷について「天平神護年中、吉備朝臣が郡の大領を兼任した時、郷戸の課丁一九〇〇余人あった。貞観の初め藤原保則が備中介に任じた時には七〇余人に減少し、さらに自分が備中守になった時には老丁二人・正丁四人・中男三人になり、さらに延喜一年、藤原公利が介の任をはたして都に帰省した時には一人も課丁をみない」と述べている。『意見封事十二ヶ条』は『本朝文粹』のなかに見えるように、なかば文学的作品であり、爾磨郷の課丁の数そのものについては必ずしも正確でないことも考えられるが、平安初期の地方農民の趨勢については、状況を如実にのべているといえよう。まさに「衰弊の速かなること亦此の如し。一郷を以て之を推すに、天下の虚耗、掌を指して知るべし。」といえよう。国家の地方政治もこの時期になると、農村の荒廢とあいまって当初の形では行なわれなく

なり、律令政治の根幹たる造籍・班田も、ともに九世紀の初頭を限りとして廢絶していくのである。

こうした農村の荒廢、地方政治の弛緩の間をぬって有力な農民が台頭してくる。彼等はさきに發布された「墾田永世私財法」を根拠として、池溝を開さくし、田畑を開発したため、「力田の輩」「殷富の百姓」とよばれたが、彼等の多くは、先にのべた秦成安や久米成安のように国衙の下級官吏や中央の大社寺の権掌を任とする地方出身の有力者であったり、郡司の系譜に何らかのつながりをもつものであった。彼等は律令制によって保障された地位と、それにとまなう課役の免除等の特権をもって富家として繁栄していったのである。

このような地方豪族の具体的な例証は、美作の場合は、断片的にしかわからない。

まず奈良時代にみられる地方豪族は天平神護二年（七六六）の『続日本紀』にみえる白猪氏である。白猪氏については『日本書紀』の欽明天皇一六年（五五五）、吉備五郡に設置された白猪屯倉の伝承、同じく三〇年（五六九）の白猪屯倉の田部の丁籍を定めた伝承、敏達天皇三年（五七四）の、蘇我馬子が吉備に遣わされて、白

猪屯倉の田部を増益させ、田部の名籍を白猪史胆津にした伝承と関連ある豪族であるとみられ、早くから大和朝廷と関係深い豪族であったわけである。白猪史胆津なる者が吉備のどの辺に存在していたかは不明であるが、天平神護二年の記録に現われる白猪氏は、明らかに「美作国人」であり、次の年の記録によると「美作国大庭郡人」である。したがって白猪史胆津の所属する白猪氏の根拠地の一つが作西の大庭郡内であったことは明らかである。即ち従八位下白猪臣大足・外正八位下白猪臣證人等四人、計五人の者が大庭臣を賜姓されている。位階によれば郡司級の豪族と考えられる。従来白猪臣と称せられていた白猪氏が、この年に至って大庭臣の郡名をその表記とした賜姓を得たことは、この一族に新たな発展が約されたものと思われる。

また神護景雲三年（七六九）、美作人従八位上家部国持等に石野連が賜姓されている。家部国持は勝田郡の人であると称されており、この時、石野連の姓を得たのは、他に備前藤野郡人母止理部奈波・赤坂郡人家部大水ら六人であったといわれ、これも位階からみて郡司級の豪族である。石野連の姓を得たものが、美作勝田郡の家

部であるだけでなく藤野郡の母止理部、赤坂郡の家部であることは、もともとこれらが一つの姓で総括されることが可能な関連をもっていたと考えられ、これらの集団は吉井川の中下流域に広く散在していたものと推測される。

天平神護から神護景雲にかけて行なわれた大庭臣・石野連の賜姓の集中的な施策は、和氣氏の台頭と無関係では考えられない。和氣氏については、天平神護元年、正六位下藤野別真人広虫・右兵衛少尉従六位上藤野別真人清麻呂に吉備藤野和氣真人が賜姓され、藤野郡大領藤野別公子麻呂ら一二人に吉備藤野別宿禰が、近衛従八位下別公蘭ら九人に吉備石成別宿禰がそれぞれ賜姓され、同時に彼等の本貫の地である藤野郡域の拡張が行なわれている。すなわち邑久郡香登郷、赤坂郡珂磨・佐伯郷、上道郡物理・肩背・沙石郷・美作勝田郡塩田が藤野郡に編入されたのが天平神護二年であり、石野連の賜姓を得たものの所属郡がこの中に含まれている。またこの他に藤野郡の別部大原・忍海部与志・財部黒士・邑久郡の別部比治、御野郡の物部麻呂など六四人が、石生別公を賜姓されている。いずれも和氣氏との関連において考え

られなければならぬ。吉井川中下流域を遠く離れた、旭川上流域に位置する大庭臣の賜姓についても、第三章でのべるごとく、新興貴族和氣氏との関連性がみられるのである。

嘉祥三年（八五〇）六月、『文徳天皇実録』によると、美作国から雪のごとく白い靈亀が朝廷に献上された。この白亀は国守藤原貞道等によって中央に奏上されたのであるが、それによると、英田郡川会郷英多河で郡の大領外従八位上財田祖麻呂によって得られたものであり、このような事件は瑞祥として朝廷では珍重され、そのために英田郡は当年の庸を免除され、直接担当者である郡司の財田祖麻呂は従六位上に敘せられ物を賜わっている。同じような事件が天安元年（八五七）二月にも起こっている。同じく『文徳天皇実録』によると、美作国より白鹿一頭が貢献されており、その白鹿というのは「色は霜雪に均しく、自から毛群を絶しており、性は馴良にして、仁獸と称するに足る。」といわれるものであった。この白鹿の発見と貢納は、常陸国で発見された「連理の木」とともに日本国の東西にわたって発生した瑞祥としてとらえられ、そのため年号も斎衡から天安と

改元されている。このため美作・常陸二国の百姓の当年の徭役二〇日が免除され、特に白鹿の発見された苦田郡では、その年の調がすべて免除されており、苦田郡司蝦臣全継は正六位上に叙され、物を下賜されている。天安元年二月といえ、藤原良房が臣下ではじめて太政大臣に任命された時であり、平安時代の王朝政治における藤原氏隆盛の基礎が定められたともいうべき時点での瑞祥として特に珍重されたのであろう。この二つの事件は、瑞祥としてもはやされ、現地の担当者である郡司が叙位され物を賜り、郡下の農民が租税の一部を減免されるといふ結果をもたらしている。これは奈良時代の中期頃から平安時代を通じてみられる古代国家の政治的蒙昧性を示しているものであるが、郡司財田祖麻呂や蝦全継は、こうした政治の間隙をぬって財をたくわえ、地方での地位確立に努めたのである。ただ彼等がその後のようになつていったか、その消長についてはまったく不明である。

東寺雜掌久米成安の所屬する久米氏については他に何らの例証を得ないのであるが、その氏姓から久米郡の久米郷に蟠居していた豪族であろうと推測される。今日、

中国縦貫道の用地にあたる久米郡久米町領家遺跡を中心
に彼等の根拠地があったと思われるのである。東大寺雑
掌秦成安の所従する秦氏については、貞観七年(八六五)
秦豊永なるものが「天性孝行にして、志、恭順に在り。

幼稚の年より、二親を養い、父母の亡後は、常にその墳
墓を守る。」という理由で、「同籍の課役」を免ぜら
れ、「位三階に叙」せられていることが『三代実録』に

見えている。彼は久米郡の人であるといわれており、ま
た久米郡稱岡庄出身の法然の母も秦氏であると伝承され
ているところから、久米氏と同様に久米郡の豪族であつ
たであろう。さきに秦成安の手によって南部秋篠寺に納
入される予定の米塩が、旭川河口の備前国鹿田庄から船
積みされている事実をのべたが、このことは秦氏一統が
久米氏に比較して、旭川周辺の久米郡南部の地域に本貫
の地を得たものと推測される。

寄進地系庄園 の展 開

『西大寺流記資材帳』に記された大庭
郡における西大寺の墾田や、東大寺・

教王護国寺の封戸・封米の貢納が、其後いかなる消長を
とげたかについてはまったく不明であり、厳密に言えば、
はたして莊園として存立したかどうか不明である。し

かし一般的にいうならば、初期莊園は莊地そのものは国
有地に対して貴族社寺・権門勢家の私有地であつたけれ
ども、農業経営に従事する農民は班田農民であり、彼等
の賃租によって経営されていた。初期の莊園は、田地は
租の貢納が義務づけられたいわゆる輪租田であり。農民
もまた国司の支配をうける班田農民であり、総体的には
国家の支配を強くうけていたのである。

しかしながら、一〇世紀頃からかような初期莊園の状
況にも変化が現われてきた。生産力の向上等を主要な要
因とする班田農民上層部の向上が、莊園所有者によるほ
しいままな駆使を許さなくなってくるのである。なかん
づく莊園の管理事務等にあつている有力農民が、荘内
における自己の利益を追求するところから莊園所有者と
の対立を生むという結果になったり、また国司が私有地
の拡大をよるこぼず、ことあれば莊園の収公を画策する
という面もあった。これらの理由で、初期莊園の存立は
安泰なものではなかつたのである。

かくして莊園の経営は荘内の有力農民の手にゆだねら
れるようになってくる。この頃、私領といわず公領とい
わず、土地を開発した農民は、その土地の占有を明示す

るために、自己の名をもって呼ぶようになった。いわゆる「名田」の成立であり、その土地は「○○名」と称された。名田は農民の開墾した田地のみでなく、やがて班田制の施行されなくなった班田や公田、園・屋敷をも含めた総体的な経営の場をも意味するようになってくる。国家や荘園所有者による収税も、庸・調等に見られるように個人対象から名（土地）対象に変更されていくのである。

一方、荘園には原則として国家から租が課されていたので、荘園の所有者である権門勢家は、中央政府に取り入って、租が免除されるように働きかけ、やがて不輸租の特権を獲得することに成功した。不輸租の特権は律令制下においても寺田・社田に見られるものであったが、こうした特権が大幅に拡大され取り入れられたとみてよい。他方、農民も依然として租・庸・調等、幾多の課役を負担させられていたが、これらの課役をのがれようとして、班田農民から荘民へと自らの社会的位置を変えていったのである。それは荘園内に土地をもつ農民のみならず、権門勢家の封戸として封物を負担する者も、一樣に荘民になることによって、国家の課税追求の手をのが

れようとしたのである。かくして、荘園は不輸租の特権のみならず、国家の検田使・収納使である国司の荘内への立ち入りをも拒否する不入の特権をも得るようになる。こうした不輸・不入の特権は大政官民部省の許可証である官省符を得て正式に成立するのであるが、なかには国司の許可である国判を得て成立するものもあった。かくして国司の支配の及ばない私的大土地所有が成立す

るのである。

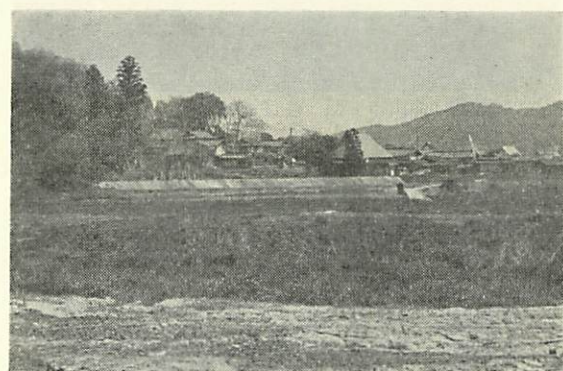


図68 津山市高尾 神護寺領佐良庄の地

不輸・不入の特権を得た本格的な荘園は、一〇世紀以後急速に増加して行く。いったんこうした制度が実現すると、地方の有力農民や豪族は、自己の開墾した土地や占有している田畠

を競って中央の権門勢家に寄進し、貴族寺社の荘園として国司の追及からのがれ、荘園内からいくばくかの品々を年貢として差し出し、自分はその荘園の直接の管理者として子孫代々に至るまで在地の権利を保留するという関係を結んだ。権門勢家も一身の利益増進のためにかかる寄進を望んだのであり、こうして成立した荘園が寄進地系荘園で、古代末期から中世を通じて存

在する荘園はこの寄進地系荘園である。このような場合、寄進をうけた権門勢家を荘園領主とよび寄進を行なった在地土豪を開発領主とも根本領主ともよんだ。

美作国における荘園の初見は、さきの西大寺による大庭郡聖田を除けば、神護寺領佐良荘である。建久二年（一一九一）の『西大寺領諸庄園現存日記事』によれば、大庭郡聖田の系譜を引く荘園は見当たらない。また



図69 津山市・皿 佐良神社

天長三年（八二六）、和氣真体なる者が、亡妹の七七忌に、その菩提を弔うために、京都の高雄山神護寺に伝燈料田として施入したのが佐良荘の起りである。高雄山神護寺は、平安初期の延暦年中、和氣清麻呂が河内に創立した神願寺を、天長元年にその子と氣真綱らが奏上して移転し神護国禰真言寺としたものである。ただし高雄山にはそれ以前高雄寺が存在しており、この高雄寺の隆

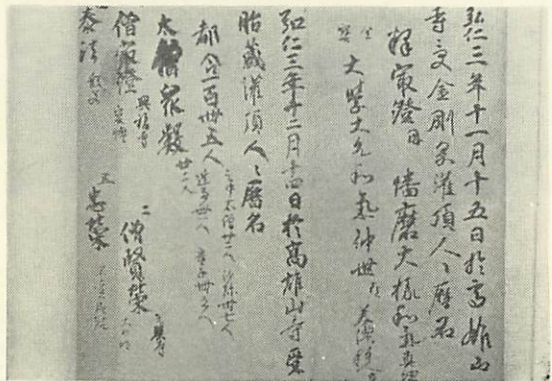


図70 灌頂歴名（部分）（京都神護寺文書）
和氣真綱、和氣仲世の名がみえる。

盛にも和氣氏は多くの功績を残している。そのため大同二年（八〇七）に神護寺に入った空海が弘仁三年（八一二）一九〇余人に両部灌頂を授けたとき、金剛界灌頂の筆頭に僧最澄とともに清麻呂の子真綱・仲世の名前を見ることができるのである。さきに真綱等は天長元年、父清麻呂の功田備前国二〇町を施入し、その後真体の佐良莊施入がおこなわれる。このことは空海の詩文を集めた『統遍照發揮性靈集補闕抄卷八』に編載された「弟子の僧真体、亡妹七七の齋を設け、並に伝燈料田を奉入するが為の願文」に見ることができ、それによると「亡妹和氣朝臣」の七七忌のために「先人の遺る所の土左国久満ならびに田村庄、美作国佐良莊、但馬国針谷の田等を永く神護寺の伝法料に奉入す。」とある。亡妹和氣朝臣については、その系譜は不明であり、その兄真体については清麻呂の三人の子、真綱・仲世・達男のうち達男か、またはその子ではないかと推測されている。佐良莊そのものについても、その中心位置が現在の佐良山あたりであり、現在も高尾という地名が残存しており、『和名抄』の長岡郷の一部であることのほかは、その清長については不明であるが、中央の貴族でもあり地方の

豪族でもある和氣氏の莊園であったと考えられる。神護寺に寄進した後の、佐良莊における和氣氏と神護寺の権利関係も不明である。其後神護寺領は寺運の衰退とともに転倒し、一三世紀文覚上人による復興後も佐良莊は記録のなかに姿を現わさない。

成立期の莊園の具体的な実状を知り得るものとしては常寿院領である高倉莊がある。高倉莊の初見は文暦二年（一二三五）鎌倉中期の『官宣旨』であるが、その莊域は「東は綾部郷を限り、南は高野郷を限り、西は苦田郷を限り、北は大佐々郷を限る。」とあるから、この周辺の四地域に囲まれた区域ということになると、『和名抄』の高倉郷にあたる地域であり、高倉郷が高倉莊の前身であると考えられる。鎌倉中期成立の莊園であっても、そのなりたちは平安期の莊園のそれとほぼ同様な性格のものとしてよい。さてその成立の事情であるが、天福元年（一二二三）一月に出された攝政関白家の政所の下文によると、「件郷は守源朝臣兼康の由緒有りて知行する所である」とされている。高倉莊が「件郷」とよばれていることはこの莊の前身が高倉郷であることを証明している。守源朝臣兼康は美作守であると考えられ、

その美作守である源兼康が、何らかの事情でこの地域を私的な支配地にしていたのである。そのためか近江国日吉社に寄進されていた高倉荘は代々の国司によって税が免ぜられていたが、またこの莊園は大僧正某の莊園でもあり、日吉社と大僧正某による二重の支配が行なわれていた。すなわち高倉荘からの年貢の一部は日吉社に貢進され、他の一部は大僧正某に貢進されていたと考えられる。ところが、その大僧正某の所領であった紀伊国井上新庄を、子細あつて嘉祿二年（一二二六）、高野山蓮華谷堂へ未来を限って寄進することになったのである。この井上新庄は大僧正某が小野宮常寿院にすでに寄進していたものであるから、その井上新庄のかわりに高倉荘を常寿院にあらためて寄進したのである。常寿院は小野宮皇太后が隠栖した地であり、皇室のゆかりの院であったもので、寄進が決定すると、中央の左弁官によって四至を決める榜示が打たれ、「所在する田畠・山野・民烟等一円不輸庄園」として「官物・勅院事以下、大少の国役・国司入部・国宰および甲乙人の濫妨を停止」することを決定した。かくして日吉社並びに小野常寿院領である高倉荘の現地の莊官である預所職は、根本の寄進者で

ある源兼康の「子々孫々」による「進退領掌」が決定され、高倉荘が成立したのである。ここで注目したいのは、美作国守に対して不輸不入の特権を主張し、四至榜示内に所在する田畠・山野・民家等一切の支配を主張した莊園領主の支配意識であり、すくなくとも成立期莊園の領主は自己の所領について積極的な姿勢をとっていたのである。高倉荘はその後、室町時代まで皇室関係の莊園として存続していくのである。

平安時代の莊園として、高倉荘と同様に伝領関係の判明するものとして布施社をあげなければならない。布施社は布施社ともいわれ『和名抄』の大庭郡布施郷の地に鎮座していた古社であり、大治三年（一一二八）の『仁和寺文書』が初見である。この文書によると布施社とみえるが、次の天承元年（一一三一）の同様文書によれば布施社とみえ、布施社も布施社も同一神社であることがわかる。布施郷のちに京都祇園社の莊園である布施荘となるが、この莊園の初見は従来、『祇園社記録』によるもので「承安二年七月一日、始て安居会を行われ。料所美作国布施莊。関東右大将家御寄附。」とあるものであるとされている。しかし承安二年は平安末期の一

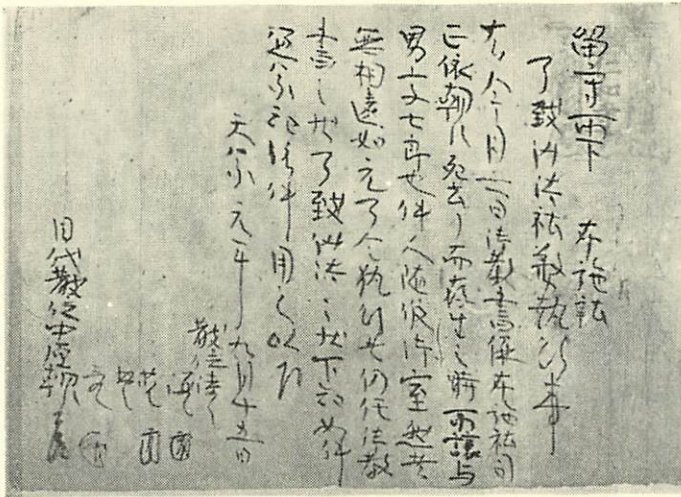


図71 天承元年 美作国留守所下文（京都仁和寺文書）
美作の国庁役人が、布施荘の社務執行を社司正
依朝臣の男、七郎に沙汰したものの。

一七二年にあたり、平清盛の全盛時代であり、いまだ関東右大将家と称された源頼朝の鎌倉幕府は開始されていない。おもうに、この『祇園社記録』の承安二年の記事は、祇園社安居会の始められた年号を示すものであ

て、其後、頼朝の力によって、布施荘が祇園社安居会料に寄進されたのであろう。したがって布施荘が確実に最初に見えるのは文治六年（一一九〇）四月一九日の『内宮役夫工料未済注文』に見られる「布施郷親能に下知しおわんぬ」の記事である。この記事は、布施郷が伊勢内宮造営のための役夫工料を貢納していないので、鎌倉幕府の重臣たる（この時の職は京都守護か）中原親能に催促を申し付けたということである。布施荘は、この時はまだ郷であるが、その後間もなく祇園社の荘園になり室町期まで続いたことが確認できる。

さて布施荘はこの布施荘の中に鎮座する社であったが、布施荘が鎌倉時代初めに祇園社領になったのに、布施荘は京都仁和寺領として室町時代の始めまで存続したことが判明する。元来布施荘は大庭郡布施郷の社祠であったが、地方の名社として住民の尊崇をうけ、社領もおいおい拡充され、祠官もそれにつれて、祭祀とともに社領の経営にたずさわる地方領主化の方向に進んだと考えられ、平安時代中期から一般の荘園とその機能において何ら変わりのないものになっていたのである。布施社諸職（職は権利）の伝領関係は、文治二年（一一八六）八

月に作成された『山氏女談状案』に詳細にみる事ができる。この談状案は、山氏女が老齢になったので、ただ一人の嫡女である源氏某女に、手継の文書・公驗（証拠書類）を添えて、現地の管理権である下司地頭職を譲ることを証したものである。以下この談状案の記載に則して他の史料を参照しながら伝領の実態を見てゆくことにする。

布施社の初見は、大治三年（一一二八）一二月の『平正頼談状』である。しかしながら社祠としての布施社の起源は更に古く、「ふくだこうの宮」「ふく田郷の大宮」「布施大宮」と呼ばれる真庭郡八束村福田神社の前身であり、社村に統合される前の延喜式内社の一つにあたる可能性もある。ちなみに布施社を現在の苫田郡富村宮原に鎮座する布勢神社にあてる説もあるが、これは登美庄の鎮守であり、布施荘とは相違するところから、一応ここでべる布施社とは別のものと考えたい。なお後考をまちたい。さて、その大治三年の史料によると、平正頼は美作国布勢社と安芸国賀茂郡志芳郷を領地執行していたが、輪七旬に及んでもなお息がなく、そこで縁故のある七郎なるものと父子の約束をし、七郎に両所の所職

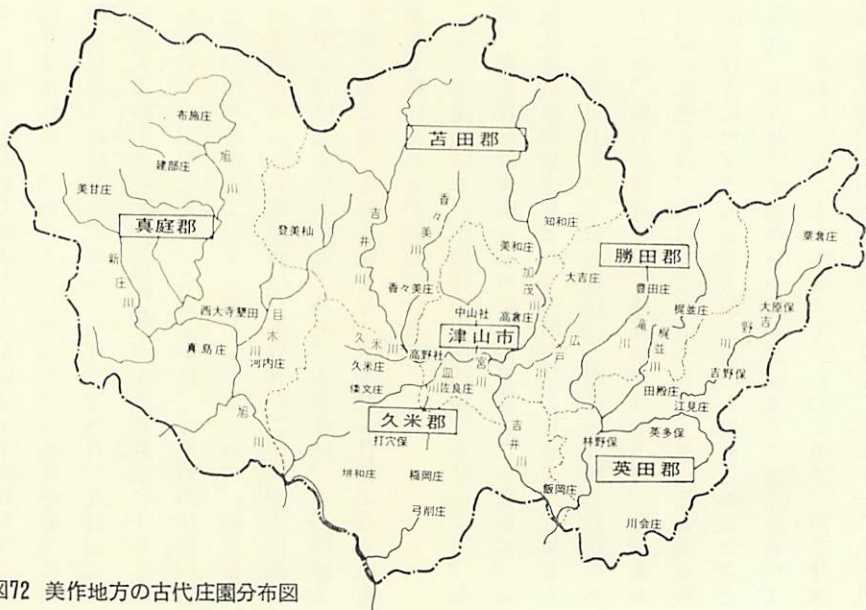


図72 美作地方の古代庄園分布図

を讀つたのである。平正頼は兵庫大夫正頼ともよばれ、美作の布勢社の他に、安芸国賀茂郡にも同族的な勢力をもった豪族であったのであろう。天承元年(一一三一)當時留守所とよばれた美作国庁は中央の指示によって七郎の社務執行を布施社に下知している。七郎は伊賀法橋とも称し、御室仁和寺に所属していた。そこで伊賀法橋は領主職を御室に寄進し、自分は社領の預所として現地での権利を保留し、その権利は、法橋の死後彼の後家に、更にその後家の孫女子に譲られ、その孫女子の縁者である山氏女に譲られ、山氏女の知行するところとなった。ところが平家の時代に不慮の妨げがおこり、そこでさらに強力な中央貴族の保護を求めするために中納言法橋御房なる者に預所職を寄進し、自身は下司地頭職として、元暦二年(一一八五)、仁和寺宮の補任を得、年貢以下雑事を領家である仁和寺の下知に随って勤仕する旨を命ぜられたのである。かくして山氏女の下司地頭職が最初に記した嫡女源氏に譲られる次第となる。なお御室仁和寺に寄進された布施社の領家職は、仁和寺内の無量寿院に寄せられており、また嫡女源氏に譲られた下司職は、三年後の文治五年、僧良宗に付され、以後、良宗の

系統のものが受け継いでいくようである。

以上、高倉荘・布施社を例にとつて、荘園の複雑な支配・伝領関係をのべたが、これらはいずれも在地の豪族たちの所領保有の強い要求に起因していることを見のがしてはならないのである。

つぎに美作の荘園のうち、平安時代から鎌倉時代初期にかけて成立したと思われるものについて簡単な紹介をしておく。

〔大吉庄〕勝田郡の広戸草屋分・市庭分・奥津川分・津川原分に当たる。

〔梶並庄〕勝田郡の東谷・久賀・中谷本・真殿・右手・西谷下・馬桑・小坂・楮・皆木に当たる。

二庄とも石清水八幡宮領。

〔伊志庄〕場所不明。後考をまつ。

石清水八幡宮宿院極楽寺領。

この三庄園はいずれも石清水八幡宮領であつて保元三年(一一五八)一二月の官宣旨に見える。石清水八幡宮は京都綴喜郡に鎮座する神社で、九州の宇佐八幡宮を勧請したものである。平安時代朝廷の尊敬厚く、そのため国家第二の宗廟として伊勢に次ぐ尊崇をうけ、末期には庄園三四カ所を領有していた。また後に源氏の氏神と

して敬せられたため、保元三年には所領百個所別宮二〇
 数个所にわたった。この大吉・梶並庄・伊志庄の初見史
 料によれば、石清水八幡宮が本家職をもつ庄園について、
 領家・預所・下司・公文とよばれる下級の庄園管理者
 が、祖先の讓状や相伝文書を依り所にして、本家職に異
 論を致し、掠領を企てることを国家が停止している。そ
 してこれらの庄園は、あるいは勅免の官省符庄であり、
 あるいは御封等であって数代の国司が年貢を免じている
 といわれている。また元暦二年（一一八五）、源頼朝
 は、平家追討にかこつけて武士等が宮領を侵犯すること
 を禁止している。

〔江見庄〕『和名抄』英多郡江見郷の地であると考えら
 れる。

初見は寿永三年（一一八四）八月の後白河院の院宣に
 見られる。これによると筑前国田原庄・越前国榎富庄・
 丹波国栗村東西・紀伊国高家庄とともに江見庄が、京都
 粟田宮に神領として寄附されている。寄附の内容は不明
 であるが、本来は後白河法皇の庄園であったものであ
 る。

〔倭文庄〕『和名抄』久米郡倭文郷の地。

〔河内庄〕『和名抄』大庭郡河内郷の地。

〔便補保〕場所不明、後考をまつ。

いずれも京都賀茂別雷神神社の庄園である。初見は『賀
 茂社記』寛治四年（一〇九〇）七月に見えるもので、そ
 れによると、この年賀茂御祖・賀茂別雷神社に不輪田が
 寄進されたが神税不足との夢想があったため、さらに
 御厨九個所と荘園一九個所をあげており、この中にこれ
 ら美作の庄園が見える。ついで寿永三年（一一八四）四
 月、これら賀茂社領における方々の狼藉、武士等の濫妨
 を禁止しており、美作においてはこの三庄園を見ることが
 ができる。なお便補保とは、寺社に封戸を附する場合、
 封戸一郷からの貢納物の基準を定め、もしその封戸が基
 準額に達しない時に他郷の貢納物で不足を補った。この
 補足のために充てられた地域を便補保といったが、時代
 が下るに従って庄園と同様の機能をもつようになってい
 ったのである。美作の便補保も特定地域を示すものと思
 われ、現在勝田郡安井付近とする説もあるが後考をまち
 たい。また河内庄は元暦二年（一一八五）の源頼朝の下
 文によると河内南庄と記されているところから、この
 頃、南北に分割されたと考えられる。そのうち河内南庄

は賀茂末社四條坊門別宮御領となつてゐる。文治三年の「右大臣藤原実定家政所下文」によれば、賀茂末社四條坊門別宮領は、賀茂別宮ともよばれ、この別宮に本所職を寄進したのは賀茂資保は寄進後、丹波国私市庄ともにも河内庄の預所職を保有していたが、男の賀茂能久にその預所職を譲つてゐる。この事実を右大臣家が保障している。

〔弓削庄〕『和名抄』久米郡弓削郷の地。

初見は『吾妻鏡』元暦元年（一一八四）四月六日の条。

もと平清盛の異腹の弟頼盛の所領であり、池大納言領とよばれた。源平合戦の後、平氏没官領として源頼朝に没収される運命にあつたが、頼盛の母池禪尼がかつて頼朝を助けた恩によつて、その家領三〇余カ所とともに元の如く彼の家に付されたものである。

〔南庄〕場所不詳、後考をまつ。

文治二年（一一八六）『黒川本賀茂注進雜記』に記載する源頼朝書状にあるのが初見である。「美作国南庄境事、非三武士之所行」候、仍て私の成敗は不能。」という記事があり、おそらくは隣接する庄園との間に境争論が

おこり、その争論が武士間のものではなかつたため、頼朝が裁決するのを拒んだのであろう。南庄の場所は不明であるが、特定の庄園の南分を示す記名と推測され、『賀茂注進雜記』の記事であるところから先にあげた賀茂庄領河内南庄についてのものではないかと思う。

〔林野保〕『和名抄』英田郡林野郷の地。

〔英多保〕同じく、英多郷の地。

いずれも尊勝寺領で、文治三年（一一八七）八月八日

『吾妻鏡』に記載された『梶原景時陳状』が初見である。

尊勝寺は京都白河に堀河天皇の勅願によつて建立されたもので、平安末期の院政期に隆盛をきわめた六勝寺の一つである。林野・英多保は、源平の戦いに乗じて武士の乱妨があつたため、「年貢以下雑事」を「先例に任せて弁勤」し、「旧代官を改補」することによつて寺家よりの訴訟を取りさげさせようと、美作守護梶原景時が陳べており、つづいて、この事件は景時自身の職権を停止させるつもりではあるまいかと陳べていることは、後日、鎌倉政権内での景時の失脚とあわせて考えると興味深い。なお保は、律令制によつて五戸を一保として組織された郷里制の末端の単位で、保長が置かれて造籍・治

安・徴税などについて連帯責任を負わされていた。しかし律令制が弛緩するにともなう、郷や庄と同じようになつた。ただ庄が私的土地所有であつたのに対して、保は国衙の支配下にあつたが、保司の私領的性格が強くと、先へのべた便補保にも同様なことがいえよう。

〔吉野保〕『和名抄』英田郡吉野郷の地。ただし『太平

記』に見える吉野荘との関係はわからない。

〔打穴保〕久米郡打穴の地。

林野保・英多保と同じく、いづれも六勝寺領の一つ法勝寺領で、白河上皇の管理に属した。

〔田殿庄〕英田郡田殿の地。

六条院領。白河上皇が皇女郁芳門院媼子のために、承保二年（一〇七五）造営したもので、同年女院の死後、持仏堂とし女院の封戸・荘園を寄進したのがこの院領のはじまりである。田殿庄の具体的な事情はわからない。

〔埴和庄〕久米郡埴和の地か。

〔歙喜光院領〕歙喜光院は鳥羽上皇の女御美福門院藤原得子の御願寺で永治元年（一一四一）落慶供養され、のち八条院に伝領された。埴和庄の成立の事情は不明。

〔建部荘〕『和名抄』真島郡建部郷の地。

安楽寿院領。安楽寿院は鳥羽上皇が、鳥羽離宮の一部に保延三年（一一三七）右兵衛督藤原家成に命じて建立させた堂のことである。上皇の皇后であつた美福門院の尊崇をうけ多くの荘園が寄進され、これらの所領は皇女の八条院暲子内親王に譲渡せられた。治承元年（一一七〇）八月二五日の『玉葉』の記事が初見であり、それによると、この建部庄に「国として未曾有の訴」があり、摂関家の九条兼実が国司に尋ねたということである。事件の内容は不明である。

〔吉岡北保〕場所不明。吉岡北保の誤か。吉岡北保であるならば久米郡吉岡のあたりか。

〔西高同郷〕場所不明。高同は高田の誤か。高田ならば、『和名抄』真島郡高田郷の地か。

〔西美和〕西美和保か。『和名抄』苫田郡美和郷。のち美和庄となる。

以上三庄に布施郷を加えた四方所については『吾妻鏡』建久元年（一一九〇）四月一九日の条に記事が見えている。それは伊勢神宮内宮の役夫工作料未納の国々であつて、所々の地頭が役夫工料を対捍している由、朝廷や神宮に申し入れがあつたので、幕府によって調査したと

ころ、そのうち二〇カ国は地頭の対捍ではなく、したがって京都に居住する国々国衙・庄々領家に催促し、国司・庄家に下知し、その結果地頭に催足する必要があれば下知するよう結論したもので、そのうちに美作国では右の四方所が含まれているのである。古岡北保は平大納言信国の知行していた所であり、平氏没落ののち没官領とされ、地頭として前準人佐康清の名が見られる。いずれも平安末期までには成立していた庄園と考えたい。

〔飯□郷〕第二字が不明であるが飯岡郷であろう。平安末期飯岡保といわれた。もと勝田郡飯岡の地（現在、久米郡柵原町に合併）

文治六年（一一九〇）四月、主殿寮年預伴守方の解文に見え、諸国の油・大糧米・仕丁・箒・藁の既進未進について記したもので、治承二年より元暦の頃までは永い間弁済する国がなかったたので、両度の大嘗会・内侍所御燈・内裏日貢・陣頭常燈・年中恒例神事仏事以下用途料油等は懈怠無く励勤されたが、他司の勤は断絶してしまい、文治以後、天下落居の後は、国々の国司が弁済の心を忘れてしまったので催足したものである。これによると美作国は主殿寮へ年別油四石五斗一升・大糧米一三七

石を貢納することになっており、そのため、国衙によって飯岡保が補されたのである。しかし飯岡保も、戦乱前後から機能を停止しており、そのため元の如く飯岡保を建てるよう、国司に対して院宣が下され、その結果宇野村等を改めて建てたのである。宇野村等の現在地は不明であるが、この保は六町余りしか現作がなかった。しかしながら宇野村等を一応保として建てたところ、文治五年、八幡宮の末寺である横子寺の使によって、その保も侵犯され、そのため中央官庁での対決によって、貢納を行なうよう仰せが下されたけれども、未だ主殿寮へは現物が未到着であるという事情がみられる。中央官庁へ貢納するため国庁の手によって建てられた主殿寮の庄園と考えてよいであろう。

〔知和庄〕苦田郡知和郷の地。

建久二年（一一九一）五月一九日の『西大寺領諸庄園現存日記』に見えるのが唯一のもので立庄等の事情については不明である。

〔真嶋庄〕真嶋郡真嶋郷の地。

〔一宮〕津山市一宮の地。

ともに長講堂領である。長講堂は法華長講弥陀三味堂

のことで、法華經の長期間講義と阿弥陀仏を念じて三昧境に入るために、京都六条西洞院の後白河法皇の御所の中に建立された持仏堂であった。その盛時には本堂・僧座・透渡殿・御影堂・宝蔵などが備わり、莊嚴美麗をきわめ、所領一八〇個所に及んだ。所領の多くは後白河上皇による寄進である。真嶋庄・美作一宮の注進されている『長講堂所領注文』（一般に長講堂目録ともいわれる）

は、正しくは『御庄、一年中課役事』を記したもので、後白河院の全国にわたる膨大な所領の負担すべきものを、院分と長講堂分に分割して記したもので、長講堂分を寺役と称している。いま真嶋庄の御寺役と後白河院への課役とを記すと、前者に属する貢納としては元三會のための御簾八間（一一間とも）、五・六両月各々二人の兵士を、後者への貢納としては、元三會雜事のための斗納鍋二口・鉄輪二脚、侍所垂布一反（懸革あり）、同じく砂七両、三月の法華八講のため砂三両、春秋二季の彼岸御布施布四段、一月の御神祭神籬片具、八月上中旬に後白河上皇の仙洞のある西洞院守護（西洞院面という）の門兵士三人、十月料として小文の御更衣畳二枚、月の充の続松千百把（十月千把・閏月百把）、七月充の御殿

油二斗、移花十五枚を負担させられている。いずれも真嶋庄の庄民の負担である。美作一宮は御寺役の元三御簾二間のみである。おそらく本領主は他にあつて、後白河上皇は少分の取得権を有していたのみであろう。美作一宮領の所見は永万元年（一一六五）の神祇官年貢注文にみえる中山社がそれであると思われるが、このことについては後にのべる。

以上、古代・中世を通じて数十カ所にのぼる美作の庄園のうち、平安末期までに成立したという事実の明確なものについてののみ、説明を加えた。

国司制度の質 律令制度の弛緩・莊園制の發達と相まって、地方行政の根幹をなす国司制

度、それにとまなう公領も大きく変質してきた。国司は本来専任の制度であつたが、美作では守は天平宝字四年（七六〇）紀飯麻呂の兼任、つづいて同六年の氷上塩焼の兼任をはじめとして宝龜元年（七七〇）の藤原乙綱以後、ほとんどの国司が兼官として任じられている。介・掾は大同年（八〇六）多治比今磨呂・出雲広貞が兼官としてはじめて現われ、以後この風が続いてゆく。また国司官職の分割を意味する権官についても延暦

八年（七八九）清海惟岳が美作権掾に任ぜられたのはをはじめとして、大同四年（八〇九）藤原三守が美作権介に、弘仁一四年（八二三）百濟河成が美作権少目に、天安元年（八五七）に文章博士菅原是善が美作権守に兼任されているのが、それぞれの権官の初見であつて時代が下るにつれしばしばその例を見ることが出来る。このような官職の分割任命の制は、国司の地位が本来の職務よりも一種の財源視せられるようになり、国の公廩などが国司の収入として配分されるようになると、中央の貴族は争つてその利権を得ることに努力したのである。「国司の任務は収税より重きはなし。」といわれるようになるのもこのためであり、この頃から国司は受領とよばれるようになってくる。このような風習が平安時代を下るに従つて一般的になってくると、多くの国司は任国に赴任せず、本人は都に居住し、代理の者を任地に派遣する遙任の風が盛んになってくる。国司の代理人である目代が、国司不在を意味する留守所とよばれる国庁に向いて政務を代行するのであるが、天承一年（一一三

一）、美作国大庭郡の布施社社務執行を布施社司正依の男に命じた下文は、美作の留守所の下文の形式をとつて

おり、目代散位中原朝臣がその執行にあたつてゐる。この時の守は従三位右中將源師時で兼任かつ権官である。

平安時代中期以降になると、権門勢家の荘園は増大の一途をたどり、国司の支配する公領（国衙領）を蚕食していった。荘園の増大は国家の収入の減少をもたらしつたのであつたから、中央の政界においてもこの問題はしばしば重要視され、国領を最大の収入源とたのむ受領層貴族の要望をも容れて、荘園整理令がいく度か発布されるようになる。最初にみえる荘園整理令は延喜二年（九〇二）のものであるが、其後いく度か発布され、とくに延久元年（一〇六九）に発布された荘園整理令は、後三条天皇が記録荘園券契所を設け、自らの力によって荘園を整理しようとしたものであり、その結果、整理された所領は次の白河上皇の院政の経済的基盤になつたのである。しかし、その後も荘園は増大の一途をたどり、一一世紀末期に至つても、この問題は再三起つてゐる。すなわち寛治五年（一一〇九）若狭国の申請によつて、国内の新立の荘園が整理され、また源義家に寄進された諸国からの荘園を停止し、また「中右記」によれば、嘉保

元年（一〇九四）、美作国の荘園の停止についても物議がなされている。この記事によると、四月二五日、宮廷の公卿の会議の場で美作守藤原基隆が提出した雑事二箇条のことについてであるが、この雑事というのは、一つは「制止されんことを請う、新立庄園等の事」であり、他の一つは「三期以前の調庸物等の事」であつたといわれている。この二箇条の内容については全く不明であるが、美作守藤原基隆の国からの収税について幾多の困難な事態があり、その一つが新立の荘園が国衙領を圧迫、そのため国司としての収入が減少してゆくことが、さしせまつての問題であつたのであろう。その後、この問題がいかに解決されたかは不明であるが、五年後の康和元年（一〇九九）、いわゆる「康和の荘園停止令」が出されているところから、一応停止の措置がとられたものとおもわれる。しかし其後も荘園は全国的に拡大してゆくのである。

かかる荘園の拡大とあいまって公領もまた実際には本来の性格を変え、荘園と同様の性質を帯びてきたのである。永万元年（一一六五）『神祇官諸社年貢注文』に美作国では中山社と高屋社の二神が記載されており、中

山社は中山神社、高屋社は「コウヤ社」で高野神社のことである。この二社から神祇官へ年貢を納めることになっているのであるが、これは国家機関である神祇官が中山社・高野社の荘園領主化していることを物語っており、中山社・高野社も社領保全のために神祇官を本家と頼んでいるのである。

また国衙領についても、国務の執行権を特定の個人に委任する知行国制が生まれてきた。知行国制は特定の院や貴族がその国の国司を推選する権限を与えられ、その国からの収入を大部分取得する制度であり、こうした場合、国衙領も知行国主の荘園と等しく、国司はその荘園の預所といつた全く本来の荘園の機能と変わりのないものになつていった。寛弘四年（一〇〇七）、大藏卿藤原朝臣正光は美作国を知行国として給されているが、彼は正六位上物部宿弥清武を目（さかん）に任命し「当年給所」の請者にしており、天永二年（一一一一）従五位上藏人藤原実能は御祈願所に万石万疋の献上物を差し出し、その功によって伊与介から美作国守に兼任されている。御祈願所は白河法皇の所管のものであると推測されることから、白河院が美作の分国主（知行国主）であり、

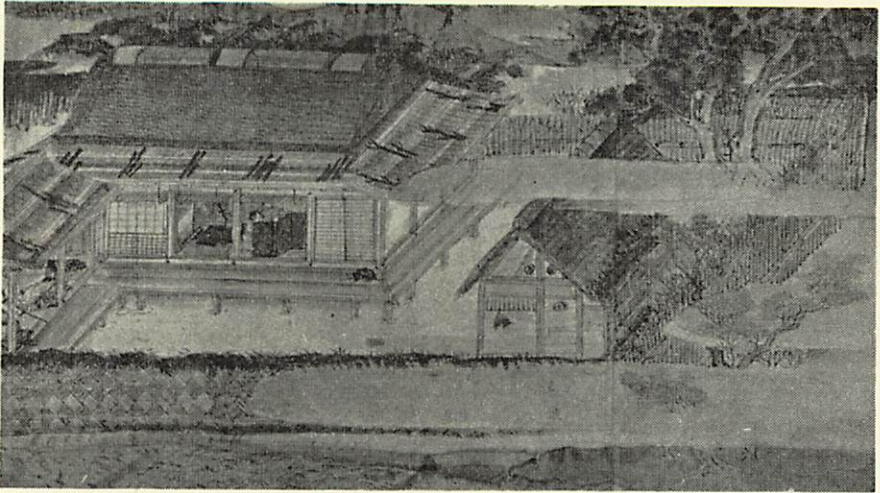
藤原実能は献上の功によって任命されたのである。また従五位下藤原顕広は鳥羽御塔修理の功によって院宮分国たる美作国の守に任ぜられている。大治二年（一一二七）のことである。このように造寺造仏などの経費を進納することによって官位を得ることを成功と称し、成功によって国司の官職は決定されるようになってきた。このことは本来公的機関である国司の制が、特定貴族の私利私欲のために利用され、地方行政はみだれ、その過重な負担は地方人民の上に重く押し加かってゆくのである。まさに末期的症状といえるものである。

武士の台頭

律令体制が崩壊してゆく過程で荘園制が成立し、やがて支配的になってゆくにつれて、新たに地方の軍事・警察力として台頭してきたのが武士である。

元來令制における地方治安の維持者として、司法・警察・軍事を司どるのは国司であり、地方の軍団、たとえば菅田軍団のごときが、さらにその支配を強化していったのである。一般的にいうならば古代であるか否にかかわらず、支配権力を真に支配権力たらしめるものは軍事・警察力であることは言をまたない。

律令制下の軍制は正丁三人につき一人の割によって徴発された農民の軍役によるものであったが、労働賦役とともにこの軍役は、班田農民に過重の負担を課す事態になり、そのため律令国家の基礎たる農民の没落という結果をもたらした。この傾向は奈良時代から現われ、『続日本紀』養老六年（七二二）「諸府の衛士、往々に偶語して逃亡禁じ難し。然る所以の者は、壮年にして役に赴き白首にして郷に還る。」と述べられており、平安初期、中央のある貴族が「方今天下の患ふるところ軍事と造作にあり」と云っていることから、もはや、班田農民を母胎とする軍事力の編成が困難になってきたことを示している。そのため延暦一年（七九二）、律令農民による軍団の制を廃止して郡司の子弟をもってこれに充当する健儿の制がとられたことは先にのべた。しかしこの制度も律令制の弛緩とともにやがては行なわれなくなつてゆき、地方ごとに台頭してきた「富豪の輩」が、政治秩序の紊乱の結果、治安の悪化した中で、自己の財産と権益を守るため、独自に武装化し兵力をたくわえるようになってきて、地方ごとの利害のありかたによって連合・闘争をくりかえすようになる。



岡庄^{うるま}漆間時国の館（京都歡喜光寺蔵）

永治元年（一一四一）、久米郡^{くめ}稻岡庄^{いなおか}の預所^{あずかりどころ}明石定明^{あかしだま}は久米郡^{くめ}の押領使^{おしりょうし}漆間時国^{しろうまのときくにやかた}の館^{たて}に夜襲^{よせう}をかけてこれを滅ぼした。時国^{ときくに}の一子^{いっし}勢至丸^{せいし}はもの陰^{かげ}から小弓^{こゆみ}で明石定明^{あかしだま}の眉間^{まゆげん}を射止め、そのために定明^{あかしだま}はこの疵^{きず}により悪事露見^{あくじろけん}することをおそれ隠れ、勢至丸^{せいし}は那岐山^{なぎ}麓^{ふもと}菩提寺^{ぼだいじ}に母^{はは}の弟^{あに}である観寛^{くわん}を頼^{たの}って身をよせたといわれている。いわゆる僧法然^{ほうねん}の伝記^{でんき}の一端^{いちたん}を記したのであるが、この漆間時国^{しろうま}と明石定明^{あかしだま}の確執^{かくしつ}は、美作^{みさく}の武士階級^{ぶしがいけい}の動静^{どうせい}を知る^{しる}ことのできる唯一^{えいいつ}のものである。

久米郡^{くめ}稻岡庄^{いなおか}預所^{あずかりどころ}明石定明^{あかしだま}とはいかなる武士^{ぶし}であった^{であつた}だらうか。『元亨^{げんこう}積書^{しやくじよ}』によれば「源長明^{げんちやうめい}、寛治^{かんじ}帝^{てい}之衛曹^{ゑそう}也」とあり、源長明^{げんちやうめい}が明石定明^{あかしだま}のことであり、「寛治^{かんじ}帝^{てい}の衛曹^{ゑそう}」とは定明^{あかしだま}が堀河天皇^{ほりかわ}の滝口^{たきぐち}の武士^{ぶし}であったことを証^{あかし}している。明石定明^{あかしだま}と堀河天皇^{ほりかわ}との関係^{かんけい}は、定明^{あかしだま}の父^{ちち}定国^{じやうこく}よりはじまり、定国^{じやうこく}もまた堀河天皇^{ほりかわ}に仕えた滝口^{たきぐち}の武士^{ぶし}であった。のち馬允^{うまのしよ}に殺^{ころ}されたが、笛や笙^{しやう}の細工^{さいこう}に器用^{きよう}であったため権大納言^{ごんたうなんごん}藤原宗輔^{ふじわらむねすけ}にも重用^{じゆうよう}されていたのである。堀河天皇^{ほりかわ}の死後^{しご}、美作^{みさく}に下向^{げこう}した彼は、出家^{しゆがい}してその後天皇^{ごのちてんかう}に殉^{くわん}じたといわれている。天皇^{てんかう}は死後^{しご}、北海^{ほくかい}の竜王^{りゆうおう}に転生^{てんしやう}したといわれ、そのため、定国^{じやうこく}

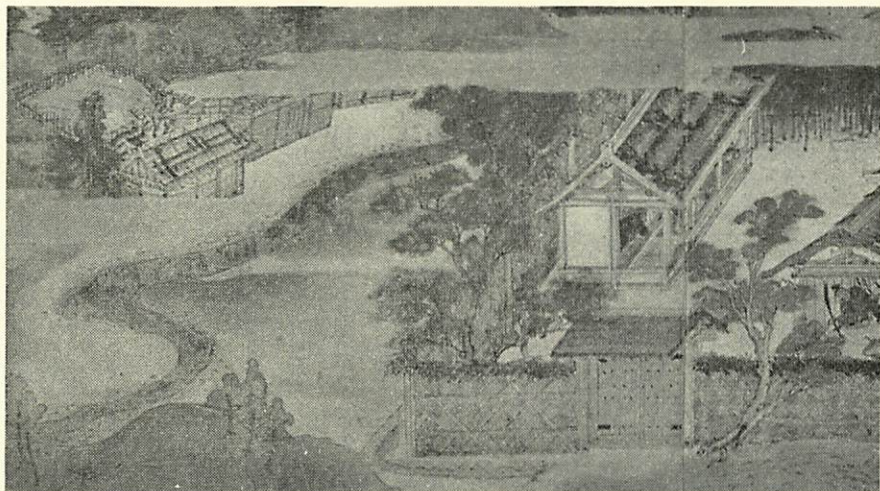


図73 法然上人絵伝(部分)一久米郡南稻

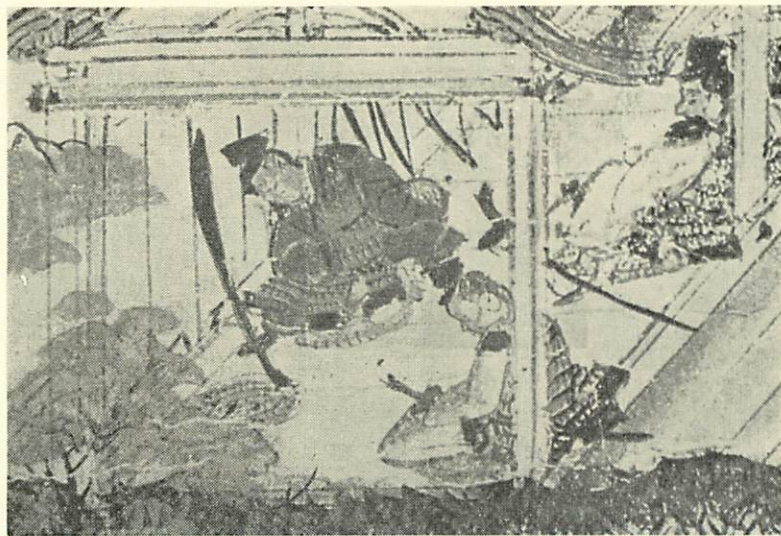


図74 法然上人絵伝(部分)一漆間時国の館とのいで殿居する武士(京都歎喜光寺蔵)

も竜頭の舟に仏像経典を安置して、南風に乗じ北海に出帆したといわれている。生前、定国は子息の定明を滝口

に推挙してほしい旨を藤原宗輔に依頼している。定国・定明父子が親子揃って堀河帝の滝口に召されたのは、彼等の出身地稲岡庄が堀河帝を本所とする莊園であったからだろう。稲岡庄はその一地域が明石氏によって開発され、国司の追求からのがれるために、その所領を中央の堀河帝に寄せて、自身は莊園の預所となり、さらに所領を在地における国司や他の豪族の侵犯から守るために、私兵を貯え、自から武装集団を形成したと考えられる。

『元亨釈書』に見られるように漆間氏もまた「作州稲岡人」であり、漆間時国の妻は久米の豪族秦氏であったといわれる。鎌倉時代に製作された『法然上人絵伝』にみえる漆間時国の館の図は、鎌倉期の地方武士の館を模したものであろうけれども、椽皮葺の屋敷につづいて武者だまりが見え、そこには宿直の従者が武装して木戸を守護している。館の周辺には堀がめぐらされ、付近には鹿垣をめぐらした百姓の在家がみられる。豪族漆間氏と付近の有力農民の間には、それぞれ自己の所領の保全をはかるために主従関係が結ばれていたであろう。漆間氏もまたかかる農民からなる私兵を擁した武力集団を形成していた。明石定明が漆間館に乱入した時、当時九歳で

あった源空の射た矢が定明の肩間に当たったといわれているが、このことは武士集団が、常時、軍事訓練を怠りなくはげんでいたことを推測させるものである。こうした日常の風習が、九歳の源空をしてかような行動をとらしたのであろう。漆間時国は久米郡の押領使であるといわれている。押領使は追捕使とともに平安時代初期に現われてくるもので、律令に規定されていない官職（令外官）の一つである。かつて国司によって統轄されていた地方の軍事・治安の機能が衰退し、同時に地域ごとに私兵を擁した豪族の武力集団が台頭してくると、国司もまた、かかる武力集団の一部を官兵として登用し、一定の武力を背景にしなければ地方政治の実をあげる事が不可能であったわけである。つまり武士層は、時には私兵として公権力に反抗したり、武士集団間の抗争を武力によって解決したり、あるいは公権力の先兵となって国司の支配機構の中に組みこまれたり、あるものは中央の貴族に伺候する「さぶらひ」として、彼等貴族のため政治的暗闘の武力的解決や常時の警備に召し使われたりしたのである。久米の押領使とは、美作の国司が久米郡地方の治安維持のために置いた軍政官であり、豪族漆間時国

の私兵力こそ押領使としてふさわしかったのであろう。

漆間氏が現実に最初に現われる史料は、先に幾度か掲げた天承元年（一一三一）の『美作国留守所下文』^{（すずまのくにのりぞくしよくだしよる）}においてである。この下文は布施社の社務執行を命じたものであるが、この下文の末尾に、漆・源・藤・物・三乃の五人の略姓が記されている。漆は漆間、藤は藤原、物は物部の略であり、いずれも美作の有力な武士と考えられる。『美作国留守所下文』は美作の国庁から出された公的な文書であり、彼等がそれに署名することは、国庁の官人としての地位を得ていたことにはかならない。押領使といふ留守所の在庁官人といい、漆間氏は本来私兵であった武力をもって国家の支配機構に自己を組み入れると同時に、こうした国家権力の末端に位置することによって、それを背景に名実ともに地方の有力武士団としての地位を伸長させていこうとしたのであろう。

なお漆間氏に関しては、応保二年（一一六二）に造立された高野神社の隨身立像の胎内銘に大勸進漆間尋清の名が、大宮司行老・祝師空人諸貞・中番案主上道近延・下番案主笠成孝とともに見え、いずれも高野神社に依る有力豪族と思われ、また漆間時国の敗北の直後、源空が那

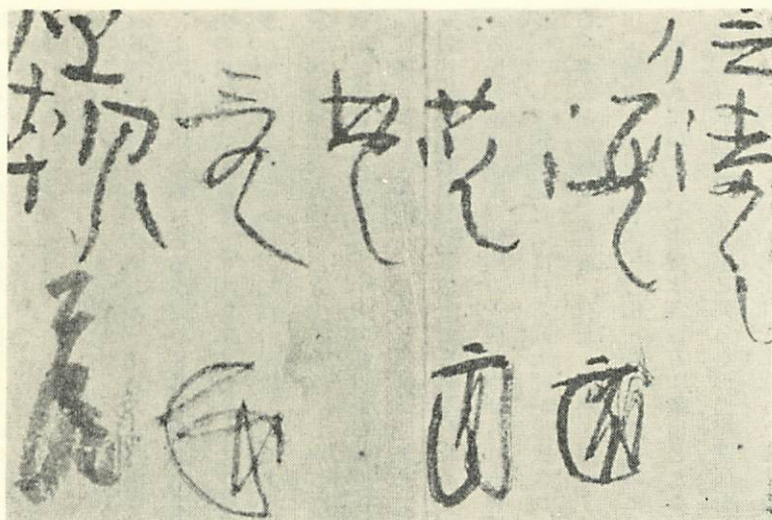


図75 天承元年 美作国留守所下文（図71の部分）（京都仁和寺文書）
下文の署名者は、いずれも国庁の官人で、美作地方の豪族である。
右から漆・源・藤・物・三乃とよめる。

岐山麓菩提寺の観覚にかくまわれたことは、観覚もまた漆間氏由縁の者で菩提寺に依る有力者であると考えら

れ、こうしてみると、漆間氏は久米郡・苫田郡・勝田郡の三郡にわたって同族的な結合をもつ武士団であったとも思われる。

したがって明石源内武者定明と漆間時国の確執は単なる私的なものではなく、堀河天皇を背景にした稲岡荘の私的土地所有者と、国家権力を背景にした者との抗争であり、園荘と公領の争いであり、当事者が軍勢力を擁している場合、その確執の解決方法は、規模の大小を問わず戦乱の様相を呈するのである。

平安時代の美作地方に成立した武士団の一つに菅家党がある。菅原道眞の子孫である菅原知頼が美作に來住し、その数代後の有元満佐を祖とする武士団であったといわれている。いま『尊卑分脈』の菅家系図を見ると

道眞——高視——雅規——資忠
 董宣——持資——永頼——知頼

となり、菅家の筆頭者たる長者の系譜は資忠の系統に引きつがれ、董宣以下の系譜につらなる者は傍系で、知頼については「修理進、内匠允、從五位下、子孫あるも之を略す。美作国に住む」と記されている。菅家の中で

は傍系の下級貴族であるところから、何らかの由縁あって美作国へ來住したのであろう。知頼の來住の時期は不明であるが、知頼と同時期の貴族たちの生存期間が嘉承・保安の頃であるところから一二世紀の初頭とみてほほまちがいまいである。知頼の美作來住の意図も、罪を得て配流されたものであるとか、美作守に任命されたことによるとかいわれているが、いづれも確証に乏しい。中央の貴族生活を見限って地方に土着する中下流の貴族の多かつた時であるから、知頼も縁故の地である那岐山南麓に居を構えたとみるべきであろう。しかしながら、草創期の土豪・武士層は、中央の筋目正しい貴族の子孫を「貴種」として尊重し、これとの結び付きによって、自分たちの勢力拡充の結節点にする風習をもっており、かかる風習によって、知頼の子孫と称せられる有元満佐を棟梁として菅家党とよばれる武士団が形成されたのである。満佐の子孫は、其後、有元・広戸・福元・植月・原田・鷹取・江見・皆木・豊田・栗井・福光等に分流したといわれているが、事実は各地方に輩出したこれら土豪層が、「貴種」たる菅家と何らかの血縁関係をもつことによって同族的な型の武士団を形成したとするのが当を

得ているとおもう。なお中興の祖有元満佐は三穂太郎とも称されたが、三穂太郎は作北全般に伝誦された大人割国譚の主人公であり、本来は満佐とは無縁のものである。それがいつの頃からか武士団菅家党の神話として、「貴種」の末流の伝誦と二重写しになって伝えられたものである。

四、古代の産 業

農 業 生 産

弥生時代以来、農業生産がわが国の古代産業の中心をなしていたことはいうまでもない。しかし、時代が推移するにつれて、立地条件や農業技術も変化し発展していったと考えられる。

奈良時代に設置された里（郷）の範囲を推測すれば、すくなくとも津山近辺の郷は、吉井川の支流であるいくつかの河川、およびそれらの河川のさらに支流ごとにとまりをみせていることがわかるのである。水田は、弥生時代初期においては、丘陵地の谷間の湧水や、小河川の氾濫などによってできた泥質地に構成され、やがて平野部に灌漑施設を構築して進出したのであろう。今日、

農耕行事の一つに湧水の流れ口に種粃をひたしてから播種する風習が、鏡野町の一部などに残っているが、農耕に必要な水利源を湧水に求めたころの風習であったと思われる。また種粃を神社に管理しておく風習が湯原町の社に最近まで残っていたが、これは次の年に必要な種粃を共同で管理する風習であり、こうした共同保管の場として産土神の社が利用されたのであろう。

大規模な石室・盛土・池をもつ古墳の築造技術は、水田の構築に転用されるとき、大規模な水田造成の技術となつて現われ、その造成の根幹をなしたのが灌漑の施設であった。二宮の大規模な古墳群の姿は、院庄や佐良山の平野の広大な水田と一体としてみると、はじめてその容姿のもつ意味が正しくとらえられる。今日、美和山古墳群のま近く「宇那提が森」の遺跡が伝えられているが、「うなで」とは古代の人工灌漑溝を意味する言葉だとされている。美和山に抱った古代の豪族たちの国土開発の記念碑であるといつてよいであろう。各地の古墳の内部から発見されている鉄製品は、少量の工具のほかは大部分が武器・馬具にみられるように戦闘用品であるが、これら鉄製品の残存は農耕用具にも鉄器が使用され

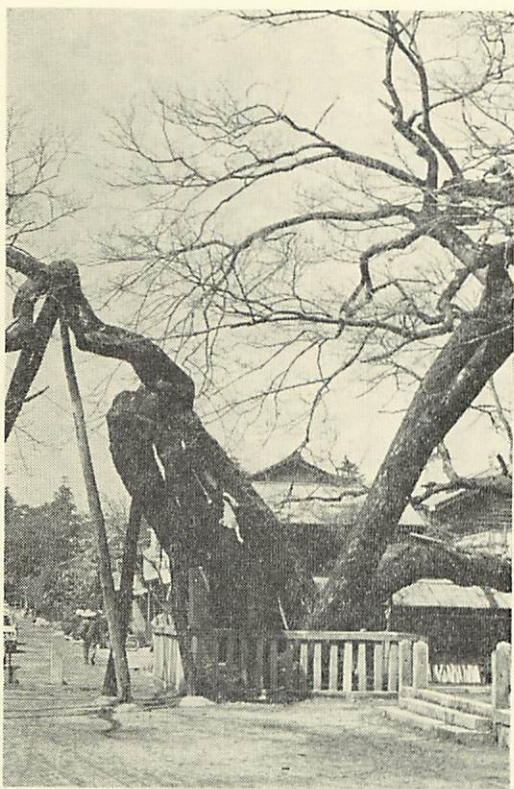


図76 津山市二宮 宇那堤が森の伝承地の巨大な椋

た可能性を物語るものである。事実真庭郡久世町五反付近からは鉄製の犁の刃が出土している。

律令国家は平野部の水田地帯を均等面積に区画し、農民に班田した。今に残る院庄・上河原・高野付近の条里制の跡がそれである。このような大規模な割地制度は、農民を支配してゆくための基礎になる班田制実施の便法だと説かれているが、それとは別に均等に分割された面積の田地を班田されることは計画的な農業をおし進めて

も、土地とともに水利とその祭祀を独占することによって開発領主・根本領主に成りあがり、付近の農民を使用して経営にあたった。いわゆる寄進地系荘園となるものである。鏡野町小田に伝わる竜神伝説は、野介庄の開発領主が小田草社の祭祀と薪森川の水利権を独占した例と考えてよい。

これら農業開発のためのすぐれた技術と農具は、一般的には古墳の被埋葬者や、律令国家の地方官人、すなわ

ゆく上での利点があったと思われる。奈良時代の終わりから平安時代にかけて、「田・畠・園・山・野」一切を包摂して、中央の権門社寺による荘園が立地され、班田農民の労働力を駆使して墾田の開発がおこなわれ、他方、「力田の輩」「殷富の百姓」と呼ばれる有力農民によっても小規模な開発が行なわれ、のちに開発地が「名田」と呼ばれるのにもなって「名主」となった。以後、名主を中心とする名田経営が行なわれる。また郡司級の豪族

ち国司・郡司・里長の手にあり、農民の農耕生産を指導すべき役割をになっていた。律令制下の官人たちの任務のうち勸農は重要な職責の一つであった。しかし律令制が弛緩し、とくに国司の任務が「受領」といわれるように収納におもきをおく頃からは、農業生産の発展に指導的役割を果たしたのは、国司や荘園領主ではなくして、自己の才覚と力量で租・庸・調に代表される律令的支配からのがれ、それと平行して自己の経営を拡大していった「田堵」「名主」の土豪層であった。

古代の美作の農業生産を具体的に知る資料は皆無に等しい。『和名抄』に田地一一、〇二一町三反二五六歩と見えるものが唯一のものである。先に記したように美作の飢饉による賑恤は回を重ねており、しかも一般に租税のなかで租の占める比率は低いものであるから、律令時代の農耕生産は粗放的なもので、多くの余剰生産があったとは考えられない。しかし、平安時代、名主の成立によって、ようやく集約的農業が行なわれはじめたと考えたい。『延喜式』に修理池溝料三万束が記載されているが、これは備前・備中より多い。

牧畜

『延喜式』民部下に諸国の蘇を貢納する順序が記載されている。蘇とはチ

ーズ様の酪製品であり、その製作方法として、まず牛乳を採取することであるが、肥牛は一日約八合、瘦牛はその半量を出すといわれ、これらの牛乳を集めて煮ると、牛乳一斗から蘇一升を得ることが出来る。蘇の貢納は養老六年の大政官符によると、松や杉等の櫃などに納めて貢進していたが、その後、籠に納め、やがては壺が使用された。美作国は年間一壺を、子の年と午の年に貢納することになっており、備前・備中の一〇壺に比較してわずかではあるが多い。蘇の貢納から見ても、牛の飼育が備前・備中よりも、やや盛んであったと思われる。

馬の飼育についても詳細なことはわからない。しかし古墳の副葬品のなかに馬具が埋葬されている例は多く、また年貢等、中央政府へ貢納品を運送する場合、備前国方上津までは「駄賃五束」の記事があるところから陸路は馬が使用され、また国庁の日常業務にも馬は交通運輸の手段として必需品であり、相当量の飼育があったとみるのが正しかろう。

狩 獵

『延喜式』民部に、諸国の交易雜物の貢納品がある。それによると美作では

猪脂（いのししのあぶら）一斗・鹿革（しかのなめしがわ）一〇張・鹿皮（しかのあらかわ）二〇張・鹿角（しかのつの）一〇枝があり、これらは、国内で捕獲生産されたものを、正税で購入して進貢するものであった。狩

獵の方法については『今昔物語卷二六』に見える「美作ノ國ノ神、獵師ノ謀ニ依リテ生贄ヲ止メタルコト」のな

かに犬山の方法が記されているので参考になる。すなわち犬山とは「數ノ犬ヲ飼テ、山ニ入テ猪・鹿ヲ犬ニクヒコロサシメテ取コトヲ業トシケル」ものであり、この

場合は猪・鹿のかわりに猿を捕えることが目的であったから、「年来飼付ケタリケル犬山ノ犬ヲ二ツ撰リ勝リテ、『汝ヨ、我ニ代レ』ト云ヒ聞セテ、勲ニ飼ケルニ、山ヨリ密ニ猿ヲ生ケ乍捕ヘ持來テ、人モ无所ニテ、役ト

（もっぱら）犬ニ教ヘテ噉セ習ハス。本ヨリ犬ト猿トハ中不吉者ヲ、然方教ヘテ習スレバ、猿ダニ見レバ數懸テ噉斂ス。此様ニ習ハシ立テ、我ハ刀ヲ微妙磨テ持タリ」。

ということであった。この記事によれば犬を使用して行なわれる狩獵は、平素訓練をうけた獵犬を数頭または十

数頭引き連れていること、特殊な狩獵の場合は目的に合致した犬を選んで訓練を行なうこと、日常の狩獵の対象となる動物は猪・鹿であったこと、獲物は犬によって捕

獲させ獵師は最後の処置をするのであって、犬を勢子の役割に使用し生け捕りにする方法ではなかったことなどが推測できる。こうした犬を使用しての狩獵者は「東方ヨリ事ノ縁有テ、其國ニ來レル人」で、數國にわたつ

て山間部を移動しながら、狩獵を行なう場所に一定期間滞在し、村人との接触をもつという、本来移動の民であったことであろう。もっとも、この時の獵師は、生贄に

された女を助け、彼女と夫婦になって現地に住みついたといわれている。

狩獵は猪や鹿ばかりでなく野禽もまた対象にされた。元慶八年（八八四）、光孝天皇の勅によって中務少輔在原弘景が、美作国において野禽の獵を行なつてお

り、この時、在原弘景に従つたのは、六位の者四人・近衛一人、鷹五郎・犬六牙となつている。

鮎もまた美作国の御贄として『延喜式』に記されており、主として鮎鮎に加工されて進貢された。

鉄の採鉱

「真金吹く吉備」と謳われた吉備地方は、古来鉄の生産地として重きをなしていた。美作における鉄生産は、津山市沼の弥生住居跡から発見された鉄製「やりがんな」にその例がみられるように、弥生式時代にさかのぼることができるが、古墳時代に至って大きく発展した模様である。製鉄の方法は砂中から「かんな流し」の方法で砂鉄をとり、それを炭火で溶かすことによって原料鉄を得る。こうした製鉄の技術は、美作周辺部では吉井川下流域と真庭郡山間部一帯にみられるものである。吉井川下流域の製鉄の遺跡は磐梨を中心に和気・邑久等に散在しており、平城宮跡出土の木簡にも「大井鐵十口」の記録が見え、大井はあるいは「ダイイ」と読まれ、それは磐梨の佐伯の大井にあたとされている。また「備前国赤坂郡周匝郷調鐵十口天平十七年十月廿日」の記載のある木簡も発見されており、いずれも吉井川中流域の地帯と考えてよい。美作においても、金屋・兼田（金田）の地名が見え、かつてこの流域に製鉄の行なわれていたことを示すことができる。

作西山間部は、北方わずかで出雲と連らなり、山陰側

の製鉄と関連があったと考えられる。「日本書紀」神代上、素戔鳴尊の出雲の大蛇退治の段の記事に引用された一書に「其の蛇を断りし劍をば、号けて蛇の龜正と曰ふ。此は今石上に在す」、他の一書に「其の素戔鳴尊の、蛇を断りたまへる劍は、今吉備の神部の許に在り」と記されており、「石上」は、邑久郡に鎮座する石上布都之魂神社とも赤坂郡に鎮座し「延喜式」神名帳に記載されている石上布都之魂神社ともいわれ、いずれにしろ吉井川下流域の製鉄地帯にあたり、この伝承が、この地帯の「吉備の神部」の伝承として伝えられていると

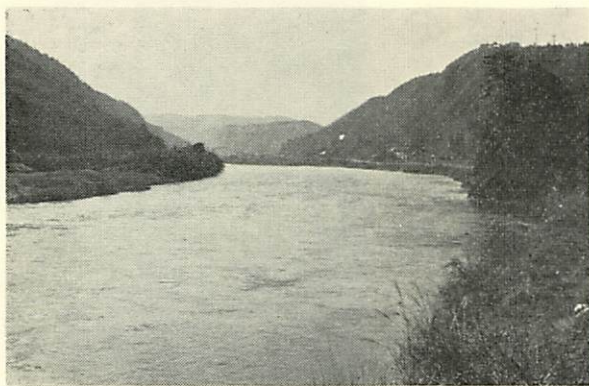


図77 津山市金屋村近の吉井川

えられていると

ころから、出雲地方の製鉄と吉備地方の製鉄は、決して無縁なものではなく、何らかの関連性があったのであろう。こうした製鉄に関する吉備と出雲のつながりの接点をなしたのが作西の製鉄地帯であっただろう。さらに、この吉井川下流地帯は和気氏の本拠地であるが、和気氏は、作西大庭おおほの地に祖先の伝承をもつ。『延喜式』神名帳に記載された美作国十一社のうち八社が大庭郡に偏在しており、いずれも和気氏の祖神であるといわれ、なかでも佐波良神社さわらは、美作国造を追贈された和気佐波良を祭ったものであると云われている。『日本書紀』に記された「吉備の神部」とは、これら和気氏を指しているの

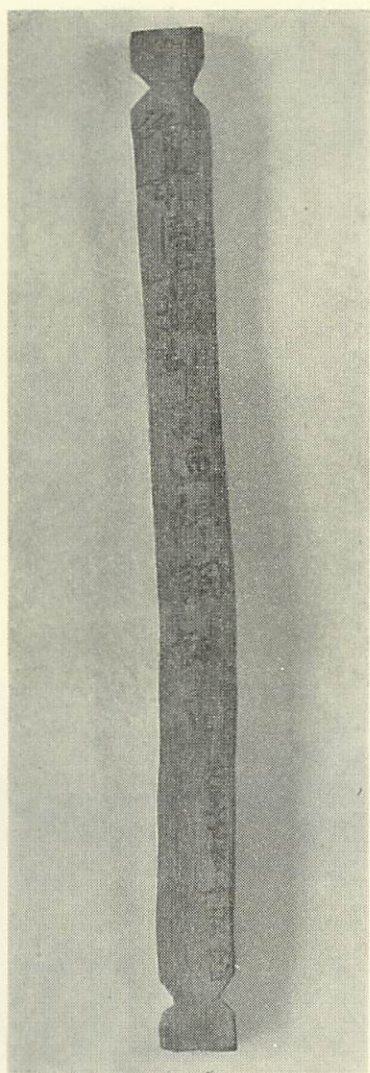


図78 平城宮跡出土の木簡2(模造)
(原物は奈良国立文化財研究所蔵)「備前国赤坂郡周匝郷調鍛十口、天平十七年十月廿日」と読める。

かもしれない。神の託宣たくせんをきく神部の職掌は、和気氏に伝えられた重要な職掌の一つであったからである。

神亀五年(七二八)四月、美作の国庁より大庭真島二郡じんまの庸米よくだいを「山川峻遠、運輸大難、人馬並疲、損費極多」のため綿・鉄に換えることが申し述べられ、太政官はこのことを許可している。美作の鉄に関する記録の初見である。貞観九年(八六七)の『三代実録』の記事にも見られるように、この二郡は「山谷之間、黎庶れいしよ(人民)貧弱」の地帯であり、庸米八六〇余石を納入することは至難であったのであろう。そこで綿・鉄に変更を求めたのであるが、この変更は中央政府の要求に出たものでは

なくて、二郡の人民の強い要望が実現したとみるべきであり、その背景に、現地での鉄生産が著しく盛んとなった事実が認められる。『延喜式』にも美作国の調に鉄・鍛がみられ、このうちから南都東大寺に調鉄として三三九廷、調鍛として二二五口半が納入されていることが『東大寺要録』に見られる。

以上は民間における鉄生産の状況であるが、国家もまた、官宮の採鉄を行なっていた。奈良時代に成立した『日本靈異記』に、美作の国英田郡の管内に、官の鉄を取る山があり、帝姫阿倍の天皇の代に、国司が役夫十人を召しあげて、鉄山に入れ、穴に入れて鉄を掘り取らせるところ、穴の口が忽然に崩え塞がり、役夫九人は出たけれども一人が坑内に止められた、という説話が見える。同様の内容のものが『今昔物語集』にもみえるが、阿倍天皇の代の話と書かれているから、孝謙天皇の時代、八世紀の中頃、天平勝宝年間のことである。鉄を取るために穴に入り、穴の深さが五丈もあるところからみて砂鉄の採集というよりも鉱石の採掘である。国司の直接支配の鉱山を、農民の夫役によって採掘している例であり、こうして採取された鉱石は、鉄廷に精錬されて

中央政府におくられ、それぞれの司に配分されたと考えられる。天平宝字六年（七六二）の『正倉院文書』によれば、六人部荒角が鉄三〇廷・鍛二〇口を中央の上級官庁に進上するについて、雇人の不足のためこれらの物の量目に不足をきたし、美作国作宮司の保持している鉄二〇廷をあてれば、完納することが出来る旨を奏している。美作国作宮司がいかなる性格の官司であるか不明であるが、官の鉄が、こういった作宮関係の司に配分され、土木建築材料に使用されたのである。

銅の採鉱

『和名抄』苦西郡香美郷の地は銅鏡の生産が行なわれた地であるといわれるが、銅の鉱石の採掘がこの近辺で行なわれたと思われる。

『三代実録』によれば、元慶元年（八七七）、美作国大十両・備前国二斤九両の銅が中央政府に進貢されている。この銅は從七位上伴宿祢吉備麻呂が美作国真島郡加夫良和利山・大庭郡比智奈井山・備前国津高郡佐佐女山の銅山を開発し、やがて内匠大允正六位上布勢安岑が中央から派遣され、国司とともに採掘にあたり、進上したものである。加夫良和利山は真庭郡勝山町内に、比智奈

井山は同じく湯原町内に比定されている。伴吉備麻呂については不詳であるが、美作・備前にわたって銅鉾山の採掘に従事していることをみれば、官に所属するこの方面の技術者であったとも思われる。これら鉾山も中央より派遣された内匠大允の直接管理のもとに採掘され、銅は中央へ進達されたのである。この場合も採鉾夫として農民の夫役が国司によって徴発されたと考えられる。

製紙と紡織

紙については『延喜式』民部の年料別貢雜物に紙麻七十斤をあげている。また東大寺の写経用紙がつくられ、『正倉院文書』に見える「写経勘紙解」に美作経紙の名称が見えるが、美作では、とくに写経紙に適した紙が作られたので、このように国名を付して呼ばれたのであろう。また永保元年（一〇八一）、前雑掌久米成安が、御修法料として、東寺に進上したもののなかに「上倍（紙）四百帳」がみえ、もともとは現物を納入したのだけれども、この時期になると四〇石の米に換算して代納されている。

美作国の調に絹製品があげられていることが『延喜式』主計に記されている。それによると、白絹・緋帛（緋色の絹布）・緋糸・緑糸・練糸（薄い藍色の糸）・

皂糸（黒土で染めた糸）・黄糸・椽糸（どんぐりで染めた糸）・練糸（あくで煮てやわらかくし光沢を出した糸）・絹があげられており、また庸として綿（まわた）を出すことになっているなど、総じて上糸を貢納する国にあげてある。同じく『延喜式』神祇に中山神社の名神祭に貢進するものとして、純・綿・糸・五色薄絨が記されている。このような種々の絹製品の作成には、桑の栽培・養蚕・紡織・染色の技術が進んでいなくてはならない。絹織物の技術の開発が推し進められていったのは、綾部や錦織部の部民制時代からの伝統があったからである。しかしこれら絹製品は農民の日常の生活品ではなくて、ほとんどは貢納品であり、そのため特に高級品を生産することは、農民にとって多くの負担となった。平安時代に入ると高級品の生産を中止する布告が出されている。延暦二四年（八〇五）美作等一一カ国の彩帛を貢進することを停止して、旧の如く絹を出すようになったことが『日本後記』に見え、また承和二年（八三五）、美作等一一カ国に年料貢賦の練糸等の色を減じて生糸を貢進することが太政官より布告されており（『統日本後記』）、高級絹製品を作る技術も民衆の疲弊とともに減

退していった。

布は民衆の日常の衣服の原料として欠くことの出来ないものであった。穀・麻などの繊維を青・赤などに染めて織ったもので倭文・倭文織とよばれ、綾織・錦織に対して、古代よりの伝統技術が伝習されたものである。永保元年（一〇八一）、久米成安が東寺へ進貢したもののうちに「手作布六〇反」が見え、代米九〇石に換算して米で納入されている。反別米一石五斗の割合である。また『延喜式』の中山神社の名神祭に木綿・麻が見え、木綿とは楮の皮をはぎ、繊維を蒸して水にさらして得られる織物原料である。

窯業

弥生時代以後、焼物は古代社会にとって必要不可欠のものであった。古墳の築造が盛んになってくると平行して、朝鮮半島より焼成度の高い須恵器製作の技術が渡来、奈良時代には寺院の建築用の瓦をはじめ、多方面にわたっての需用を満たすべく、窯業が各地で盛んに行なわれた。勝央町豊久田鎌谷の窯跡で発見された平安期の鉢型土器には一cm四方の罫の中に「郡」の陰刻のあるものが発見され、勝田郡の郡衙跡と推測される勝央中学校校庭から出土した鉢

型土器にも同一の刻印があるところから、鎌谷窯跡に見られる土器は郡衙の需要にそぐべく焼かれたものと思われる。美作町奥大谷八子谷の窯跡からは平安時代の須恵器とともに寺院の軒丸瓦・平瓦が出土しており、同中山塚ヶ礼西の平安時代の窯跡からは杯・鉢・壺型の土器が出土している。勝央町田井別所窯跡から出た同じ平安期の碗型土器は糸切底の仕上げがなされており、同型の類似品が市内総社の美作国府址からも出土していて、これは国衙に貢進されたものと考えられる。美作中西部において奈良・平安期の窯跡は未発見であるが、久世町五反の五反庵寺址出土の軒丸瓦の文様は北朝鮮の高句麗様式のものであり、一般に百済・新羅系のものが多いのに対して、特徴的である。

その他の『延喜式』民部に国の正税をもつて交採集植物など易し、進貢するものとして大豆・小豆・

醬大豆がみられるが、山野・園地の産物として農民の手で栽培されたものである。

同じく主税のうち中男作物に、茜（染料）・苦・搗栗子・胡麻油・櫻椒油、同じく宮内省の諸国例貢御費に甘草煎（甘味料）がみえ、とくに典葉寮の諸国進年料雜葉

として、美作国では四一種の品目を掲げている。龍胆・つちたら ありのひんき あやめくさうすばさいしん しやくやく やませり うけら 独活・桔梗・菖蒲・細辛・芍薬・當歸・白朮・黄蘗・薺・升麻・薯蕷・麥門冬・桃仁・車前子などいづれも山野に自生するものを採取して、典薬寮に進貢するものであるが、鹿角・白殭蚕のように動物質のものもある。都の施薬院には美作から正税出挙一千束を納めているが、ここにもこうした薬物が納入されたと思われる。

その他の手工業生産など

『延喜式』神祇に中山神社に貢納されるものに畏料薦二〇枚がある。物を梱包するためのむしろである。同じく内蔵寮に櫛子四合が貢進されている。櫛子は酒を入れる器で、外は黒漆で螺鈿を施し、内は朱塗で蓋のついている高級な木工漆製品である。同じく民部にみえる庸のなかに白木韓櫃九合があり、中男作物には黒葛がある。

武器としては、同じく神祇臨時祭の項に神税をもつて交易して貢進するものに大刀三柄・征矢五〇隻、兵部省に諸国器仗として毎年貢進するものに甲三領・横刀一〇口・弓二〇張・征箭二〇具・胡篋二〇具がある。

五、古代の文化

三穂太郎の影

那岐山麓に伝えられた話である。むかし、菅四郎仲頼という武士がい

た。那岐山のふもとに蛇淵の滝壺から五色の玉を拾って帰ったころ、旅の女の到来するところとなり、仲頼と女の間で男子が出生し、その名を三穂太郎満佐と名付けた。その女はやがて五色の玉をもって蛇淵にかえり竜神となった。三穂太郎は成人するにつれて智仁勇万人にすぐれ、ことに大力と仙術をもって飛行自在の身であったといわれる。のち、美女をたくわえたところから妻にねたまれるところとなり、足の裏に釘をさされ、その毒がもとで死亡した。その時、頭は那岐山頂の大岩となり、体は那岐山麓の黒ほこになったといわれている。

三穂太郎に関する伝説の断片的なものについては次のようなものがある。

三穂太郎は京都まで三步で到着したといわれ、那岐山と備前の八塔寺山とをひとまたぎしたといわれ、那岐山に腰を掛けて瀬戸内海で足を洗ったといわれる。また力

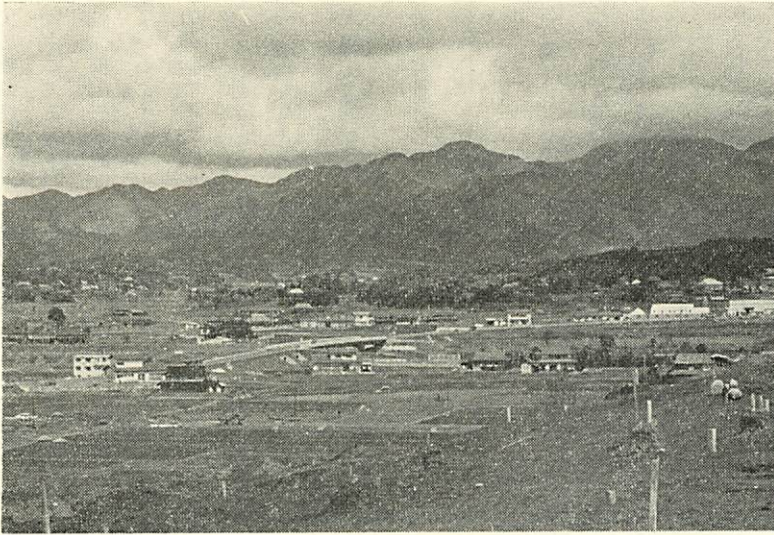


図79 津山市河辺天神原遺跡より那岐連山をのぞむ

試しに山をモッコに入れてになったところ、荷繩なわがきれて土がこぼれ、こうしてできたのが作東町粟井あわいの双子山ふたご

であるといわれている。また飯の中にあつた石を箸はしで取り除いたものが奈義町高円にある巨石であるといわれている。また三穂太郎の足跡は、奈義町宮内の那美池、同じく西原のあと田、大谷の溜池なめ、勝北町安井の足跡の田となつたといわれている。また那岐山麓に最初吹く冬の風は、三穂太郎の来訪と伝えられている。

三穂太郎が菅家党中興の祖である有元満佐みつすけその人であるという伝承は、中央よりこの地帯へ土着した菅家一党が、武士団の棟梁とうりょうとして勢力を伸張するため、この地方に古来から伝わる信仰を、自己の祖先神に融合したのであることは先にのべた。したがって三穂太郎の伝説を考察する場合、この菅家祖先説をのぞいて分析しなければならぬ。

巨人である三穂太郎は大岩を動かし、山を切り開き、池を掘り、田を開発し、死後、山麓の土壌になつたといわれる。また蛇神である彼は、那岐山を水源とする河川つかさを司どり、風の神でもある彼は、広戸風などにみられる荒ぶる神でもあつた。三穂太郎を主神とする那岐神社の祭礼では、神官を藁製わらの大蛇で巻きその年の農作物の豊凶とよを下する行事があり、これは三穂太郎が、宇迦明神と

して農耕の託宣たくせんを示す神でもあることを物語っている。

巨人による国土開発の伝承は、日本の各地にみられ、三穗太郎の伝承は関東地方から中部地方にかけて伝えられているダイダラボッチの話や、『出雲風土記』の国引きの神話にみられる神の話、近くは蒜山地方の大清造の伝承と一連のものである。三穗太郎の伝承は、美作の国作りの伝承であるといえよう。

天降る神々

市内一宮の田辺保、中山の麓、長良嶽に鎮座する中山神社は、古代より美作の

代表的な神社として国中の尊崇を集めた。この神社の鎮座の年代は、社伝によると慶雲三年(七〇六)とも四年ともいわれている。確実な史料によると『三代実録』貞觀二年(八六〇)の項に「美作国正五位下中山神に従四位下を授く」とあるから、すくなくとも奈良末期から平安初期にかけては、鎮座なされていたといえよう。最近、社地の一部から白鳳期と推測される瓦の破片が出土している。古代に瓦を神社建築に使用した例は皆無であるので、この瓦の出土をもって中山神社の古さを証明することにはならないが、しかし、すくなくともこの地に何らかの建造物があったことが知られ、聖地としての古さを

表15 古代の文献に見える美作地方の神社一覧表

(カナは原典のまま)

郡名	神名	延喜式	国史
大庭 (真庭)	神良波(2座)	○	○
	神部(2座)	○	○
	神見(2座)	○	○
	神上(2座)	○	○
	神田	○	○
真島 (真庭)	御鳴神		○
苦東 (苦田)	高野(2座)	○	○
	中佐(2座)	○	○
英田	天石(2座)	○	○
	奈義神		○

() は後の郡名

物語っている。その後、神階は、貞觀七年に従三位に敘せられ、さらに貞觀一七年(八七五)に正三位が授けられている。

正三位という神階は、のちに二宮に比定される高野神社が正五位下であるところから考えると、他の神社より一段と由緒ある社であったわけである。『延喜式』神名帳においても、全国の名神二八五座のうち、美作では、中山神社がただ一座であり、吉備地方においては備前邑久郡安仁神社、備中吉備郡吉備津神社がこれにあたる。名神祭に進めるものとしては絶五尺・綿一屯・絲一絢・五色薄絶各一尺・木綿二両・麻五両・裴料薦二〇枚があ

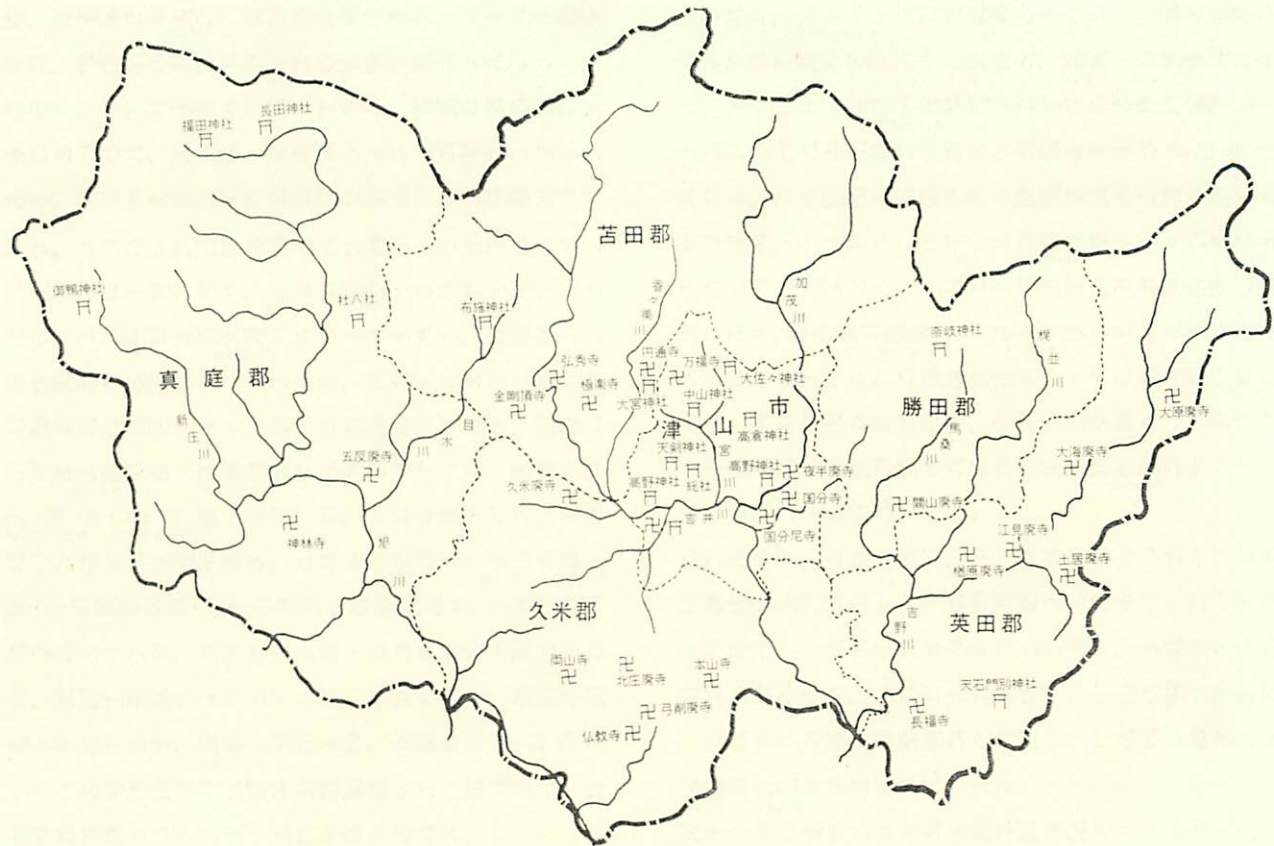


図80 美作地方古代の神社・寺院の分布図

り、いずれも神税をもって交易して進むとされており、臨時祭被料として弓矢・太刀が奉ぜられる。

この名神中山神社の祭神は諸説あって一定しない。大きく分類すると、鏡作系統のもの、吉備津彦系統のもの、大國主系統のものと三系統に分類される。鏡作系統のものとしては、社記による説・京都の儒者松岡如庵の説・平田篤胤の説・神主中島家の説等があり、それぞれにおいて多少の差異がある。これらの説のうち金山彦命・天鏡命・鏡作命を除いては、『日本書紀』に記されている天糠戸命・石凝姥命があげられている。天糠戸神は鏡作部の祖神であり、糠戸とは粗砥のことで、粗砥は鏡を研磨する砥石のことであり、糠はヌカともよまれたから、この神はまた天抜戸神とも称された。石凝姥はこの天糠戸の子供であり、凝とは物を削る動作を示すことばで、したがって石凝とは鉋石を精勵する治工のことである。社伝によると鏡作命は鏡を作る作業を神格化したものといわれ、天鏡命・金山彦命もこれに準ずるものであろう。いずれも鏡作の神々である。吉備津彦系統の説では、津山藩の儒者江村宗晋の吉備武彦命であるという説、祭主家有木氏の吉備武彦命説があり、いずれも備中

吉備津宮の勧請によって成立したとするものである。大國主系統のものとしては元龜年間に記された『延喜式』頭註に大己貴命とあるのによる。

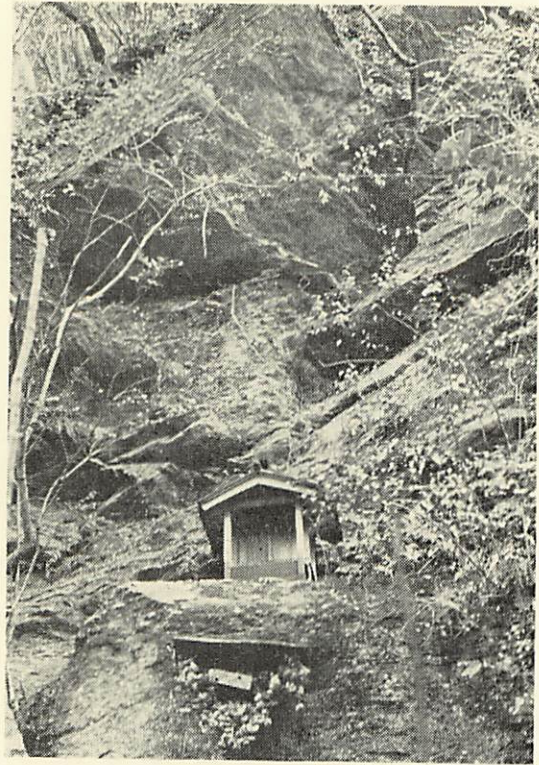
このように神社の祭神についていくつかの説があるのはなぜだろうか。それは古代において中山の神を奉ずる集団がいくつかあったということであり、それらの集団の勢力の交代によって主神の性格もまたかわっていったのであろう。このことは、中山神社の伝承のなかにおぼるげながらも語られている。

中山の神が最初に現われるのは英田郡檜原においてである。神は白馬にまたがり、青木の枝を鞭にして現われたといわれている。この神を齋き祭ったのは檜原の東内氏であり、東内氏は蔭をとり、ちまきをとのえて神に供えたといわれている。それより以後東内氏は東作州の初穂を集めて一月の二の午の日に荷前祭をとり行うことになる。この荷前祭は西作州の初穂を集める有木氏ともに行なわれ中山神社の祭礼では最も重要なものである。すなわち『美作一宮誌』によると「かの東内(藤内)・有木が取り収める美作中の荷前と、御鉢・白幣を献じ奉らざれば、御柱祭の式は整はざるものなし。此の御祭に

は二氏を荷前祭主と称へ、其詰所の神主より、七度半の
 迎使を遣して、後二氏御鉾を捧げ、御庭上に来り行む。」
 とある。荷前祭の中心の行事は御柱祭と有木・東内両氏
 によって作州全土から集められた荷前を鉾とともに献ず
 る儀式である。御柱祭とは祝詞の一節に「底つ磐根に宮
 柱太しき立て」とあるように神の鎮座を招請し確認する
 儀式で、柱は神の依代である。多くの祭礼行事の中でも
 最も重要な儀式である。この行事に荷前を献じ鉾を奉ず
 るのである。荷前とは贄であり、鉾とは軍事力を象徴し
 たものであろう。すなわち贄を献じ鉾を奉ずるのは服属
 を意味しているわけである。この場合の服属は戦闘に敗
 れた者の服属の型ではなく、七度半の儀式が示すよう
 に、中山の神を奉ずる部族を中心に連合する形態をとっ
 ていることに注目したい。まことに荷前祭の本質は古代
 における部族連合の事実を伝承しているものといえよ
 う。そしてこの伝承は東内氏に伝えられたものである。
 その後中山の神は市内一宮の水無瀬河の奥の泉水池に
 現れる。この地は現在の中山神社の西方にあたる所にあ
 る。この時、神はちごの姿をして現れ、牧童の仕事を見、牛
 馬の放れたのを呼び集めたといわれる。いわゆる「うし

うまをいつくしみ守りたまふ」神であったといわれる。
 この伝承の起源は明らかではない。おそらく中山社が牛
 馬の守り神としての信仰を集めたころ附会されたもので
 ある。

次に中山の神は一宮の田辺の霧山に天降ったといわれ
 る。霧山は現在の宮川の上流にある。「此国を鎮護し給
 はんとおぼしめす神なり。民をあはれみたまふゆえに天
 くだります。」といわれている。檜原・水無瀬川には
 「現れる」とあり、霧山には「天降る」とあることに注
 目したい。この神を迎えたのが有木氏であり、有木氏は
 「かりをするおのこ」であって、中山の神が天降った時
 の状況は「変化のものならんとて、弓引まりおひたちむ
 かひしに、忽に御鉾のかたちにならせたまひて、弓のう
 らはつにとまりたまふ」というものであった。狩獵者集
 団であった有木氏と中山の神を奉じた氏族との間に何ら
 かの闘争がおこなわれたのであろう。霧山には蛇神であ
 る霧山の神があり、中山の神と争って敗北した伝承も伝
 えられている。有木氏にはのちにのべるように替貳貳狼
 神と呼ばれる軍事集団があったのであり「めしつかふ神
 の司、着属みな猿・狐の神、長良嶽にて御神につかへま



中山神社の長良嶽の磐座—猿神社
ながらだけいわくら さる
 図81 津山市一宮 中山神社の長良嶽の磐座—猿神社
 伝承の地

つらむことをちかひし神、猿田彦大神」となる。つまり有木氏は自己の率いる軍勢力を、あげて中山の神に服属したのであり、以後この軍勢力は中山神の軍勢力に編入される。

中山の神はやがて霧山から平地部へ移動をはじめ、鵜羽川（宮川の上流）に鵜の羽をうかべて、この羽の流れ止まった所に「永く久しくしずまりおわしまさん宮」を

様の役割を果すものであり、いわゆる青木神社の由縁を説明していると思われる。前段に有木氏が御供の鍋を川へ沈めて随行したとあるが、この意味は不明である。以上は有木氏の伝承である。

中山の神が鎮座した長良嶽の地はもと大己貴命の鎮座していた地であり、西北の天神山に天降った天津彦彦火瓊杵命の鎮座する地であった。そのため中山の神

造営すべく計画が行なわれ、やがてこの鵜の羽は長良嶽の麓に流れて止まったのでこの地に鎮座することになる。この間「白馬にのり青木の鞭をもってゆく。有木も御供の調せし鍋を河へしずめて、御神のおともをする。比里にて石の上にて幸のところが有りしと、御神休ませ給ふ。このあたりに御馬のむちを指させ置給ふ」。とある。後段は霧山から長良嶽に

天降る途中、川中の岩に一時鎮座し、青木の鞭を立てたというのである。青木は常緑樹であり、この種の木は神の依りしろとして神聖なものであった。現代の榊と同じ

は、先住の大己貴神に「宮柱ふとしき立て住せ給はんことをこひ求め」、これに対して大己貴命は「ゆづりおわして、大穴持（大己貴）神は祝木のもとにうつた」、といわれている。この伝承は神主中島氏のものであり、一種の国譲り伝承であると見るべきであろう。

ところが、この国譲りは平和のうちに言なわれたのではない。この里の富者であつて地主神大己貴を齋き祭つていた伽多野部長者乙丸なるものが「大穴持神の神威おとるへ、鏡作命（中山の神）の神威の繁栄をそねみ、」そのため中山の神の親衛軍であつた贄賄猪狼神の怒りをおかい、ついに伽多野部乙丸は、久米郡の弓削庄（一説には久米郡香々美庄）へ退去し、人贄のかわりに鹿二頭を御贄として奉り、のち弓削庄に贄賄猪狼神を勧請して志呂大明神としたといわれる。もっとも一説には、乙丸は「牛馬の市をなすべきよし」の神命により、家の前の河原で「うし・うま・あまたのたくあへ」を売買したとも伝えられている。この伝承は有木氏か中島氏の伝承であろう。

以上が中山神社の成立についての伝承であるが、これらの伝承の成立の事情・時期についてはさだかでない。

しかし、これらのなかに注目すべき点がいくつかあるので、次にこれを記しておく。

まず祭神に関するものであるが、本来、鏡作部の祖神とされる天藤戸神・石凝姥神についての特徴的な伝承は全く見当たらないし、鏡作部そのものについての伝承も全くない。中山の神が天降つた霧山の西山麓地帯は、現在まで香々美の地名が残っているように鏡作部の居住していた土地であつて、中山の神が鏡作の祖神であつても不思議はない。しかしその伝承は中山の称号とともに吉備武彦を齋き祭る勢力が進出してきた過程で消滅したと思われ、わずかに祭神の名称のなかにその名残を止めたとおもわれる。このことは美作中部の鏡作部の勢力の減退と同一時期と考えられ、それはまた大和朝廷の勢力が美作地方に及んだ時期であろう。

贄賄猪狼神を先兵とする有木氏の伝承はきわめて軍事的であり、吉備武彦（吉備津彦）を祖神とする南部の勢力の北進の状況を物語るものである。この場合、吉備地方に独立していた勢力というよりも、大和朝廷の支配に服属した後の吉備地方の勢力と考えたい。贄賄猪狼神が志呂神社として備前を望む旭川河畔に祭祀されたこと

は、この地帯が大和朝廷の軍事を負担する弓削部・久米部の居住地であったことも興味深い。また有木氏も備中吉備津宮に由縁のある家筋であった。

中山の神の本来の姿は山の神であり、それはまた水の神であり田の神である。「今昔物語」に「中山は猿」とあるのもこのことを傍証する。農耕民族にとって、田の神、水の神を祭ることは、古来よりきわめて重要なことであった。中山神社の神田植祭は四月の第二午の日にとり行なわれることになっているが、この行事は田の神を祭り豊穰を祈念するものである。田の神は天上から山頂に天降り、川上から川下へ、川の流れにそって来臨する。中山の神も霧山の磐座に神降し、そこから鶉の羽川を下って青木の磐座に止り、さらに中山の長良嶽の磐座に鎮座したといわれる。巨石・巨岩や大木は古来より神の降臨するところとされていた。三穂太郎伝説にも巨石のことが出てくるが、これは三穂太郎が天降った田の神ともみられていたからである。中山の神が宿った長良嶽の磐座は、今日、猿神が祭られている場所であり、この巨岩こそ中山神社の神体であり、宮川を中心とする苦田郷・田中郷・林田郷・田辺郷の齋き祭る神であった。

高野神社も

『延喜式』神名帳にみられる神社であり、「カウヤノ神社」とよばれている。この神社が記録にはじめて現れるのは貞観六年（八六四）八月、従五位下高野神社に従五位上の神階が授与されたことであり、これは『三代実録』にみられる。つづいて貞観一七年（八七五）に正五位下に叙されている。また永万一年（一一六五）の『神祇官御年貢注文』に中山社と並んで高屋社の名で記されている。

『延喜式』に高野神社は中山神社と同じく苦東郡にあると記されていることが、旧来、この社の鎮座地をめぐる、幾多の論議をひき起こすことになった。高野を

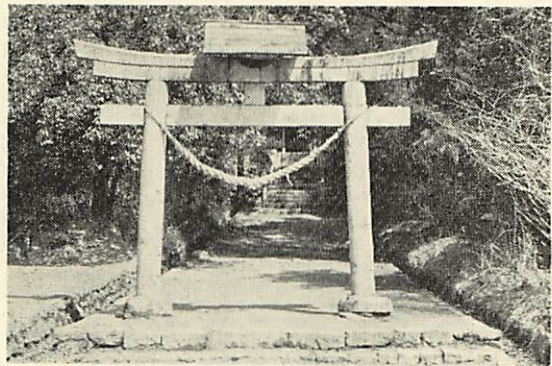


図82 津山市高野 高野郷に鎮座する高野神社

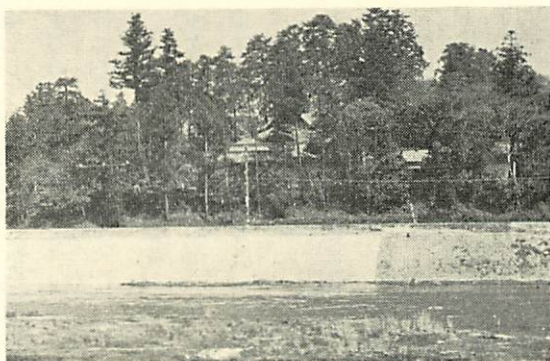


図83 吉井川畔の二宮に鎮座する高野神社

「タカノ」とよむならば、当然、高野郷にその鎮座場所を求めるのが自然であり、市内高野本郷にある高野神社（旧八幡社）をこれにあてるのが至当であろう。この地は西の高倉川と東の加茂川との合流点を望む高台の上であり、附近には古代の寺院たる夜半廢寺跡も伝承されており聖地にふさわしい場所である。

『今昔物語』に中山社とともに「高野は蛇」と記されているのは二宮

の高野社である。宇那提森にすむ大蛇が神前に現われ、退治されて蛇塚に葬むられたという伝承は高野本郷の高野社にはなく、二宮の高野社に伝承されているからである。貞観年間、

中山社について神階の高い高野社は、のちの一宮・二宮の制に該当する二宮の高野神社にふさわしい。しかし二宮の高野神社の地は『延喜式』にいうところの苦西郡内であり苦東郡ではないという矛盾につきあたる。ここで問題になるのは苦東郡・苦西両郡の郡界であり、宮川をもって東西に分割したといわれるが、或は香々美川をもってそれにあてた時期があったかも知れない。いずれにしろ真相は不明である。

二宮の高野神社が中山社とともに作州の代表的な神社であることは、『今昔物語』の記事や永万年間の神祇宮の記録や、また現在当社に蔵されている応保銘の隨身立像をみてもうなずけることである。祭神は社伝によれば鷦鷯草葺不合尊と伝えられているが、本来は水の神であると考えられる。この地は古来美和山といわれ、院の平野部に突出した崎をなしており、南前面に神の降臨の伝承をもつ神奈備山を望み、滑川・久米川・皿川・紫竹川が吉井川の本流に合するところである。神南備山頂に天降った神が水の神となつて社殿の下を流れる吉井川の奇岩にみあれし、その神を美和山に斎き祭つたのが高野神社の神である。神社の本殿が吉井川を臨んで

南面しており、境内に灌漑溝かんがいを意味する宇那提森が残存するの、蛇神の伝承が残されているのも、この神が水神である証明となる。

『延喜式』神名帳に記載されている神社名はさきに述べた苦東郡の高野・中山二社、英田郡の天石門別神社、他は大庭郡ほの八社で合計一社となる。

天石門別神社は、また「アメイハトノ神社」ともいわれ、英田郡川会かわいの宮地に鎮座し、滝宮ともいわれている。貞観五年（八六三）、従五位下から従五位上の神階を授けられている。祭神は天石門別神で一名手力雄神たちからおとも伝えられているが、本来は十町の滝を神体とする川会川の神であろう。

大庭郡に鎮座する式内社は、佐波良神社・刑部神社・壹粟神社イチアハ・横見神社ヨコミ・久刀神社クノ・菟上神社ウカミ・長田神社ナガタである。久刀神社は「イサハ」ともよまれ、菟上神社は「ウナカミ・ウサカミ」ともよまれている。また壹粟神社は二座あるところから、この大庭の神々は八社ある。貞観六年（八六四）これらの八神は従五位上の神階を授けられており、その際、佐波良は佐原、刑部は形壳、久刀は久止、菟上は菟上と記されておるが同一の神社と考

えられる。なお

『三代実録』には菟上神と佐原神の間に前社神が記されており、『延喜式』

神名帳には見えないところから、壹粟神二座のうち一座と考

えたい。また『美作略史』引

用の『三代実録』によれば前社神を田社神に、佐原神を加佐美神に比定しており、前者を田邑たのぢの田神社た、後者を香々美の大宮に比定しているが、文面からいって長田神から久止神までは大庭郡八座についてのべたもので、『美作略史』の記事は検討の余地がある。さてこれらの八社の沿革については不明であり、今日湯原町社やしろに集合させられているが、かつては大庭郡各地に鎮座していたとする説が至当

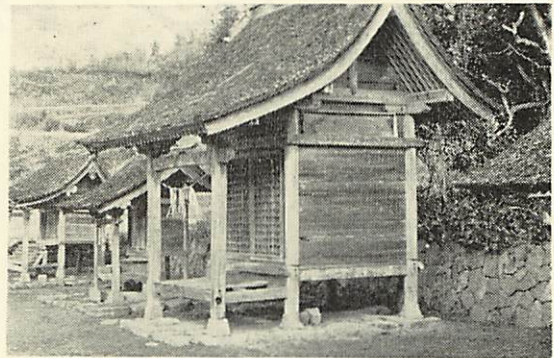


図84 真庭郡湯原町やしろ 社の八社

第二章 律令時代

であろう。またこれら八社の祭神については和氣氏と関係あるといわれ、佐波良神社は和氣氏の祖先である和氣佐波良を祭祀したものといわれ、いづれも和氣氏の齋き祭る神々であったと理解したい。

以上『延喜式』神名帳に記された神社をあげたが、この他に貞観年間に神階を授けられた神社がある。

貞観五年（八六三）、奈美神・大佐々神が従五位上に、同一七年（八七五）、御鴨神が従五位上に敍せられている。奈美神は奈義神とも諾



図85 津山市大篠の大佐々神社



図86 津山市高倉の高倉神社

大明神ともいわれ、勝田郡東豊田成松に鎮座し、那岐山の中央巖上に降臨した神を齋き祭ったといわれている。大佐々神は高田に鎮座し、祭神のうち天水分神・国水分神がみられ、高倉川の水源地に位置する神である。御鴨神は、真庭郡新庄の宮座山に鎮座する神で新庄川の水源地に位置する神である。

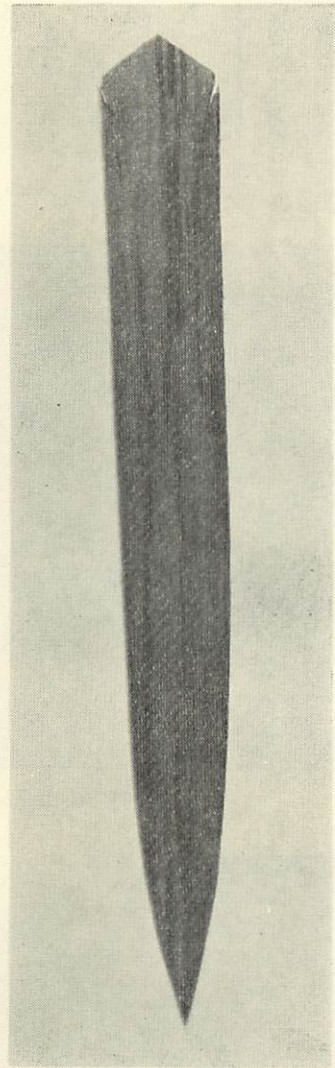


図87 津山市総社 美作国府址出土の齋串。
 (岡山県教育委員会保管)
 上部両端に切り込みがある。
 神を祭る祭具

その他、記録に現われてこない神社が多くある。たとえば神楽尾山頂に天降った天劍神や、鏡作部の本処地の中心に鎮座している大美弥神、高倉郷にあり、苦東郡の郡衙のほとりに祭られた高倉神社等枚挙にいとまがない。最近発見された美作国府址の井戸にも水神を祭った齋串が発見されている。

本来、日本の神々は自然現象のあらゆるものに宿るとされており、農耕社会においては山や森や巨岩や水に農業神を祭祀した。やがて有力部族による服属統合が進むにつれて、統一者の神が被服属者の奉祀する神を統合し、神々においても敍列が決定された。『延喜式』神名帳は、平安初期において律令国家が最後に試みた全国の

神社の階層づけである。貞観期の各神社の敍位は、奈良時代の神社の位階を再編する試みであり、延喜期への過程でもある。しかし貞観期のものが、そのまま延喜期へ集大成されたのではなく、例えば大佐々神・御鴨神・奈美神等が、『延喜式』神名帳から除かれている。位階を授けられれば、本来ならば位田が与えられるわけであるが、貞観の授位の場合、このことは明確でない。しかし位階を授けられることによって、その神を齋き祭る豪族は、それぞれ特権を取得したと考えられる。

一宮・二宮の制も、平安末期から、その国や地方の尊崇篤い神社が次第に勢力を得て、国司にその階級が認められたもので、『延喜式』にみられるごとく、おそらく

平安初期にその実が備えられてきたと考えられる。

総社の制は、もと国司がその任務の一つとして国家神祇を巡拝することになっていたが、後世、便宜上、国衙の近辺に諸神を勧請したことに始まるといわれている。

美作の総社も、田中郷に鎮座し、それは美作の国府の遺構に近接している。毎年九月九日の祭事には、一宮・二宮の神輿の神幸があると同時に、香々美の大宮神社・横野の公方神社・林田の大住(隅)神社・田邑の天劍神社・小原の右礼神社・上河原の内宮神社・富川の徳守神社・野田の施月神社の幣が捧げられることが『作陽誌』に記されている。『作陽誌』の記事は江戸時代元禄年間のことであるから、この事実がそのまま古代にあてはまるとは考えられないが、総社のもつ本来の機能を表現している行事である。

服属の儀礼

美作やくめのさら山さらさらにわがな
はたてじよろづよまでに

『古今和歌集』巻第二十の「神あそびのうた」のなかに出てくる、よく知られた「久米の佐良山」のうたである。

歌の意味は「決して決して、わたしの噂は立たせま

い。万代までも」。ということで、「美作や久米の佐良山」は「さらさらに」を出す序詞である。いわゆる秘めた

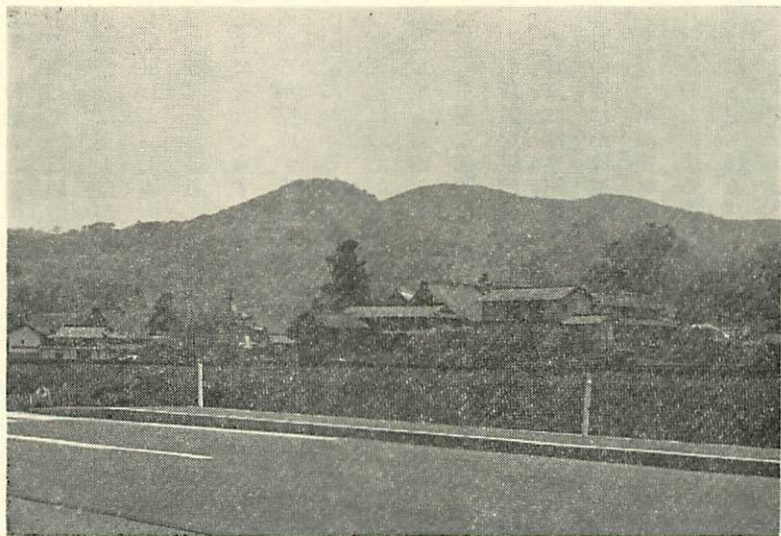


図88 津山市高尾より北方に久米の佐良山あたりを望む

る恋の歌とでもいうのであろうか。この歌は「神楽歌」にも『催馬楽』にもひかれている。「催馬楽」では

美作

美作や 久米の 久米の 佐良山 さらさらになよや さらさらに なよや

さらさらに 我が名 我が名は立てし

万代までにや 万代までにや

と、歌謡調に変節され、「拍子十五 二段 一段八 二段七」というテンポで謡われたようである。「神楽歌」も『催馬楽』も、平安の官廷の神事儀式に謡われるもので、最後の一句「万代までに」が目出たい語句であるところからえらばれたといわれている。

「久米の佐良山」のこのうたは、「これは水のおの御べのみまさかのくにうた」と『古今集』の詞書にあり、別の註には『貞観主基風俗』とある。「水のおの御べ」とは「水尾の御嘗」で、清和天皇の御嘗祭（大嘗祭）のとき謡われた「美作の国歌」であるという意味である。

「貞観主基風俗」とは、この清和天皇の大嘗祭が貞観元年（八五九）に執行され、美作国英田郡が主基国となっ

たため、献穀とともに「くにうた（風俗歌）」を奏したことを註しているのである。

大嘗祭とは、天皇が即位にあたり、はじめて新穀の初穂を皇祖および天地神祇に供え、自身もこれを食する行事である。その起源は農民が五穀の豊穰を神に祈念し神とともにそれを食する農耕儀礼であったが、大和朝廷による統一が完成すると、朝廷の儀礼のなかに定着した。

古代国家における主要な生産の儀礼を独占することによって、天皇は政治的支配者としてのみでなく、祭祀の独占者としても君臨したのである。この大嘗祭の行事のなかで最も重要な部門は新穀を調理し食する大嘗宮の儀と、その新穀を供納させる国を定める卜定田の儀である。大嘗宮には悠紀殿・主基殿の二殿が造殿され、一月卯日の夜にかけて行事がとりおこなわれる。「悠紀」も「主基」も潔齋された場所を示すことばであり、それぞれに新穀を供する斎田が付随している。この斎田は国郡単位に卜定される。

美作国がはじめて大嘗祭の斎国に卜されたのは嵯峨天皇の大同四年（八〇九）で、参河国の悠紀とともに主基となっている。そのため弘仁元年（八一〇）の田租が免

ぜられている。つきは「久米の佐良山」が謡われた貞観元年（八五九）で、参河国播豆郡の悠紀とともに英田郡が主基国となっている。この時の大嘗祭は、とどこおりなく完了したのであろう、同年一月に美作守藤原氏宗以下、美作介・美作掾・権掾ともに位を進められている。

大嘗祭において悠紀・主基の国に指定され新穀を供することは、神といわず天皇といわず服属者へ贄をさし出す風習である。大嘗祭の「ニエ」ということばも、ここ起源があると考えてよい。贄は租税などとは違って、全人格的な服属の証であり、供出する品物の量によってその度合がきめられるものではなかった。中山神社の伝承のなかで、贄賂猪狼神しろうろうによって敗北した肩野部乙丸かたのべのおとまるが、贄として、弓削庄の大菅山おおすがで鹿二頭しかを得て長良嶽ながらたけの磐座いわくらの前庭に奉った伝承が、「にえんどう」の地名とともにに残っているが、こうした関係が天皇と征服された地方氏族の間にも残存していたと思われる。『延喜式』宮内省に「諸国進めるところの御贄」として、美作国では甘葛煎あまずら・搗栗子からくり・鮪年魚すしあゆがあげられていることはさきに述べたが、古代からの贄の伝統が継続しているものと

おもわれる。

さて、大嘗祭の悠紀・主基国にえらばれた国は齋田から生産された新穀を大贄として貢するとともに、国風の歌舞を奏することになっていた。これが「くにのうた」とも「風俗」（くにぶり）とも云われるもので、歌の内容は、天皇の長寿を賀し、国ぶりをたたえるものであった。『古今集』には「久米の佐良山」の「みまさかのくにうた」と並んで、仁明天皇の大嘗祭に謡われた「きび（吉備）のくにうた」、同じく陽成天皇の時の「みの（美濃）のうた」、光孝天皇の時の「いせ（伊勢）のくにのうた」、醍醐天皇の時の「あふみ（近江）のうた」がのせられており、贄の貢進にあたって歌舞を奏するのちも、古来より重要な服属儀礼であった。

こうしてみると「久米の佐良山」の歌は、単なる風景歌でも恋歌でもなく、美作のくにぶりの歌として、宮廷の儀礼のなかに定着していたもので、それが貞観の大嘗祭に、くにうたとして採用されたのであろう。後世、後醍醐天皇の歌である「ききおきし久米の佐良山越えゆかむ……」の「ききおきし」の意味も、単に「聞いたことのある」ということではなくて、「宮廷の行事のなかで伝

誦しよされてきた」という意味に解したい。

それではなぜ「久米の佐良山」の歌が、美作の国ぶりの歌として、宮廷儀礼のなかに定着したのであろうか。

その秘密は「久米の佐良山」という一句のなかに求めなければならぬであろう。

佐良山が、津山市佐良山の地にあることは疑いないところである。しかしどの山かということになれば定説はない。『作陽誌』によれば嵯峨山とも篠山ささともいわれているが確証はないとしている。神南備山かんなびの西南部にあたる低い山々をさしていったものだろうか。佐良山の名称の起源も不明であるが、山容が食器の皿をふせたようになだらかな勾配こうばいをもつ山、供物を皿にのせて神南備の神を齋いき祭まつった山、山麓さんろくに窯かまを築き皿類を焼いた山など考えられる。いずれも焼ものの皿に関係ある名称と考えたい。そこで忘れることのできないのは、佐良山古窯址群さらかやまこようしぐんの遺跡がこのあたり一帯に存在することである。この遺跡の本格的な調査はなされていないから、その遺跡の使用された年代は不明であるが、出土遺物に須恵器すえきが多いところからみると六一八世紀ごろのものとみてよい。佐良山の地名は、こうした窯業と無関係ではないと思われる。

次に「久米の佐良山」の久米についてであるが、これを久米郡の佐良山と解することが不可能とは云いがたいが、しかし、久米郡全土の統一景観としてみることは無理である。それならばむしろ本山とか両山とかが適している。佐良山の付近は吉井川の本流に皿川・久米川・滑川しづく・紫竹川むらさきの支流が合流している地帯であり、その地帯の西方に久米郷が存在し、久米郡衙がも発見されているところである。この久米郷の東辺部から長岡郷にかけて佐良山、神南備の山々の容姿を望むとき、最もふさわしい景観となる。しかも神南備山は、神の来臨する聖山として崇拜されるところから、この「久米の佐良山」の歌は久米郷の人民、すなわち久米部くみべの伝承のなかに謡い伝えられたものである。久米部は軍事的な部民として早くから大和朝廷に服属しており、「久米の佐良山」の歌は美作の久米部の服属儀礼のなかに定着し、宮廷に伝えられたものと考えたい。

宮寺と私寺

わが国における仏教の伝来は欽明天皇一三年（五五二）とも、志賀島天皇（欽明）御世戊午年（五三八）ともいわれている。前者は『日本書紀』、後者は『上宮聖徳法王帝説』に説くと

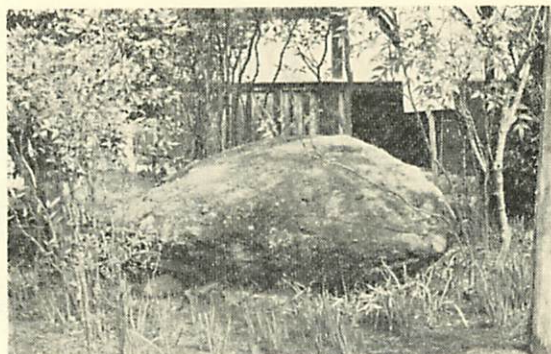


図89 美作国分寺の礎石といわれる巨石

は六世紀以前に
伝来していたと
いえよう。落合
町から出土した
土師質の陶棺に
は四方の側面や
脚部に蓮弁の瓦
当文を付したも
のがあり、後期
古墳の時期に
は、美作の地に
仏教文化のはし
りがあらわれて

ころである。
しかし『扶桑略記』によれば継体天皇一六年(五二二)、大唐漢人、案部村主司馬達止が、大和国高市郡坂田原に草堂を営み、本尊を安置して帰依礼拝したといわれる。岡山県都窪郡庄村王墓山古墳からは絵文横縁仏獣鏡が出土しており、施無畏の印を結ぶ如来形や、蓮枝が香炉を手にもつ菩薩形を表現している。意匠としての仏体

いたとみるべきであろう。異国の新宗教は、最初、金工・織工・陶工などともに地方へ定着したと考えられる。

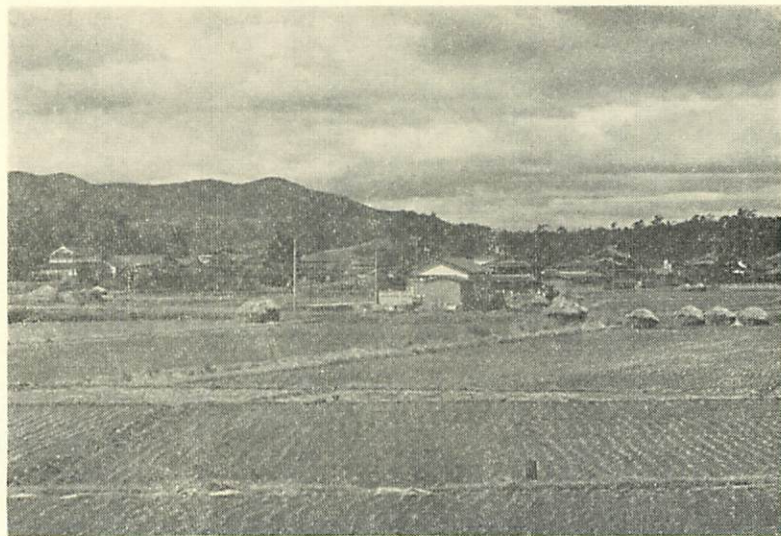


図90 美作国分寺付近 前方に国分尼寺跡がある。正面に神南備山をのぞむ

六世紀の後半、飛鳥・白鳳期から、地方の各地で寺院の建立が行なわれるようになってくる。今日、美作における寺院遺跡のうち、奈良時代前期（飛鳥・白鳳を含む）と推測されるものは、真庭郡久世町台金屋の五反廢寺・英田郡美作町藤生の江見廢寺・同竹田の竹田廢寺・同土居の土居廢寺・久米郡久米町宮尾の久米廢寺があり、奈良後期のものには、津山市国分寺の国分寺・国分尼寺をはじめ、高野本郷の夜半廢寺、英田郡美作町檀原の檀原廢寺・同山手大海寺の吉野廢寺・久米郡久米南町下弓削の弓削廢寺がある。分布状況は、おおむね出雲街道に面した交通の要地に立地しており、津山市の数例を除いては、美作の東部・英田郡に集中している。しかし勝田郡には一例も発見されず、真庭郡にわずか一例、津山市周辺部も、国分寺・国分尼寺を除いては高野の夜半廢寺のみで、中央部、西部の鏡野にも現在のところ遺跡がない。寺院跡についての本格的な調査は皆無であるため、分布状態がなぜこのような形をとるかも不明であり、個々の寺院の性格も全く不明である。

建立者も全く不明であるが、ごく一般的に地方の豪族層が、中央の支配に統合されてゆく過程のなかで、中央

政府の推賞する新しい文化を、自己の権威づけとして摂取したものであろう。久米廢寺が久米郡衙と思われる同一遺跡内に発見されていることは、地方における政治と仏教の結びつきを示唆する。

美作東部に、相接して存在する英田郡の江見・竹田・土居では、複弁の瓦を出土しており、久米でも同系統の瓦が出土しているといわれている。同一の系統の瓦工技術（造寺技術）が流入していると考えたい。

ただ注目したいのは五反廢寺の瓦である。三二の細く凸出した単蓮弁が、中央の一点を中心に八点の子房をもつ中房をとりまき、さらにその蓮弁の周辺を四重圍がめぐり、この四重圍を一六に区画するという特殊な文様の軒丸瓦が出土している。この文様の様式は高句麗の様式である。高句麗の様式を伝える中央の寺院は、蘇我馬子によって崇峻天皇元年（五八八）より建立のはじめられた法興寺（飛鳥寺）である。法興寺は現在高句麗の清岩里廢寺にみられるプランと同様のものを採用しており、飛鳥の他の寺院様式の源流となつているといわれている。

高句麗様式の瓦を出土する五反廢寺も、また蘇我氏と

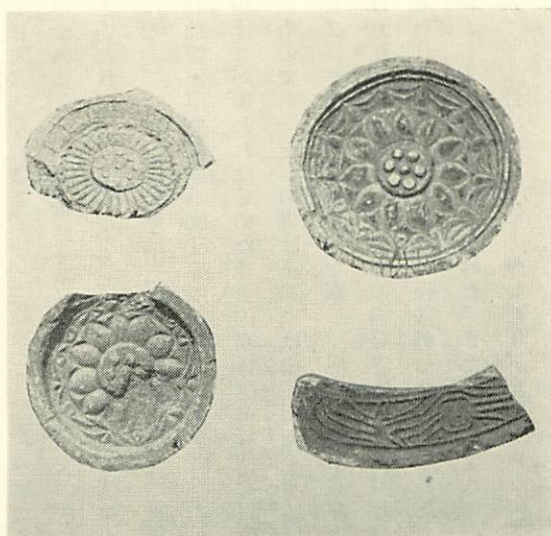


図91 真庭郡久世町 五反廂寺の瓦(久世町豆原惟一氏所蔵)

深い関係をもつ。五反廂寺の地域は白猪屯倉しろいのみやけの地域内に包摂されており、白猪屯倉については、法興寺造立の開始の一八年前、敏達天皇三年(五七四)蘇我馬子が吉備きびにつかわされ、屯倉と田部が増益され、田部の名籍を白猪史胆津しろいかふとにに与えたという伝承をもっている。つまり五反廂寺の地域は、蘇我馬子の勢力が直接流入した場所であり、蘇我氏の保持している高句麗系統の技術が、五

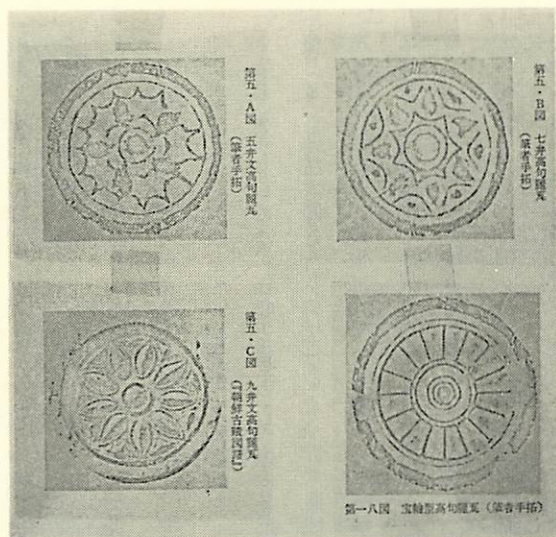


図92 高句麗系瓦の拓本
太田静六「高句麗系瓦の源流と其の影響」
(考古学雑誌57-2)より)

反の地に定着したことを示している。こうした技術を導入したのが、のちに大庭臣おほばののみを与えられる白猪氏であったらう。
美作の官寺として今日まで遺跡を残しているのは国分寺・国分尼寺である。それ以前、国家の命によって国ごとに仏舎を設ける制度は天武天皇一四年(六八五)から始まったといわれるが、本格的な国分寺・国分尼寺の設

立は聖武天皇による天平一三年(七四二)の発願によるものであるとする。奈良時代の仏教は、鎮護国家の法であるといわれ、仏の法力によって、中央集権体制の精神的支柱になっていた。国分寺・国分尼寺の発願の詔は、班田農民の動揺・中央貴族の反乱等にみられるように、ようやくかがりが見われはじめた律令国家体制の維持を目的としたものであった。僧寺は正式には金光明四天王護国寺とよばれ金光明最勝王経を奉じ、尼寺は法華滅罪寺とよばれ法華経を奉じた。美作の国分寺には正税四万束が寄せられ、この出挙によって経営が行なわれ、また文殊会料として二千束があげられた。また天平勝宝八年(七五六)一二月、聖武天皇の没した年、全国二六ヶ国の国分寺に灌頂幡一具・道場幡四九首・緋網二条を寄せ、「周忌御齋莊飭」にしている。一般に僧尼二寺は、二町ないし五町離れて相接し、国府は国分寺から十五、六町に位置した。僧寺は二町四方の寺境をもち、伽藍の主たるものは、南大門・金堂・塔・講堂・鐘楼・経楼・僧房・食堂であり、金堂には金銅丈六の釈迦三尊が安置された。

平安時代に入ると、天台・真言の二宗が起こった。津

山市近辺のこれらの寺院では、鏡野町の極楽寺(真言)・金剛頂寺(真言)・円通寺(真言)、市内高田の多聞寺(天台)、奈義町の菩提寺(天台)、英田郡福本の長福寺(真言)、久米郡大坪和の両山寺(天台)、吉岡の本山寺(天台)等の寺院が平安初期創立の縁起をもつ。美作全体の傾向としては、真庭・勝田・英田の各郡の寺院が概して、弘法大師と行基の伝承をもつ真言系統のものであるのに対して、久米郡は天台系統の寺院が多い。津山市を含めて苦田郡では天台系統と真言系統とに分かれる。いずれも山岳仏教の性格をもつ。山岳仏教は日本古来の山岳信仰と、仏教が結びついた修験道に発するものが多い。津山市の山岳仏教の寺院としては黒沢山万福寺がある。寺伝では和銅七年(七一四)の開基といわれているが、実際には平安初期の創立と考えるのが妥当ではないだろうか。往古、田辺の里人がこの山に旗をし、日暮に至って山頂に虚空蔵菩薩の異光を現すのを感じ、笠を脱いで奉祀したといわれる。明星院・明星池の伝承があるところから、あるいは山頂での星祭りの風習もあったかと思われる。深山において狩人が靈異を感じて仏

を祭るといふ伝承は、山嶽仏教の成立説話として一般的なものであり、万福寺もこうした寺院の一つとして信仰を集めたものとおもわれる。

仏教が民衆の心をいかにとらえたかはわからないが、先にあげた『日本靈異記』の英田郡の鉄穴の説話によると、穴の中に閉じこめられた鉦夫について、その家族は「観音の像を図絵し、経を写し福力を追贈して、七日をすく還ることすて巴おむに託りぬ」とあり、またその

の男は穴の中で「吾、先の日、法花大乘を写し奉らむと願ひて、未だ写し断やまらず。我が命を全くし給はば、我、必ず果し奉らむ」と念じたとあり、その功德が現れて、指刺するばかりの穴が開き、その穴から一人の僧（観音の化身である）が「よきくらいもの」を男に与え、「汝なんじの妻子、我に飲食おんじきを供へ、吾われを雇ひて勧め救はしむ。汝また哭なき愁うれふるが故に、我来る」とのべたと伝えられている。この説話にみえる信仰の形態については、観音菩薩が信仰の対象となってい

ること、図絵を写し、法華経を写す行為がその方法であり、それによって危急の場合の救済を願う利益追求が本質であることが判明する。『日本靈異記』は正しくは『日本国現報善惡靈異記』といわれ、日常の行為のいかんによって、仏の禍福を得るといふ因果応報いんがおうほうを説き、仏教布教の方便のために集成された説話であり、その説くところは概して功利的な物語である。したがって、この

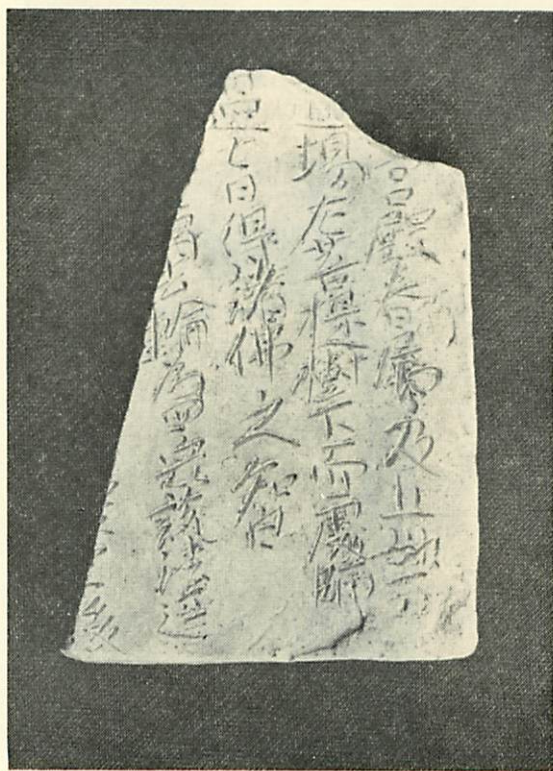


図93 英田郡美作町 間山出土の瓦経断片(津山郷土館所蔵)

鉄穴の事件にともなう観音・法華経信仰が、はたして英田郡の人々の実際の信仰活動を描いたものかどうかは、しばらく検討してみなければわからないが、少くとも、このような説話を受けいれる要素は、現地の人々の間にも芽ばえていたと考えてよからう。



図94 津山市東田辺 万福寺裏山出土の経筒銘板 (津山市万福寺蔵)

平安時代に活躍した僧侶として、法然の父漆間時国の一族として、那岐山麓菩提寺の僧観覚をあげたが、鎌倉時代の末に成立した『元亨釈書』とよばれる日本最初の仏教史の記録のなかに、美作出身の僧として、釈蓮尊と沙弥葉延の両名がみえる。釈蓮尊については時代は不明であるが、沙弥葉延については承平元年の記録があるので一〇世紀前半に存在していたことが判明する。釈蓮尊は、奈良の元興寺（がんどうじ）に所属し、法華経を持したといわれ、沙弥葉延もまた法華経を信仰したといわれている。

平安中期以降、貴族の没落、武士階層の活動、天災・

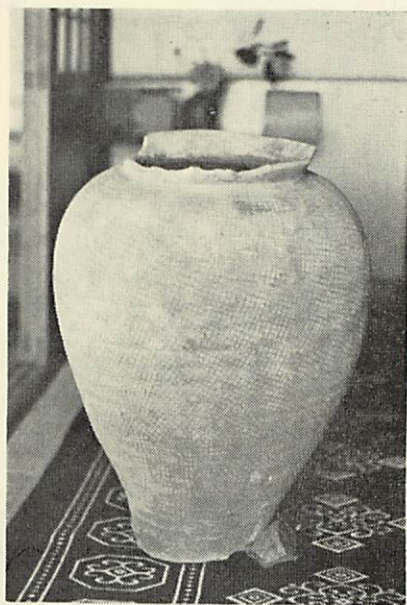


図95 万福寺裏山出土の経筒外容器 (津山市万福寺蔵)

疫病による人民の困窮など転換期特有の社会不安が京を中心としておこってきた。あわせて仏教の教理による末法思想が、この社会不安をいっそう深刻なものにした。

人々は仏教のなかに現世の一時的な利益を追求するにはあきたらず、来世への魂の救済を求めようになつてきた。この世を穢土として厭みきらい、阿弥陀浄土を欣い求めるといふ思想である。かくして阿弥陀如来を信仰し、筒に経を納入したり、土版に経を刻みつけたりして来世の証しにする経塚の風習が広まっていた。現在、経塚の遺跡といわれているものは、美作町間山の瓦経出土地、建部町福渡の銅製経筒・鏡・白磁合子・銀器・刀・甕・鉢を出土したもの、中央町の銅製経筒を出土したもの、加茂町の瓶・鏡・刀・三鈷を出土したもの、鏡野町の銅製経筒・鏡を出土したもの等があり、黒沢山万福寺付近からも遺跡が発見され、経筒や、その外容器などが出土している。また延久三年（一〇七一）の銘文のある瓦経が発見されている。発見地は鳥取県倉吉市の大日塚とよばれる経塚であり、「阿弥陀経」を刻んだ瓦経に「金剛仏子成縁」なる者が「美州勝北高福寺、法界平等利益」のために書き託したとある。「勝北高福寺」とは

美作町間山の寺号であるといわれている。

隨身立像― 転換期の文化

「今昔物語」に「中山は猿、高野は蛇」という記事がある。この意味は、中山神社の祭神は猿神であり、高野神社の祭神は蛇神であるということである。「今昔物語」は平安時代の終りに成立した説話集であるから、すくなくともこの時期には、二社の主神についてこのような俗信が一般的になっていたのである。元来日本の神々は自然現象そのものであったり、あるいは自然物に姿をかりて示現するのが一般的な性格であった。猿神は山の神の示現であり、蛇神は河川の神のそれである。しかし古代国家の統一が完成し、律令制度に基づく神祇官の統制が全国に及んでくると、これらの神々も国家神話の体系に組みこまれ、それにふさわしい神格を与えられたのである。中山神社の祭神が、天岩戸神話に重要な役割を果す天懸戸神や、吉備地方の征服者である吉備武彦であったり、また高野神社の祭神が、皇統に属する神である鸕鷀草薙不合尊であるのもそのためである。本来民衆の信仰にはぐくまれた神々が、律令国家の体制の中に組み入れられ、「延喜式」編さんの平安時代初期以降、律令体制が崩れてゆくにつ

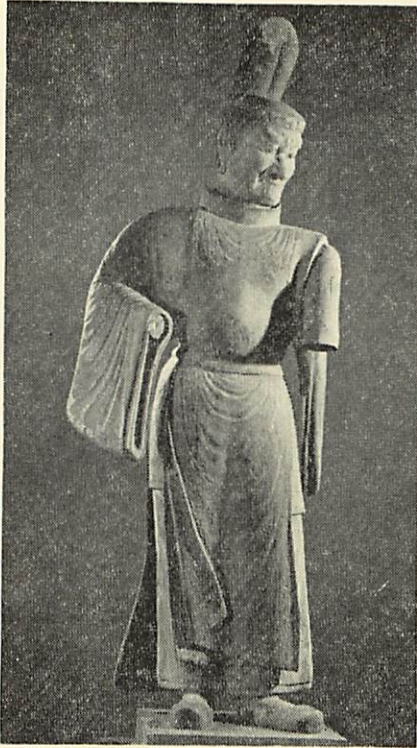


図96 国指定重要文化財 高野神社隨身立像 (津山市二宮高野神社蔵) 写真は山崎治雄氏提供
 2. 阿形
 1. 阿形

れて、再度、自然神の性格を帯びてくるのである。「中山は猿、高野は蛇」という表現は、古代社会から中世社会への移行を物語っていると考えられる。

この高野神社の隨身門に二躰の隨身立像がある。隨身門は鎌倉時代初期の建造物といわれ、事実とすれば岡山県最古の建造物である。しかしここに安置されていた隨身立像は、それよりも一時代前の応保二年(一一六二)の造立であることが、神像の胎内銘から判明する。巾子の幅の広い冠をつけ、闕腋の袍を着し、浅靴をはいたこの神像は、両手首が欠けているがおそらくは武器というよりも笏を持っていたであろうと思われる、大衆を見下す力のみなぎった風姿は、地方官人のいかめしさを模したものと思われる。この二躰の神像を造立したのは、大勧進直司尋清・大官司行老・祝師穴人諸貞・中番案主かみつみちのちかのみかざらんとす上道近延・下番案主笠成孝で、大勧進

第二章 律令時代

直司尋清は一体には漆間尋清とも記されているところから、この地方の豪族として在庁官人や押領使として活躍した漆間氏の一族である。穴人氏については不明であるが、上道近延・笠成孝はいずれも吉備地方の豪族である上道氏・笠氏につながるものであり、いずれも高野神社の祭祀権をもつ有力氏族であったと考えられる。造像者は大仏師筑後講師嚴成とある。この人物については不明であるが、筑前観音寺の仏像に「飛彈講師」という造像銘があり、一般に「大仏師○○講師」と名乗る仏師は、当時の有力な仏師と考えられる。近江の石山寺に伝わる記録によれば、この像の造られた応保二年に、嚴成なるものが一杯以上酒を飲まないことを神仏に誓った節酒の起請文があり、この嚴成と大仏師嚴成とが同一人物であるならば、筑後講師嚴成は石山寺の仏所に関係ある仏師であったと思われる。

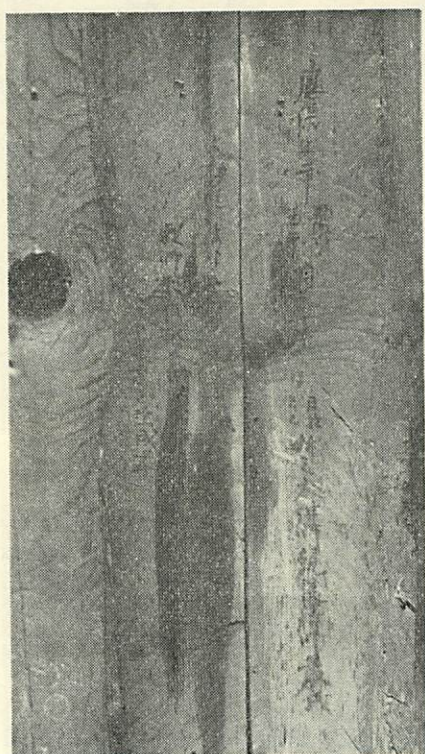


図97 高野神社隨身立像胎内銘二面 (津山市二宮高野神社蔵)
 2. 呷形胎内 1. 阿形胎内

この像について、次にのべる二つのことに注目しなければならぬ。それはこの像から古代社会を越えて、中世社会に連続してゆく異質なものが読みとれることである。

その一つは、中央貴族文化の地方化ということである。本来造寺造仏の風は、藤原氏を中心にする中央貴族の独占するものであった。しかし平安末期から、この独占が破れ、地方の豪族の手によって全国的に貴族文化がとり入れられるようになった。彼等はそれぞれの地方独自の文化を築く伝統を未だ持たなかったため

にとりあえず中央貴族文化を模したものとされる。たとえ最初は模倣であっても、貴族に代って次の時代をになうものの文化であったという点に注目しなければならぬ。例えば、この高野神社の隨身像と一連の文化現象としてみられるものは、東北地方の奥州藤原氏による平泉の諸文化、福島県白水の阿弥陀堂、『梁塵秘抄』に謡われた備中吉備津宮、平家一門による安芸の厳島、北九



図98 高野神社隨身立像羯磨文
(津山市二宮高野神社蔵) 写真は山崎浩雄氏提供

州の国東の文化、鳥取の三徳山三仏寺等がある。簡素で力強い風姿のこの隨身像は、まさに来るべき中世の力強さを示しているといえよう。

第二の点は、この隨身像が神像であるにもかかわらず仏像と表裏一体のものであることである。そもそも豪族たちによってこの像が造られた理由は、胎内銘に記されているように「現世安穩・後世菩提のために結縁助成」

することにあった。この思想は、この世の幸福と来世の安泰のために、隨身と縁を結ぶという、仏教本来のものである。仏に対する願望と同じものが、この隨身にもよせられている。もともと日本の神が、人間の形をした像で表現される伝統はなく、仏像彫刻の影響によってはじめて神像彫刻が発生するのである。事実この隨身像の一体の背には仏教的文様である連珠文もんじゆが描かれており、また片袖には密教法具の一つである羯磨かつまの文様が描かれている。この像が神像としてと同時に仏像としても意識されてきたことになる。

神と仏を一体のものとして意識する風習は奈良時代より現われてくるが、平安時代も中期ごろからその思想は本地垂迹すいじやく説となって展開する。異国より渡来した仏が（本地）、日本の地では神の姿となって具現する（垂迹）思想であり、神社と寺院の結びつきもより深密なものになってくる。黒沢山万福寺が中山神社の奥の院であり、香か々美がみの円通寺が高野神社の奥の院といわれてくる。また高野たかの神社の高野は高野山の高野こうやと結びつくところから、高野山の鎮守の一つである丹布都にふつ比売ひめ神が祭祀されてくる。高野神社の隨身像もこうした本地垂迹説のあらわ

れであり、以後、この説は明治初年まで、日本人の信仰の根底になるのである。

第二章の参考文献

- 「日本書紀」（日本古典文学大系）岩波版
- 「純日本紀」（国史大系）
- 「日本後紀」（全右）
- 「純日本後紀」（全右）
- 「日本文徳天皇実録」（全右）
- 「日本三代実録」（全右）
- 「類聚国史」（全右）
- 「弘仁式」（全右）
- 「内外官交替式」（全右）
- 「延喜式」（全右）
- 「令義解」（全右）
- 「令集解」（全右）
- 「放治要略」（全右）
- 「新抄格勅符抄」（全右）
- 「類聚三代格」（全右）
- 「類聚符宣抄」（全右）
- 「続左丞抄」（全右）

第二章の参考文献

- 「別聚符宣抄」 (全右)
 - 「尊卑分脈」 (全右)
 - 「公卿補任」 (全右)
 - 「吾妻鏡」 (全右)
 - 「東大寺要録」 (国書刊行会本)
 - 「正倉院文書」 (大日本古文書)
 - 「教王護国寺文書」 (赤松俊秀編) 平楽寺書店
 - 「寧楽遺文」 (竹内理三編) 東京堂
 - 「平安遺文」 (全右)
 - 「鎌倉遺文」 (全右)
 - 「大日本史料」
 - 「風土記」 (日本古典文学大系) 岩波版
 - 「古今和歌集」 (全右)
 - 「權馬楽」 (全右)
 - 「日本国現報善悪靈異記」 (全右)
 - 「今昔物語集」 (全右)
 - 「元亨积書」 (国史大系)
 - 「和名抄」 (正宗文庫本)
 - 「美作古簡集註解」
 - 「美作略史」
 - 「作陽誌」
 - 「岡山県通史」
 - 「岡山県金石史」
 - 「莊園資料」 (清水建志編)
 - 「倭名類從抄郷名考」 (吉川弘文館)
 - 「平城宮跡発掘調査報告」
 - 「美作太平記」 (寺坂五夫編)
 - 「莊園の研究」 (西岡虎之助) 岩波書店
 - 「律令制と貴族政權」 (竹内理三) お茶水書店
 - 「久米郡誌」
 - 「苦田郡誌」
 - 「真庭郡誌」
 - 「蒜山の自然と人文」 (岡山県)
 - 「富村郷土史」
 - 「福山市史」
 - 「岡山県に於ける建武中興の調査」
 - 「鏡野の歴史」
 - 「法然」 (田村円澄) 吉川弘文館
 - 「美作国神社資料」
 - 「中山神社資料」
 - 「古代の日本」 (林屋辰三郎) 岩波書店
- (第二章 執筆担当者 三好基之)

第一卷年表

時	期	主 要 事 項 (遺 跡)
1185	2 (寿永4)	<p>1月 源頼朝が石清水八幡宮領美作国大吉庄等における武士の狼藉を禁止する</p> <p>6月 源頼朝が賀茂別雷社領美作国河内南庄における武士の狼藉を禁止する</p> <p>7月 仁和寺宮庁が山氏女を布施社下司職に任ずる</p>

時	期	主 要 事 項 (遺 跡)
897	寛 平 9	1月 美作国等の采女の定額を改貢する
902	延 喜 2	3月 延喜の荘園整理令
905	5	4月 「古今和歌集」が成る
914	14	4月 三善清行の意見封事12カ条が成る
927	延 長 5	「延喜式」が完成する
935	承 平 5	2月 承平・天慶の乱がはじまる
970	天 禄 1	9月 美作国廩米50石を賑給料にあてる
998	長 徳 4	2月 摂津長渚浜の住人が美作米を強取する
1003	長 保 5	1月 美作米減少につき藤原道長が怒る
1007	寛 弘 4	8月 藤原道長、左大弁藤原行成をして美作国解文を奏せしめる
1048	永 承 3	6月 東大寺御封米について美作前司秦成安が裁許を申し出る
1069	延 久 1	延久の荘園整理令
1071	3	7月 金剛仏子成縁により美作高福寺瓦経が作成される
1094	嘉 保 1	4月 美作国における新立荘園を制止する
1128	大 治 3	12月 平正頼、美作国布施社等を七郎君に譲る
1131	天 承 1	9月 美作国留守所、布施社々務執行を七郎に沙汰する
1133	長 承 2	源空、久米郡稲岡庄に生れる
1141	永 治 1	久米郡押領使漆間時国と稲岡庄預所明石定明との間に戦乱がある
1156	保 元 1	7月 保元の乱がおこる
1158	3	石清水八幡宮領美作国大吉庄・梶並庄・伊志庄における下司公文等の掠領を禁ずる
1159	平 治 1	平治の乱
1162	応 保 2	潤2月 高野神社隨身立像が作成される
1165	永 万 1	6月 美作国中山社・高野社に神祇宮の年貢が注文される
1180	治 承 4	8月 源頼朝が伊豆に挙兵
1184	元 暦 1 (寿永3)	4月24日 源頼朝が賀茂別雷社領美作国倭文庄・河内庄・便補保における武士の狼藉を禁ずる 8月 美作国江見庄等が栗田宮に寄付される

第一卷年表

時	期	主 要 事 項 (遺 跡)
856	齊 衡 3	12月 美作国から白鹿を献ずる
857	4	2月17日 白鹿の瑞を賀する
	天 安 1	2月21日 美作・常陸2国が瑞祥を献ずるによつて改元、徭役・調を免ずる
859	貞 観 1	4月 英田郡が大嘗会の主基国となる 8月 新鑄の国印が下賜される 11月 美作国司に叙位
860	2	6月 英多郡の皇太后宮職田に勝田郡の公田をもつて替える
862	4	9月 白鹿を献ずる
863	5	5月26日 苫田郡を分つて苫東・苫西郡とする 5月28日 天石門別神・大佐々神・奈美神に叙位
864	6	8月8日 美作掾に賜姓 8月15日 高野神等に叙位
865	7	7月 中山神に叙位 11月 秦豊永孝行につき授位し、課役を免ぜられる
866	8	閏3月 美作国に賑給 9月 美作国の兵庫が鳴動する
867	9	7月 大庭・真島両郡の課役を復して1年とする 8月 苫東・苫西両郡に大領・少領を加え置く
869	11	7月 苫東・苫西両郡に郡司職田をおく
870	12	10月 美作国に国掌2人を置く
875	17	3月 高野神・御鴨神に叙位 4月 中山神に叙位
876	18	7月 美作国の絶乏戸に賑給
877	19	閏2月 真島郡大庭郡より銅を貢進する
881	元 慶 5	9月 美作国等の稲を興福寺に施入す
883	7	2月 美作稲4000束を東寺塔料に宛てる
884	8	12月 勅により美作国にて野禽を狩る

時	期	主 要 事 項 (遺 跡)
791	10	9月 美作国等に長岡京造営を命ずる
792	11	3月 美作国が白雉を献ずる 6月 兵士をやめて健児を置く
794	13	10月 平安京に遷都する 11月 美作国から献物がある
798	17	1月 美作国から早栗を献ずることを停止
799	18	2月 美作・備前両国の国造和気清麻呂死去 5月 美作国等去年の田租を免ぜられる
802	21	8月 美作国等の税を免ぜられる 9月 美作国人曾称継人等が強盗を犯したため安房国に流される
803	22	1月 美作国が白鹿を献ずる
805	24	6月 美作国等が彩帛を貢することを停止して、もとのごとく絹を貢する
806	大 同 1	神事諸家封戸に美作封戸がみえる 12月 美作国等の庸を免ずる
809	4	4月 美作国が大嘗会の主基国になる
810	5	1月 美作国穀を藤原真夏に賜う 11月 美作国の田租をもって大嘗会供奉料にあてる
814	弘 仁 5	閏7月 美作国から白雀を献ずる
815	6	1月 美作国等の国役夫が朝堂院を修理する
816	7	この年空海が高野山を開く
820	11	弘仁式が撰上される
826	天 長 3	10月 和気真体が亡妹菩提のため佐良荘を神護寺に施入する
835	承 和 2	5月 美作国等が年貢料賦練糸等の色を減じて生糸を貢する
837	4	3月 美作国に賑給
850	嘉 祥 3	6月 美作国英田郡から白亀を献ずる 8月 美作国司が白亀を獲るによつて天皇の徳を表する 9月 英田郡の庸を免じ白亀を獲る人を叙位する

第一卷年表

時	期	主 要 事 項 (遺 跡)
728	神 亀 5	4月 大庭・真島2郡の庸米を綿・鉄にかえる
735	天 平 7	9月 美作守阿部帯麻呂, 人を殺す
743	15	5月 壘田永世私財法
747	19	2月 美作国等に賑恤
750	天平勝宝2	美作国封戸を東大寺に施入 この頃国分寺・国分尼寺ができる
756	8	12月 美作国等へ灌頂幡が頒たれる
757	9	4月 美作の兵士等にこの年の田租を免ずる この頃東大寺に美作の引材役夫が徴発される
761	天平宝字5	美作介犬養沙弥麻呂, 不正あるにより官を免ぜられる
764	8	4月 美作国に賑恤
765	天平神護1	2月 美作国に賑恤
766	2	5月 勝田郡塩田村の百姓を備前国藤野郡に割付する 12月 白猪大足に大庭臣の賜姓
767	神護景雲1	11月 美作国等の乗田を天王寺に施入する
768	2	5月 白猪証人等に大庭臣の賜姓 11月 美作掾白鼠を献ずる 12月 財田常人に叙位
769	3	6月 美作等の家部・母等理部に賜姓がある
775	宝 亀 6	3月 美作国に大少目員を置く
777	8	8月 勝田郡50畑を妙見寺に施入する
780	11	12月 西大寺資財帳が作成され, 美作国壘田の記事が見える
781	天 応 1	3月 苦田郡の兵庫が鳴動する
784	延 暦 3	11月 長岡京に遷都する
788	7	この年最澄が比叡山延暦寺を創る
789	8	7月 美作国等に賑給
790	9	3月15日 美作国等6カ国に賑給 3月30日 美作国等2カ国に賑給 4月 美作国等に賑給

時 期		主 要 事 項 (遺 跡)	
古 墳 時 代	5 世 紀	岡山県南部平野に巨大古墳築造（岡山市造山古墳・総社市作山古墳・赤磐郡山陽町両宮山古墳など） 美作各地に大形古墳築造（津山市美和山1号墳・久米郡柵原町月の輪古墳・英田郡美作町檜原寺山古墳など） 農業生産がいちだんと進む 須恵器の使用がはじまる（津山市日上高祖神社古墳・須恵器副葬など） 鉄生産がさかんとする（津山市川崎六つ塚古墳群・鉄滓副葬など）	
	6 世 紀	横穴式石室がつくられはじめる（津山市福田中宮1号墳など） 群小古墳が各地につくられる（津山市日上畝山古墳群・津山市佐良山古墳群）・陶棺が盛行する 須恵器の生産がはじまる（勝田郡勝北町甲田池東古窯址など） 吉備五郡に白猪屯倉がおかれる（日本書紀 555年） 吉備児島に屯倉がおかれる（日本書紀 556年） 白猪屯倉の田部の丁籍が定められる（日本書紀 569年） 前方後円墳など大形古墳がつくられなくなる	
	7 世 紀	群小古墳の築造も稀になる（津山市紫保井12号古墳など） 大化改新（日本書紀 645年） 美作に寺院の建立がはじまる（久世町五反庵寺址など）	
	672	壬申の乱	
	694	藤原宮に遷都	
	701	大宝 1	大宝律令が完成
	710	和 銅 3	平城京に遷都
	713	6	備前6郡を割いて美作国をたてる、上毛野堅身が国司となる（以下国司の記事は特別のもの以外は略す）
	719	養 老 3	7月 按察使をおき、鴨吉備麻呂が美作国等4カ国を管する
	722	6	8月 美作国司等に駅馬に乗るを許す
723	7	4月 壛田三世一身の法	

津山市史第一巻年表

時 期	主 要 事 項 (遺 跡)
先 土 器 時 代	(推定200万年前) 人類の発生
	日本に人類出現(推定2~3万年前) 美作最古の人跡(津山市国分寺東の石器)(推定1~2万年前) 大陸から分離して日本列島形成(推定1~1.5万年前)
細 文 時 代	弓矢・磨製石斧・土器の使用がはじまる(推定1万年前) 美作に細文時代早期の人々が来住(津山市綾部穴田遺跡・真庭郡中和村別所向山遺跡など) 狩猟・採集生活が進み、人口がややふえる(真庭郡森谷姫笹遺跡・津山市隠岨遺跡など)
	約200~300年頃 水稲農業と鉄器の使用がはじまる(津山市天神原遺跡・津山市山北一丁田遺跡)
弥 生 時 代	紀元前後 美作に農業集落がふえる(津山市中原西遺跡・勝田郡奈義町野田遺跡など) 石器が減少し、鉄器が普及する(津山市沼遺跡など) 美作のほぼ全域に農業集落がひろがる
	約300年頃 政治的統合の動き(津山市天神原遺跡)
古 墳 時 代	4世紀 美作に前方後円墳・前方後方墳がつくられはじめる(苫田郡鏡野町観音山古墳・勝田郡勝央町岡高塚古墳など)

章	節	図・表 番・号	図・表 名	写真・図・ 表の別	頁
		図83	吉井川畔の二宮に鎮座する高野神社	写 真	165
		図84	真庭郡湯原町の八社	”	166
		図85	津山市大篠の大佐々神社	”	167
		図86	津山市高倉の高倉神社	”	167
		図87	津山市総社美作国府址出土の齋串	”	168
		図88	津山市高尾より久米の佐良山あたりを望む	”	169
		図89	美作国分寺の礎石といわれる巨石	”	173
		図90	美作国分寺付近	”	173
		図91	真庭郡久世町五反庵寺の瓦	”	175
		図92	高句麗系瓦の拓本	”	175
		図93	英田郡美作町間山出土の瓦経断片	”	177
		図94	津山市東田辺万福寺裏山出土の経筒銘板	”	178
		図95	万福寺裏山出土の経筒外容器	”	178
		図96	国指定重要文化財 高野神社隨身立像	”	180
		図97	高野神社隨身立像胎内銘二面	”	181
		図98	高野神社隨身立像羯磨文	”	182

第一卷図・表一覧

章	節	図・表号	図・表名	写真・図・表の別	頁
2. 律令政治の展開		図61	津山地域の郷名図	地 図	100
		図62	久米郡衙推定地	写 真	102
		表14	「延喜式」にみえる美作国の貢納品目表	表	104
		図63	平城宮跡出土の木簡1	写 真	107
		図64	美作国府址出土の井桁	”	108
		図65	美作国府址出土の井筒	”	109
3. 荘園制と武士		図66	美作国府址出土の木簡	”	109
		図67	法然上人絵伝一 久米郡南稻岡庄の農民の在家	”	119
		図68	津山市高尾 神護寺領佐良庄の地	”	127
		図69	津山市皿佐良神社	”	128
		図70	灌 頂 歴 名	”	128
		図71	天承元年美作国留守所下文	”	131
		図72	美作地方の古代庄園分布図	分布図	132
		図73	法然上人絵伝一漆間時国の館	写 真	142～ 143
		図74	法然上人絵伝 一漆間時国の館で殿居する武士	”	143
		図75	天承元年美作国留守所下文一部分	”	145
4. 古代の産業		図76	津山市二宮「宇那堤が森」の伝承地の巨大な棕	”	148
		図77	津山市金屋付近の吉井川	”	151
		図78	平城宮跡出土の木簡2	”	152
5. 古代の文化		図79	津山市河辺天神原遺跡より那岐連山をのぞむ	”	157
		表15	古代の文献に見える美作地方の神社一覽表	一覽表	158
		図80	美作地方古代の神社・寺院の分布図	分布図	159
		図81	津山市二宮中山神社の長良嶽の磐座一猿神社伝承の地	写 真	162
		図82	津山市高野高野郷に鎮座する高野神社	”	164

章 節	図・表 番 号	図・表 名	写真・図・ 表の別	頁
	図41	津山市高尾ズリ谷古墳出土の子持ち高杯	写 真	48
	図42	津山市河面丸山2号墳出土の陶棺	”	49
	図43	真庭郡久世町櫛東古墳出土の切妻屋根形陶棺	”	50
	表10	陶 棺 分 類 表	一覧表	50
	図44	真庭郡落合町下一色2号墳出土の瓦当文陶棺	写 真	51
	図45	津山市川崎六塚3号墳鉄滓出土状況	”	53
	図46	津山市川崎六塚古墳群出土の紡錘車	”	54
	図47	津山市田邑丸山1号墳出土の車輪石型銅器	”	54
	図48	津山市山北、小原周辺の条里制の名残り	”	58
	図49	真庭郡久世町五反庵寺址出土の白鳳時代の丸瓦	”	59
	図50	久米庵寺址出土の遺物	”	60
	表11	美作地方の古代庵寺址など地名表	一覧表	62
	図51	津山市内の白鳳・奈良・平安時代遺跡分布図	分布図	65
	図52	津山市総社美作国府址出土の瓦	写 真	66
	図53	美作国府址出土の墨書土器	”	66
	図54	美作国府址出土の蹄脚硯	”	67
	図55	美作国分寺址出土の瓦	”	67
	図56	美作国分尼寺址出土の瓦	”	68
第二章 律令時代	図57	美作国府址の発掘	”	扉71
1. 美作国の成立	表12	和名抄に見られる郡郷	一覧表	74
	図58	美作国府址出土の墨書跡のある土器	写 真	76
	図59	美作国府址出土の土器に見える墨書跡	”	77
	図60	美作国府址出土の墨書跡のある土器	”	78
	表13	美作国司歴任一覧	一覧表	78~98

第一卷図・表一覧

章	節	図・表 番 号	図・表 名	写真・図・ 表の別	頁
3. 王と大王の時代		図22	勝央町植月念仏塚出土の銅鐸	写 真	30
		図23	津山市内弥生遺跡分布図	分布図	折込み
		図24	津山市大篠桶内池西出土の細線文鏡	写 真	31
		表 4	津山市周辺の弥生時代遺跡	一覧表	31
		図25	柵原町月の輪古墳出土の短甲形埴輪	写 真	32
		図26	美作町檜原寺山古墳出土の変形四獣鏡	”	33
		表 5	美作地方の前期古墳編年表	表	33
		図27	柵原町月の輪古墳出土の家形埴輪	写 真	34
		図28	津山市田邑丸山 2 号墳出土の仿製三角縁神獸鏡	”	35
		図29	津山市沼 6 号墳発掘状況	”	36
		図30	津山市押入飯綱神社 3 号墳	”	36
		表 6	津山市内の前期古墳	一覧表	37
		図31	津山市日上, 高祖神社裏古墳出土の古式須恵器	写 真	38
		図32	真庭郡八束村四塚13号墳出土の家形埴輪	”	39
		図33	津山市川崎六塚 1 号墳木棺直葬状況	”	39
		図34	津山市川崎六塚 5 号墳礫櫛内部	”	40
		図35	津山市川崎六塚 3 号墳外形	”	41
		図36	津山市川崎六塚 3 号墳木棺直葬状況	”	41
		図37	津山市川崎六塚 1 号墳出土の須恵器	”	42
		表 7	津山市内の主要後期古墳	一覧表	43
	表 8	美作地方の五・六・七世紀の古墳要素変化表	”	44	
	図38	津山市内主要古墳分布図	分布図	折込み	
	図39	津山市福田剣戸東塚古墳	写 真	46	
	表 9	美作地方の後期前方後円墳	一覧表	47	
	図40	津山市中宮 1 号墳出土の四つ重ね高杯	写 真	48	

第 1 卷 図・表 一 覧

章 節	図・表号	図・表名	写真・図・表の別	頁
表 紙	図 1	高野神社隨身立像 (山崎治雄氏写)	写 真	
序章 津山の概観	図 2	津山市大観	”	扉 1
	図 3	津山盆地	地 図	4
	図 4	集落移転図	”	8
	表 1	城下町地区の人口推移	表	10
	図 5	城下町地区の人口推移	グラフ	11
	表 2	津山市の人口推移	表	13
	図 6	津山市の人口推移	グラフ	13
第 1 章 原始社会から古代国家の成立へ	図 7	津山市内出土の陶棺	写 真	扉15
1. 狩猟と採集生活の時代	図 8	狩猟用石器の発展	図	18
	図 9	津山市河辺出土の旧石器	写 真	19
	図 10	真庭郡中和村金山出土の押型文土器片	”	21
	図 11	真庭郡中和村向山遺跡出土の羽状縄文土器片	”	21
	図 12	真庭郡美甘村森谷遺跡出土の縄文中期土器片	”	22
	図 13	美作地方縄文遺跡分布図	分布図	23
	図 14	津山市綾部穴田出土の縄文式土器片	写 真	14
	図 15	美作地方出土の縄文時代石器	”	15
	表 3	縄文時代の美作地方の遺跡	一覧表	24
2. 農業の開始と発展	図 16	津山市内出土の石斧類	写 真	25
	図 17	津山市内出土の石包丁類	”	25
	図 18	津山市河辺天神原出土の弥生前期土器	”	27
	図 19	津山市野介代堅穴住居址	”	27
	図 20	津山市沼の弥生住居址	”	28
	図 21	弥生時代後期の土器	”	29

津山市史編さん委員会

会	長	生	末	敏	夫
前	長	額	田	雄	郎
副	長	津	高	克	己
副	長	米	井	賢	完
前	副	片	岡	政	治
願	会	巖	津	右	衛
願	会	江	見		門
願	副	(故) 岡		長	正
願	会	近	藤	義	平
願	会	谷	口	澄	郎
願	会	難	波	重	夫
願	会	西	下	止	夫
願	会	福	田	卓	也
願	会	藤	井	昌	駿
願	会	美	路	岩	一
願	会	木	村	輝	治
委	員	(故) 下	山	靖	練
委	員	国	政	順	郎
委	員	安	藤	五	雄
委	員	竹	久	三	一
委	員	(故) 寺	坂	基	夫
委	員	松	岡	芳	彦
委	員	三	好	壽	之
委	員	渡	部		武
前	員	大	林		茂
	員	定	久		元

長集長
長集長
編集編
副編副
前編前

土

樹

津山市史編さん委員会規程 (昭和40年7月10日津山市訓令第11号)

改正 昭和42年7月5日訓令第8号

- 第1条 津山市史を編さんするため、津山市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会に関する事務は、総務部総務課において主管する。
- 第2条 委員会には会長・副会長および委員ならびに顧問若干名をおく。
- 2 会長は市長、副会長は助役および総務部長とする。
- 3 委員および顧問は、市職員・郷土史家および学識経験者のうちから市長が任命しまたは委嘱する。
- 第3条 委員は、諸般の資料を収集し、市史の執筆・編集を担当する。
- 2 顧問は、市史編さんに関し意見を述べ、助言するものとする。
- 第4条 会長は、必要があるときは会議を招集する。
- 第5条 第3条の委員がその業務を行なうにあたり、相互協議のため編集協議会をおく。
- 2 編集協議会に委員の互選による編集長および副編集長各1名をおく。
- 3 編集長は、必要のつど会議を招集する。
- 第5条の2 会長において、必要と認めるときは、委員のほかに、市史の執筆員を委嘱することができる。
- 2 前項の執筆員は、編集協議会の指示に基づき、特定部門の執筆を担当する。
- 第6条 委員会に参与をおくことができる。
- 2 参与は、必要に応じ、市長が委嘱する。
- 3 参与は、市史編さんに関し協力するものとする。
- 第7条 委員会に関する諸般の事務を処理するため、幹事・書記または筆生をおくことができる。
- 2 幹事・書記または筆生は、市職員その他適当と認めるものにつき市長が任命しまたは委嘱する。
- 第8条 市史の刊行についての時期および方法は、市長が別に定めるところによる。
- 付則
- この規程は、昭和40年7月10日から施行する。
- 付則（昭和42年7月5日訓令第8号）
- この規程は、公布の日から施行する。

津山市史 第一卷 原始・古代

昭和四十七年三月三十一日発行

編集者 津山市史編さん委員会

発行者 津山市

印刷者 株式会社 広陽木社

岡山県津山市田町二番地

発行所 津山市役所

岡山県津山市山下九番地

正 誤 表

頁	行(番、年)	誤	正
一一〇	下二〇	東別二升 ^x	東別三升
一二五	上二	第三章でのへるごとく、 輸租田であり。 ^x	後でのへるごとく、 輸租田であり、
一二六	下五	宮寺と私寺	宮寺と私寺
一七二	下二七	筑前観音寺	筑前観世音寺
一八一	上一一	折 込	(縦貫道の南側が正しい)
		❖	
(図・表) 1	図 20	津山市沼の弥生住居址	津山市沼の弥生住居復原
(図・表) 4	図 69	津山市皿佐良神社	津山市皿 佐良神社
(図・表) 4	図 81	津山市二宮中山神社……	津山市一宮中山神社……
(図・表) 5	図 97	……胎内銘二面	……胎内銘 2 面
(年表) 5	865	秦豊永孝行につき……	秦豊永 孝行につき……